

1984

大井城

大井城関係文献史料集

昭和五十九年三月

佐久市教育委員会

例言

一、本書は、佐久市岩村田に所在する大井城（石並城・王城・黒岩城の三城の總稱）の内、大和町小集落事業に伴う黒岩城跡の破壊が止むなきにあたり、発掘調査を昭和五十八、五十九年度にわたり実施することとなった。その際、大井城跡関係の文献史料を集成したものである。

一、本書は、大井城跡総合発掘調査団が組織され、同員である大井隆男・木内寛・本沢慎輔・森泉かよ子が編集にあたった。

一、本書は左記の文献を引用した。（但し、旧字・異体字等は活版に忠実に転載したが、一部改まった箇所もある。）

『信濃史料』第三卷、第十一卷 信濃史料刊行会 昭和二十八年、昭和三十三年

『新編信濃史料叢書』 信濃史料刊行会

第一卷「信濃地名考」昭和四十五年

第二卷「大塔物語」 「信州大塔軍記」 昭和四十七年

第四卷「信陽雜誌」 昭和四十六年

第八卷「四隣譚叢」 昭和四十九年

第九卷「千曲之真砂」 「依田記」 昭和四十八年

第十五卷「長岡寺殿御事蹟稿」 昭和五十二年

『北佐久郡志 全』 長野県北佐久郡役所 大正四年

『北佐久郡志』 第二卷 歴史編 北佐久郡志編纂会 昭和三十一年

『南佐久郡志』 南佐久郡役所 大正八年

『建武中興を中心としたる信濃勤王史攷』 上・下巻 信濃毎日新聞株式会社 昭和十四年

復刻『長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書』 第七卷「大井城」 長野県文化財保護協会 昭和五十年

『日本城郭大系』 第8巻 新人物往來社 昭和五十五年

目次

例言

目次

巻頭図版一 大井城航空写真

巻頭図版二 大井太郎の邸(一編上人絵伝)

巻頭図版三 一、岩村田町文明度の古図 二、古代村絵図

巻頭図版四 一、岩村田町永正度の古図 二、寛文十年岩村田古地図

巻頭図版五 松原諏訪神社銅鐘

第一図 大井城跡見取図

挿 圖

信濃史料

依田記

四隣源載

信陽雜誌

信濃地名考

千由之真砂

大碓物語

信州大碓軍記

長田寺殿御事蹟稿

北佐久郡志 全

南佐久郡志

建武中興を中心としたる信濃勤王史攷

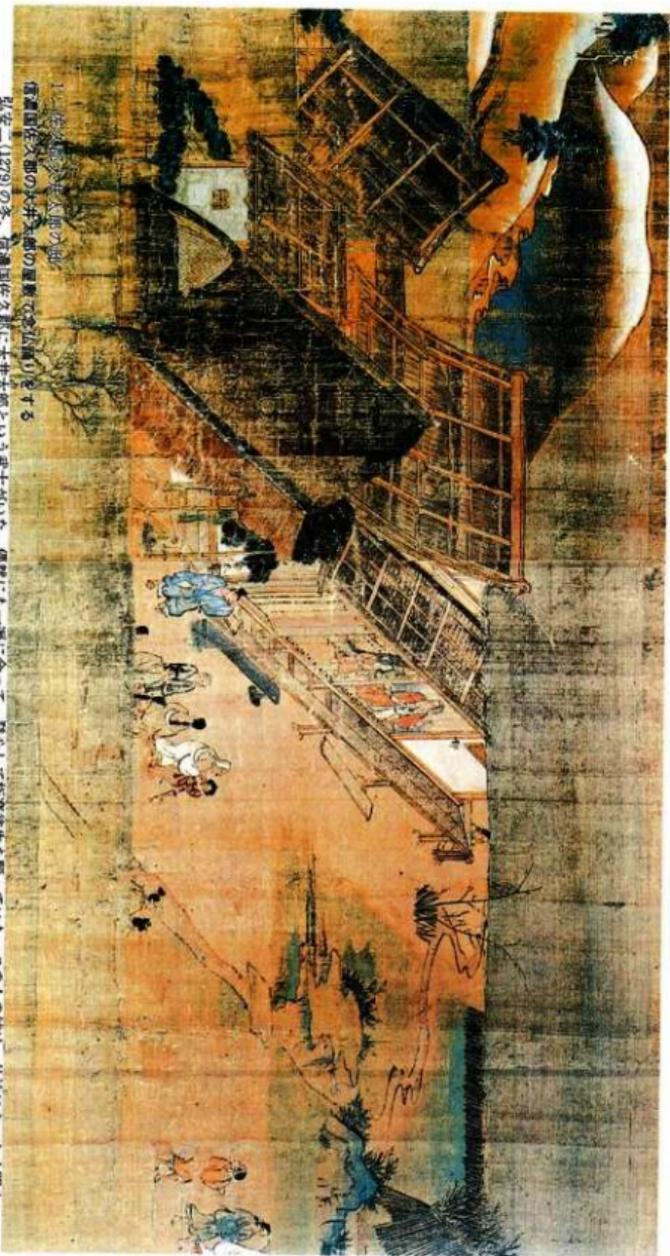
長野県史蹟名勝天然記念物調査報告書第七巻 大井城

日本城郭大系 長野県佐久市 大井城

一
三二
三九
五〇
一〇一
一〇三
一〇七
一八
二二
二五
二七
五〇
一七四
二一〇
二四一
二四四



1. 大井城跡航空写真



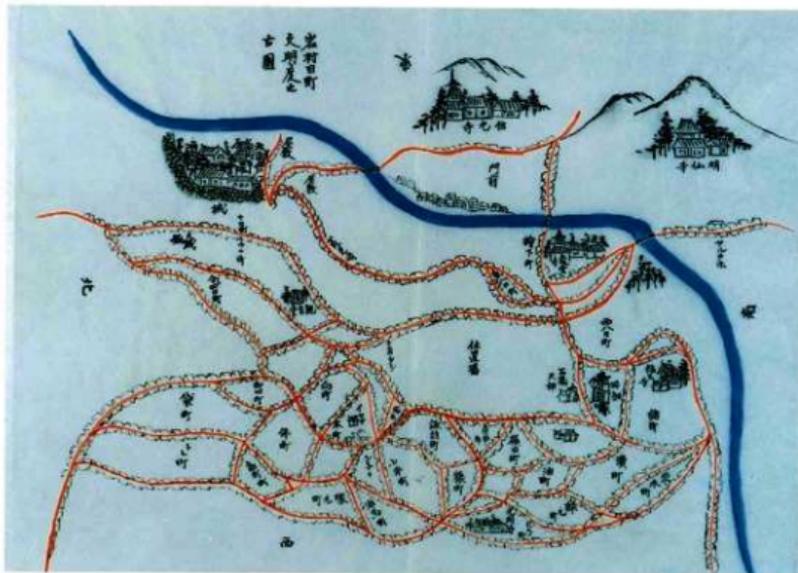
1. 松平大次郎の屋敷

信濃國佐久郡の大井大郎の屋敷で夜這いをする

弘安一(1729)の冬、信濃國佐久郡に大井大郎という武士がいた。偶然にも一運に会って、決心して徳業往生を願っていた。この人の由は、弘法にまったく関心
がなかったが、ある夜夢を見た。家のまわりを小仏たちが行進している。中に背の高い一運の姿がある。とある間に夢から覚めた。きつそく徳福師を呼んで昔
か凶か占わせた。むろん吉と出た。そこで一運に聞いて三日三夜の願掛けを弘法の供養を行った。集まった人々は五、六百人にも及んだという。家の夜敷きは夜
け落ちたが、これは一運の形見だとして、かえって修理もしないでそのままにして保存したという。
これは、前の画面に流く大井大郎の屋敷である。早寝をしながら入母屋、また飯沼屋の切妻造りの様々が地方の豪族の屋敷のありさまをゆくりなくも表わしてい
る。後ろの画面には、燈出しの小運隊がみえるので阿であらうか。後ろの山々、すでに初雪をかぶり早くも冬の到来を物語っている。

(「一運上人絵伝」日本絵巻大蔵別巻 小松茂美編 中央公論社昭和53年より)

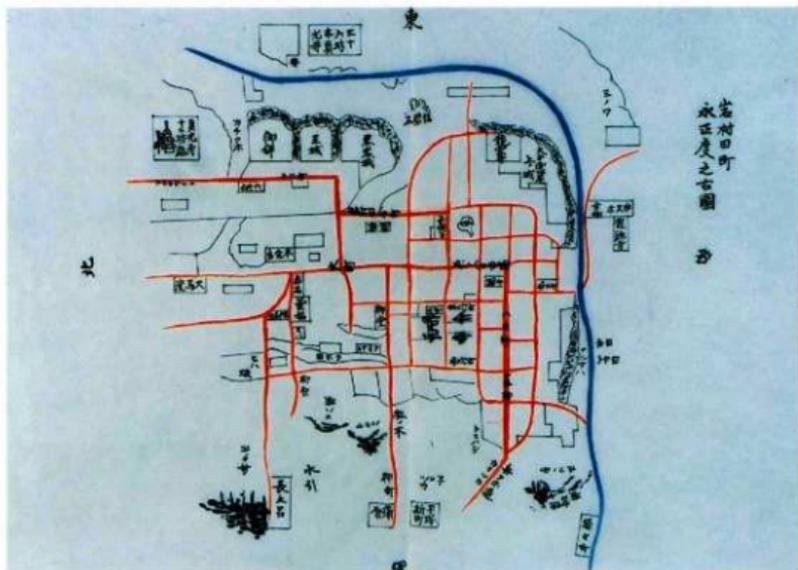
(京展・東京五等巻)



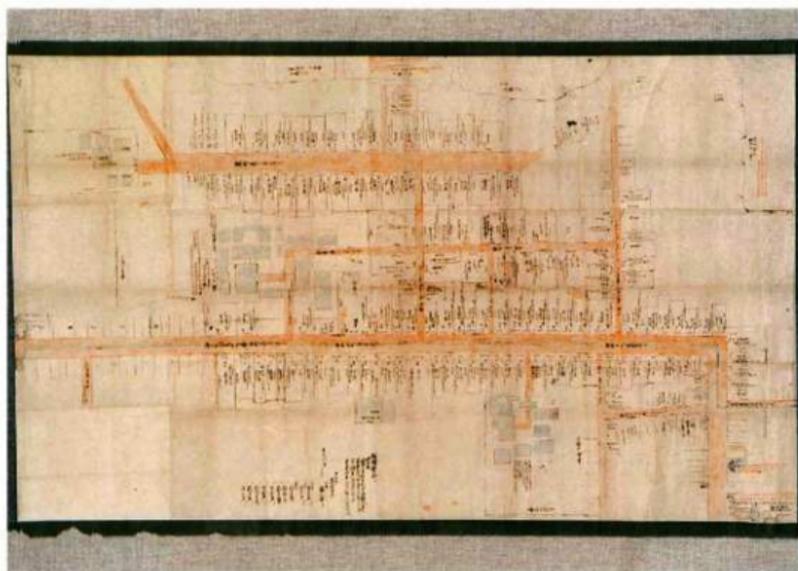
1. 岩村町文明度之古図 (横写・佐久市塚原 池田教一氏藏)



2. 古代村絵図 (慶長十二年・佐久市岩村田 篠沢秀雄氏藏)



1. 岩村町永正度の古圖 (模写・佐久市塚原 池田教一氏蔵)



2. 寛文十年岩村田古地図 (棚沢龍吉氏蔵)



1. 松原諏訪神社銅鐘

敬白

信州佐久郡大井庄落合

新善光寺

奉施入籠鐘一口 長四尺二寸

一尺六寸

右志者為法界衆生往生極樂也

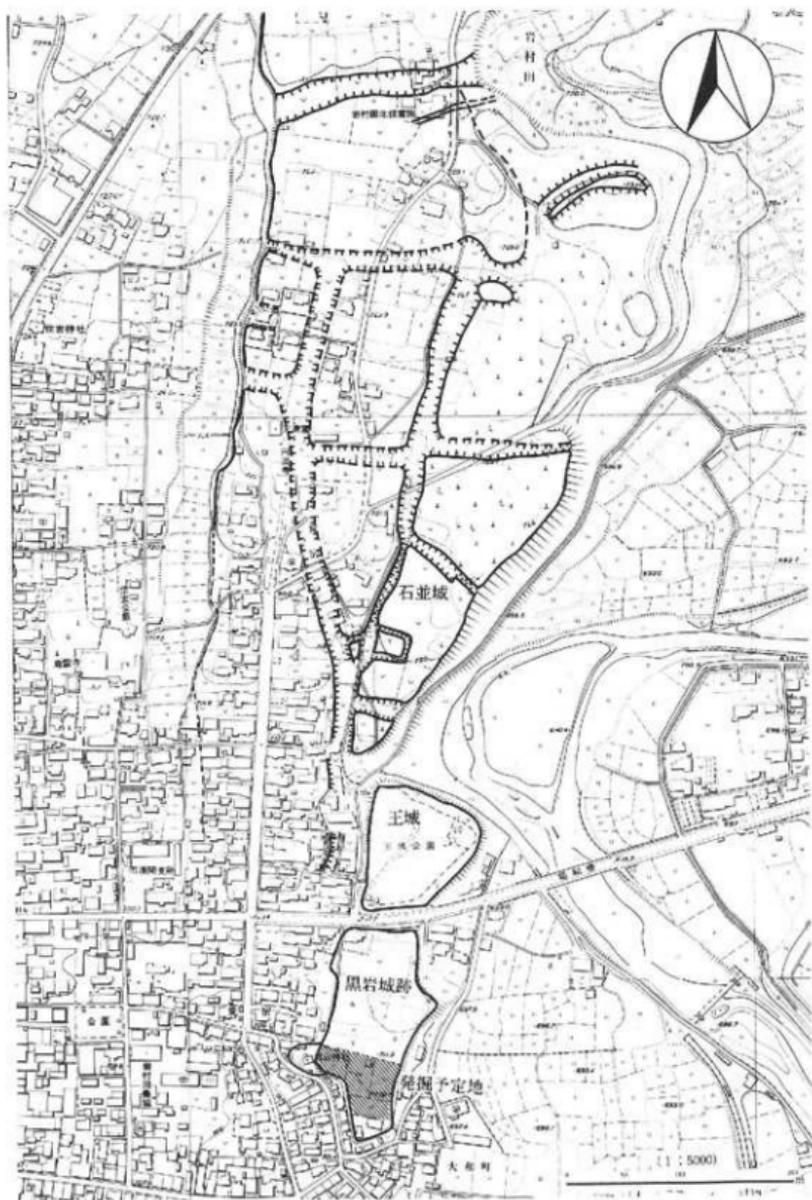
弘安二年己卯 八月十五日

大觀通法阿弥陀佛

勸進設法者一人 念阿彌

大旦那源朝臣光長 蓮空

并諸旦那 大工作長



第1図 大井城跡見取図 (昭和58年佐久市志編老人委員 郷導哲章氏作製)

「信濃史料」

文治二年二月（一一八六）第三卷頁三七九

〔吾妻鏡〕六

三月十二日、庚寅、時、又關東御知行國々内乃員未濟庄々注文被下之、今日到來、召下家司等可加催促給之由云々、

注進 三箇國庄々事下能・信濃・越

合

下總國〇庄名々

信濃國

伊賀良庄

那戸庄

大河原鹿塚

同上下社領

落原庄

黒河内筋澤

摺北條庄

相原庄

住吉庄

大穴庄

仁科御厨

石河庄

上野門長野

津野庄

江鏡邊山庄

調方南宮上下社

小侯齋 熊井齋

大吉組庄

洗馬庄

藏掃御厨

野原庄

八幡宮御厨

小谷庄

四宮庄南北

布施本庄

高郡御厨

顯光寺

太田庄

丸栗庄

小倉御厨

手河庄

安水勸旨

天台山領小市

保科御厨

同加納屋代四ヶ村

英多庄

塩田庄

常田庄

依田庄

依久伴野庄

東野御厨

平野社領

左馬寮領

笠原御牧

平野

南内

常盤牧

布施御厨

海光寺

若月庄

小川庄

弘瀨庄

市村庄

青瀨寺

月林寺

善光寺領

棟原御厨

浦野庄

倉科庄

小坂庄

海野庄

穀倉院領

千歳庄

大井庄

宮所

平井豆

小野牧

大塩牧

大野牧

高井野牧

岡谷

塩原

大聖牧

吉田牧

谷原牧南條 同北條 望月牧 新張牧
 塩河牧 菱野 長倉 塩野
 柱井 馬馬牧 多々利牧 金倉井
 越後國馬六ノ
 右注進如件、

文治二年二月 日

〔訓読〕三月十二日、庚寅、(中略)又關東御知行の國々の内、乃貢未濟の庄々の注文、之を下さる。今日到来す。家司等を召下して、催促を加へ給ふべきの由と云々。(訓読略す)

文治四年五月(一一八八)第三卷頁三九八

〔吾妻鏡〕八

六月四日、戊辰、所々地頭沙汰之間事、注條々、令付帥中納言權房、給之處、御返報今日到着、於、勘替之趣者、爲讓子細、所副獸權右中弁定長朝臣奉書也。○中

八條院領

信濃國大井庄

○中

信濃國伊賀良庄

以上、件庄領年貢、或先々注進、或本文書紛失、平家時分、令致日由

沙汰事も候き、又不知庄大小、増進事も候き、子細庄家皆存知歟、委

被可令計沙汰、益頭庄事も、彼邊同事と思食て、被仰能保朝臣候き、

時政 地頭にて、他人沙汰不可人之様々聞召しり、言上不及沙汰、

如此事、只可計沙汰之由、可被仰也、

○中

以前條々、以此趣、可被計進之由、御氣色候歟、恐々謹言、

五月十二日

權右中弁

〔訓読〕六月四日、戊辰、所々の地頭沙汰の間事、衆々を注して、帥中納言(經房)に付せしめ給ふの処、御返報今日到着す。勘答の趣に於ては、子細を譲らんが爲め、權右中弁定長朝臣の奉書を副へ厭る所なり。(中略)

八條院領

信濃國大井庄(中略)

信濃國伊賀良庄

以上、件の庄領の年貢、或は先々に注し進はし、或は本文書紛失す。平家の時分は自由の沙汰を致さしむる事も候ひき。

又庄の大小を知らず増進の事も候ひき。子細は庄家皆存知か、委しく搜りて計らひ沙汰せしむべし。益頭庄の事も、彼の辺

同事と思食して、能保朝臣に仰せられ候ひき。時政地頭に於て、他人の沙汰入るべからざるの様に聞召ししかば、言上沙汰に

及はず。此の如き事は只計らひ沙汰すべきの由、仰せらるべきなり。(中略)

以前の衆々、此の趣を以て、計らひ進はさるべきの由、御氣色に

候か、恐々謹言。

五月十二日

權右中弁

以上、件庄領の年貢、或先々注進、或本文書紛失、平家時分、令致日由沙汰事も候き、又不知庄大小、増進事も候き、子細庄家皆存知歟、委被可令計沙汰、益頭庄事も、彼邊同事と思食て、被仰能保朝臣候き、時政 地頭にて、他人沙汰不可人之様々聞召しり、言上不及沙汰、

建久五年七月(一一九四)第三卷頁四五四

〔吾妻鏡〕 十四

七月十六日、乙亥、信濃國大井庄乃貞事、於今年者、十一月中可完濟京都之旨、被仰下云々、

〔訓読〕 七月十六日、乙亥、信濃國大井庄の乃貞の事、今年に於ては、十一月中に京都に完済すべきの旨、仰下さると云々。

曆仁元年二月(一二三八)第四卷頁六八

〔吾妻鏡〕 十一

正月廿八日、乙亥、天霽、將軍家御上落、○中巴刻御進發、被用御輿、○下
二月十七日癸巳、天顯快霽、巳刻、御出野路宿、先隨兵以下供奉人、自庭上至路次、二行座列、寄御輿之後騎馬、降親衛以下、於關寺邊見物云々、子刻御入洛、着十六波羅御所此間新給、

行列

○中 御所隨兵百九十二騎人、三騎別定、各付笠也、先先先、人在前

○中 十九番 中野左衛門尉 保野弥太郎 海老名四郎

○中 廿一番 稻間左近將監 多賀谷太郎兵衛尉 松岡四郎

○中 卅九番 得江藏人 平賀三郎兵衛尉 得江三郎

四十七番 武田五郎次郎

仁科次郎三郎

小野藩左近大夫

○中

五十一番 大井太郎

南部次郎

同三郎

○中

五十九番 伊豆守

武田四郎

小笠原六郎

○下

〔訓読〕 正月廿八日、乙亥、天霽る。將軍家御上落。(中略) 巴刻御進發、御輿を用ひらる。(下略)

二月十七日、癸巳、天顯快霽、巳刻、野路の宿を御出。先づ隨兵以下の供奉人、庭上より路次に至るまで二行に座列し、御輿を寄するの後騎馬す。降親衛以下、關寺邊に於て見物すと云々。子刻御入洛。十六波羅御所(この間新給)に着き給ふ。行列(以下訓読略す)

仁治元年八月(一二四〇)第四卷頁八〇

〔吾妻鏡〕 用三

八月二日、癸巳、天晴、卯刻、將軍家二所御參詣也、先御參詣勸法宮、於鳥居内御遙拜、御先進參會、次御進發、行列、

○中 次御輿御洋衣

○中 平賀三郎兵衛尉

長兵衛三郎

以上歩行御駕左右

略○中

後陣隨兵十三騎

武田六郎

大井太郎(元忠)

略○中

三村右衛門尉

長掃部左衛門尉

略○下

〔訓読〕八月二日、癸巳、天晴る。卯刻、將軍家二所御參詣なり。先づ

鶴岳宮に御參詣。鳥居の内にて御逢拝あり。御先達奉會あり。次いで

御差免。行列(以下詳略略す)

寛元四年正月(一二四六) 第四卷頁一二〇

〔吾妻鏡〕 廿七

正月六日丙申、天晴、御弓始也、

一番 大井太郎(元忠) 平井七郎

二番 小笠原六郎(元忠) 長井弥太郎

略○下

〔訓読〕正月六日、丙申、天晴る。御弓始なり。(以下訓読略す)

建長二年三月(一二五〇) 第四卷頁一五〇

〔吾妻鏡〕 四十一

三月一日、丁卯、造閑院殿兼掌事、爲被進賢京都、云本俊人、云始被付文、

今日悉被注籍之、深澤山城前司俊平・中山城前司盛時等爲奉行云々、

其目錄様

後日被注入分

略○中

閑院殿兼當雜掌

略○中

築地八十八本垣形十八本

略○中

十本在(同元)、
布垣形二本、

略○中

由小路至十右門南二本、

大井太郎(元忠)

五本 同北二本在垣形二本

五本 右衛門尉南、

平賀兵衛尉

略○中

裏築地百九十二本垣形十七本、

略○中

三本

小室太郎(元忠)

略○中

二本 在垣形一本、

大井左衛門尉

略○中

白押小路南自西河院西十八本

略○中

一本

志賀七郎(元忠)

略○中

一本

藤澤四郎(元忠)

略○中 二本 布施左衛門跡

自押小路南自油小路西十一本

略○中 一本 井上太郎(長五郎)

略○中 河塚二百三十八丈

西騎

略○中 六丈 望月四郎兵衛尉

東騎

略○中 四丈 市河六郎別當跡(百原)

略○中 六丈 市河庄司跡

略○中 十二丈 海野左衛門入道(長次)

義築地月堂光

略○中 二本 春日刑部基跡(貞孝)

建長二年三月日

〔訓読〕三月一日、丁卯、造閑院殿権掌のこと、京都に進賢せられんがため、本役人といひ、始めて付せらるる分といひ、今日悉くこれを注し跡がる。深澤山城前可俊平・中山城前可盛時等奉行たりと云々。その日録の様。〔以下訓読略す〕

弘安三年五月(二二八〇)第四卷頁三三二

〔勤仲記〕

五月九日、乙酉、晴、辰一點、着右衣、訓文抄、花百符騎、參新日吉、用取乗物、生薄色紋袴、青侍一人着、小五月會騎馬、右方念人也、略次流騎馬、上馬、件射手交名、院司尋取、進入御所、

略○中 六番 大井次郎源朝氏

略○下 射手 中條又四郎金刺光直

〔訓読〕五月九日、乙酉、晴る。辰の一点、布衣を着す。(訓文抄、花百符騎、生薄色の紋袴)、「新日吉に参る。〔練物を用意す。青侍一人召し具すところなり。〕小五月会騎馬、右方念人なり。(中略)次いでに流騎馬。上馬。件の射手の交名、院司尋ね取り、御所に進め入る。(以下訓読略す)」

元徳元年三月(一一三二九)第五卷頁七〇

是月〔幕府、諏訪社上社五月會御射山頭役等ノ結番ヲ定メ、併セテ同社造等所役ヲ信濃諸郷ニ課ス、

〔守矢文書〕○諏訪郡宮川村 守矢眞幸氏所藏

諏訪上方五月會付流瀧馬之頭・花會頭等可爲同前御射山頭長結番之事
一番五月會分左頭、伊那郡伴野庄内

中針田村・宇久津村・福手・探嶋・黒原・阿嶋・伴野地頭等、駿河入道并

上野前可以下、

右頭、大井庄内内久嶋、藤原・駿原・大井六郎入道、〔原〕 北田井・東布施郷等

地頭等、

流瀧馬、大井庄内長上呂嶋、薩摩〔薩摩〕五良左衛門尉村岡庄内塚原地頭等并小田功

左衛門尉知行分、

御射山左頭、東条庄内本部・鹿・法連・新保郷地頭等、小布施・御木田・

治・眞野・矢嶋・堤郷地頭等、

左頭、佐久郡小諸、小諸太郎、

二番五月會分

左頭、〔安曇郡〕 榑庄半分降與左近大夫將監、

右頭、〔高島郡〕 狩田堀内東条村和田屋敷入道、

流瀧馬、赤須・遠山・甲斐治・大河原・鹿郷地頭等、

御射山左頭、〔北條郡〕 塩田庄半分降與入道、

右頭、〔北條郡〕 海野内若下郷海野次郎左衛門入道知行分、〔小倉郡〕 國分寺・南條〔北條郡〕 並善

哉・塩野南郷地頭等、

三番五月會分

左頭、〔久米郡〕 平賀郷小井河東明寺内山平林地頭 付平賀次郎入道女子 高橋七郎左

衛門尉女子・陰谷四良六郎知行分、

右頭、〔下野郡〕 内田牧、〔原〕 塩原地頭及田判官代跡、

流瀧馬、〔京東郡〕 阿利嶋夫甘十良、〔下河〕 付大村地頭跡、

御射山左頭、〔長内郡〕 長池一方儀讓入道、〔善野郡〕 付林村・上淺野・倉井並小嶋並高梨知行、

右頭、〔下河〕 月輪寺一方釋寺新左衛門尉跡、〔戸符郷〕 戸符郷地頭等、

四番五月會分

左頭、〔小倉郡〕 小泉庄半分内上田原、津井地、糠屋薩摩守知行分、

右頭、〔小倉郡〕 海野庄内林三ヶ条地頭等、

流瀧馬、〔伊那郡〕 宮田郷地頭等、〔伊那郡〕 付名子東西地頭等、

御射山左頭、〔山縣郡〕 船山郷善見寺入道、

右頭、〔京東郡〕 西牧・堀橋兩郷地頭等、〔京東郡〕 付長田村地頭等、

五番五月會分

左頭、〔伊那郡〕 伊賀良庄内江馬津〔京東郡〕 江前司後家以下、

右頭、〔京東郡〕 東条庄内和田郷和田三河入道、〔京東郡〕 付石渡戸・三和衆・富武地頭等、

流瀧馬、〔京東郡〕 志賀重政方左衛門入道、

御射山左頭、〔北條郡〕 佐久郡伴野庄大澤、〔北條郡〕 鷹野郷駿河守跡、

右頭、〔京東郡〕 犬河南条地頭等、〔京東郡〕 手林地頭等、

六番五月會分

左頭、〔京東郡〕 北高田・河井兩郷地頭等、〔京東郡〕 付小井郷内木工左衛門尉入道知行分、

右頭、〔京東郡〕 大井庄内安原・香坂郷大井又三良入道、南市村・蛸田・西布施、鹿

郷、除大井三郎寄子分地頭等、

七番五月會分

流瀧馬、〔京東郡〕 赤木郷赤木太郎入道跡、〔京東郡〕 松深・並堀兩郷地頭等、

御射山左頭、〔京東郡〕 狩田中矢野伊賀入道、〔京東郡〕 付小田切郷佐々木豊助、可跡、

右頭、〔京東郡〕 山郷郷諏方刀四郎左衛門跡、〔京東郡〕 付馬場郷地頭等、

左頭、坂木爾桑羅摩十郎左衛門尉跡、

右頭、飯治(伊豆郡、山形町)・中越(伊豆郡、山形町)・大井三ヶ郷地頭等、

流鍋馬、渡輪(伊豆郡、以下河)・墨河内三ヶ郷地頭、

御射山左頭、佐久郡伴野庄三塚・小宮山兩郷遠江守跡、

右頭、遊野庄内深井・岩下兩郷地頭等、深井遊野次郎左衛門入道知行分、

八番五月會分
左頭、大田庄内赤沼(伊豆郡、以下河)・豊後大夫列有、小玉郷地頭等、付同庄内野村・上今井、

右頭、平賀郷内三河田・滑頭・平林・平賀・松井地頭等、

流鍋馬、東条庄内南大郷地頭等、米持・南北原郷地頭等、

射山左頭、飯田遊阿曾沼下野前可跡、

白河郷地頭等、付竹淵郷地頭等、

九番五月會分

左頭、茂田郷普恩寺入道、

大井庄内次郎入道知行半分、

深田郷地頭等、付佐久郡内長針地頭等、山田郷地頭等、

左頭、佐久郡内伴野庄内、

郷地頭等、并大田庄内大倉・石村・吉村

富分

重河・福王寺、長治、下淺野郷豊後左京進入道跡、

等除頭方木工左衛門入道、

地頭等、

庄送江入道、

三浦介入道知行分、

切上古田四ヶ郷地頭

内原七郎入道、同又六入道・小田切小太郎 四郎入道・今井孫三郎入道等、

會田御野海野信濃權守入道以下、

問津地頭等・小泉庄内前田・富村泉小二郎知行分、

月會分

須田内青田入澤他頭等、平賀又三郎・同彦三郎・女子寺知行分、

須田太郎跡、

葛原郷地頭等、美野郷地頭等、

左頭、佐久郡伴野庄櫻井・野澤・白田重丹波前可跡、

林南北地頭等行中、

十番五月會分

長池一力和田石見前司女子跡、付原宗三郎入道・小田切女子跡彦三郎左衛門尉知行分、

大井庄内志津田地頭等、付同庄内平尾藤大井三位房藤科孫四郎跡已

下大井光金屋跡、

大井庄内田口郷地頭等、付若岡三郎知行分、

射山左頭、伊賀良庄内江島越前守同小四郎、

大田庄内石村南方・津野・神代輪津上總入道、

十番五月會分

左頭、井上上郷、北高梨地頭等小坂・枋倉・八重森・輪井比・米持・佳仁山、

右頭、山家郷地頭等、付小泉庄内加島・御子田・室賀遊野信濃權守知行分、

流鍋馬、今津・瀬原郷地頭等、

御射山左頭、大井庄内大井次郎入道知行分、

右頭、下夜野(北木野、以下同)、大隅侯三郎入道知行分、太倉郡大隅彦四郎知行分、

赤塩郡地頭等、

右、守結番之次第、無懈怠可動仕、者依鎌倉殿仰、下知如件、

相模守平朝臣

高時

嘉應四年三月 日

〔訓読〕(訓読上略す)

右、結番の次第を守り、懈怠なく勤仕すべし。てへれば鎌倉殿の仰に依り、下知件の如し。(以下訓読略す)

〔諏訪大社上社文書〕○諏訪郡中洲村 諏訪大社上社所藏

大宮御造榮之目録

右上社御寶殿者、安榮・塚間兩郡三十六郷(三郡)、新役而以三百五十人之夫、

令勤仕之時、在郷一人・養生一人、為小行事、取揃材木、遂御造榮也、然者

當後年曆之時、自初春、差定國司・目代・巡役・官人於大行事、切御行、

國中之要路(三郡)、居間可分配神用者也、

次御柱之事、申年二月初申日、光澤切行於野々、同四月初申日、率引御柱事、

寅年毛加斯(三郡中、但ニツク時、花會相異、其後久成、住ニ堂裡也)

一之御柱 大井床七十五斛

二之御柱 小峠小泉庄六十五斛

三之御柱 小峠塩田庄五十五斛

四之御柱 小峠浦野庄四十五斛

次御鳥居役祈之事(長久部)

一之鳥居 一根北方安原有所々

神長 神宜

二之鳥居 一之南方上田庄(小幡)

三之鳥居 一之東方西牧郷(長久部)

四之鳥居 一之西方兼原(三郡) 撰祝

五之鳥居 一之中門平賀・田口 副祝

次不開門 味庄七十五斛收立(長久部)

外垣十間 伴野庄(長久部)

同 七間半 葦田(長久部)

玉垣六間 野佐久能(以下同)、櫻井・下味・貫津・字家・春日・藤澤、

同 一開半 白田(長久部)

建武二年十二月(一三三五)第五卷頁三二一

〔忽那文書〕 乾○伊集

「一見了」(通判)

〔花押〕(須賀實方)

伊豫國忽那島東浦地頭次郎重清致軍志子細事(長久部)

右、尊氏・直義為誅討、自京都發向山道之處、小笠原信濃前司・村上源藏(信濃)

人以下凶徒木、為朝敵人之間、被誅伐之期、去廿三日、於信州大井庄致合

戰了、且島津上總入道之手木村三部入道・東條國富助木、見知之上者、不

及子細、祈詮被成下御列、為備弓情之面目、言上如件、

建武二年極月廿五日

〔訓読〕「一見了んぬ。」(通判)

〔花押〕

伊豫國忽那島東浦地頭次郎重清軍志を致す子細の事

右、尊氏・直義誅討のため、京都より山道に発向のところ、小笠原信濃前司・村上源藏人以下の凶徒等、朝敵人たるの間、誅

伐せらるるの刻、去る廿三日、信州大井庄に於て合戦致し了んぬ。且は高津上總入道の手木村三郎入道・東條圖書助等、見知の上は、子細に及ばず。所詮御判を成し下され、弓箭の面目に備へんがため、言上件^ノ如し。

建武二年極月廿五日

〔忽那嶋岡發記〕^{○伊集}

十代 一應院道教大居士

忽那伊勢守重清中次郎左衛門
治部次郎 伊勢守 伊集

新田義貞爲下知、建武二乙十二月、自京都發向、小笠原信濃前司・村上源藏人以下凶徒等誅伐之刻、同廿三日於信州大井庄致合戦^ヲ、

高津上總入道・木村三郎入道・東條圖書助見知、後廿五日、義貞公賜御判、

〔訓説〕十代〔法名〕一應院道教大居士 忽那伊勢守重清中次郎左衛門

〔始め彌次郎、後に伊勢守〕

〔中略〕

新田義貞公下知として、建武二〔乙亥〕十二月、京都より発向し、小笠原信濃前司・村上源藏人以下の凶徒等誅伐の刻、同廿三日信州大井庄に於て合戦を致し畢んぬ。

高津上總入道・木村三郎入道・東條圖書助見知す。後廿五日、

義貞公御判を賜ふ。

〔河野土居系圖〕^{○伊集}

通増土居彦九郎 任伊豫權次 執

同一年十二月、屬新田義貞朝幕下、自京都發向山道、於信州大井庄合戦抽

軍忠、

〔訓説〕通増、〔土居彦九郎、伊豫權介に任す。河野と号す。母は河野七郎通氏の女、

〔中略〕

同年十二月、新田義貞朝の幕下に屬し、京都より山道

に発向し、信州大井庄に於て合戦し軍忠を抽んす。

〔參考太平記〕^{十四} 義貞爲節度使^{御一宮御進發關東事}

○上略、東條圖書ノコトカカル、東山道ノ勢ハ揚手ナレハ、大將二引下リテ都ヲ

立ケリ、其大將ニハ先大智院宮・彌正尹宮、^{彌正尹宮、名忠貞、彌正子、彌正、彌正氏、大將、島津上總入道十五卷作記、可并考、}同筑後前司^{同院、去正五}

洞院左衛門督實世・持明院兵衛督入道道隆・関中將基隆^{中將實基、二條中將}

○記、爲冬、^{略、}傳大將ニハ江田修理亮行義・大館左京大夫氏義

○記、爲冬、^{略、}伊木・津志・中村・村上・國頼・毛利家北條家・西條院・南郡米、有九郎・高梨・毛利

伊木・津志・中村・村上・國頼・毛利家北條家・西條院・南郡米、有九郎・高梨・毛利

北條家・西條院・南郡米、有九郎・高梨・毛利

近時院、命藤原本行左近將監、御五郎十六卷作記、或作氏義、命藤原

重、助、命藤原本行左近將監、御五郎十六卷作記、或作氏義、命藤原

其勢都合五千餘騎、^{五千、今川家、毛利家、土佐家、}

・栗田名宿ヨリ東山道ヲ經テ、信濃國へ入ケレハ、當國司堀河中納言、^利

軍本云、名宿、字忠、北條家、南郡本土無爲、光朝、命藤原本行左近將監、^{二千餘騎ニ}

任、其二年、今川家、毛利家、北條家、・馳加ル、其勢ヲ合テ一萬餘騎、^{兵五五千、}

七千餘、相繼、大井城ヲ攻落シテ、同時ニ鎌倉へ寄ント、大手ノ相圖ヲソ

待タリケリ、^{略、}

正平四年三月（一三四九）第六卷頁四〇

〔金澤文庫文書〕^{○神奈川縣 金澤文庫所藏}

金澤稱名寺雜掌光信申信濃國太田庄内大倉郷地頭職の事、任被仰下之旨、
令下知守護代光長候處、當知行人嶋津大夫判官宗久跡、被差死今年臘万上
宮御射山大頭人之上者、可被聞遵行以下旨、令申之由、今月七日今注進狀
如此候、子細令載于狀候、且頭人之段無相違候、此条偽申候者、
八幡大菩薩御討可罷業候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、
貞和五年三月十七日

(小倉)
遠江守政長 直判

〔訓読〕金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職の間の事、
仰せ下さるの旨に任せ、守護代光長に下知せしめ候のところ、
當知行人嶋津大夫判官宗久跡、今年臘万上宮御射山大頭人に差
し宛てらるの上は、遵行以下を聞かるべきの旨、これを申さ
しむるの由、今月七日の注進状かくの如く候、子細状に載せし
め候か、且頭人の段相違なく候、この条偽り申し候はば、八幡
大菩薩の御討を罷り業るべく候、この旨を以て御披露あるべく
候、恐惶謹言、
貞和五年三月十七日

遠江守政長 直判

遠江守政長 直判

正平五年三月(一三五〇)第六卷頁六二

〔金澤文庫文書〕○神奈川縣 金澤文庫所藏

金澤稱名寺雜掌光信申信濃國太田庄内大倉郷地頭職の事、重訴狀如此、度々
被仰守護人之處、不奉行云々、太不可然、所詮、海野左衛門相共、不日莅
被仰、退嶋津大夫判官宗久跡代官并高梨能登守以下乱防、嚴密沙汰付下地
於雜掌、可被全專家祈禱、且遵行実否、載起請之詞、可被注中、使節更不
可有接見之狀、依仰執達如件、

觀應元年三月六日

治部卿 直判

大井甲斐守殿

〔訓読〕金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職の事、重
ねての訴狀かくの如し。度々守護人に仰せらるるところ、事
行かずと云々。太だ然るべからず。所詮、海野三衛門尉相共に、
不日かの所に莅み、嶋津大夫判官宗久跡代官并びに高梨能登守
以下の乱防を退け、嚴密に下地を雜掌に沙汰し付け、寺家の所
務を全うせらるべし。且は遵行の实否、起請の詞を載せ、注し
申さるべし。使節更に接見あるべからざるの状、仰に依り執達
件如し。

觀應元年三月六日

治部卿 直判

大井甲斐守殿

金澤稱名寺雜掌光信申信濃國太田庄内大倉郷地頭職の事、御教書并重訴狀如
此、早任被仰下之旨、海野左衛門尉代官相共、遠於使者彼所、嚴密可沙汰付
於下地專家雜掌、且遵行実否、載起請之詞、可言上子細之狀如件、

觀應元年三月日

大井甲斐守 直判

大井源藏人大夫殿

〔訓読〕金澤稱名寺雜掌光信申す信濃國太田庄内大倉郷地頭職の事、御
教書並びに重ねての訴狀かくの如し、早く仰せ下さるの旨に
任せ、海野左衛門尉代官相共に、使者をか所に遣はし、嚴密
に下地を寺家の雜掌に沙汰し付くべし且は遵行の实否、起請の
詞を載せ、子細を言上すべきの状件の如し。

觀應元年三月日

大井甲斐守 直判

大井源藏人大夫殿

○幕府、嶋津宗久跡代官等ノ、稱名寺領太田庄大倉郷地頭職ヲ仰

坊スルヲ停ム、同寺ヲシテコレヲ案堵セシムルコト、康永元年九月六日ノ條ニ、小笠原貞宗、同兼經ヲシテ同庄内ノ遺亂ヲ停メシムルコト、同二年二月廿日ノ條ニ、幕府、貞宗ヲシテ、違亂ヲ停メコレヲ安堵セシムルコト、貞和二年九月廿日ノ條ニ見ユ、

〔市河文書〕○山形縣 本間眞子氏所藏

市河刑部大輔入道眞仙申軍忠事

右當國（信州）凶徒村上中務少輔滿信、依命違背上意、令執行強訴、爲御退治、今年應永七九月十日、小笠原信濃守長秀、自善光寺有御打立、被召河
中嶋横田御陣、仍大文字一奏高梨薩（薩）應守朝島以下、滿信令同心合力、斬々
振陣、同廿四日、被凶黨等打立、一同馳驅之間、於吏科郡四宮御合戦之時、
屬于御手、父子致忠節之處、若兼江尻兵庫助、嶋田彦太郎兩人被疵訖、其
後於塩崎城令堵忠、抽忠功者也、次期市河六郎頼重、加小笠原權置石見守
入道清忠手、於二柵城竭敵功被疵畢、如此親類同前所致軍忠、御見知之上
者、賜御證判、爲後代龜鏡、恐々言上如件、

應永七年十一月十五日

〔複製〕（小笠原眞忠）
「承了（花押）」

〔訓読〕市河刑部大輔入道眞仙申す軍忠之事

右、當國（信州）凶徒村上中務少輔滿信上意に違背せしめ、
強訴を執行せしむるに依り、御退治のため、今年應永（七）
九月十日、小笠原信濃守長秀、善光寺より御打ち立ちあり、
河中嶋横田の御陣に召さる。仍って大文字一奏高梨薩摩守朝

高以下滿信に同心合力せしめ、所々に陣を張り、同廿四日か
の凶黨等打ち立ち、一同馳せ懸るの間、更級郡四宮に於て、
御合戦の時、御手に属し、父子忠節を致すのところ、若兼江
尻兵庫助、嶋田彦太郎兩人疵を被り訖んぬ。その後鹽崎城に
於て堪忍せしめ、忠功を抽んづるものなり。次いで甥市河六
郎頼重、小笠原權置石見守入道清忠の手に加はり、二柵城に
於て戦功を端し疵を被り畢んぬ。かくの如く親類同前に軍忠
を致すのところ、御見知の上は、御証判を賜はり後代の龜鏡
に備へんがため、恐々言上如し。

應永七年十一月十五日

「承はり了んぬ。（花押）」

応永十年七月（一四〇三）第七卷頁四二五

〔市河文書〕○山形縣 本間眞子氏所藏

市河美濃入道性幸之代子息三郎氏貞申軍忠事

右當國守應代々御下向時者、老父美濃入道性幸、於都鄙致軍忠云々、就中
當大將國御入部刻、氏貞取前府中馳奉、在々新々致密直誓固處、去應永十
年七月廿四日、村上・大井・友野、井上・須田爲御敵駒向間、壇原御合戦
時、於御前、氏貞散々太刀打仕、蒙自身疵、次生仁城攻時、爲前懸合戦仕、
重業統畢、同十月三日塩崎前城全没落期、抽忠勳畢、（中略）全文ハ十一年十
二月是月ノ條ニ取ル。

應永十一年十二月 日

〔複製〕（前田眞忠）
「承了（花押）」

〔訓読〕市河美濃入道性幸の代子息三郎氏貞申す軍忠之事

右、當國守應代に御下向の時は、老父美濃入道性幸、都鄙に於

て軍忠を致すと云々。なかなづく、當大將御入部の刻、氏貞最前に府中に馳せ参じ、在々々々に於て宿願誓固を致すところ、去る應永十年七月廿四日、村上・大井・友野・井上・須田御敵として馳せ向ふの間、壇原御合戦の時、御前に於て氏貞散々に太刀打仕り、自身疵を蒙る。次いで生仁城攻の時、臨陣として合戦仕り、重ねて疵を蒙り畢んぬ。(中略)同十月三日鹽崎城没落の期に至り、忠勤を抽んで畢んぬ。同十月三日塩崎城没落の期に至り、忠勤を抽んで畢んぬ。(中略)

應永十一年十二月 日

〔傳記〕 承はり候ひ了んぬ。(花押)

永享七年正月(一四三五)第八卷頁五〇

〔調濟准后日記〕〇京都府 三寶院所藏

廿九日、晴、早且渡御堂等、信濃小笠原廿六日壇野へ來、内々依仰也、(傳記)就關東事被仰出旨水、具仰合了、其御返事様、又委御尋申入了、(傳記)アシタト弓矢落居、旁可然存候、(佐久郡信州)此大井モアシタモ構要守候、サタ郡トワリテウスイタクケ(モ、又上野國へモ可罷通之間、以越後勢大井ヲ御合力候テ、アシタヲ御退治可然、大井ト小笠原ト一帯ニ罷成候者、信州事ハ可有何程候哉、左様ニ候者、關東邊事モ又一方ハ可罷立御用由存云々、此由申入處、越後勢台力事、以赤松播厂可被仰付長尾云々、(傳記)

〔調濟〕廿九日、晴。早且壇所に渡御す。信濃の小笠原、廿六日壇野

へ來る。内々の仰に依るなり。關東の事について仰せ出さるる旨等具に仰せ含め了んぬ。その御返事の様、また委しく御尋ね申し入れたんぬ。大井と蘆田と弓矢落居。かたがた然るべく存

じ候。佐久郡(信州なり)にこの大井も蘆田も要害を構へ候。佐久郡を通りて碓氷峠へも、また上野國へも罷り通るべきの間、越後勢を以て大井を御合力候て、蘆田を御退治然るべし。大井と小笠原と一所に罷り成り候はば、信州の事は何極あるべく候か。左様に候へば、關東邊の事もまた一方は御用に罷り立つべきの由存すと云々。この由申し入るるところ、越後勢合力の事、赤松播磨を以て長尾に仰せ付けらるべしと云々。(下略)

永享七年二月(一四三五)第八卷頁五一

〔足利將軍御内書并奉書留〕

大井越前守與蘆田下野守不快事、不可然候、早可和睦之旨、被仰出候、仍當國面々、被成御教書候了、若猶不事行者、可被差遣美濃・越後御勢之由、可申沙汰候、此段堅可被仰合候、恐々、(傳記)

二月十七日

小笠原殿

〔足利將軍御内書并奉書留〕

〔調濟〕大井越前守と蘆田下野守との不快のこと。然るべからず候、早く和睦すべきの旨、仰せ出され候。仍って當國の面々に、御教書をなされ候ひ了んぬ。若しなほ事行かざらば、美濃・越後の御勢を差し遣はさるべきの由、沙汰申すべく候。この段堅く仰せ含めらるべく候。恐々。

二月十七日

小笠原殿

〔花押〕

〔集古文書〕

殿各啓候、抑信州大井方御座候自若召候、〔水内上〕 繪旨并締御謀事御申候中、舊冬十七日到来之上着、近々可有登御之〔山内〕 被成御書、然者不日令出〔神力〕 御忠〔御忠〕 候者、可然候、恐々謹言、

正月十八日

石川中務少輔殿

左馬助持國〔山内〕

〔訓読〕 わざわざ啓せしめ候、そもそも信州大井方に御座候若君様より、

繪旨并に締の御度の事御申し候ところ、旧冬十七日到来の上は、近々登御あるべきの由御書成さる。然らば不日出陣せしめ、

御忠節候はば、然るべく候、恐々謹言。

正月十八日

石川中務少輔殿

左馬助持國

○コノ文書、ナホ研究ノ餘地アリト雖モ、姑クココニ掲グ、

〔鎌倉大草紙〕中

爰に又故長壽院殿の御子達、去年御滅亡の刻近習の人々日光山へ暮し申たりける。其後に爰の禪院かしこの律寺に一夜二夜を明し、世上の様を隠れ聞てましましけるか、いつまで角て在るへき、いそぎ一味同心の聲を招き、再び關東を治め先考の問價をも散し申へしと、便宜の大名を頼りける所に、結城の氏朝二心なく頼れ奉りて、子息七郎光久を御迎に参らせ、其後氏朝家老一もんを召集め此條如何と評定す、家老共ハ未だ氏朝の御請不被申と思ひけれハ、水谷伊勢守、築修理死・同姓監・黒田式部丞一同に申けるハ、當家ハ累代に及て指る名家に非され共、代々義士に組し一日も曾て不忠の輩に與せず、因茲關東にては誰に劣り可申なれば、若公達のものし

く思事去こと成へし、然とも去年の一亂に京方へ御和陸有しかは、京公方も管領も殿を二心非しと深く頼み給ふ所を、引かへ謀反の張本とならせ給ふへき御恨何事そや、人として無遠慮必有近憂と云り、能々御思案有へしと申も果ぬに、厚木揚部助馳参て若公達御入有と申す處に、氏朝の一男

結城の七郎御供申、若公入御有ければ、家老一門大に驚き、汝々是屋の一大事を我々に被仰合まで不及思召立、我々をは物の數とも思召さりけるそや、今度の御大事に逢て無説とて、水谷以下四人の家老とも本島切て一

間に運事の桑門と成にけり、其中に水谷伊勢守計様々問答申て、亂を見て槍は弓矢の道ならず、無力所なり、討死するより外の事有るまじとて取て返す、残る三人は終に出家入道してんけり、然共近國・他國の内に志を通

しける大名・小名馳集り結城の城に籠籠る、本より搦へ戦しけれ共、俄に亦大軍をはり搦を遊り槍を掻せ、見せ勢を出し御旗を打立、白旗・赤旗・

二つ引・左巴・釘抜、梶の葉の故出たる旗も其數風に轉て滿々たり、亦野田右馬助を大將として矢部大炊助以下古河城を結てたて籠る、此由早馬を

以て京都へ披露しければ、争ぎ追討すへきよし御教書を被成下御旗を被下、因茲管領濟方より武藏國司上杉副將藤原性頼に罷向て退治有へしと下知し給

へは、無勢にて難叶と申けるに依て、長尾左衛門尉景仲を加勢として被遣けり、同三月十五日兩大將二手になりて鎌倉を立つ、○中

又上杉中務少輔持房、同五月朔日京都の御旗を帶て鎌倉に下向す、上杉兵庫頭濟方・同修理大夫持朝、四月十九日に鎌倉を立出て、成々を催促して

軍勢を集めらる、東海道は不及申武藏・下野の一揆の輩・越後・信濃の軍勢數萬騎馳集る事不違注之、亦安房入道長權禪門も伊豆國に御座けるを京

都より頼に被仰ける程に、同四月六日伊豆國を立、山の内の庄に歸參、長尾の郷に令滞留、同五月十一日神奈川へ出勢有り、○下

尾の郷に令滞留、同五月十一日神奈川へ出勢有り、○下

〔鎌倉大草紙〕下

鎌倉成氏ハ同姓持氏一亂之時、永享十一年十一月朔日永壽王と申、五歳にて鎌倉小八幡社まで落しける、瑞泉寺昌在西堂懷して常陸國住人筑波別當大夫郎等二人御供申、甲州へ忍て鎌倉か家にかくれけり、信濃へ落行大井越前守持光を頼居たまひしか、同十三年三月四日、舍元二人常陸國中都に睡起して逆心を企、同二十一日、結城氏朝をたのみ體城有しかハ、大井持光か家臣富田・清野をつけて六歳の時結城の城に籠城す、

〔水享記〕結城籠城事

上杉兵車頭清方・同修理大夫持朝は、四月十九日、鎌倉を立、在々所々を催促して軍勢を集らる、東源道は不及申、武藏・上野の一揆の輩、越後・信濃之軍勢方騎馳集事、不運註之、亦安房入道棟樑門も、伊豆國に御座けるを、京都より頻に被仰ける程に、同四月六日、伊豆國を立、山田庄へ歸参り、長尾郷に令滞留、同五月十一日、神奈川へ出勢ある、

永享十二年八月（一四四〇）第八卷頁一四四

〔水享記〕村岡合戦事

長尾庵主は、七月八日、神奈川を立、野本唐子に逗留し、同八月九日、山田庄祇園の城に著玉ふ、其比信濃國住人大井越前守持光、御所方に成、揚旗、白井時彦押來ると聞へければ、爲防之、上杉三郎重方、圖分を取陣、爲相州警固、上杉修理大夫相州高麗寺の下徳宜に取陣、

今月紀實

〔南方紀傳〕下

七月一日、一色謙州崛起、武州孩須貞土佐守城、同三日、上杉憲信、長尾景仲一色合戦、一色敗北、又信州大井越前守源持光、以水野丸持氏四起箭吹

峠、上杉重方征之、

〔訓読〕七月一日、一色謙州崛起し、武州須貞土佐守の城を抜く。同三日、上杉憲信・長尾景仲一色と合戦し、一色敗北す。また信州

大井越前守源持光、水壽王（持氏の四男）を以て笛吹峠に起る。上杉重方これを征す。

嘉吉元年五月（一四四一）第八卷頁一六〇。

〔足利系圖〕

成氏

結城没落時六歳、號永壽王、大井越前守持光隱信濃國、

〔訓読〕成氏

結城没落の時六歳。永壽王と号す。大井越前守持光隱信濃國に隠す。

〔下略〕

〔上杉略譜〕

嘉吉元年四月、上杉清方急攻結城城、氏朝勳士平力戦、時有内應者放火於城中、城陷、春王・安王變容逃去、長尾因幡守捕之、氏朝及其族奮戰悉死、唯氏朝子成朝幸逃匿常州、持氏子水壽王、氏朝或匿在信州大井持光家、無知之者、清方歸鎌倉、諸軍各歸國、

〔訓読〕嘉吉元年四月、上杉清方急に結城城を攻む。氏朝士卒を勵し力

戦す。時に内応する者ありて火を城中に放ち、城陥る。春王・安王容を變じて逃げる。長尾因幡守これを捕ふ。氏朝及びその族奮戦して悉く死す。唯氏朝の子成朝幸に逃れ常州に匿る。

持氏の子水壽王（後に成氏と号す）匿れて信州大井持光の家にあり、これを知る者なし。清方鎌倉に帰る。諸軍おのおの國に

掃る。

〔水事後記〕

同十四年、改元して嘉吉元年卯月十六日、惣實に落城して、結城氏朝・子息七郎其身朝兼、氏朝の弟原の三郎光義・駿河守朝助以下の侍、悉討死或は自害しけるに、若君達落給ひしを、長尾因幡守生捕申て、御上落有しか、美濃國垂井の金輪寺にて、佐々木太夫参りてさしころし奉る、其弟を、めのとかいたきて、信濃國に落行、大井越前守源持光を頼、山中にて養育し奉る、

〔足利治亂記〕 結城合戦事

○上持氏卿ノ末子ニ永壽王ト云ハ密ニカレテ信濃國ヘ落行テ、大井ノ持光ヲ頼カケタリ、是人ノ知ル事ナケレハ討手ヲ向ラル、事ナシ、

〔湘山星移集〕

春王殿・安王殿、於美濃國垂井道場御生害、永壽王殿信濃國御落候、大井殿在扶助御中、下略上

〔訓読〕 春王殿・安王殿、美濃國垂井道場に於て御生害、永壽王殿信濃國に御落ち候。大井殿扶助御申しあり。(上下略)

〔結城戰場別記〕

大將春王殿・安王殿、十二・十三にて御座志。れ共、さる／＼數若君ふもハ、軍勢よまきき、落給ふ御候、長尾因幡守見付申、そきまもなく生擒奉り、籠籠に乗せ奉り、先鎌倉へやま奉り、そをよ御上落あま、御弟六歳成給ひしを女房のこしにのせ、伊佐の庄落し申るを、小山小四郎見付申て生捕申す、小山大膳大夫弟松源寺兄弟を、因幡守生捕て上落ときこあし、○下

○結城城陥落ノ後、永壽王丸ノ消息ニ二説アリ、鎌倉大草紙等語

本ハ、美濃守護土岐持益ニ預ケラルトナシ、喜連川判鑑等語

本ハ、信濃大井持光ノ許ニ逃ルトナス、ソノ何レナルヤヲ詳カニセズ、仍リテ、コノ後、寶徳元年九月九日、永壽王丸、足利將軍足利義隆ニ許サレ、關東管領ニ補セラレ、鎌倉ニ入ルコト、便宜左ニ合致ス、

〔鎌倉大草紙〕下

爰に越後の守護上杉相模守房定、關東の諸士と評議して、九ヶ年か關毎年上落して、捧訴狀を、蓋氏の雲孫永壽王丸を以關東の主君として、足利將軍殿の御遺命を守り、京都の御かためたるへきよし望て、無敵の主將をつい

やし、丹精を盡し歎き申ければ、諸奉行人も尤と感し顔に次申けるか、安徳四年寶徳元年正月御沙汰有て、土岐七京大夫持益にあつけられし永壽王殿をゆるし、亡父持氏の跡をたまはり、公方御對面あり、御太刀、御馬を被下、足利將軍

○中かくて永壽王殿關東におもむき給ふ、これにより上杉相模守は越後、上野の境へ出むかひ政事を補佐し、上杉同願定は上野國府中へ參、意御の御支配を馳先被申、八月廿七日上州白井をたま鎌倉へおもむきたまふよし聞へければ、寶徳元年○中同九月九日鎌倉へ意御、

〔鎌倉九代後記〕

成氏持氏四男、永壽王左兵衛、持氏親ノ時信州ノ奔ル、大關氏ノ前守持光扶助ス、鎌倉守護成氏成氏成氏四男、永壽王左兵衛、持氏親ノ時信州ノ奔ル、大關氏ノ前守持光扶助ス、鎌倉守護成氏成氏成氏四男、永壽王左兵衛、持氏親ノ時信州ノ奔ル、大關氏ノ前守持光扶助ス、鎌倉守護成氏

〔喜連川劍鑑〕

左馬頭從四位下成氏、美濃守文安二、乙、鎌倉没落ノ期、信濃國ニ落下リ玉フ、大井持光義立申、今年關東ノ諸家京都へ訴申シ、鎌倉へ請得シ、如元公方ト稱ス、御元服有テ成氏ト號ス、○下

〔上杉略譜〕

四年秋七月、長尾昌賢等、興關東諸將議、迎持氏季子水壽王於信濃大井持光家、爲關東王、

〔訓読〕四年秋七月、長尾昌賢等、關東の諸將と議し、持氏の季子水壽王を信濃大井持光の家より迎へ、關東の主となす。

〔足利系圖〕

成氏

結城及壽時六歳、號水壽王、大井越前守持光信濃國、生補上洛、義政時被允許下向、文安年中上杉相州并長尾入道取立之元服、移鎌倉殿、京公方（足利系圖）成氏、任左兵衛督、從四位下、享德三年十二月上杉憲忠、關東又大亂、鎌倉被追落、移古河城、明應六年九月晦日卒、行年六十四歳、乾亨院殿久山道昌。

〔訓読〕成氏

結城没落の時六歳、水壽王と號す。大井越前守持光信濃國に隨す。生補りて上洛す。義政の時に免許せられて下向す。文安年中上杉相州并びに長尾入道これを取立てて元服し、鎌倉殿に移す。京の公方義成の一字をもつて成氏と号す。左兵衛督、從四位下に任ず。享德三年十二月上杉憲忠を誅す。關東また大亂し、鎌倉を追ひ落され、古河城に移る。明應六年九月晦日卒す。行年六十四歳、乾亨院殿久山道昌。

〔湘山星集〕

扱滿兼御子左兵衛督持氏、長壽院殿申、是八男御孫、一男賢王殿、二男春王殿、三男安王殿、四男水壽王殿、次四人者御出家也、（中略）賢王殿永安寺御自害也、春王殿・安王殿於美濃國香井道場御生害、水壽王殿信濃國御落候

大井殿在扶助御申、其後長尾左衛門入道昌賢奉引出、奉成將軍御申候、四位少將成氏は也、乾亨院殿申、（上下）

〔訓読〕扱て滿兼の御子左兵衛督持氏、長春院殿と申す。これに八男御

座ます。一男賢王殿、二男春王殿、三男安王殿、四男水壽王殿、次の四人は御出家なり。（中略）賢王殿は永安寺に御自害なり。春王殿・安王殿は美濃國香井道場に於て御生害あり。水壽王殿は信濃國に御落ち候を大井殿扶助申あり。その後長尾左衛門入道昌賢引出し奉り、將軍になし奉り御申し候。四位少將成氏これなり。乾亨院殿と申す。（上下略）

〔水享記〕成氏の御事

去程に關東鎮りければ、憲實彌世を物憂思て、徳丹・清職主二人の子を相伴ひ、諸國修行に出給、三男龍若丸を伊豆の國に打捨給へは、上杉之一門家老密合て、奉祈京都、關東にも、公方管領なくて不叶事なれば、故長春院殿の末の御子水壽王殿とて、信濃の住人大井越前守持光か隠置申けるを取立、元服有て、左兵衛督成氏と號す、龍若丸を元服させ、管領に居申ける、右京亮憲忠是なり、

〔水享後記〕

又關東にも、上杉大夫持朝・長尾左衛門兼仲以下相計、持氏の末子水壽丸殿、信濃にしひたまひしを取出し、成氏と號し、公方に仰ぎ、又安房守三男龍若丸、伊豆に捨置しを呼越、上杉右亮憲忠と號し、長尾一家補佐して、十年の春秋を静かに送りむかへける、

文安四年七月（一四四七）第八卷頁三三〇

〔諏訪御符禮之古書〕 ○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

文安四年丁御射山

一岩村田、御符札三貫三百文、頭位錢五拾貫文、馬一疋、大井（後久徳）掃磨守持光被勤候、

一伊賀良、同年御符札三貫三百文、御鉢本一貫三百文、使一貫文、代官下枝河内沙弥靈元、頭位錢百貫文、御教書錢如御符之札也、御符上馬一疋、與金居ヨリ、其時守護六郎殿、御符祝、以上六貫六百六十文、御教書六貫六百、鷹、神馬同前。

享德三年（一四五四）第八卷頁三二七

享德三年甲御射山

一塩田庄、代官福澤入道兼阿、御符之札三貫三百文、御鉢本一貫三百文、使一貫文、頭位六拾貫文、神鷹・神馬御教書之札如各、御符之時、次年入道死去之後、兼毛馬一疋進上、

一岩村田庄、大井太郎政光、御射山御符之札三貫三百文、政光ハ關東出陣之間、頭使五拾貫文、馬一疋、奉行中之札五貫文、

一綱原、大和守秀國好テ被當候、御符之札五貫八百文、

一大江、須田信濃守祐國、御符之札五貫八百文、頭位十貫文、御教書祝五貫六百、

實六百、

一中条、寺尾三河守泰閑、御符之札五貫六百文、頭位二拾貫文、

一伊賀郡、大井守、箕輪守御符之札一貫八百文、頭位拾貫文、

一柴生田、岩貝守、一貫八百文、頭位八貫文、馬一疋、

一岩村田、井上山城守持家好テ當候、御符之札三貫三百文、御鉢本一貫三百文、使一貫文、御教書之札如各御符之時、頭位四拾貫、

寛正三年（一四六一）第八卷頁四四〇

〔諏訪御符禮之古書〕 ○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

寛正二年巳御射山

（中略）

一左頭、岩村田、大井刑ア少輔政光、初御符之札三貫三百文、頭位五拾貫、馬一疋、兩奉行拾貫、

一右頭、平野實、代官大井清河美作守光繁、御符之札四貫六百文、頭位五拾貫、

一左増、小宮山貞雄、御符之札四貫六百文、是頭位二拾貫、

一右増、高梨、源政高代初御符之札、以上五貫六百文、御教書之札三貫三百文、御鉢本一貫三百文、使一貫文、神鷹之代一貫文、神馬之代一貫文、此時之返狀江部入道沙弥常光、御教書之時返事ハ江部入道指合之間、代官善哉右馬三郎高長、御頭殿日季之代二貫文、

一賀頭、新野朝安、七貫八百文御符之札、頭位八丁一反三百光取該勤仕候、頭位三拾貫、頭殿紳長新立申礼拾貫、御教書五貫六百、

一三環、代官武者宮内少輔常光、御符之札一貫八百文、是ハ小宮山之寄子也、頭位拾貫、

一賀頭、深井、肥前守治光、御符之札一貫八百文、頭位拾貫、

寛正五年四月（一四六四）第八卷頁四七六

〔守矢満實書留〕〇諏訪郡守野町 守矢侑幸氏所藏

（摘要書）

〔寛正五年神長満實書留〕

〔西月〕五日辰午時ニ、當廻下兼原にてくふいたおをゾ大地動（揺る）也とて、彼光の上伊那宮祈籠り崎之城西之切岸江落、其あとり血也、萬民不思議成次第哉と色をそんさす、同日當方甲州へ出陣、矢崎上野守以御柱十三口にて可有候し、尾佐久大井殿と申合候とて上野守出陣候とて、安藝守信満・子息小太郎殿満有・三男越前守出陣候間、當方より我先にと誰り志其無弓矢之方計にて候とて、老若上下皆不残出陣候之間、花會之儀式も其方よろ迄にて候、御柱引可申入足も有間敷候、大政所出陣仕候之間、御も未出來候はず候とて、既ニ御柱引を廿五日申迄延可申と安藝守信満・伊与守被申、社家方へ便を被立候、禮官貞清御返事ニハ、四月二申候時ハ初之申、三申候時ハ中申と承候、御延候事をいお侍え不申候、漫聞敷次第にて候と被申候へ共、いりに引申さんと存候共、郡内人夫一人もふく、大かうの程も無とて、とうせんとあき禮させ給、思禮自往古無自用本とて、神慮を次ニ申されん事外聞、（御書）末代迄之傳言と申、社參萬民むふしく可候事御内證不可然候也、加様ニ自用を本と、是定祭礼を内外へのは、傳いめられん事、弥神慮かるよめ被申事、無念之至是よ不可過と存、住古よは神を仰り加様之祭礼も乱さん無近年、（中時）四月四日、（御書）是を安藝守拜見被食候て懸事有ん神慮おそろしく候とて、出陣も神慮ヲ背候てかふふましく候とて、陣中をいそ被引候候へと、飛脚を被立候、然間七間ハ萬民此御柱ニ相申候へんとこそ念願申候間可踏とて、城前守被罷歸候間、惣陣被引候候、魂も假打給候、十三日ニ御柱引候ニ、大雨降候り、

宮川を引越申候へ日照あり候、社參人民御柱之魂ニ手負懸申さんとて我先よと色めく有様、肝めいりて貴かりとる、男ハかまを引くよされ、ちり腐れずそ被ふんていふふと入、りよつ枝のてて纏う手負懸、こゝちりとりのりる人、い、みそすさねにゆさんをりけ、ま、すさねなんと引かさ、こまをもあてて忍へは女、とうまんも、きちやうも、かふくりけて、十二の衣の色めくもすそを何やら、水ふるぬきふみ入て、ひそれのかんさ、い、さ、けり、にそる、に、我先ふといそ被あてつはありさ、可貴ハ當社御内證也、此御柱之年ハ、猿樂一人も不參候、おまうもふく、さて御柱立給、前宮三之御柱を次日被立申候、くゞ事也、

寛正六年五月（一四六五）第八卷頁五二二

（親元日記）

五月十五日、辛酉、晴曇、（中）

大内殿江御狀

（中）

大井方江

馬一疋（御書）給候、尤以喜悅候、就中船山事、早々可被送入部候、巨

細松雪江可被申候、

今日

謹上 大井刑部少輔殿

此兩通松雪ニ渡早、

六月五日、辛巳、天晴、（中）御狀事、彼是三通以松雪軒奉之、整雲候、（中）

（御書）

（御書）

一、馬一疋（月毛、印雀目結）給候、祝着之至候、仍太刀一腰（吉宗）・小袖一重（上藏）・進之候、併御札計候、將又船山事近日被入部候由、一段御計略本望候、恐々、
同日
（六月五日）

謹上 大井刑部少輔殿

以上三通

七月二日、丁未、天晴、（中略）以松雪百貫殿奉之、就信州船山郷事、大井被官阿江木越後入道、以物詣便宜、令上洛申問、事次大井以書狀中、甲斐兩事、巨細別ニ注置之、

（訓読）五月十五日、辛酉、晴れ曇る。（中略）

大内殿へ御状（中略）

大井方へ

馬一疋（月毛、印雀目結）給はり候、尤も以て喜悅に候、なかんづく船山の事、早々入部を遂げらるべく候。巨細は松雪へ申さるべく候。

今日

伊了

謹上 大井刑部少輔殿

この兩通松雪に渡し畢んぬ。

六月五日、辛己、天晴る。（中略）御御状の事、かれこれ三通松雪軒を以てこれを奉はり、案を整へ候。（中略）

一、馬一疋（月毛、印雀目結）給はり候。祝着の至りに候、仍つて太刀一腰（吉宗）・小袖一重（上藏）これを進じ候、併せて御札計りに候。はたまた船山の事、近日入部せられ候由、一段と御計略本望に候。恐々。

同日

謹上 大井刑部少輔殿

以上三通

七月二日、丁未、天晴る。（中略）松雪を以て、貴殿よりこれを奉はる。信州船山郷の事に就き、大井被官阿江木越後入道、物詣の便宜を以て、上洛申さしむるの節、事の次いで、大井書状を以て申す。甲斐國の事、巨細別にこれを注し置く。

文明四年五月（一四七二）第九卷頁八四

〔諏訪御符禮之古書〕。諏訪郡幸野町、守矢眞氏所藏

文明四年 壬御射山明年御頭

一上増、仲野櫻井、鹿野中務入道沙弥道沙弥道中子息鹿野又五郎橋棟吉始

御行札三貫三百三十三路錢五百、使三郎、御教書札同前、

一七頭、岩村田、大井政光代官依田主計入道憲立、藤左衛門尉久長、御行

札三貫三百三十三路錢六百、使四郎、頭位五十貫、馬一疋、

一右頭、須田小嶋、代官稻豊後死去候而、須田上総介満定、御行札三貫三

百三十三使拜六・二郎四郎、御教書札同前、

一下増、坂、櫻澤透頼、御行札三貫三百三十三使拜六、御教書札同前、

下略

〔妙法寺記〕○甲斐

四、（中略）甲州花取り山信州ノ大炊殿合戦セシ、五月廿日、

〔王代記〕○山梨縣 大井大侯神社舊藏

文明四年壬午四月廿四日、信濃勢甲州へ亂入ス、（中略）九十二日、信州勢出張

ス、

文明六年十月（一四七四）第八卷頁二〇

〔補卷京華集〕文明甲午

懷玉号説

播州刺史源公政光、其先小笠原氏也、世奉相府、不貳其心、由是、加冠封爵、聽命京師、而信州大井其家邑也、人不名之、稱大井公、爲國之望族也、可知矣、惟公起家、名即益顯、騎射之業、不墜先緒、而雅抱恬淡、愛靈愛僧、參河上京師、頗會活祖意、非淺大天之所企也、甲午載、遠寄小幅、就余求号以表德、說以難義也、眷余、一個野衲、何自傳聞而有此命哉、是好事者所爲、而盛意不可得而拒焉、仍号以懷玉、且諗曰、按輿地志、信州有山曰懷玉、唐戴叔倫、文以張之、宋王介甫、詩以播之、而楊文公儉、生於此焉、有懷玉山人來託之事、可徵矣、儉有詩曰、願盡清忠節、終身立聖朝、蓋歷葉也、景德初、校定佛燈、序古清規、以行于世焉、於宗教亦有補著狀、抑公之出信州也、清忠事主、外護歸佛、與儉行事、可并按矣、余以懷玉命之、實不誣也、夫玉也者、在山則木潤、在湖則水秀、以至隨掌夜光、鄧樞進賦、不易隨學矣、公、溫潤于內、堅剛于外、玉其德者、玉其成者、而惠之子弟、瑯琊也取計也、被之閩里、崑岡也監田也、魯直曰、願士懷珠玉、有所以故、吁、人物渺然、也無如叔倫、介甫者、雖有懷玉之美、豈可踴躍其聲哉、可憐矣、碧巖胡有謂、於諸賢中、法實爲上、公平日、或參禪學道、或抱子弄孫、皆法實也、不知用得此實否歟、富士者我國山泉也、不到此山者、爲不是僧、余也、瘦藤被笠、脚履尚在、方一東遊、必取途於信州、与公一笑、未爲晚矣、左把懷玉山之杖、右抱富士峰之肩、所謂法實、不得余指示、而自現焉耳矣、文明六年小春吉辰、補卷景三、

〔訓説〕懷玉の号の説

播州刺史源公政光、その先は小笠原氏なり。世々相府に奉じて、その心を式へず。これによつて、冠を加へ爵を封じ、命を京師に聴く。而して信州大井は、その家邑なり。人これを名はず、大井公と稱す。國の望族たるや知るべし。惟ふに公家を起こして、名節ますます顯はる。騎射の業、先緒を墜さずして、雅抱恬淡、雲を愛し備を受し、河上の宗師に參じて、頗る活祖意を會す。淺大夫の企つるところに非ざるなり。甲午載、遠く小幅を寄せ、余に就いて号して以て德を表はし、説いて以て義を積かんことを求む。眷みるに余は、一個の野衲なり。何れより伝へ聞いてこの命あるか、これ好事者の所爲なり、而れども盛意得て拒むべからず。仍つて号するに懷玉を以てし、且つ諗けて曰はく、輿地志を按するに、信州に山あり懷玉といふ。唐の戴叔倫、文以てこれを張り、宋の王介甫、詩以てこれを播ふ。而して楊文公儉、ここに生る。懷玉山人來託の事あり。儉すべし、意詩あり曰はく、願はくは清忠の節を尽して、身を終ふるまで聖朝に立たんことをと。蓋し歴葉なり。景德の初め、佛燈を校定し、古清規に序して、以て世に行ふ。宗教に於てもまた補ふ者あるか。そもそも公の信州に出づるや、清忠主に事へ、外護佛に帰す。儉の行事と、并按すべし、余懷玉を以てこれに命ず。實に誣ひざるなり。それ玉なる者は、山にあつては木潤、湖にあつては水秀。以て隨掌の夜光、鄧樞の進賦に至るまで、瑯琊に易からず。公、内に温潤にして、外に堅剛。その德を玉にする者、その成を玉にする者なり。而してこれを子弟に施せば、瑯琊なり現汗なり、これを閩里に被らせば、崑岡なり監田なり。魯直

曰はく、国土珠玉を懐くと。所以あるかな。吁、人物眇然たり。また叔倫・介甫の如き者なし。懷玉の美ありと雖も、豈その声を玲瓏にすべけんや。惜しむべし。蜀羅の胡すら謂ふあり、諸室中に於て、法宝を上となすと、公平日、或は參禪學道し、或は抱子弄孫するは、皆法宝なり。知らずこの宝を用得するや否や、富士はわが國の靈阜なり。この山に到らずんば、これ備ならずとなす。余や、櫻藤破笠、脚債なほあり。万一東遊すれば、必ず途を信州に取り、公と一笑せんも、未だ晩しとなさず。左に懷玉山の袂を挽し、右に富士峰の肩を拍つ。讀ふところの法宝、余の指示を得されども、自ら現せんのみ。文明六年小春吉辰、補庵景三。

○信濃ノ僧一二言、秀物、政光ノ使節トシテ上洛スルコト、本年是歳ノ様ニ見ユ。

文明六年（一四七四）第九卷頁一二四

〔補筆京華箋〕 文明七年乙未

梅岑字頌并叙 此下二頁、甲午載、一音上人、自信州入洛、蓋以大井源政光、奉事權府也、於是、官命特任藏主之位、可謂觀光矣、一日訪余客廳、出紙求字、且曰、音、平日歸依觀音氏、靈驗響應、其曰音者、慈闈於此也、遂書梅岑二大字與之、世傳、補恒路伽山、一名梅岑、余所命在此矣、仍題小偈、以爲左證云、大德枝頭雪月佳、湖山千樹點無加、有人若問春消息、小白殿南昨夜花、

甲午載、一音上人、自信州入洛、蓋以大井源政光、奉事權府也、於是、官命特任藏主之位、可謂觀光矣、一日訪余客廳、出紙求字、且曰、音、平日歸依觀音氏、靈驗響應、其曰音者、慈闈於此也、遂書梅岑二大字與之、世傳、補恒路伽山、一名梅岑、余所命在此矣、仍題小偈、以爲左證云、大德枝頭雪月佳、湖山千樹點無加、有人若問春消息、小白殿南昨夜花、

大德枝頭雪月佳、湖山千樹點無加、有人若問春消息、小白殿南昨夜花、

〔詞話〕 梅岑字頌（并に敘）（これ以下二頁は甲午の拾遺）

甲午載、一音上人、信州より洛に入る。蓋し大井源政光、事を扈符に奉するを以てなり。是に於て、官命特任藏主の位に任ず。觀光といひつべし。一日余を客廳に訪ひ、紙を出して、字を求め、且つ曰はく、音、平日觀音氏に帰依して、靈驗響應、その音と曰ふは、これに慈闈するなり。遂に梅岑の二大字を書してこれに与ふ。世に伝ふ、補恒路伽山、一に梅岑と名づくこと、余の命するところ此にあり。仍つて、小偈を題し、以て左證となして云はく、

大德枝頭雪月佳し、湖山千樹点加ふることなし。人あり若し春の消息を問はば、小白殿南昨夜の花。

○政光、景三ヨリ表徳號ヲ受タルコト、本年十月是月ノ様ニ見ユ。

文明十年七月（一四七八）第九卷頁二二一

〔詞話御符禮之古書〕 ○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

文明十年改明年御射山御頭

一 上増、大嶋・名子、一原成、大嶋江守光經、御符紙三頁三百、使券五

郎、頭位拾貫、

一 七頭、岩村田、大井源政朝代初、御符紙三頁三百、使券六、路錢一貫、

亂世頭位五拾貫、馬一疋、南奉行札拾貫、密子兼田・根々井・塚原、

一 右頭、伴野本郷、下村眞野伊豆入道沙彌宿賢、御符札三頁三百、使路錢

一貫、十郎四郎、御教書同前、頭位三拾貫、

一 下増、飯沼(伊那郡)、知久民部少輔滿俊、御符祝一貫八百、使弥五郎、頭役十貫、
 一加頭、須田小嶋、米枝安藝守貞滿、御符祝三貫八百、使四郎殿、御教書
 同前、頭役二拾貫、
 一加頭、御射山、矢嶋、小坂豊後守泰繁、入橋後守爲忠、御符祝三貫三百
(御頭役拾貫、)

文明十一年八月(一四七九)第九卷頁三三七

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

伴野大井大乱、此年八月廿四日、大井与伴野合戦、大井殿伴野へ生取、
(文明十一年)

江木入道討死、後大井殿佐久へ歸し候、
○上下略、前

〔訓読〕 伴野と大井大乱、この年八月廿四日、大井伴野と合戦す。大井
 殿、伴野へ生取り、阿江木入道討死す。後に大井殿佐久へ帰し
 候。(上下略)

文明十五年七月(一四八三)第九卷頁三〇七

〔諏訪御符禮之古書〕○諏訪郡茅野町 守矢眞幸氏所藏

文明十五及御射山明年御頭足

一 上増、淡田、出羽守秀曼、御符礼三貫三百卅十三文、御頭役二拾貫、御
 教書礼三貫三百、

寄子輩田郷十五貫、根々井、城原も寄子

一 左頭、岩村田、大井源安房九代初、此年六月舍兄死去、無子息候間、技
(岩村田)
 教養百日汗計て候間、御頭當申候、代初代官手嶋半人佐取信、御符礼
 三貫三百卅三文、使弥三郎、頭役五拾貫、馬一疋、兩奉行拾貫、御教書

礼三貫三百、

一 右頭、淺間、赤澤駿河守頼經、御符礼三貫三百卅三文、使弥五郎、清三
 郎、御頭役本八百貫、今三拾貫、御教書三貫三百、

一 下増、山口、山城守長康、御符礼一貫八百、使三郎、御頭役拾貫、

一 須田小嶋、御符入部申候へ、兩度安藝守貞貞辨被申候へ、小嶋大方
 死去候間、御神力恐、御符祝於三貫三百被進、御頭明年可當申由申定候、

文明十六年二月(一四八四)第九卷頁三一五

〔龍雲寺文書〕○北佐久郡淺間町 龍雲寺所藏

○上略、文明十五年、翌年亂入候而、當符之城二月廿七日未之刻ニ落城也、其節
(文明十五年)

當寺院大坂に及候故、長瀬寺江御歸被成、當寺をは監司持仁被成候、此之
(上略)

節大井殿者小諸江御越候而在城被成候、
○上略、明應三年

〔太田山實録〕

太田山龍雲寺

○上段も應仁・文明四境亂をよきは、親文明十六年二月、大井城・神社・佛
 宇・民屋・市店一炬の燼となりて、城主没落よらいぬ、於是、詳貞老和尚
 上野へ歸ふ、

〔新撰和漢合圖〕

文明十六年甲辰、信州岩村田城落、

明應三年(一四九四)第十卷頁六

〔龍雲寺文書〕○北佐久郡淺間町 龍雲寺所藏

○上略、文明十六年、其後詳貞禪師者明應三年に、長瀬寺を啓三和尚ニ譲て、當
(明應)

寺江御跡山被成、明應九年迄御在任ニ而候。○下略、明應九年

〔訓説〕その後祥真禪師は明應三年に長源寺を啓三和尚に譲り、当寺へ御帰山なされ、明應九年迄御在任にて候、(上下略)

〔大田山實録〕

大田山豐雲寺

○上後九年より、明應三年再來して湯地湖下の平を捨て今在湯地(大尾)上湯城西(高且)ヲ寺を再造せ、今の道場是也、同九年、師ハ都賀宮成高寺より移轉せ、至爰より住職七ヶ年の間也、

龍雲寺先開祖天英祥真禪師行狀略

十三世河雲禪沖撰

○上明應二年、信州佐久郡大井城主大井玄慶、仰慕師道、重興龍雲禪寺、延師說法、宗風大盛、座下毎常一萬指、分化於一山者、有啓三・如麟・宗薫・建祝四神足、皆人天師也、是時如麟創造本郡正覺禪院、奉師於正覺爲開祖、自居第二代、本州(尾)嶺島之興禪・長沼之妙笑・須坂之興國、亦皆如是矣、
〔訓説〕龍雲寺先の開祖天英祥真禪師行狀略、

十三世河雲禪沖撰

(上略)明應二年、信州佐久郡大井城主大井玄慶、師道を仰慕し、重ねて龍雲禪寺を興し、師を延いて法を説かしむ。宗風大いに盛にして、座下毎常一萬指、一山に分化する者、啓三・如麟・宗薫・建祝の四神足あり、皆人天の師なり。この時如麟本郡に正覺禪院を創造し、師を正覺に奉じて開祖となし、自ら第二代に居す。本州嶺島の興禪・長沼の妙笑・須坂の興國また皆

是の如し。

永正六年五月(一五〇六)第十卷頁二七二

〔御内書案〕乾

伴野六郎與大井太郎確執之由、被及聞食候、不可然候、聞是非、急度令和跡候様相調者、可爲神妙候、猶申合深江和尚候也、
五月三日

上杉四郎入道とのへ

同 五郎とのへ

〔訓説〕伴野六郎大井太郎と確執の由、聞し食し及ばれ候、然るべからず候。是非を聞き、急度令和せしめ候様相調はば、神妙たるべく候。なほ深江和尚に申し含め候なり。

五月三日

上杉四郎入道とのへ

同 五郎とのへ

大永三年三月(一五二三)第十卷頁四八六

〔蓮華定院文書〕○和歌山縣 蓮華定院所藏

高野山上之事、信州大井知行分僧俗共、一心院蓮花定院可爲宿坊、但於津金寺衆徒中者、從前々相定宿候狀、可被除之候、爲後設進一筆候、
大永三歳三月十一日

蓮花定院

〔訓説〕高野山上之事、信州大井知行分の僧俗共に、一心院蓮華定院を宿坊となすべし、但し津金寺衆徒中に於ては、前々より相定する

宿坊となすべし、但し津金寺衆徒中に於ては、前々より相定する

ところに候か、これを除かるべく候。後証のため一筆進め候。

大永三年三月十一日

貞隆(花押)

蓮華定院

〔高野山蓮華定院古文書〕○長野市長門町 縣立長野圖書館所藏

加來意、年甫之賀吉、珍重〔甚不可有際限候、就之如何例有御祈念、御巻致、〕近比重器、給候、一段賞版無様候、何様御下向之時分、以面可申承候間、不能重便候、恐々敬白、

三月廿二

大井
刑ア太輔貞隆(花押)

〔訓読〕来意の如く、年甫の賀吉、珍重〔甚際限あるべからず候。これに就き恒例の如く御祈念あり、御巻致〔〕、近比〔重器〕給はり候。一段賞版無様なく候。何様御下向の時分、面を以て申し承はるべく候間、重便する能はず候。恐々敬白。〕

三月廿二

大井
刑部大輔貞隆(花押)

有御祈念、御巻致送候、日出大慶奉存候、殊筆下給候、畏人候、亦御祈念〔甚〕致奉候、事々期来首時候、恐々敬白、

霜月一日

大井
源貞隆(花押)

蓮花定院

尊告

〔訓読〕御祈念ありて、御巻致送り給はり候、日出大慶に存じ奉り候。

殊に筆下し給はり候。畏り入り候。いよいよ御祈念の儀頼み奉り候。事々来首の時を期し候。恐々敬白、

霜月一日

源貞隆(花押)

蓮華定院 尊告

天文九年五月(一五四〇)第十一卷頁一五二

〔勝山記〕○山梨縣 富士御室淺間神社所藏

〔天文九年〕武田殿信州へ取懸被食候、去程ニ弓矢ニ切勝被食候て、一日

ニ城ヲ三十六ツヲ被食候ト聞エ候、去レモサクノカワリト申候ヲ御手

ニ入レ候、小山田殿ノ代トゾ、小林宮内助殿モ一城ヲカマエ申候、去聞此

方ノヨリコ、近付陣立シテテ御座候テ、皆々迷惑至候、○下 眞事ナシ也

〔鹽山向數繩菴小年代記〕○山梨縣 向數寺所藏

〔天文九年〕四月上旬、坂垣駿河守兼大守信虎命為大將、信州之佐久郡出張

始而白田・入澤之兩城、攻被數十城、築前山之城在陣、○下 略

天文十年六月(一五四一)第十一卷頁一六二

〔龍雲寺文書〕○北佐久郡淺間町 龍雲寺所藏

尊意之趣とも承知候、於信虎大慶之至候、始末御存之旨共候、恐々謹言、

八月十三日

信虎(花押)

長老球へ參

〔訓読〕尊意の趣ども承知候。信虎に於ては大慶の至に候。始末御存じ

の旨どもに候。恐々謹言。

八月十三日

信虎(花押)

長老様へ参る。

〔高白齋記〕

六月小、十四日己、信虎公甲府御立、駿府へ御越一至今年無御歸國候、

天文十二年九月（一五四三）第十一巻頁二〇八

〔高白齋記〕

〔元文上〕

九月九日

〔佐久郡〕

二日海野口

被被爲攻

固曾根

〔訓読〕

九月九日

日若神子

十七日

西

固のため

〔参考〕

〔寛政重修諸家譜〕

貞隆

代々信濃國

だす、貞隆

といへども

甲府におも

高峯

〔葉山定院古文書〕

○丸山史料所取

長野市長門町

縣立長野圖書館所藏

如毎歳有御祈誓、御巻数日出簡要候、當郡番屬木重様、御祈念喚入之外

無他候、委曲直々及御報候間、不具候、恐々敬白、

三月七日 兵ア少輔隆世（花押）

禮上 蓮花定院

御報

〔訓読〕毎歳の如く御祈誓あり、御巻数日出簡要に候、當郡番々本意に

属し候様、御祈念喚み入るの外他なく候、委曲直々御報に及び

候間、具にせず候、恐々敬白、

三月七日

兵部少輔隆世（花押）

禮上 蓮華定院

御報

如賀例、有御祈念、符數被越候、日出度御取申候、當郡長久之御精誠奉

與計候、殊更恩へ墨筆送結候、忝存候、何様重而可申宣候、恐々敬白、

大井兵ア少輔

九月廿七日 隆世（花押）

蓮花定院

御報

〔訓読〕賀例の如く、御祈念あり、巻數越され候、日出度く御取申ぎ申

し候、當郡長久之御精誠懇み奉る計りに候、殊更恩へ墨筆送り

給はり候、忝なく存じ候、何様重ねて申し宣ふべく候、恐々敬

白、

大井兵部少輔

九月廿七日 隆世（花押）

蓮花定院

御報

〔訓読〕賀例の如く、御祈念あり、巻數越され候、日出度く御取申ぎ申

し候、當郡長久之御精誠懇み奉る計りに候、殊更恩へ墨筆送り

給はり候、忝なく存じ候、何様重ねて申し宣ふべく候、恐々敬

白、

大井兵部少輔

九月廿七日 隆世（花押）

蓮花定院

御報

〔訓読〕賀例の如く、御祈念あり、巻數越され候、日出度く御取申ぎ申

し候、當郡長久之御精誠懇み奉る計りに候、殊更恩へ墨筆送り

給はり候、忝なく存じ候、何様重ねて申し宣ふべく候、恐々敬

蓮華定院御報

如毎年有御祈念、配袂送給候、日出簡要ニ候、殊更不動一段信仰無比類候、當郡屬靜謐候様、御祈念□人之外無他候、委曲得口上申含候条、不能具候、恐々敬白、

大井

左衛門督貞清 (花押)

蓮華定院

蓮華定院

人々御報

謹上 蓮花定院

三月八日

〔訓読〕 毎年のごとく御祈念あり、配袂送り給はり候。日出簡要に候。殊更不動一段信仰比類なく候。當郡靜謐に属し候様、御祈念恐々み入るの外他なく候。委曲得と口上に申し含め候条、具にする能はず候。恐々敬白。

大井

左衛門督貞清 (花押)

謹上 蓮華定院

三月八日

御尊書具令披見候、誠ニ過當此事奉存候、如仰被下候、今計御世上故、久敷不申達候、御床敷存候、於委細者御使僧頼入候條、早々及黄報候、恐々謹言、

大井次郎

信景 (花押)

謹上

霜月六日

蓮花定院

人々御報

〔訓読〕 御尊書具に披見せしめ候。誠に過當このことに存じ奉り候、仰せ下され候如く、今計りの御世上故、久しく申し達せず候。御床しく存じ候。委細に於ては御使僧頼み入り候条、早々貴報に及び候。恐々謹言。

大井次郎

信景 (花押)

蓮華定院

蓮華定院

人々御報

〔蓮華定院文書〕 ○和歌山縣 蓮華定院所藏

如仰當年者未申承候処、急度御卷數當來、目出度存候、亦御祈念祈仰候、隨而者去秋不忍之進退歸成候、于今不致還任候、可爲御説言候哉、一度進奉意度迄候、一途還任之御祈誓奉相候、同坊主様へも切希進候、御届尤候、如毎年之鳥目雖可進候、幸々之儀候間、令無沙汰候、愛元之不如意可過御察候、然共小諸ニ致滞留候間、可有御意見候、子細者口達申候間、不能具候、恐々謹言、

昌頼 (花押)

謹上 高野山蓮花定院

御報

〔訓読〕

仰の如く当年は未だ申し承はらず候ところ、急度御卷數到来、目出度く存じ候。いよいよ御祈念仰ぐところに候。随つては去る秋忍びざるの進退に關り成り候。今に還任致さず候。御説言

たるべく候や。一度本意を遂げたままで候。一途還住の御祈
誓願み奉り候。同じく坊主様へも切紙進め候。御届尤に候。毎
年の如く島目進むべく候と雖も、卒々の儀に候間、無沙汰せし
め候。爰元の不如意御察に過ぐべく候。然れ共小諸に滞留致し
候間、御意易かるべく候。子細は口述に申し候間、具にする能
はず候。恐々謹言。

昌頼(花押)

謹上 高野山蓮花定院御報

天文二十年八月(一五五)第十一巻頁四九六

〔高白齋記〕

七月晦日、巳刻重テ御出馬、八月小、朔日丁中、櫻井山(佐久郡)へ御着城、略中廿
八日申午刻向末ノ方岩尾ノ城ノ鎮立、七五三、同岩村ノ鎮立、申ノ刻向
末ノ方七五九、栗原左エ門被仰付候テ相勤ル。廿九日節、九月小、朔日戌
十四日巳、岩村田ノ地下人普始ム。

〔勝山記〕○山梨縣 富士御室淺間神社

〔天文十年〕

此年マテモ信州當國取合不止、八月朔日御陣立申候、○妙法寺記 異事ナシ

天正十年十一月(一五八二)第十一巻頁五〇四

〔三河物語〕三

家康もろい之國をおさめさせ給ひ而、其寄大久保七郎右衛門尉を仰被付而、
作之郡へ召たりまされ而、御馬ハ入、七郎右衛門尉ハ御うけ申而、午之九月、
(佐注)

新付を立而、ちぢら取よて、そまへはらひを立て、そまを引付而、五人の
ぎやうまやへ出て、其寄あまの小屋へゆきまれば、早野ざの城を明、
前山之城ヲやきまらいてのきけるふ、其城へうはらて有ふ、四方一理二
理之内、小城・屋敷城共三十三有、こむろの城・弥はごま・もちはき
のあふごま・内山之城・ゆまごの城・み・取之城・かまごの城・ひら
られ城・田之口之城・ゆまむらだ之城・うみの口・平尾之屋敷城・あらこ
れ屋敷城、此城々の中へ入り入而、四方へ取合而、其内此方彼方を引付
かり、まつ岩村を引付而面寄、午之年之内、大方引付而、下略

〔参考〕

〔寛政重修諸家譜〕三百七十一

柴田康忠、初康政七(天正十年)、また蘆田信蕃とともに、信濃國前山の城をよび高
嶺・小田井等のを城攻落せしかば、信濃國の諸士多く降参す、下略

〔寛永諸家系圖傳〕五十二

高村○寛政重修諸家譜吉久○寛政重修諸家譜信州岩村田大炊介○寛政重修諸家譜つみふ、
大炊介侍ろびて乃ち、武田信玄ふらひひ勝頼つみふ、

久利○寛政重修諸家譜東照大権現甲州新府へ御發向のせき、信州の軍士どもあまゝさし
を氏直○寛政重修諸家譜と通せ、又蘆田修理大夫○寛政重修諸家譜信州佐久郡見澤山

の小屋よせてこもる、とき大権現より御末方へまいるへきよし、御書を蘆
田下下さば、蘆田すなわち釣命○寛政重修諸家譜應し、ひそくに岩村田の軍士と觸つは

す、このゆへふ岩村田の者ども、ことごとく御手よまらざりてまつり、
兵糧等を夜ふてこびて、見澤山小屋におくりいと、時刻をさざりめ合戦す

へきよし約話し、岩村田に城ふ放火そ、このゆへ氏直○寛政重修諸家譜も上士卒ども、

みふ蘆田が下知ふまゝがひ、御味方ふまいる、久利も仰をかふふり、蘆田ふ屬せ、

原其^其信州岩村田大炊助よつりへ、りれち武田信玄・勝頼父子ふ侍りふ、

長正^{長正}北條氏直よつりふ、時ふ東照大権現甲州新府へ入御のとき、信州おほく氏直ふ屬す、こゝふ蘆田修理大夫康貞、信州佐久郡見薄乃山小原ふありしふ、大権現より協書を康貞ふらふりて、御味方ふまいるべきよしをふめさは、ころおもむきを岩村田に軍士ふあひふまで、各同意せしめ、粮米鹽^鹽等を夜るくかの小屋まはこび、合戦の日けあひ圍をささた、岩村田に城を放火せしより、氏直ふまゝろざしを通せしともがら、ことく康貞に屬して、信州大権現乃御旗下となり、岩村田に兵士等は康貞ふまゝらふ、

五日、筑摩郡曾田衆等、上杉景勝ノ援ヲ得テ同郡久次城ニ籠ル、是日、小笠原貞慶、諸將ヲ遣ハシテ、之ヲ攻ム、尋イデ、城將堀内越前守討死シ、落城ス、

〔御書集〕 ○笠原大威附録

〔本書〕^{本書}「本書所寄御自筆」向々、奈蕃・青壁・明日未明。可被歸候、將又ていづく所歸之儀、りく而指越候、以上、

天正十年十一月 第十一卷頁五一八

〔大宮文書〕 ○北佐久郡北有牧村 大宮關太郎氏所藏

〔家康〕公よりの御書状

一筆令啓候、仍今度岩村田狂數ケ拜被蒙、殊無比頼働之由、芝田七九郎被露候、定感入祝着候、委曲米塩之類可申候、恐々謹言、

十一月十二日

小山田藤四郎殿

家康(花押)

御本領之分

貳百拾貫文

拾貫文

拾貫文

七百貫文

參百貫文

右合千貳百參拾貫文、今度被賜御當方へ、無二可有御忠節之由承候衆、任御歸候、恐々謹言、

天正十年

霜月十九日

小山田藤四郎

依田右衛門佐信蕃(花押)

〔能久殿、以下ノ部ニ異シテ〕
内山之中

平賀之内

馬流之内

新地之分

入澤

岩尾之内

右合千貳百參拾貫文、今度被賜御當方へ、無二可有御忠節之由承候衆、任御歸候、恐々謹言、

天正十年

霜月十九日

小山田藤四郎

依田右衛門佐信蕃(花押)

例言

一 信濃史料第二巻以下は、神代より寛永二十年までの信濃関係の記録・文書・金石文等、あらゆる文献史料につき、編年順に編纂刊行する。

一 各巻ははなは六頁内外と紙数を定めたので、巻の匡割に特別の内容的意味はない。

一 體裁は概ね東京大學史料編纂所刊行の『大日本史料』に據り、年月日にかけて、初に綱文を掲げ、次に関係史料を列挙した。史料の配列は、原則として価値の高下によつた。綱文に直接関係なくとも、間接に關係し、綱文の理解を有しなから別條を立てるに及ばないものや、時日が不明で綱文を立て難いものは、便宜關係の條に合致した。

一 やゝ疑を存する史料であつても、異聞を得るために必要と思はれるものについては、注意を附してこれを収録した。

一 本巻に於ては、信濃諸牧の貢馬と思はれるものでも、文獻的に「信濃」のものとして考定し得ないものは全部これを除くこととした。

一 本巻にあらはれる信濃関係諸氏（特に交名）の中にはやゝ不確實のものがあり、また、洩れてゐるものもあろうが、今後の研究に俟つこととした。

一 史料のうち、漢文のものについては、つゞいて「訓読」の欄を設け、仮名交り文に書下した。この場合、本文における割註の箇所は、「」をもつて附んだ。

一 引用書名の下に○符を施し、都道府縣及び所藏者名を註記したものは、原史料に據り、また、國名を註記したものは、東京大學史料編纂所架蔵

の影寫本に據つた。なほ、○符・註記なきもので次項に掲げるものゝ他は、原則として東京大學史料編纂所架蔵の高本に據り収録したものである。

一 本巻史料の底本として用ひた活版本のその主なものは次の如くである。

〔註訂國史大系〕 吾妻鏡

〔國書刊行會本〕 參考太平記

〔正續群書類從〕 鎌倉大草紙 上杉承園 妙法寺記 満濟准后日記

喜連川判鑑 小笠原承園 永享記 永享後記 南方紀傳

〔改史籍集覽〕 鎌倉九代記

〔改正續史籍集覽〕 上杉略譜 足利治亂記

一 史料の記載は概ね所據の原本の體裁に従つたが、句讀點はすべて「」と並列點「・」とに統一し、返點・送假名は省いた。また、綱文に關係なしと認めて省略した部分は、○符を附して上略・中略・下略等を記載し、必要なものについては、その省略文の内容及び所在をその所に註記した。また、系圖の如きは、所要の人物のみを摘記してその關係を表示し、必ずしも原書の體裁に従はないものもある。

一 綱文・史料等につき、特に編者の注意を加へる必要があるときには、○符を首してこれを記した。

一 文字の異同その他編者が説明として加へた傍書は（ ）をもつて附み、原本缺字の箇所は□をもつて字数を填め、字數不明の場合は□□、或は上缺・下缺に従ひ□□及び□□を用ひた。

一 頭書・端書・裏書・奥書、もしくは外題・別筆・追記等のあるときは、「」符を施し、その右肩に（頭書）等と註して、本文と區別した。

一 相互に連絡のある事項は、参照の便宜を考慮し、各條の下に○符を加え

て按文を附した。

一史料のうちに見える注意すべき事項で、細文に掲げられてゐないものについては、欄外に掲書した。

一本巻に用ゐる古體・異體・略體文字のうち、主なものは次の通りである。(括弧内は正字)

刁(黃) ア(部) 太(等) 与(與) 九(凡) 无(無) 豆(豆)
 知(邪) 因(因) 卅(四十) 卒(本) 引(引) 尔(爾) 弁(辨)
 关(矣) 役(役) 弘(弘) 支(事) 承(承) 承(承) 国(國)
 回(回) 克(宛) 研(所) 晋(所) 季(年) 科(科) 悉(忽)
 弥(彌) 莘(等) 井(井) 苻(符) 宥(宥) 刺(刺) 放(放)
 正(岡) 苈(苈) 栳(秋) 栳(稱) 徧(徧) 徧(徧) 割(割)
 類(科) 勅(勅) 冯(得) 竝(並) 重(重) 称(稱) 係(云)
 怪(怪) 取(最) 齊(齊) 涓(涓) 逢(邊) 逢(邊) 紫(紫)
 類(類) 咸(咸) 羔(羔) 種(秋) 鯨(鯨) 孽(孽)

一現存する原史料で特に貴重と考へられるものは口繪寫真に掲げた。

一文化財は重要文化財及び重要美術品等として指定または認定されてゐるものを様式の時代順に従つて巻頭に取めた。

本書の刊行については、文部省より昭和二十八年年度研究成果刊行費補助金が交付された。

解題

「信濃史料」第三巻―十一巻 信濃史料刊行会 昭和二十八年―昭和三十三年（一九五三―一九五八）

信濃史料 信濃史の編年史料。全三二巻。第一巻は考古資料編で、上・下二巻になっており、第二巻以下第二八巻までが史料編で、さらに史料編の補遺巻上・下二巻と同史料編の索引一巻からなっている。第一巻上は先土器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代におよぶ各遺跡の郡市町村別地名と各遺跡の内容を項目で示し、下巻は各時代別に輿説と特色を総括し、さらに信濃考古学に関する既刊の文献書目を収録している。第二巻以下の史料編は「古事記」「日本書紀」以下の文献、古文書、諸銘文などを編年順に取め、一六四三（寛永二〇）年までのものを網らしており、史料は長野県内所在はもろろん、県外所在のものにまで及んでいるが、厳密な調査のうえ、信頼性のあるものだけを収めている。その体裁は各史料について細文を付し、漢文体の史料には、本文後に訓読欄を設けて仮名まじり文をおき、さらに史料と他史料との連絡を注記して、各史料間の連絡をはかっている。補遺上・下巻も同様で、索引は、第二巻以下補遺編の史料編につき、人名、地名、神社、寺院、件名、書目別索引としている。信濃史料刊行会の編さん刊行によるもので、一九四一（昭和十六）年刊行会発足、いらい二八年を要した、長野県空前の史料大集成である。

信濃毎日新聞社発行「長野県百科事典」より

〈米山一政〉

『新編信濃史料叢書』第九卷「依田記」

依田記

一 依田常陸之介一代之儀開被成或由被仰越候つる、雖も念と不存候、我等兼候通書付申候、

常陸介候、天文十七^{戊申}之年出生、若名ハ源十郎、其後右衛門佐、又天正九年ニ常陸介ニ成被申候、名乗者信蕃ニて御座候、

一 歳拾三之頃、諏訪高島之城ニ信玄公ハ之証人ニ居被申候、其後年月寛不申候得共、武藏之内上野境御藏之城ニ居被申候、我未為二者祖父下野守信守被致在城候節、常陸介茂後地^江被參、父子一所ニ共年か^ニ在城ニ候つるよし、家老之者共近年迄物語仕候、上野ノ我等知行之内淨法寺と申所ニ罷有候時、御藏ニ而之事不断定老之者共物語仕候、御藏と淨法寺と同前にて御座候、城ハ御藏、町ハ淨法寺ニ而御座候へ共、城ハ武藏之内、町ハ上野之内淨法寺ニて御座候、

一 其後信玄公、今川氏直^{直義}為退治被^命進発、其時祖父に候依田下野守信守、同常陸介信蕃、蒲原に父子共ニ在城かと聞申候、下野父子之先手さつたの浜にて父子共ニ足粉有候故、駿馬退治之由古き者共申候、久敷儀ニ而候間、年月ハ寛不申候、駿河扇氏直^{直義}人^{直義}被成候年之義ニ御座候城と存候、駿河扇之年ハ駿河空人に在世之衆可有御座候、其元ニ而御尋可被成候、一 其後信玄公為信長退治、元龜三年^{丙午}年討テ御上候時、先味方ヶ原にて合戦御座候、其時分ニ常陸介者証人心ム信玄公之墓本ニ居被申候、是廿五之歳ニて可有之候、信玄公東海道、是大手ノ備ト聞ヘ申候、搦手ハ我等

祖父下野守信守搦手之大小^器ニ而美濃口を討て上り被申候、美濃之内上村ト申所において、祖父下野守信守被致合戦、打勝て、敵之大將明智宗政を打捕被申候、宗政ノ人数五千ニて御座候ニ、信守者七百ノ人数にて得勝利候信玄公ハ津進之飛脚、大手口於味方ヶ原信玄公軍ニ御勝候御吉左右之飛脚と両方途中ニ而逢申由にて、大手搦手共ニ同時分ノ合戦、日も三日共迷ひ不申候かと聞ヘ申候、

一 甲戌年より亥年迄、祖父下野守親にて御座候常陸介信蕃父子共ニ、遠州二俣に在城、亥ノ年ニ至迄、五月廿二日欽に長藤之合戦ニ、信長公并家康公御勝、武田勝頼公打負、甲斐國へ引退、其家康様者直ニ二俣に城御責候半とて押寄、五ヶ所の向城

南嶽方山

辰巳鳥羽山

東かから口山

北みないら口山

西とうたうの取手、是和田ヶ島共申候、

一 御取り五月末より御責被成候、六月十九日祖父下野守老病死、其より常陸介信蕃其保城押堅メ、十二月廿三日七ヶ月城持詰罷有候、後者兵粮無之、浜松近辺迄城中より足輕を出シ、夜討強盜乱捕、夜々ニ御座候つれとも、兵粮杯ハ左様之時城中へ入候義不能成候つ、五月より十二月迄之内ニ候間、兵粮尽果候得共、軍兵へ之気付候連、常陸介謀に上依を三百余申付、蔵ニ詰置城中下々ノ者共ニ見せ置、兵粮ニ事聞申儀非有間敷候間、心安存候と被申候得者、軍兵得力候、十一月時分甲斐之勝頼公より二俣之城ヲ明渡、甲斐國へつほみ候様ニと阿波申來候得共、常陸介被申候様ハ、脇々の奉書之分にて、如何ニ候、勝頼公之御直書ニ而無之

明渡申儀如何之由、兩度被申候得者、三度日ニ勝頼公之御直書參候ニ付、十二月中旬扱之談合にて、家康公より者大久保新十郎殿、神原小平太殿何茂無事ニ而証人に御越候、又我等親之方よりハ弟ノ依田善九郎・間源八郎兩人証人ニ參、廿三日ニ城相渡候半約束ニ候所、廿三日少雨降申付て、親常陸介被申候様ニ、雨降ニ而者筈迄にて見苦敷候間、雨晴候而廿四日五日成共と被申候、城を出不被申候、是を家康様及御感被成候由來申候、其廿四日ニ天氣晴、城相渡候、二俣川之辺にて人質ヲ互ニ返シ帰陣被申候、

一 其後常陸介者遠州高天神に被致在陣、其内毎日毎夜之陣者無際限候間、不及記紀、

一天正六七年之頃か、越後ノ景勝と北条三郎殿と取合ニ成候時、勝頼公より三郎殿江加勢、親ニて候常陸介參申候、小田之浜ト申所にて無比類織其上景勝を退削、追討ニ數多討取被申之事、

一天正八年辰年より午年まで三ヶ年、駿州田中ニ在城、此内度々之攻合之軍數多之儀ニ候間、三年之内不及記紀、然越午ノ年之春、信長為退治信玄公出馬、木曾心要故早速信州落居、信長公信高と云迄打入候間、家康様穴山龜雪より内通被申候、駿府江尻辺まで御先手打入、家康様御意向之御定、常陸介信蕃田中城持詰罷有候付、家康様より勝頼滅亡ニ究候上者、いつを可悟と之御断ニ付て、不及是非田中城大久保七郎右衛門殿江相渡申候、其節山本帶刀為御使、既ニ木曾・穴山兩臣を始信長公江一味、其外甲斐江心算之御り、常陸介者只今迄田中ノ城持詰被居候事、乍敵も神妙之旨御感ニ思召、其上累年信蕃手柄をは敵々ニて御存ニ候間、御家中江被召抱度与内存御懸ニ被仰下候へ共、木田之落居も無之時分故、先依田記
信島小話ハ三月十四日掃宅、森藤風小話ニ被居候ニ付、常陸介則勝頼と

対面被申候、其上信長江御礼可申由ニ而、小話ヲ出、諏訪に城之介殿御座候間、先城之介殿ニ御礼可申存候得共、中辺迄家康様より御飛脚被下、城之介殿へ出仕無用、信長より甲斐國大名切腹可被仰付書立參に、依田常陸介切腹之一筆ニ而書付候間、必諏訪へ參候事相止、夜通ニ密ニ甲斐ノ国市川江參、家康様江御目見へ仕候様ニト家康様御飛脚被下候付、則市川ニ而御目見へ仕、直ニ渡山路邊ニ候之奥ニ小川と申所ニ、上下六人ニて隠居被申候、其後六月二日ニ信長御果候由家康様御飛脚被下、本田弥八江老通常陸介江参通、御書被下候儀、其書今度明智信長御父子を奉殺候、其折節和泉之境為見物家康様御懸候、其御留主ニ而、無

何異境ノ大和路を直ニ伊勢路より御船ニ而大高江可有御着由ニ而候間、早速常陸介者甲斐國并信高江參、兩國共ニ家康様江御手ニ入候様ニ引付候得と御書ニ付テ、則甲斐國衆引付可申とて二俣を出、甲斐國へ上下六人ニ而被參、甲斐國枳坂之峠ニ鐘之儀を立候得者、枳坂之麓五里三里ノ間、右之嶽ヲ見て、芦田殿之嶽ニて候と見知、横田基右衛門始遣ニ出、甲斐衆悉常陸介ニ礼を申、其ノ人数三千ニ成申候、其後信高小話ハ六月廿日頃ニ被參候、其時滝川左近ニ野國ニて氏政と合戦ヲ打負、信島小話ニ被居ニ付而、滝川左近ニ常陸介も對面ニ而、其保春日ト申在所ニ候間、被參、滝川左近ハ六月廿三日ニ小話ヲ立、木曾路を指て尾島長崎江落居申候、其跡へ氏政之先手信州江打入、小話ニ大連寺尾張守入替居申候、家康様ト北条氏政と御取合ニ成、氏政七万之人數ニて臼井口ヲ進發、就夫常陸介ハ春日山之奥三沢小屋と申所江籠り被居候、芦田小屋と申ハ此事ニ而御座候、氏政者芦田小屋賣候事とて、役行者と申山越を諏訪郡江かちか原と申所を通り、甲斐國みの原ニ陣を取、家康様甲斐新府中ニ被成御座候、小田原衆と新府御對陣之様子者其元之衆委可有御覚候、其内ニ

常陸介ハ芦田小屋ニ襲、氏政ニ關東之運送之兵根人馬芦田小屋より討捕、氏政江之陣之統離成候故、氏政も開陣、其後未ノ正月芦田小屋より常陸介討て出、岩村田江襲、此時常陸介を再拜を取、馬を入道敵シ、家中之者共も數家康様より御感状を取申候、其時者真田安房守も上田より出合、筑摩川を越隔軍見物、其時常陸介ト対面に御座候、是より打統軍團と申小旗、小田井と申小旗共、其外四ヶ所に御座候城を取之、我田小侍共常陸介に出仕申候、大井民部之助・小山田六左衛門・平尾平藏・平原善真・森山豊後・志り号左衛門・柏木六郎・望月印月斎、其末々家中之者ニ罷成候、田口ノと申城は阿江水能登守居申候、常陸介威勢ニ過、田ノ口城明退申候、其時小諸ニ大道寺尾張守、扱又岩尾城に岩尾之主居申候、此兩所より外ニ佐久郡ニ敵一所及無之候間、岩尾之城ハほぞつげニ罷成へくと、二月廿二日ニ無理費ニ岩尾の城を存候連、常陸介自身一先を仕、自身陣を棄候所を、内より鉄炮にて押当打、弟ノ依田源八郎及右前鉄炮にて被打、兄源八郎廿二日之曉ニ相果、常陸介落申、

一甲斐・信濃兩國、権現様御手ニ入候事

大久保七郎右衛門被指遣、信州之内味方ニ成不申城々共之儀、御手ニ入候者御書付御座候、先以此度左様ニ而無御座候、佐久郡城共ハ午ノ年十月末より極月中旬迄之内ニ依田右衛門佐城々東落、又著敵降参ニ而出仕申御座候、大久保七郎右衛門被遣候義者翌年三月ノ事ニ御座候、是ハ右衛門佐討死之後、拙者兄其節拾四歳ニ而御座候故、万幸七郎右衛門申付候、右之分計にて、委細難被聞召分候半間、具ニ書付仕候、

天正十年壬之秋より依田右衛門佐計策を以、真田安房守大名と申、殊ニ先年之時より武田信玄公使番、其節武野高兵衛武藏之行ヲも見聞申候者

之儀ニ御座候故、右衛門佐も其所を存寄、先真田をさへ引付味方ニ仕候ハ、我小侍共手ニ立儀ニて無御座候間、安御存、先真田方ハ午ノ秋津金等と申出家を遣し、真田方ハ色々申遣候、真田対面、具ニ右衛門佐方江も返事御座候、就夫二度目に依田十郎左衛門と申者真田ハ弥和談ニ仕、三度目ニハ真田安房守自身芦田小屋之統離参候、右衛門佐も芦田小屋より罷出、真田と対面仕置ニ良久相談御座候、其時右衛門佐申、家康様江住々存寄候ハ、起請文をハ申上可然と好み被申候者、真田尤と同心仕候、則請文を上ケ申候、此時真田望ニ乍恐家康様御起請文を申請度由申付て、右衛門佐方より真田上ケ申候起請文を為持、新府へ使を感、真田望之段も申上候如ニ、家康様殊外御満足被成、則家康様之御起請文ヲ真田ニ被下候、是を持右新府より罷帰申候、扱右衛門佐手前之起請文をも相添、真田方江為持遣し申候へ者、真田別而添被存候、御起請文再三頂戴拜見仕候由申候、其時真田ニ一郡可被下由御約束ニて御座候由及候、其後不被下候由、真田御不足を存候ニ付、右衛門佐申様ニ、拙者手前へ者御起請を拜領申、真田ニハ不被下候得者、取前之御約束之筋日治り申候、課訪部を差上ケ申候間、是を真田ニ被下候様ニと申上、課訪部を差上申候、此替地ニ者上野ニ而敵地を被下候得、私代早可申ニ而如此ニ御座候、

一真田と御味方ニ罷成候と申、右衛門佐と申合、岩村田と申地ヲ實取候半と申、八幡原と申所ニ陣を取、筑摩川の左ニ人数を立ならべ罷有候、右衛門佐ハ筑摩川を打越、塩名田と申所を越上り、則川ニ而藩候人数を集メ、夫より岩村田江歸キ、其川口ニ敵突掛り候所ニ、右衛門佐自身真田先へ馬を入、受崩、人数二三百も討捕申候様申候、其時家康様より御感状御置判頂戴之書ハ、依田右衛門佐・同弟依田源八郎、家

中之者ニハ依田左近之助・依田主膳・奥平金弥此者共に御座候、其傳
真田五上田へ罷歸り、右衛門佐も人数入、其後頼而岩村田之者も降参仕
せ、岩村田右衛門佐手ニ入申ニ付て、名代ニ依田勘助と申者を指置申候、
一前山と申城右衛門佐買取申、則午霜月右衛門佐も芦田小黒を罷出候得而、
前山之城は移りありと罷有候、

一高畑と申城、計策ニ而取申候、小田井と申城ヲ手ニ入申、此外城之小侍
共あなたより降参仕候者、一番ニ平原善心、二番ニ平尾平藏、三番ニ大
井民部之助者備中ニ而御座候、小山田六左衛門・森山豊後・志賀与三左
衛門・柏木六郎・望月印月斎、是ニハ名知行三千石之かぶて御座候、
何き人数式三百或は百余持申程の小侍共御座候、右之分午ノ霜月中ニ
皆右衛門佐所ニ出仕申候、

一佐久郡午ノ霜月ニ治り、手ニ立敷無御座候ニ付、此中各苦勞ノよし右衛
門佐被申、振舞候半とて追鳥狩ニも譜代之家人ヲ右之傳衆も罷出、追鳥
狩仕、則鳥を右衛門佐前ニ上ケ、其鳥之料理御座候よし来候、其上為褒
美金子・紅之糸甲、其外色々出度右衛門佐存候得共、片恨如何ニも候、
是を各へ出度候間、仲間に關取に致候得と申、關の約束よて皆々取
被申候、謹て藏き申候キ、右衛門佐申様ニ、昨日今日迄互ニ討ツ敵ニ而
候つるに、如此譜代ノ被官並ノ仕合満足之旨申候由承候、

一癸未正月元日ニ、右之侍共者再々右衛門佐前ニ大らた打紙ニ而礼益も昔
代之被官並ニ候つる由承候、此年家康様四拾式之御年ニ而候間、四拾三
ニ御祝直シ被成候御心持ニて、閏正月ニ外御祝被成候、御分国其分ニ候
由候、

田 記

一未ノ二月廿七日ニ出之口ノ城口右衛門佐上り、井架田七九郎も同道候而、
佐久郡一同ニ見渡シ候高所ニて見申候ニ、是程無残所味方ニ成候、小

詰一城計敵ニても有ニ、其外岩尾ノ小城也つにくき仕合ニ候、明日寅つ
ぶし可申候間、美田七九郎にハ老人も御出候ハ、御見物候得、可掛御目
由右衛門佐伝言を申候、廿一日ニは城より降参可申様子ニ付て、一日相
待、廿二日ニは早天ニ取巻、右衛門佐も城頭ニて馬より下り、足軽数指
より真先ニ右衛門佐辨を、栗候処を鉄砲にて押当、ほその下を打抜れ臥
依田源八郎是も御乗所を左のしやうもん^{（三）}の衆所を右之よやうもん^{（三）}所へ打
抜申候、惣軍取巻候得共、大将右之仕合ニ而、廿二日之晚源八郎先相果
廿三日之未明ニ右衛門佐相果申候、岩尾ノ次郎^{（三）}はこらへかね、関東筋へ
出奔仕候、

一三月ニ至て、大久候七郎右衛門ニ被仰付、右衛門佐子十四歳ニ成候間、
万事七郎右衛門指引次第ニ尤之由權現様御意ニ候、拾四歳ノ依田竹彌丸
を御名字被下置、松平原十郎ト名被為替、七郎右衛門ト同道にて、未三
月小詰へ参候、是よりして大久保七郎右衛門後見よて佐久郡之仕置申付
候、
一大道寺尾張守小詰を頼而明退、佐久郡中ニ敵世人も無御座候キ、拙者停
之時分之儀ニ候間、何之途方も無御座候つ共、家中ノ年罷寄者共物
置、毎度承置申候通申上候、以上

寛永式拾年未ノ七月日

一先日古き儀書付、奉指上候処ニ、大納言様御控見ニ入、御不審之儀被為
請、御満足被為成下旨御意候由、被仰下忝仕合奉存候、然者長縁合戦之
後、依田右衛門佐二候之城、五月末より梅月迄^{（三）}城之時、勝頼公より明渡
申候得共、奉書参候得共明渡不申候、直書参候ハハ明渡可申よし右衛門
佐申渡、直書参候ニ付明渡申候、此段被及聞召、右勝頼判形ニ今所持
仕候者指上可申旨御意之由被仰下候、信長公甲易打入、芦田切腹可被仰

付之旨御書立候ニ付而、家康様右衛門佐を御臨シ可被為置之御同意ニ而、如何ニも密ニ上下六人ニ而江州市川より直ニ遠島山家へ被遣候時、在所ニ諸道具差儀申候を、滝川左近打入、屋内一物も不残願所仕候ニ付て、書物道具已下紛失仕候、無御座候、六月ニ至て信長公御吳候而、其時右衛門佐は甲信兩國、家康様御手ニ入候様ニ才覚仕候得と被仰付、六人之鉢ニ而小請へ六月十八日ニ罷歸り候、六月末ニは氏政信公へ打入、新府御對陣之仕合、芦田小屋ニ而毎日之主戰耳ニ而罷在候、中々道具書物などの家鑿可仕口限無御座候と聞仕候、

天正十午ノ年七月廿六日之御書、依田右衛門佐方へ之書通書上ケ申候、此時分之儀先書ニ申上候、

一天正十一年ノ二月十二日之御書、依田右衛門佐方之書通書上申候、是ハ前山と申候、伴野判部拒絶罷有候を依田右衛門佐午ノ露月實落、

伴野判部ニ退云申候、退去申候、頼而前山ノ城江右衛門佐移り罷有候内ニ、加勢被成、小番人数前山へ被遣候時分之御書ニて御座候、

一天正十四戊午四月十五日拙者儀願、家康様御前、髪を御自身もやさせられ、御聖物拝領、松平之御名字并康と申御字被下置、御証文之写書通書上ケ申候、

天正十八寅ノ年、小田原御陣之時、家康様ニ秀吉公よりノ御書書通書申候、此儀委細不申上候得而者御合点參兼可申かと存、具ニ申上候、此阿江水木ト申ハ所之名ニ而御座候、持主ハ依田能登守と申候、彼能登守田口と申候ニ罷在候、威勢ニ恐れ田口ノ城退却、関東へ卒人仕、小田原に罷有候所ニ、秀吉公氏政江御出陣ヲ承、氏政江内意を申、信易佐久郡阿江水木谷江卒人田能登守・伴野判部兩村ニて働出申候、譜代之主ニて候故、阿江水木谷之者共、悉ク能登守と一味仕敵ニ罷成候通、三月十五日之中ノ

如ニ告来リ申ニ付て、兄ニ而候松平修理大夫康國并拙者打進、小諸を即時ニ乗出、一騎蒐田舎道三拾里程參候得者、勝間と申城江參着、十六日之早明ニ人数を調、そつとう坂と申山を打越、敵合近ニ參候得者、日暮半時程足輕攻合御座候間に、謀の色も見へ不申候程、夜ニ入申ニ付而、其夜ハ葉ヲ焼、其前ニ夜明候、晝より打立取懸り申候得者、白石と申城ニ罷申候を、則兼尉シ候、平林と申所ニ敵ヲ追討、敵も取て返シ、敵味方入乱て合戦御座候、其より山之しけみへ敵遣上り候迄を、先手之者追掛申候得者、木立之内ニ鯨波をどつと上ケ申候ニ付、木立之内ニ突て返し別候かと存、拙者馬より下立、鎌作り待掛申候得者、又味方より押返シ、不殘追付ニ仕、上州野宗谷と申所迄悉追付ニ仕、分捕高名仕候、能登守ハ何と延延候哉覺、首も見へ不申候、刑部を討取申候、此仕合為始、捕者御の一つ書を修理大夫方より夜通し家康様へ注進仕候為、則秀吉公に被懸御目、秀吉公より家康様へ御書御座候、此御書御座候ニて御座候由、家康様御意ニ而頂戴、于今所侍仕候を写し上申候、

一天正八年ノ四月廿九日、秀吉公より松平修理大夫江之御書書通書上ケ申候、

一同年五月十一日家康様より拙者方へ之御判形写し上申候、四月中旬ニ松井田之城竹把にて、羽柴筑前守并景勝、真田・芦田四手を以仕寄御座候、中ニも修理大夫拙者屏原を遣、諸手ニ勝れ賣寄候、乍去其時之書物御座候者無御座候、其後上石倉と申城請取に參候得而罷有候内、於陣屋之内氣違ひの様成者御座候而、修理大夫相來申候、跡之拙者ニ被下置候、經日之御判之写シ指上ケ申候、

一同年八月朔日、秀吉公より拙者方へ之御書書通、是ハ別儀無御座候得共、密而古書物共写上申候得し御意候旨ニ候間、如此御座候、

一文祿三年ノ年八月廿二日之御書ハ伏見御普請之時、秀忠様より拙者方へ被下置候も毛通写上ケ申候、

一此年十月ニ諸大夫ニ被仰付、右衛門大夫ニ罷成候、是ハ八月ノ御書故、新六筋と御座候、輪旨之儀写し上申候、及不申候儀ニ御座候間、其儀無御座候、

一文祿四年ノ年七月廿六日、秀忠様より拙者方之御書毛通、是ハ關白殿御切腹之時、拙者ハ江戸ニ罷有候ニ付、江戸へ之御書ニ而御座候、

一文祿五年ノ年、九月八日ニ家康様ハ拙者万江之御書毛通写上申候、寛永式拾年

未ノ九月廿日

祖父下野守信守

依田常陸之介信蕃

同弟善九郎

同弟源八郎

依田竹福丸

年十四歳之時、権現様より御名字被下、康と申御字被下候、

権現様より

松平源十郎ニ被成、

解題

『依田記』

本書は寛永二十年九月廿日、依田信蕃の次男同康真が幕府の命により、父右衛門佐信蕃の武功を中心に、兄康国及び康真の事蹟を併せて記述し書上げたものである。一名芦田記の名がある。

信蕃は佐久郡芦田城主依田信守の子で、はじめ父と共に武田信玄に属し、ついでその子勝頼に仕え、遠江二俣城を守ったが、天正十年、武田氏滅亡後、徳川家康に属し、天正十一年二月、佐久郡岩尾城攻撃に勇戦して討死した。その子康国は父の功績により松平の称号を許され、天正十八年、豊臣秀吉の小田原の北条氏討伐に際して出陣し、諸所に戦功を立てたが、同年四月、北条方の上野石倉城請取に赴いた際、不慮先刃にたおれた。ついでその弟康真（康寛）が跡をついだ。本書には、これら父子三代の事蹟を記して、戦国時代末頃の佐久地方の諸氏の動向を知ることができる。

本書の原本の所在は不明であるが、早く統群書類従に収められ、信濃史料叢書にも収められている。

本巻に収めたものは、小泉郡長門町清水佐左衛門氏所蔵本に拠った。同書は雑紙卷子仕立、表紙外題はないが献上本の跡をとり、その書体その他において、他の転写本と異り、甚だ良本で、原本に近いものと察せられる。

『新編信濃史料叢書』第九卷「四郡譚藪」

四郡譚藪 卷之三 草稿 吉沢清右衛門編(頁三三一—三四四)

一 佐久郡に八ツの郷名あり、いわゆる

美理、大村、大井、余戸

刑部、茂理、青沼、小沼

右源氏優名鈔に載たり、今八百余歳を経て、地形うつり郷村変て、郷名全ものなし、ひとり大井のみ連絡として絶す、岩村田へ、大井郷のうちの一所名なり、

一 むかし大井郷は、民家六千軒、交易四達し、賑ひ国府にまされり、八日町通石橋といふ所、城外市店の中央なりとぞ、文明甲辰の兵火にかかりて、神社仏閣、一塵の塵となりて、終におこらす、市店の地を離て掘り、岩村田といへり、

往昔大井城外の広狭を按、南北凡四十丁許、北方は首領より西、方三河田原に在る、西方は石上より、東方は利達に在る、東西凡三十四五丁、或へ四十三五丁許方影出に在る、交易利達之地統也、

大永の先紀云、大井城建武二年役あり、大平記云、小応仁元年役、文明三年、同九年、同十六年ノ役あり、岩村田延徳二年役、享祿元年大火、大永、天文の役、天正十年役、

一天正の末、文禄のはしめ、既に絶んとす、民家十七軒残りといへ、かゝる時にや、其後元和・寛永より、開朝の淳化に浴して、ふたゝひ衆落成ル、今の地式十七丁三拾丁、町家南北十丁余、東西三丁半、高武千八百六十余石、駅伝人廿五人、馬廿五疋、助郷高九千七百八十三石、

以来改可追加

一 雜記云、天徳四年庚申秋、村上天皇の皇子信濃に下向まします、始、佐久郡春日村に宮造して住給へり、正曆三年甲州御勅座によつて、同郡勝間の王城を建、同四年岩村田王城を建て、皇子俊に住玉ふと云云、未詳又、按春日村、北に内裏塚、内裏塚等の所名あり、大井郷外に、姫宮塚といふあり、故ある事にや、

一 東鑑に、大井の庄号を載たり、

雜記に、佐久郡三十六郷といふ事あり、其内二十四郷大井庄とす、十武郷伴野庄とす、今の一郡式百余村へ、中古三十六郷の屬邑如し、又天正記云、大井・伴野・平賀の庄と、各一庄十二郷、属村六あり、すへて六十郷なり、平賀庄へ、旧記の大井庄を平わかちたるもの也、

一新編纂図に、小笠原朝光大井知行といへり、大井郡城のあるしを、大井惣領職といふ事明かなり、

一 譜云、嘉祿元年三月十九日、岩村田館において卒すと云云、

按古城跡凡南北七町余、東西也丁半或武丁余、今の荒町此廓内なるへし、中に切通シ二ヶ処あり、中央を王城と云、北をいせならびと云いせなるは、前記の御坪といふ所あり、南を黒岩といふ、上田軍記にいかわゆ、黒岩の陣城是也、今十二といふ詞あり、天正年中の、大手の橋跡とぞ、中央わうちやうの切通し、精進場といふ内に穴あり、二重堀あり、井水あり、赤産赤産畑外といふ所より水を取たる壘形あり、北にも門台・壘台皆残り、本丸に米敷の砂利出る所あり、大石を覆ふたる所あり、

一 黒岩陣城の南四丁を隔て、上の城といふあり、南北武丁半、東西武丁、堀かた欄台あり、八日町へ東南岸高く湯川を帯ひたり、

一 於宿、荷物付番不相定、出合次第、早速可付送事

一 御伝馬之荷物者、右駄ニ付三拾貫目、並駄賃ハ四拾貫目ニ相極候、若於
難決之輩者、以書付可申上事

一 荷物之輕重者、はかり遣候間、掛改可付事

一 駄賃祿積之義者、奈良屋市右衛門・樽屋三四郎ニ申付候、此兩人切手次
第可仕事

一 御伝馬駄賃共ニ不限夜中可付送事

右之衆々、相定説、若於違背之義者、可為曲事者也、仍如件、

大久保十兵衛

慶長七年六月二日

加藤喜左衛門
板倉四郎右衛門

定路次中駄賃之寛

一 岩村田よりしをなた迄荷物右駄四拾貫目ニ付、永乘五文小田井へ永五文
之事

一 乗尻人者拾八貫目相定候、并少々乗掛荷物成共はかりニかけへ右之積
を以無運々様、付送可被申事

一 ひた銭者永乘六文ニ立取引可被申事

右之衆々、御奉行所より被仰付候間、如此書付置申也、仍如件、

慶長七年六月十日

奈良屋
市右衛門
樽屋
三四郎

定

一 御伝馬并駄賃荷物いづれも右駄ニ付四拾貫目之事

一 岩村田より塩名田迄、上下荷物右駄付ひた銭貳拾老文、小田井へ拾七文、

并傳馬之駄賃も右同前之事

付、人足賃錢も馬之半分たるへき事

一 御定之外、増錢取もの於有之者、其町中より通錢として、家老軒に付て、
ひた銭百文つゞ可出、但其人者五十日可為罷舍事

一 御伝馬駄賃荷物、中馬持次第可付之事

一 駄賃馬多入候時者、其町より在々の馬ともやとひ、荷物運々無之様、雨
風をも不慮可出候事

右之衆々、若於相背者、其町之年寄共可為曲事者也、仍如件、

安藤好馬守

大井大炊助

元和貳年霜月日

酒井備前守

本田上野助

板倉伊賀守

伝へきく、昔關東に唐船漂泊して永乘錢ひろまるとかや、戦国の中殊
にたつとくなりぬ、天文の頃ハ他錢甚いやく、終に永乘錢ニ六七錢
をかゆる故に、錢の品さま々ありて、個甲乙ありとみへたり、五代
北条記云、慶長十年、於江戸永乘錢他錢同様ニ被仰出て永くやみぬ、

定

一 錢の売買金子老向ニ四貫文之御定之上者、勿論金子老分ニ老貫文たるへ
き事

此旨を相背、高下之売買仕におゐてハ、御定之通違背之方より、其売か
ふ錢金一倍可出之事

一 大かけ 一 われ銭 一 かたなし

一 ころ銭 一 新銭 一 なまり銭

此六銭之外撰ふべからず、若撰ふもの又ハ六銭押てつかふものあらハ、其面に火印を可捺事

右相守此言へし、若撰之置於有之者、在、所ノ代官庄屋、至町中ニ者、年寄料として五貫文、其外ハ家一軒より百文つゞ可出之、見出し候者にハほうひとして、彼過料不殘可被下者也、仍如件、

寛永二年八月廿七日 奉 行

一 寛永二年御定、屋むら田より塩名田迄、上下荷物寄駄十九文、小田井へ十五文、備馬之駄賃右同前之事

付人足賃馬之半分可為事上條

一 寛永十四年二月御改、屋むら田より塩名田迄廿六文、小田井へ廿五文、此間可追考、

一 寛文六年に至てハ、塩名田へ四拾文、乗らすに廿六文、人足廿文、小田井へ三十三文、乗らすに廿五文、人足十七文、

又塩名田全額ハ三十三文、人足十五文迄ナシ、又塩名田全額ハ三十三文、小田井へ三十八文の定あり、元禄年中に至て塩名田本馬五十二文、厩房三十四文、人足十六文、小田井へ馬四十七文、鞋尻三十三文、人廿四文、

昔ハ、年の吉凶によりて、質銭之定を仰付らるゝ事ありと、近くハ昔に倍せり、凡五錢七道といへとも如此なるへし、皆泰平の御代のたまたもの也、

一 岩村田をやむら田と云たるあり、今も近村よりハ、矢田村とよへり、声の通へは也、

一 猿久保村、さるつはと書たるありと、くほとつはと通ず、尾州田楽久保を、てんかくつはといふに同じ、

或云、平賀入道誦城主の会盟をつかさとりて、申業を置くと云、或ハさいの神を祭て、猿田彦の名に拠といふ、皆信しかたし、猿久保村の西に、中田塚田といふ辺、古代の地なるへしや、大井郷中西にあたる也、其北に西の強といへるも、是にならひたる地なるへし、

一 跡に、七井七石なといふ事あり、昔大井郷に、源氏山の八段をうつし、法華堂を建らる、鎌倉の代の名目をうつしたるなるへし、鎌倉に谷七郷七願十井五名水といへる事あり、

一 梅か井内野町

一 板木の井馬場内

一 龜井右之外詳ならず、

一 信濃石石石成繁

一 勝田石石在上野屋敷

一 兎石在豊二坂

一 赤石石内ノアリ

一 天經石石石成繁

一 豆牟礼石在豊田中

一 萬石在石

一 城東に石あり、高水上替丈許、是をつむれ石といふ、方俗つづれ石と云、音の濁れる也、万葉にいわゆるつづら石にハあらず、

一 按、細珠、麩、培地、註云、田中高処也、又註田中小高也、倭名抄にも風俗通を引り、

此石寛保二年戊八月洪水ニ砕て三片となれり、

一 此辺、赤石にキとり木を生ずるあり、石の一種なるもの也、萬石の高ハ九尺、自然と字義にかなへるにや、

一 千貫文 岩村田

按永正之後、軍記等一に岩村田としるせり、高千貫文ハ、天文廿二年の故に出たるへし、未詳ならず、元和・寛永にも右之高増減なし

朱印

為替地氣破利在家七拾貫文之処、下略、

天文廿三年五月

岩村田三十人衆

一当郷百貫文之替地、岩村田之内二把稻、可被下置者也、仍而如件、

天文廿三年六月十一日

蓮某殿

定

竜雲寺僧堂兼堂之事 宿中之、下略、

武藤喜兵衛尉

元龜三年壬申

奉之

朱印 二月四日

曾根右近助

岩村田御家人衆

駿州在陳之人衆蓮參候間、廿一日於信州岩村田可差対面、下略、

二月十二日

勝頼

内藤修理亮殿

從当秋中之取納より岩村田志賀新左衛門百姓別二十疋之処、永代進候、下略、

天正十〇成〇三月十二日

平原全貞

蓮華定院

すこし御座候へとも、二十疋之処寄進いたし候、岩し候、岩村田惣左衛門

所より、下略、

卯月十一日

依田兵庫助昌雄

蓮華定院

天正十一未七月十八日

平三昌秀

安養寺

志賀徳分所之内、仁百五拾文之処、下略、

天正十二申二月十五日

昌嗣

法華堂

徳分所之内、岩村田金沢藤左衛門預志貫文、高野山蓮華定院へ我等一代進候、下略、

天正十八寅四月五日

依田平三昌壽

依田平三昌壽

依田平三昌壽

按、松井田城實に城の伊庵と鐘を合せたる、平尾といへる侍是也、右之三紙管人にして、平尾平蔵といへる人なり、(見事初巻)

春日山小屋以来、別而忠信其上抛身命致奉公〇〇〇候候間、向後軍役等

可相勤者也、仍如件、

依田肥前守奉之、

依田肥前守奉之、

十月廿三日庚午

印判

定

一五貫文 平井之内

一壹貫貳百文 岩村田法華堂

一三貫三百文 日向右近掾

一五百文 小諸之内

右別而略簡羅、依命奉公、不見。

天正十七年十月廿四日

誰某殿

信州岩村田之町人中沢善三郎商買として若松へ罷下候、下略、

慶四

三月

若松御薩摩中

直江〇〇某御手

按、慶長五年之役の前、直江山城中山道往來の折からあたへたる書なるへし、

定

一拾六貫文 小宮山之内

一五貫文 岩村田之内屋敷

一五貫文 上小井之内 按、今下橋村アリ、天正中二篇、下地ト云、上コヘツウ伝等ノ誤ナリ、

合廿六貫文之所何某分

〇〇山小屋以来、別而忠信其上抛身命、致奉公跡之儀候間〇〇〇〇〇〇不見

亥十一月廿三日

康國

凡天文以来小知之人、如此、其余載るにいとまあらず、

昔小助といふ百姓、黒岩の内より刀と瓦とを掘出せり、瓦に武田妻の紋ありと、武田家の陣城にも用たるへし、按、文祿四年隔ス、

一文祿四年六月廿一日、太都川東五十三村、わかつて八組、高幣万六千八百三十三貫余とす、里数十四人を定、

岩村田 与良二人 平原 耳取 根井 田口 小海 入沢 小沢

内山 新子田 齋掛 なし沢

按、軍記往々鎌倉の代の水買地を載て云、拾貫文五十四石にあたりと、東鑑先生制度通に、上方にも水買の事詳ならず、百貫地貳百石大やう違すとされるたり、此辺古老の談にハ、古高といふもの、百貫地百六七拾石にあたるといふ、古高とハ、寛永以上の高なるへし、

四脚譯歌 卷之四 草稿 吉沢清右衛門編(頁三四五、三六一)

信濃国佐久郡大井郷年表略

大井庄

高野多王城

雜記云、一条院六十六代正暦四年三月村上天皇六十二代の皇子宮造して移りまします、世にわりちやうといふ、見十三番

大井庄

二全圖千

出東鑑

八条院御領

〇守護

平氏某

〇守護

木曾左馬頭源義仲

治承四年義仲義兵を率く、中三兼遠、義仲を根井に附託ス、時に根井勇名あり、根井ハ澄野氏、澄野・根津・望月・小諸も一統也、澄野大弼太行親・小弼太親直・次郎行直等、みな木曾に属して戦功あり、義仲越後の国府にありし時、ある人頼朝に建言す、於是頼朝勇兵して征せんとす、今井四郎軍議して、戸部大井に案てこれをふせがんと、云

云、

按、大井と根井ハ接地、疑ハ根井行親注可たるか、

○守護

文治元年八月任信濃守、

加ハ美信濃守源遠光

後鳥羽院ハ十二代文治二年鎌倉將軍右大将源頼朝卿六十六箇國惣追捕使并地頭職に補せらる、

八条院御領大井庄

按、八条院拾芥抄云、百練抄曰、二条院暫ク為皇居及美福門院、

○地頭

小笠原信濃守源長清

按、東鑑文治四年戊申六月四日の記録に、信濃国大井庄之事、自京都御返報到着して、いハゆる八条院御領ハ、信濃国大井庄、越後国太田庄、下総国下河辺庄、常陸国村田田中下村庄、志太庄、此旨早可被仰

合云云、

文治五年巳酉寅七月十六日記云、

信濃国大井庄乃實之事、於今年者十一月中可究済京都云云、

甲斐源氏略系 新編系圖

○遠光

任信濃守、加ハ美信濃守源遠光

清和帝第六貞純親王之御子孫基王はしめて源氏の姓を賜る、其子満仲に相つゞきて、頼信・頼義鎮守府將軍たり、頼義の五男新羅三郎、從五位上刑部大丞甲斐守に任叙あり、甲源の大祖是也、義光の二男刑部三郎義清、甲斐市川庄に任す故武田冠者とも申、義清の子逸見清光黒、本八子に十一子あり、武田太郎信義、逸見太郎光長、加ハ美遠光、安田義定、平井四郎清隆、河内五郎長義、光義、曾根權隆、奈胡藏人、浅利

与一、八代与一^一等也、加ハ美遠光、甲斐の加ハ美に居住す、治承四年、平家追討の宣旨を蒙り、元暦年中戦功多し、文治元年信濃守に任せらる、元仁元年甲申四月十九日卒す、八十八歳支流尊んで、遠光大明神と稱れり、

光長 秋山太郎

長清 伊豆 相模 甲斐 遠江 筑前 五ヶ所管領司

承安四十一月五日元服十三子足利義康加冠、甲斐西郡小笠原住、高倉院後鳥羽院兩朝に忠勇猛たり、高倉帝詔によつて、始小笠原と号す日米秋山太郎と小笠原二郎と在京して、早知盛に属す、治承四十月十九日、父の病と称して鎌倉に帰す、公感悦不斜、戦功に隨て、勲賞も他に異なりとそ、按、東鑑、元暦二年正月、蒲範頼西園在陣之折から、鎌倉殿御下文云、

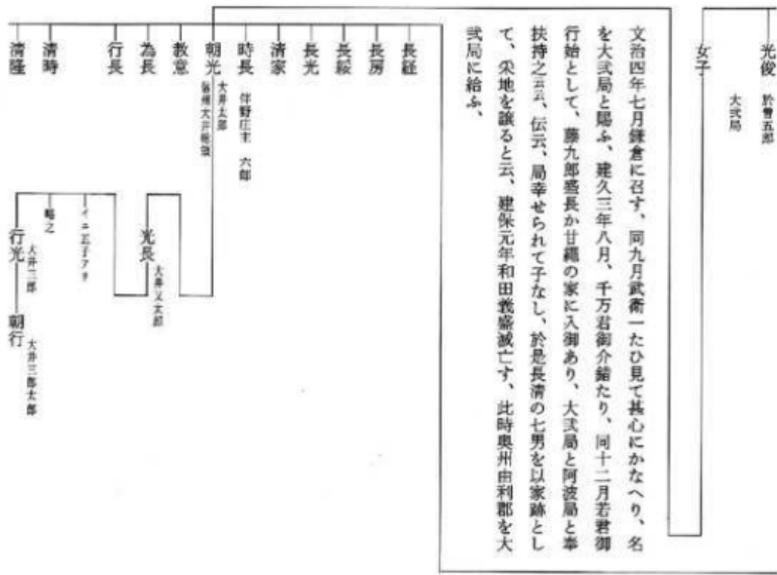
甲斐の殿原の中にへいさわとのかゝみ殿ことにいとおしく物中させ給へし、かゝみ太郎殿ハ二部殿の兄にて御座候へとも、平家につき又水曾に付て心をふせんにつかいし人にて候へは、所知なと奉るへきにハ及ぬ人にて候也、たゝ二部殿をいとおしくして是をばくゝみ候へき也、

元暦二月日附 右兵衛佐源朝臣

又奥州の役軍功あり、次第に五ヶ国の管領可を経て、承久の役に甲斐・信濃五万人を卒て、宇治瀬田に於て戦功あり、後信濃、阿波二ヶ国の大守となる、

光行 西三郡 奥三郡

經光 加ハ美四郡



- 長文
- 行正
- 行信
- 行意
- 女

大井庄主嘉都田顯

大井太郎源朝光

大井朝光ハ、信濃守長清の七男、母ハ上総権介平広常女、幼名松殿と号す、伯母大弐局の継とす、故に頼朝御諱の字を賜ふて、朝光と号せり、食邑四十二郷、建保四年丙子七月、小河法印忠快、於相摸川修六字何臨ノ法、將軍実朝公これにおもむき給ふ、朝光爲從之云々、承久元年七月頼經將軍に遇す、同三年上臈鎌倉を滅給ふ御企あり、關左の諸士に院宣あり、三浦義風ひとり応せず、北条義時^時に告ぐ、義時大に驚き、群士を招て軍議を問ふ、大江広元曰、烏合の兵待にたらす、速に兵を進むにしかすと、軍議一決して、承久三年五月、時房・泰時十万余騎を率て、東海道をよりうつて登る、武田信光父子八人、小笠原長清父子七人^{承久記、甲斐作八人}、甲斐信濃五万人を率て、中仙道より登る、六月十三日宇治川に於いて會戦あり、同十四日官軍やふれて、泰時洛に入、此合戦に、信濃の土軍功多し、大井太郎も首級を得らる、^{見乎命地、兵衛日記}抑、小笠原長清ハ、鎌倉万無二の人なりけれハ、信濃・阿波二ヶ國の大守となりて、息子に領采地、各庄園に付られたり、朝光も大井に入部あり、いくはとなく喜禄元年三月十九日、於岩村田館卒せらる、時武拾八歳、一子あり、^{女あり、イニ二男三}寺記云、法名松山榮公大禪定門、

大井庄總領

大井又太郎源光長

光長ハ朝光の一子也、父世を重す、老臣孤託を守、公私をたすけて先業を保育す、始名又太郎、繼て大井太郎と号す、頼經公・頼嗣公・宗尊親王三代に仕ふ、光長に七男あり、嫡大井彦太郎時光、大室と号す、武勇絶倫と称す、大井弥二郎光泰長壽に仕す、三郎行光大井惣領の家督とす、四男又三郎行氏耳取に住居せり、森山又四郎宗光、平原六郎光盛、次を僧光信といへり、各采地に仕して、其後裔本郡に普し、木氏を唱ふるもの、こゝに纏繞せざるへなし、

應仁元年、頼經公上洛に供奉たり、寛元三年正月、將軍御弓始に候す、同四年御弓始一番に撰せらる、

建長元年三月、關院の内裏炎上に及ぶ、同二年諸士に仰て造らしむ、油小路西土平門の築地光長奉之修造せらる事見東鑑、

〇〇〇〇九月十日卒去、法名万年在公、

按、光長卒年未詳、一ニ建治元年、一ニ康元等の雜記あり、共に信しかたし、新善光寺の鐘ニ勅曰、弘安二年大禮那源朝臣光長云云、これよつてこれをみれば、光長卒歳、弘安己卯の後にある事明也、

大井庄總領

大井三郎源行光

行光ハ光長の三男也、大井總領を繼て岩村田の館に住す、行光五男あり、三郎太郎朝行家督を繼く、二男三郎次郎行時、比田井次郎と号、次男三郎光宗、次五郎宗行次を宰相と云、各采地に居住す、父光長卒去の後、大井惣領職を争ふ事あり、鎌倉の訴論に及ぶ、舍弟森山又四郎宗光、行光の代官を殺害の罪輕からず、佐渡島に配流せらる、此項伴野出羽守長泰、舍弟泰面、父子五人、鎌倉にて誅せらるゝ事あり、是より佐久郡

に、一統ますく繁榮せり、

〇〇〇〇〇〇九月十七日卒、法名月光公乎、一記云、正和二年卒、大岩院信春融故大總定門と、巖ハ院号後世に出たるか、

大井庄總領

大井太郎源朝行

朝行ハ行光の長子、始名三郎太郎、家督繼て大井太郎と号、元弘元年、後醍醐帝隱岐國に配せられ給ふ、正慶二年新田左中將義貞鎌倉を賣て、平高時一家を亡す、於是先帝帰洛なし奉る、其後新田と足利と確執により諸國亂る、是ハ帝准后におほれ給ひて、准后口入れハ、功なくして功を高ふし、口入れなき時ハ、大功ある人も其實にあつからず、諸士王政をうらみて大に亂る、建武二年冬、新田義貞大將として東海道を賣下る、時に足利高氏鎌倉にあり、獨手中山道の大将にハ、大智院宮彈正尹ノ宮、侍大將には江田・大館・巖庭・石谷・猿子・落合・仁科・伊木・津志・中村・村上・柳瀬・高梨・志賀・真壁ノ十郎・美濃權助介重、これらを衆徒の士として、其勢都合五千余騎、黒田の宿より東山道を経て、信濃國に入れば、當國の國司堀河中納言二千余騎にて馳加ル、其勢を合て一万余き、大井の城を賣落して、同時に鎌倉へよせんと、大手の相國を待たりける、于時建武二十十一月なり

岩村田大永年中の先記云、建武二年十月大井城兵火、大平記と月日少異也、云云、九月九日法名提山全平公、一記云、大井

大井庄總領

大井甲斐守源光榮

幼名孫次郎、一光榮傳三郎太郎朝行の甥、比田井入道良監の子也、武名最
高し、足利將軍に仕て功ありとて、

〇〇〇〇〇〇九月九日卒す、法名龍斐觀公或ハ良光とも云、

大井庄

大井治部少輔光房

応永七年、大井治部少輔光矩とあり、**大塔軍記** 光景男藏人次郎と云、

其、或法名玉翁琳公乎、

大井城主

大井越前守源持光

初名三郎、イニ扶光又氏光、
一云、額六万貫河内河原上

武州三ヶ所、上州練部四ヶ村、上州板鼻・五甘・原・横川・坂本・手代

塚・小泉ノ郡五郷、〇〇〇〇〇〇其奈不見、天正二年渡辺某記、

京都参勤千騎、在国六千騎、

一族衆・岩尾・長久保・矢島・安原・清河・内山・平賀・今井・根井・

耳取・阿小諸・和田、**天正雜記**

旗本衆、吉沢長徳軒入道・松崎淡路・左藤対馬・館岡幸人、依田右京亮、

近江不忠守、**寛正記**

芦田・阿江水・依田衆・志賀筑前・長尾安芸平代屋・平尾・柏山・平原・

板鼻・後閑・武石・百沢、

持光ハ、古河公方足利左馬頭成氏公の外戚也、先君長春院殿長春院殿持成公長春院殿

おほへ他に異なりしか、文安二年忠誠天下にあらはれたり、はしめ応永

三十二年乙巳九月、常陸國小栗孫五郎満重反逆す、關東公方持氏公、發

兵討之、同十月小栗城陥る、大共三郎敵將満重の首を得たり、於是軍功

第一とす、

抑、東北の國ハ大亂の濫熾を尋るに、応永廿三年、鎌倉執事上杉氏憲入

道輝弄謀反して、管領持氏を追て、其命弟持仲を關東のあるしとし、其

子上杉憲朝を管領とす、是より樺秀或は關東に振ふといへとも、同廿四

年京兵来て、再持氏公鎌倉に還す、持仲・樺秀謀に伏す、此時上野・信

濃にハ、吉野の宮方ひまをうかふ故に、おたやかなる事なし、応永三

十五年正長と改元す、正長二年永享と改元す、同四年九月大地震、同五

年八月大なる雪星出現せり、同八年信州守護小笠原政康と、村上右太夫

領濟と確執す、是ハ管領討得軍家反逆の企あり、故に小笠原を倒さんと

して如此、上杉憲実謀之、持氏きかす、かへつてこれを殺さんとす、憲

実上州平井にのかる、同九月ふたゝ里見・田中・一色・桃井・千葉・

小山・結城・長沼等、三万人長途を馳て藤岡に陣とる、上杉伏兵を以て

敗之、然といへとも後陣をおされて、京都に付て援兵を乞ふ、將軍義教

公大に驚絶ひ、上杉樺秀か子教朝・持房に御教書を賜て、今川・武田・

小笠原・赤松をはじめとして五万余騎、東海道より賣下る、教朝北園勢

七千余騎、平井の憲実と軍勢を合て賣寄る、持氏戦ひせまりて、確執し

て憲実に降るといへとも、其罪過れかたく、終に鎌倉於永安寺父子自殺

せらる、其二子春王丸・安王丸、通て日光山に歸す、十時十時永享十年也、同十一

年三月三月星あらはる、同十二年結城滿朝、其子氏朝・久朝、持氏の二子

を迎て、古河・関宿・結城の三城に據籠、於是武田・小笠原・今川・村

上・上杉、京兵合て十萬騎、結城氏を貫む、密手毎度利を失ふ、翌年嘉

吉元年四月、城中火をあやまりて落城に及ぶ、是を結城合戦と云、今年

五月、於京都將軍義教公、赤松満祐かために殺せらる、於是都鄙の騷亂

やむ時なし、先年永享十年足利持氏自殺の時、子水壽王丸水壽王丸と、大井

三郎持光持光擁抱して、信州大井に連れ来る、大井の山寺に深く隠せり、大

井持光、長尾賢昌と心を合せ、京師に慈訴の時をうかふ、此時京都將

領濟と確執す、是ハ管領討得軍家反逆の企あり、故に小笠原を倒さんと

軍家多し、文安二年、大井三郎上京して、三老四職に此事を歎き訴ふ、
 將軍家も又御通枝たるを以て、先料をなためられ、鎌倉遷住の事をゆる
 し、御教書を賜る、大井三郎、多年の愁眉を一時にひらき、晝夜五日の
 間に信州大井に下向して、羽檄を関東に馳しかば、不日に關八州・越後・
 信濃の諸士馳來り、鎌倉に迎ふ、永寿王九子時十五歳、管領左兵衛佐足
 利成氏公是なり、鎌倉御所と稱す、後に「古河の公方」と申御方也、かゝ
 りしかば越前守鎌倉に威重せらる、或は屋形と稱す、御連枝に列す、於
 是四關大井領に屬し、郷主大井に勤仕す、近因諸侯も來て城主に調をと
 る、故大井盛大なり、以下三町、法名教堂奉公、年月を聞く、則此人なる
 へし、

大井城主

大井三郎持之後、光ノ時

管領成氏公可通考鎌倉に遷て、其威東北にかゝやく、然に成氏父のあたを報せ
 ん事を許る、上杉を誅せんとして事ならず、関東又乱る、享徳三年成氏
 終に戦まけて古河に走る、是より其威おとろふ、康正・長祿・寛正・文
 正・応仁に至り、四分五裂いよ／＼乱る、管領の戦ひみな利あらず、威
 權大に衰ふ、此時大井孤城となる、応仁元年不見村上氏可通考、老万騎を
 引卒し、大井を賣む、城主大井原に戦ひ散れて甲州に走る、

大井城主

大井美作守光照

美作守或ハ大膳大夫信貞按大井氏説ノ傳
 一記云、信貞甲源の氏族にして、左衛門尉信正の子なり、文明三年、城
 主甲州より入部と云云、今年成氏戦ひ破れて歸州に走る、同十八年終に没
 落し給ひけり、応仁元年、山名、細川争權ヲ、諸国の勢京に集り騒動す、
 是より都鄙のみたれとなりて、諸國貢を奉らす、因可下り給へず、因府

衰頽に及へり、文明五年、細川勝元山名家全死して、諸國軍兵退散す、
 諸侯分國に下りてより掠略度なし、日本一例戰國となる、凡康正より廿
 余年、洛中の兵車によりて、本朝の旧記諸家の文書焼亡紛失あげてかそ
 ふへからすと云云、

美作守に五男あり、嫡大井兼正忠長戸呂を繼ぐ、文明三年岩尾に城を築
 く、二男大井宮内祐貞家根井に住す、三男民部正信直、四男大井伊賀守、
 兩小諸采知也、繼ぎ四男へ、大室の跡目とすといふ、

五男大井大和守信広、武石に住す、文明七年の戦ひ、三月相木右衛門尉
 討る、其後文明十六年中辰春、村上佐久郡に亂入し、老万二千の軍兵
 を以て大井の城を賣かこむ、二月廿七日未刻寄手四方に火をはなつ、折
 ふし狂風吹わたりて城廓にうつる、煙ハ霧を捲か如く、並木の梢ハ雲を
 捲く薪となりて、神社仏閣数千の民屋、一時の灰燼となる、城主大井長
 門守防戦の術尽て、終に降参に及ぶ云云、可通考、承久年中、大井の祖
 爰に居住より以來凡式百六十余年、城没して不起、
新山遺傳

大井領

可通考

明応二年丑

長久保氏 種子を以て大井氏名跡とす、又云、同五年辰六月
 大井家を取立る、依田氏 調方より立といへり、時に惣領之人二人と
 云云、疑らくハ此人乎、
大井刑部大輔貞隆

郡主

村上顯因

村上氏ハ応永の比より起て、寛正・応仁の間ます／＼盛也、始河中国島よ
 り葛尾に移て住、河中島四郡を取ル、下越後の内及び出羽の内を取る、
 遊野氏を倒して上田を取、大井略ス、称津・遊野・長陸・望月・芦田次
 第に降参す、領凡四拾五万石余と云云、

延徳元年六月五日、甲斐の武田勢在久郡に乱入と云云、岩尾城を賈討、近郷を乱放し、進んで倉見の城を賈奪る、大井伊賀守、伴野・米持力を合て振ひ戦ひて、甲州勢を追払ふ、此時芦田主殿討死也、死亡尤多し、武田勢千曲川倉瀬を渡りて去ル、落合慈寿寺を焼き、洪鐘を取て帰る、其後乱入度なし、岩村田を取、岩尾を取る、田中・裏の如く、にわかれて、闘争やむ時なし、郷士掘山帯水陣城を築く、天災地妖かハる／＼あらハレ、天下飢饉す、

大井領

大井大字助貞友綱子、長祿合戦討死云、

一説あり、加賀例有御折念勢敵御越候、目出度御取遣申候、当郡長久之御精誠奉憑計候、下略、

三月八日

謹上蓮花定院

大井 左衛門督貞清(花押)

大井左衛門督貞清

高

高野山ニ墓あり、

大井兵部少輔隆世

高

高野山に墓あり、

大井次郎信景

一記云、長祿氏之一族、大井氏家跡とす、

按、大永・天文に至て尚然、米持、高野山藏書大井刑部大輔貞隆とあるハ、長隆左衛門貞隆同人なるへし、

高野山上之事、信州大井知行分、僧俗共ニ一心院蓮華定院可為宿

坊、但於津金寺衆徒中者、従前々相定所狀、可被除之候、為後証一筆通候、

大永三年三月十一日 貞隆(花押)

右ハ高野山藏書也、又本郡松原社神宝に、源貞隆とて大永年中の人あり、大井庄小海の辺ハ大井領にして、大井刑部知行せられたるなるへし、

一大井式部大輔信賢、

大井右京助信子、大井源八郎昌業、

大井小兵衛満安候一云貞守之、大井甘介高幸、

右水禄年中武田家へ連署起請文ニ見タリ、又天正中、大井竹葉斎正模武石知行ス、按、大井大和守信広ノ男其外戦国散在之諸家、紛々として詳ならず、

高

高野山

平尾右近持監守房

高

高野山

大井右京進光義

村主等

佐久小泉魁侍

平賀左京太輔成頼

成頼人道玄信、平賀城主也、近國にて大剛の勇名有り、世に七十人力といへり、永正十六年、両郡の士を引率し、甲州に乱入しにら時に戦ふ、

其後大永・享祿・天文の間、たかに出張して乱取す、左京大夫信虎、佐久郡に乱入し、白田・伴野等を追討、岩村田に入、此辺争ひのちまたとなる、岩村田の律宗を焼き、寺僧六十余人一塵の煙となす、天文五年十二月、平賀入道終に戦死、

信虎其戦死、一云平賀城云、

一記云、天文三年甲午、白田城主小野沢式部、白田國義を賈取、同五年平賀城を取る云云、

武田領

大井領

岩村田陣城

武田衆

高

市川海印齋

高

大井源八郎義武

高

平尾氏

高

平原氏

天文五年十二月、信虎、岩村田・平賀を巻はくすと、甲斐云、六年諸角
邊後、平賀をたやすといへり、八年九年、小田井・岩村田の間、せり合
あり、伝云、芦田一番に武田に降ル、海尻・相木も武田に降、天文十一年、
岩村田源太といふもの武田家に仕ふ、同十月、長空舞落さる、此比岩村
田の殿女おやどのかみなるものあり村上を誦す、既に武田に降したる事
しられたり、同十二年冬、佐久郡落城九ツ、同十三年、晴信小諸の城に
入給ふ、

一記云、天文八年武田晴信の弓矢盛になり、平沢口のより陵々手に入、
海口・海尻・相木・伴野・白田・内山・志賀より小諸迄取しき、飯富兵
部小諸の城に住し、村上義清と取合をはしむと云、武田三代記云、真田
弾正若尾の城に有、飯富兵部内村の城に入、小諸と三城にて、戸石ノ城
と漆岸寺を拜ふ、大永以来、岩村田の辺毎度戰場となりて、血戦料をた
よふはかり也、

天正十年、武田勝頼亡ひて除之、同六月織田右大臣生害なり、信州空回
となる、六月十八日、芦田常陸助信蕃、小諸の城に入旭に、小田原の先
手大道寺駿河守、大軍を引来て小田井の砦に入、真田安房守ハ、三月沼
田にありしが、武田亡て後、七月北条乱入にしたかつて岩村田の砦に入

る、

黒岩城 見上田軍記

芦田ハ春日奥に入、北条氏佐久郡に来、河中島にせり合、又甲州に乱入
す、三河得川家と戦て利あらず、十月和睦して去る、北条に降したる城々
あり、小諸に大道寺駿河、岩尾に大井彈正、前山伴野刑部、田ノ口に相
木能登、望月城北条源五、高柳城志賀与左衛門、内山城・耳取城・平尾
城、所々權罷て三河勢を拒む、近郷の士集りて、岩村田に四々旭の砦を
かまへ、御下知にしたかハす、其人々

大井雅楽介 岩村田小知ノ人

耳取城主 大井民部少輔政成 平原入道全真

森山豊後守満繁 依田平三昌秀

森山兵部助成繁 内山 小山田六左衛門

柏木六郎 小田井 南河某 金井若

志賀与左衛門

往日武田家に仕へし信州先方芦田下野守の嫡子芦田常陸介信蕃ハ、徳河
家の命を蒙り、佐久郡を引付けん、先真田に説いて北条氏の權運をたち、
春日穴小屋に有て北条をなやます、十月和睦調て北条園東に去、十月廿
八日望月を賈、耳取の城を賣む、伝云北条説也、既進んで小諸の城を賣む、
天正十年十月廿七日夜、前山の城を襲ふ、伴野氏没落也、十一月二日、

岩村田の城をせめんと、真田昌幸ハ御馬寄原に陣し、芦田信蕃ハちくま
川を越て、塩名田よりあがり、直に岩村田に賣かふる、一換強して寄手
利を失ふ、信蕃は自身踏とまりて働く所に、一換後より崩れたつ、是
ハ郷士某等うら切によつて也、信蕃大に返して殺之、首を得る事三百余

級、一揆退散して一舉に定る。

黒岩城代 天正十年十二月ヨリ

依田甘助

其後一はんに平尾降参す、芦田平尾の城に伴野小集人をおく、高柳はけへしき山なれば、しはらく手間をとる、終に隔る、又小田井城を取る、耳取・平原・森山・柏木・内山・次第に降参す、相木能登守もたまり得ずして、田口の城を開く、十二月於平府ニ神君に奉願、各本領安堵あり、ゆへありて平原誅せられぬ、天正十一年末年、神君御厄年を転するにより、閏正月、於御分国正月を祝す事あり、二月岩尾・小諸兩城を賣んとす、軍監柴田七九郎也、廿二日・岩尾城を賣る事電光のけきする如し、城兵防戦ふ所ニ、行吉外叔望月某来て、倉瀬川の西より鉄炮を放して勢ひをたすく、既に午未の刻に至て城を堅し、城兵淺沼鉄炮の火を誤て、延て城舎に及ふ、密手得たりかしこと、三ノ丸に攻入ル、平尾平三、平原全興等也、此平原之城の内にも、大井・淺沼・常陸・阿久津・東条・神津・依田・柏山・根ノ井・清水・青木・岡村等を先として、死を一途に定めてふせき戦ふ所に、芦田右衛門佐信著、舍弟源八郎信幸、みつから垣ぎハに来て下知する処を、山中嘉介・榎垣武右衛門か放す鉄炮に、同じ枕に打倒さる、舍弟善九郎信春二人をたすけて兵を引上也、於是敵あられみたれて四方散す、芦田兄弟其夜卒す、其後軍監柴田氏、城主行吉に説く、強正行吉云、憤已に散す、得河家に対してうらみなしと云て、三月五日開城て去ル、此時小諸城に大道寺もこらへかねて、領て上州へ引退ク、於是佐久郡平均なり、大藤氏小諸の城に入り、軍事をたすすと云、

小諸城 持岩村田

芦田下総守康国

天正十一年四月、依田竹福丸時西父の戦功によりて小諸城を賜り、元服して御牌の字を賜、修理大夫に成、其比佐久郡一揆いまた静ならず、岩村田に對を筑て備ふと云、

曾根新城津島内評領志政領之、志政八島左近守、其時防五郎左衛門忠尚守、

元永九年

中上流郡

曾根新軍

曾根新軍

芦田小諸領五万石依久郡八百八十石云を賜ふ、天正十三年上田城主真田そむく、芦田軍兵を引て矢沢へはたらく、利あらず、同十二月大久保平介忠教、代て小諸を守る、天正十八年春、小田原より相木・伴野来て、佐久郡の士を語ふ、芦田兄弟軍兵を引て勝間に陣し、北相木をせめをとし、平沢に戦ふて、相木は連れ、伴野ハ討死也、同四月羽柴前田氏・上杉・真田・芦田、四手を以松井田を賣、進んで宮崎根子屋に至る、然るに降参士長根といふもの康國を討、陣宮大に騒動して、手を負者多し、舍弟幸正長根を打取、時天正十八五月とそ聞へし、同九月藤岡にて三万石を賜、舍弟新六郎修理大夫に成ル、此辺の人したひ行もの多し、

小諸城五万石 持岩村田

仙石越前守秀久

天正十八年十月小諸城を賜る、今年七月小田原北条氏降参平均也、於是徳河家関八州を領し給ふ、佐久・小県・木曾大坂成入となる、豊臣家臣分所請人々ハ、藤岡三万石ハ芦田新六郎幸正に、安久津へハ耳取大井氏、藤岡ハ平尾、山名ハ曰田氏、下総多高次万石保科氏、老万石下総足戸へ木曾氏、老万二千石上野ならなしへ諏訪氏頼忠、同惣社老万石小太郎頼水、古河三万石小笠原秀政、

上田城六万石真田家 小諸五万石仙石家

河中島四郡上杉旧領 伊奈郡毛利河内守

松本十万石石河出雲守 諏方郡日根野織部正

木曾代官石河掃部介

文禄元年朝鮮陣、小諸戒軍役千八出る、同二年諸城を掃く、

慶長三年戊戌八月十八日、豊臣家與給ふ、同五年関東御台戦あり、八月

六日、秀忠期信州御免駕、三万八千七百八人云々、信州案内として、芦田組

ノ土木田佐渡守備に加ルと云々、浅野弾正岩村田に陣せらる、

御当主

信濃高四拾万八千三百五拾八石

按天文廿二年改之諸國帳請取、

高木光俊・上野時三云々、

上田城六万石 真田伊豆守信幸

小諸城五万石 仙石越前守秀久

松本城八万石 石河玄蕃康昌

同 二万石 石河肥後守頼明

高遠城三万石 保科弾正忠正直

高島城二万七 諏方因幡守頼水

飯田城五万石 小笠原兵部少輔秀政

河中島四郡 森右近太夫忠政

木曾五千七百石 山村甚兵衛

伊那郡 知久内藏助

阿島三千石 鹿光寺助左衛門

山吹千四百石 小笠原頼貞兵巨

伊豆木千石

諏方上下社百石 戸隠山石 善光寺千石

慶長七年中山遺跡、制札賜ふ、同八年菅里塚を筑く、慶長十五年庚戌佐

久郡高改織入、慶長十八年五月卒死、法名道樹、

小諸城五万石

仙石兵部太輔忠政

慶長十八年七月御礼、則道樹の嫡男也、忠政の嫡政俊二男采女といへり、

後矢沢と云、女子ハ桑山近作一玄に嫁す、

慶長十九年冬、大阪役あり、佐久郡郷士拾八人召出さる、翌年夏御陣

拾人召出さるゝ所也、改元あり、元和元年五月、於大阪首級を得らる、

元和八年上田六万石賜て移る、

小諸城併替村目

駿河大納言忠長卿

元和八年壬戌九月、小諸御加恩、于時五万石也、元和九年芦田家士忠長

卿に付らる、寛永元年除小諸城、

小諸城四万五千石併替村目

松平内膳守憲良

寛永元年甲子、美濃大垣より移給ふ、姓久松藤原氏なり、久松甲斐守忠

良次男幼名五郎、假從五位下

寛永四年駿河忠長卿へ、甲斐及佐久の郡の内を添へて六十万石賜ふ、同

六年己巳佐久郡編入、奉行村上三右衛門、駿河兼より平岡甚右衛門等也、

小諸城三万石併替村目

青山因幡守宗俊

慶安元年子蘭正月十九日、二万石御加増小諸城主被仰付、寛文二年三月

廿九日、大坂御城代被仰蒙、

小諸三万石持岩村田

酒井日向守忠能

初名万千代、寛文二年子六月四日、伊勢崎改て小諸城を賜る、佐久五十

五村也、延宝七年九月、駿州田中城を賜、

小諸城二万五千石持岩村田

西尾隠岐守忠成

延宝七年未九月六日、田中城より移る、天和二年壬戌三月廿二日、小諸

城より遠州横須賀へ替る、

按、天正十一年属小諸領、至此凡九十九年也、

御領平賀陣屋

天羽七右衛門

天和二年より元禄五年に至る、凡十七年

御領岩村田陣屋

太田作之進

元禄二己八月平賀陣屋

元禄五年申より凡七年也、
岩村田陣屋

御領岩村田陣屋

高野太兵衛

元禄十二年己卯より凡四年也、

岩村田領老万六千石

内藤家

元禄十六年癸未八月より其縣所へ、

岩村田 赤岩 長土呂 猿窪

三河田 中路 上平尾 横和

香取 安原 鍛冶屋 平賀

原邑 跡部 上坂井 本新町

大沢 湯原 同新田 臼田

上畑村 宿岩 湯原新田 中小田切

下小田切 耳取 高柳

宝永元年申月日、大坂御城御定番被仰付、仍之賜撰州老万石、於信州

六千石、

岩村田 上平尾 小田井 長土呂

赤岩 申久保

再賜老万六千石

岩村田 上平尾 小田井 下平尾

赤岩 耳取 平塚 大和田

下中込 申久保 横和 中路

三河田 中小田切 野沢 温井

矢島 上丸子 御岳堂 飯沼

中居 武部新田 長土呂 上塚原

北川 中丸子 市村

岩村田領老万六千石

内藤家

享保八年卯四月御入部

解題

「四鄰譚叢」吉沢好謙著

本書は佐久郡の人吉沢好謙の著わすところで、信濃国大井郷、今の佐久市岩村田及びその近辺の盛衰の事を叙し、併せて佐久郡の沿革及び地誌を、古文獻及び古文書を例証として詳記している。全七巻から成り、第一・第二・第三巻は岩村田を中心に佐久地方の地誌を記し、第四巻には大井郷の沿革を領主年表を中心に叙し、更に戦国時代以後の歴代の小諸城主及び岩村田領主について記し、第六巻には仏寺の伝略記、第七巻に諸寺の略誌を記しているが、第五巻の神廟の部は未考関係である。

吉沢好謙は本書書既取の信濃地名考及び信陽雜志の著者で、同人の事蹟についてはその各所で略記したので省略するが、本書の成立は、文中に享保八年の記事を似て終っているので、その頃稿を終ったものと考えられ、元文元年凡例十三項を記しているので、この時一応完成したようである。

本書の統編ともいふべきものに統譚叢がある。その内容は方言を蒐集したものであって、成立年次については明記はないが、四鄰譚叢と余り年次を隔てないかと思われる。恐らく方言集としては、例のない古いもので、甚だ貴重である。榑沢庵吉氏藏の原本により収載した。

「新編信濃史料叢書」第四卷「信陽雜誌」

信陽雜記 卷之十四

吉沢好謙補（頁三三四）

八島後白河院 保元三

保元元年，新院御方村上判官代基國孫為太子。

保元中，信濃守惟範者，少納言入道信西五男也。

平治元二年九月，解官。

根井大弥太行親（大九）孫平海野三郎。望月・三郎・陳方平五。進藤武者。桑原

安藤次。安藤三。時田田有木曾中太。弥中太。根津神平貞直（貞直）。時妻

小次郎（同大九）・熊坂四郎。

平治元年十二月廿七日，厩左馬頭義朝。

片桐小八郎太夫景重・木曾中太・弥中太。常盤井博弘戶次郎。

人皇第二條院（孝德）。孝德。孝德。

平治元年己卯十二月，源重成為信濃守。

同十二月廿二日，信西子僧超靈達流于信乃國。

美原安藤次・木曾中太・弥中太・根井大弥太・弥津甚平・熊坂四郎。風

間小次郎等義朝。

同十二月，左馬頭義朝東回落行，平士迫之急，於三條川原，平賀義信一騎

返合拒之，世襲高名云。（平賀原有義朝子，先生曰國體位勢）

永曆元年庚辰，平清盛正三位拜參議。

応侯元年辛巳，清盛右衛門督檢非違使別當權中納言任。

永萬元年乙酉，清盛權大納言任。

長寬二年二月廿三日，笠原平五賴直心了坊逆心，二冬田僧房逐電云云。

八島第六衆院 仁安三

仁安元年，平清盛任內大臣兼。

同二年丁亥，清盛任大政大臣。同三年十一月十一日，依重病出家，入道法

名靜海，時歲五十一。

八島高倉院 （嘉元二）。高倉院。

承安四年三月，源義經三條橋次未春奥州下向。（按、國史卷三、橋次承安四年三月，源義經三條橋次未春奥州下向。事、依此等。）

治承三年三月，武者所安藤右京，右馬大夫被任。文覺院中勳進須藤依事也。

（依此等田安藤右京右京等）

治承三年十一月十五日，清盛奉後朝家，大臣以下四十二人官職止，其內按

察使大納言資賢卿信濃國奥郡配流，後歸京。美和二年三月廿日出家，号

円空。（○實賢、臣二位權大納言、實三。依此等、別二位高橋高次女）

治承三年乙亥三月廿四日，善光寺炎燒。（○日記、治承三年。善光寺炎燒云）

同八月，前左大將平重盛薨。

治承四年庚子二月，帝讓位於東宮，太子時三歲，雖非失德清盛計行焉。

人皇聖德天皇 養和一、壽永二。

治承四年四月，源賴政謀反。

同四月十日，節度使十郎藏人行家，至当國，奉宮令旨，伝説岡田冠者親義。

同太郎重義・平賀冠者盛義・同太郎義信。（一云、同太郎）大内右衛門尉性義，木曾冠者

義仲等之源氏。

同五月，宮廷高倉宮，入三井寺，復得入南都，平家軍追來，戰宇治川，宮

軍戰敗，賴政自殺。宮中流矢幾。（○同廿五日、源賴政因任人官田安藤右京次、於京平。五、實賢江三郎二、國史卷三、宇治川流矢等）

同六月，平清盛遷京於攝州福原。

同八月，源賴朝帥師軍相州石橋山。

越年義仲起兵於木曾國中土庄之。

同九月七日、笠原平五頼直發兵、為討木曾、一、栗田 村山七郎義直・栗田別當範寬

等○軍田神鏡、源之、戰于市原、木曾出援兵、敗敵陣、笠原奔于越後、

木曾義仲弟刀先生義賢之二男也、久壽二年八月、父義賢於武藏國大倉館、

為鎌倉源太義平被討、義仲時二歲、幼名、 王丸、乳母夫中三被遠懷之、還于

信濃保元之、稍長有母略、号木曾冠者、治承四年起義兵、拔於北陸道敦

城、遂退於平家西海、世称朝日將軍、

同九月八日、為使訪北条時政進亮于甲州、同十日、武田信義、一条忠頼率

兵責於大田切城、伊豆郡城主吉冠者戰屈滅亡、

同時、源頼朝平氏追討為折願、寄於源方上下社領、

上源方社領 平出 官所

下源方社領 龍市 岡仁谷

治承四年十月、義仲父義賢旧領入土野多古庄、国人不肯、十二月廿四日、

避上州飯子信濃、住宮越館、

多湖郡佐藤岡坤、先生義賢武藏国住人秩父次郎太夫重澄為養子、多古

庄為旧領云云、

同十月、源平陣于駿州富士河、平軍不戰而敗績、時源九郎義経自奥州來、

於黄瀬川隔朝朝、

同十二月、諸国諸神奉增一階、

義和元年辛丑正月、治承五年七月十四日改元、

義和元年正月、高倉院崩、

同正月、中原權頭兼遠為義仲、以起請文陣平家、

同閏二月四日、平相國清盛薨、禮名、 天下走騷、日來有所懼、身熱如火、世

以為燒東大・興福之現報、百越抄

壽永元年壬寅、義和二年五月廿七日改元壽永、

三月、新宮十郎行家帥、身平家戰于尾墨俣川、行家敗還鎌倉、

云云、頼朝諫之、行家終寄身於義仲、再寄義経云云、

「或記曰、七月朔日乙亥、欲追討信濃國、六月十三日兩日雖入、國中

敢無相防之者、殆多請降之輩、於僅引能城等者、可無誦于攻落、仍各成

勝之思、猶欲襲攻散在之城等之間、信濃源氏等、分三手、一手木曾曾、

一手佐古党、一手甲斐國武田等、俄作時攻讒之間、設險阻之策軍等、不

及射一矢、散散散亂了、大將軍助繼而三所被捉、脱甲胄奔弓箭、僅相率

三百余人元勳万余、逃去本國、残九千余人或被攻取落、自崎嶇能命、或山林

暗跡、凡無可戰之力云云、

同五月三日、村山七郎源義直有戰功、頼朝賜本知安堵書、勇乃四行、上、檢南

云云、本將也、

壽永元年、平氏、使城四郎助長任越後守、本 讓義仲、○百勝抄曰、八月十五日、以

源氏也、城內助助氏也、 助長燈三万人、殆越後因赴信州、一旦助長保疾卒、

平氏、再其第使長茂任越後守、得越、奥羽兵四万余人、○小長左門討奥平、

分軍七列、隊持赤旗拋山出、長茂望見赤符、以為信濃平土援我、故不備

突、義仲相薄而揚白旗、長茂軍驛動大破潰、乘旗旌飯越後、○東鑑曰、

壽永元年六月橫田藤井合戰是也、東鑑有九月非乎、

壽永元年秋、根井滋野行親・樋口次郎・今井四郎等攻如々、義仲兵威據於

北陸道、九月四日、木曾先陣根井戰越前水津于平家從軍、

按、義和元年壽永元年諸書說不同、平家物語軍間田・岡田、尔來佐久、

小泉兩郡出張之事，依田在城事宜為養和元年事跡。○小見，合田全戰，後，重忠，關原寺政，藤原地。
壽永二年癸卯春，木曾義仲在越後府。

同三月，義仲與賴朝有隙，賴朝將征之，率兵至白井坂，木曾遂知難其勢之相敵。○想此田城，其物三千乘，賴朝信賴，越後守，賴朝謝其德乞和，賴朝尚疑義仲，賜坂山所，賴朝依田出書云，四國首先守我，謝其德乞和，賴朝尚疑義仲，不得已而以其子義高，質于鎌倉，賴朝遂解其愁，與義仲和睦，以其女嫁義高，居于鎌倉。

時兼平軍議曰，築部部于大井坂可拒敵云云，按，戶部更科部，大井佐久部，今岩村田地是也。

延年，清水冠者義高平家時十一歲，海野小太郎幸氏義高為屬從之，望月三郎重澄，陳方三郎盛澄，藤沢二郎清親等赴鎌倉。

壽永二年癸卯五月十一日，砥浪山夜軍，五月，小松三位中將惟盛，越前三位通盛，薩戶守忠教，皇后宮亮盛正，宮房守清房，二河守知教等，得十萬騎陣志保山，即實，通盛，義仲率五萬騎，免越後到砥浪山，隔兵於山中凡五所，自登黑坂峯而立白旗焉，義仲携險不出，遠陣伏兵均起，鼓譟而進，平家軍大驚亂，而人馬悉沒具利加羅谷，當此時平軍死者七萬人，諸將僅以身免，退加州陣難原，義仲受勳進兵而戰，平氏再敗軍而掃京。

七月，義仲帥師入洛，平氏幸帝走西國。

八月，法皇賞義仲，賜伊予國，任左馬頭，為征夷大將軍。新編日

平家初幸幼帝走西海，定皇居於大宰府，于時魯後人緒方三郎經義，惟兵攻平氏，同九月，平氏又幸先帝赴四國，阿波民部重能造內實於讚州屋島邊平家，同十月，平家遣兵於南海，山陽悔之，山南之十餘州屬平家，義仲聞之，使矢田義清，海野幸広等，擊平家於備中國水島，平知盛，教盛

逆擊破之，義清，幸広戰死，殘兵狼狽掃京，義仲怒，使行家及樋口兼光護京都，親督諸軍免洛，時行家在洛其不道，兼光便使告義仲，義仲聞之，班兵於洛，行家大驚，從五百騎經丹波路走播州，時平知盛，重衡帥數萬騎陣室山，行家整平氏為諸罪於義仲，率五百騎與平氏戰室山，行家戰破奔長野城。

冬十一月，義仲不從皇命，刺取皇使，上皇大怒徵兵，義仲聞之，欲免兵犯皇庭，兼平數諫之，不聽，幸兵即法住寺，免火焚誦堂，宮軍失度通數上皇漸脫幸五条宮，義仲使諸卿首集六条河原，並軍，又削公卿四十九人之爵位，從朝政，京都為之大苦，擊洛民傷平氏之苛政，賴源氏之執柄，義仲，沁入洛都下大宮，時義仲暴虐平氏，於是洛中又大失望矣。

人皇八後鳥羽院 五，聖久，文治

元曆元年辰春正月，賴朝為征義仲之逆威，使舍弟浦範賴，九郎義經得六方

余騎上洛，範賴帥三萬五千騎向瀬田，義經率二萬五千騎守宇治，義仲聞之，使今井兼平屬八百騎守瀬田，使仁科，高梨子等得五萬騎守宇治，各斷橋過河，時正月廿日，山雪解河水大漲，高綱，景時驅馬直入河先渡，重忠相被涉東軍悉渡，義仲破兵而入洛，於是義經慮義仲之與瀬田宮，分兵擊義仲，自与重忠，高綱，景時等，未守上皇，義仲初以為，我軍破挾上皇赴四國，与平氏勤兵而敵賴朝矣，義經聞密院洞，無奈何，僅七騎馳出大津打出浜，兼平為範賴破勢多，殘卒五十騎遇義仲於栗津，君臣執手且喜且泣，於是又收散卒，來聚兵三百騎，義仲助兵破一衆次郎之六千騎出東西驅南北當所敵，義仲之兵死傷分散，所殘義仲，兼平二人而已，兼平頗進自敵，義仲不得止向松林走，時寒風烈，田水凍水，義仲臨馬於深

同九月十七日、巴女生朝比奈三郎、

巴女者中三權守兼遠女、長武芸、寿水元年橋田河原合戰敵討七騎、太
剛士村上五郎廣八、尔来木曾七手組為一將、木曾亡後被捕、下鎌倉、
和田義盛為妾、今年秋生一子三郎義秀是也、後建保元年五月、和田滅
亡之後、越中親屬石黑氏寄於身、為尼九十一歲終云云、

元曆二年三月三日、諸國神奉授一階、記

文治元年乙巳三月、先帝崩于西海、春秋八歲、○行幸魂天玉寺、
其時三十餘歲云云、

同五月、故木曾殿妹公孫賜於美濃國遠山庄內一村、命訖小室太郎光兼以下
國人、○美濃十部國人、北守六時聖之孫也、其門本去信濃、
伊人上野九郎、為京太郎、其門本云云、豐乃在人也、

八月十六日、加々見遠光任信濃守、

十月廿四日、南御堂德長為院供養、村上左衛門尉賴時・春日三郎・村上右馬助
經業・小室太郎・勅使河原三郎○德長河原良武隨兵、
東人見藤原武隨兵、

同月、為往義經二品上洛、又有相授住人原宗三郎宗房云者、先射源氏、當
時在于信濃國、勝勇敢者也、今日在免許而國人等可相具云云、

文治二年丙午三月十二日、關東御知行國々内貫末濟庄々家司等注文被召下
之、可加催促給云云、○文治二年六月六日、天下致遠戰事、且自到來之事、春
近其時門下貫末濟、早無解其意謂之御被下知也、

伊賀良庄神傳 伊賀 伴野庄院御 伊賀 伊賀 伊賀
伊賀郡戶任屋下院 諏方南宮上下社 諏方南宮院

同上下社白河 黑河内藤次下社
按、以上ハ今屬南方部、不詳

江鐵遠山庄見 大河原鹿邊見
小俣郷熊井郷見 津中村庄見
津北集庄見 高原庄見

按、以上ハ今伊奈郡乎、

大吉祖庄宗家少領

洗馬庄院 相原庄見

麻績御厨宮 住吉庄院

大穴庄元左大平御領 野原庄院

前見庄院 仁科御厨院

以上今筑廣・安曇郡之地

小谷八郎 石河庄院

四宮庄南北御領 布施本庄見

布施御厨見 富部御厨見

按、以上ハ今更科郡乎

善光寺三井 大田庄院

頭光寺天台山本寺 若月庄院

小河庄院 丸栗庄院

弘瀬庄院 市村庄院

小曾根庄八合院 李河庄院

青瀨寺見 安永勸旨見

月林寺大台 今壽庄院

善光寺院 小市天台

以上ハ今屬水内郡

東來庄八合院 保科御厨見

今屬高井郡

像原御厨九合院

高井郡乎

英多庄院

倉科庄九倉院 同加納屋代村四

鹽田科郡

小泉庄日古 塩田庄鹽光

浦野庄仁田 塩田庄八倉院

小泉庄一夫大納 常田庄八倉院

海野庄海野下 依田庄海野院

○○ 桑原余田河原大

以上小泉郡

佐久野野庄院 大井庄八倉院

以上佐久郡

千国庄六倉院 平野社領茂岡比向田

左馬寮領

特原御牧 宮所 平井豆

岡屋 平野 小野牧

大塩牧 塩原 南内

北内 大野牧

以上

大塩牧 常盤牧 高井野牧

笠原牧南來 同北來

以上高井郡乎

吉田牧 秋金井 新張牧

望月牧 塩河牧 菱野

長倉庄 塩野 桂井庄

多々利牧 金合井等也云云

按、宣屬佐久郡籍馬・金合、今屬上野國多々利、可通、桂井庄詳末

文治三年丁未二月廿五日、二品遊于三浦介義遠亭、聽部曲、時信濃國保

科宿遊女長、為訴、在于鎌倉、今日彼召遊君、有容觀、且施舞踏歌云

云、

同七月廿八日、命目及御家人造善光寺、

同八月十五日、讓万太夫盛澄家御免、

同十一月八日、讓方祝部訴藤沢与一盛累、押勘讓方社領於黑河内藤沢地、

文治四年戊申二月二日、右衛門佐局信乃因四宮庄地頭不進升年貢并領家得

分之由、自京都被仰下之云云、

同六月四日、京都御返報到着、

八倉院御領

信濃國大井庄 越後國大面庄

常陸國村田 田中 下村庄

志田庄 下總國下河辺庄

文治四年九月一日、加々見信乃守遠光女始召營中、二品一見之、甚協意、

則賜名号大武局、

同九月廿二日、伴野庄領乃實國意之事地頭長清可并進云云、

逸事見後

建久三年十二月五日、若君新殿賜盜酒大式局、新殿取酌持蓋云云、八月九日

同十二月、新羅若君御行始也、盛長之甘繩家入御、大式局等賜小袖云云、同十月廿五日

文治五年己酉正月、若君御弓始、海野幸氏候、
同七月、奥州遠討、小笠原次郎長清・平賀三郎頼信・小諸太郎光家・中野

助光小本、同五郎能成・藤沢次郎清親・春日小次郎貞親・勅使河原三郎有直・尾藤太知平・宮六保佐國平、藤沢預之、藤原預之、藤原預之、藤原預之十二月廿三日、命小諸太郎光兼、再率一族免奥州之役、

建久元年庚戌、文治六年四月改元也、

正月小諸再奥州免兵、平大河二郎、

四月三鶴岡祭、海野氏・護方・藤沢氏勳流備馬、

十月上洛供奉隨兵 泉八郎

平賀三郎豐盛 村上右馬助經業

同判官代基國豐盛之 落合三郎

高梨次郎 海野次郎

春日小次郎貞親 藤沢次郎清親

島橋三郎 村上左衛門頼時

村山七郎村山七郎、村山七郎、村山七郎、村山七郎 春日与市

志村三郎 海野太郎

森三郎 志村七郎

小諸太郎次郎 岡太郎

中野五郎成色、成色、成色、成色 笠原高六

志村小太郎 尾藤次郎知照

赤津次郎 同 小次郎

勅使河原三郎有直 上田楊八郎

小田切太郎 小笠原次郎長清

○二條三郎大夫因志、御事、御事、御事、御事
通符、通符、通符、通符、通符、春日村、春日村、春日村、春日村

同二年辛亥

十月廿二日善光寺供養、去ル治承三年回祿之後、遺々有新造云云、
有造、有造、有造、有造
同四年癸丑

三月、將軍家寬下野國那須野・信濃國三原等狩倉、四月廿八日、自上野國新田離還御、

三月廿一日、撰廿二人於射手、所謂、

小笠原長清 諏訪大夫盛澄

藤沢二郎清親 望月太郎等列之、

三月廿五日、於武藏國入間野有追鳥狩、藤沢二郎清親馳百免百中獲雉五、
獲龜廿五、御感之余賜御馬弓

五月八日、將軍家寬富士野藍沢夏狩、隨兵國人等、

小笠原二郎 海野小太郎

藤沢二郎 望月三郎

赤津二郎 中野小太郎成色

同六月十八日、故曾我十郎兼十九才、逃出家社信濃國善光寺云云、

同八月九日、海野幸氏等弓持機申子經三、

同八月十六日、流鎗馬、海野・望月・小笠原等列之、

建久五甲寅

七月十六日、信濃國大井庄乃賈事、於今年者十一月中可究濟京都云云、

十一月五日、小笠原弥太郎長經元服十三、長清、

建久六乙卯

二月上洛、隨兵

村上基國成色、成色

小室小太郎

小田切太郎

春日三郎

中野五郎能成 岩屋太助

大島八郎能成 藤沢八郎

同 次郎 海野小太郎能成

高梨三郎 林津次郎

同 小次郎 笠原六郎

望月三郎重隆 村山七郎能成

高梨次郎 中野四郎

泉八郎 志賀七郎

南条次郎 平賀三郎

村上左衛門能成 笠原十郎能成

建久八丁巳 將軍家信濃國善光寺附隨之國人乎、

小笠原長清 海野幸氏

藤沢清近能成 諏訪盛澄

長沼五郎宗政 村上判官代基因

村上七郎義直 仁科太郎

小諸太郎能成也、

廿八日、加奈川明、江戸、大宮、熊谷、本庄、松枝、小諸町、小諸太郎光

兼盛、翌四月六日善光寺御齋、七日御參宮、仏前宝物、或砂金被物等

被下、僧衆口別有御布施、八日ヨリ近辺御巡見、同十九日善光寺御齋、

也、小諸泊能成時小諸太郎獻馬、同廿日光兼依為老衰、於信州賜御取、

直留在所云云、

人其八土御門院 正治二 建仁三 元久

十三 二地水一 建元四

正治元巳未

正月十三日、源頼朝公薨、年五十三

二年庚申二月廿六日、

笠原十郎左衛門尉親景、村上余三判官代仲清、小笠原次郎長隆、中野

五郎能成

建仁元辛酉

閏二月八日、藤沢狩場、射手海野小太郎幸氏候之、五月金藤沢清親・海

野幸氏等、令責於越後國島坂城、城主孫實盛之伯母板頭女有武名、防敵

無敵、藤沢清親射而墮之、

九月廿一日、伊豆御狩、隨兵小笠原阿波弥太郎候之、今日中野五郎能成

一人被認帶弓矢、射手十人、所謂、海野幸氏・望月三郎重隆・笠原十郎

親景等加之、

建仁三癸亥、

九月、小笠原長隆蟄居、故此企能員等將軍賴家幸臣、因在閑奢修也、

同十九日、中野五郎能成被取公所領、

十月八日、將軍御元服、御家人百餘輩着座時、近習小官中被撰父母見存

輩、櫻井次郎光高列陪陪役送云云、

元久元甲子、

御弓始、射手諏訪太夫盛澄也、当國海野幸氏・藤沢清親・諏訪盛澄三人、

右大將家之時射手八人撰拳人々也、

二年乙丑

六月、高山重忠伏誅、時舍弟長野次郎重清信州在國云云、

承元元丁卯三月十二日、命櫻井五郎齊賴、以攝嶋黃雀為無双鷹匠云云、

同四年庚午八月十二日、命長沼五郎宗政、停止善光寺地頭職、

信陽雜記 卷之十五

吉沢好謙增補

人坐八順徳院 建曆二、建久二

建曆元年卒未、

二年八月十九日、可禁斷醫葯、但於護方大明神御覽者被免之由云云

建曆三年十二月六日、改元、

建保元年癸酉二月十六日、泉親衡逐電、

僧通住人百草 安全法師白狀云、泉小二郎親平自去々年企叛逆、欲滅相州泰

時、身之輩、保科二郎・粟沢太郎父子・青葉四郎・市村小次郎近村、込

山二郎 同國住人藤田小・宿屋二郎・上田原平三父子三人、和出平太等也、不

日召虜被誅云云、○藤田由信其能、時對小太郎、時同能元六郎、宿野小三郎、本會傳口、

下能取藤田由信、和出平太郎、白井、坂本百三十八人、伴

人二百

伝云、五月九日、和出平太尾長於奥州配処被誅、時三十一歲、胤長初領

安曇郡、

同五月二日、泉親平黨於建橋、相州使工藤十郎討之、親平振勇斬工藤十郎

去之、其後不知所在云云、

同五月三日、和出義盛含憤、開湖所、義秀力戰、三日討死人々和田義盛

父子十一人、横山・平山・古郡三十一人、土屋十八、山内、岡崎、由井、

高井、大多和・高柳二十人、渋谷、小山八人、毛利・泷川十人、梶原、

宇佐美・大庭・土肥・愛甲・金子人々十三人、逢見、海老名、六浦、佐々

野、夫佐・奈田・津久井三十三人、生補人々廿七人、

和田以下百六十人、小者郎等不記、

御所方共討死五十一人、手負侍千余人、

凡討死三百六十九人、手負千八百余人、右之外朝夷宗義秀・和出新兵衛朝盛不知死生云云、泉賢二郎齋扶為河衛方討死、

建保二甲戌二月十一日、小笠原長忠元服、時十三歲、

或云、信州住居自当代至天文、

建保三乙亥十二月、被掩網布等於善光寺僧徒、布施左衛門尉奉行之、

同四年丙子七月廿九日、大井太郎朝光從將軍家至平朝、相摸川供奉、

同十月、海野幸氏申上野國三原堺以下事、

五年、冥朝公十二人使使節於宋國、村上次郎・海野小太郎至宋國、

建保七年改元、

承久元己卯正月廿七日、將軍為公曉被殺、中野太郎助能公曉群黨阿闍梨

勝門、義時遣長尾定景誅公曉、時九三代將軍自治承四年至承久元四十年

源統辰矣、

治國

賴經公

承久元年七月、將軍下向于鎌倉時二

同三年辛巳、仁科二郎平盛逐沒收、

同三年五月十五日、上皇欲滅鎌倉、五畿七道關東下院宣、平春時起兵上落、

五月廿二日、義時依軍勢催促、同武田・小笠原軍五万人進矣、破於歐美

乃國大井戸、或、上野國是也、云云、小笠原二郎長清、同太郎長経、同弥二郎

清行、同八代四郎長行、五郎清家小由、六郎時長時、七郎朝光九井、同九

郎為長、十郎行長、与市長澄父子人、相從國人、所謂謀訪太郎信重、秋

山小太郎光定、同二郎光季、同三郎經明坊、海野左衛門等氏、伊具右馬

允人道 即、大、 遠山左衛門尉景朝、村、此也、 伊具右馬、伊具右馬、 西桑

四郎・堀尾弥三郎・瀬田四郎太郎・宿屋太郎・勅使河原五郎・善海平太、

承久三年八月七日、平尼子寄附越前國宇津目保於踰方宮、

人皇八 後堀河院 實徳二 元仁一 實徳二 元仁一 實徳二 實徳二 實徳二

元仁元年申六月十三日、平義時卒、六十九

八月廿九日、義時之後藤藤原、事覺覺ノ後室伊ツ流、伊賀式部丞平光宗

流于信州、

嘉禄元年七月十一日、二位禪尼平政子遁、六十九、聰政事七年、号尼得軍、

十二月廿二日、式部大夫光宗法師通名 蒙厚免、自配所攝參、本領八ヶ所

返賜之也、

寛喜二年庚寅六月九日、美乃國大雪降、

貞永元年、定式目五十ヶ条、

天福一 實徳三 天福二 實徳二 天福三 實徳二

天福二甲午

九月二日、命源訪盛重、被實昨所日法花堂出火之禍、最初馳向齋之云、

嘉祿二丙申

正月十三日、小笠原孫次郎長政十五長忠勇也、

七月十七日、小山溪路守宗政代官等差要行之由、再善光寺依訴訟、可令

停止之旨被仰下云云、

八月十九日、武州新造御亭成、南脇尾藤太、南角號方兵衛宅等也、

嘉祿三丁酉

正月、御弓始、小笠原六郎候、

同十九日、大倉新御堂上様、小笠原六郎隨兵、

四月廿二日、北条時頼加冠、於鶴岡流騎馬興行、海野幸氏為御籠、射芸

故実瑞術之人云云、○重徳七月 十九日

九月十六日、諏訪社明年五月会神事等有其沙汰云云、

九月十六日、善光寺五重塔婆供養、淨定上人為大勸進令知識奉加云云、

曆仁元戊戌

正月廿日、御弓始、依御物忌也、小笠原六郎・藤沢四郎為射手、

同月廿八日、將軍家上落、隨兵、

春日部三郎兵衛尉 仁科次郎三郎

大井太郎 平賀三郎兵衛尉

小諸左衛門尉 西条四郎兵衛尉等也、

二月廿六日、六波羅小笠原六郎 隨兵、

同六月五日將軍家春日社參、大井太郎光長隨兵、

同十二月三日、雪後、北冬左親衛為見鳥立、被行向大庭野、小笠原六郎

為射手、

曆仁己亥二月十日改元、

延応元年

正月、飯田五郎家重筑殿、

同月、御弓始、小笠原三郎・藤沢四郎、

十一月九日、信濃國可初任檢註事、頼方大祝部信乃權守信實撰請文、力請 八月廿五日御弓始、當重徳 有御弓之本例之御記之云云、

仁治元庚子

正月六日、御弓始、射手小諸左衛門尉・藤沢四郎等也、

仁治二年丑

正月廿三日、海野左衛門幸氏・望月・左衛門尉重隆令候見証、

正月、兩度小笠原六郎列射手、

三月廿五日、海野左衛門尉幸氏卜武田伊豆入道光運論三原庄野上与長倉保

信陽、光輝伏見云云、伊豆前可頼定、在馬左衛門康高ニ仰合ラル、

九月、信濃住人奈古又太郎、承久三年乱之時、乍兼熟功瀧其實由慈申、

三年六月、泰時卒、年六十二

人顯八 後醍醐院寬元四
十七 後醍醐院寬元四

寬元二甲辰、

八月日記云、信濃國船山之内青沼村市河掃部助高光領云云、掃部、馬場

八月十五日、下桑修理亮長高一作、長高、參隨兵、

寬元三乙巳

正月九日、御弓始、五番列小笠原七郎兼、

七月廿六日夜、將軍家御台所武州海味屋皮部、年十六歲、參御也、尾藤太景氏、小野次二

郎時仲屬從之、

八月十六日、將軍家出御於鶴岡、有馬場流納馬十六番、其略云、

三番小笠原六郎

射手小笠原四郎太郎

的立前年人正光重

競馬五番

四番石 下桑四郎云云、

寬元四丙午

正月六日、御弓始也、

一番 大井太郎

二番 小笠原六郎

下略

三月十四日、善光寺供養也、勸進上人親基云云、

閏四月一日、正五位下行式藏守平朝臣經時卒、法名安業年十三

五月下旬、鎌倉中物忌也、諏方兵衛入道・尾藤太等、左親衛為警固、

十月十六日、於御馬場射有笠原、射手十二騎、小笠原余一列之、

人顯八 後深草院 一正嘉二 一正嘉二 一正嘉二 一正嘉二

寶治元丁未

二月廿三日、犬追物、小笠原与市上列之、

六月五日、諏訪兵衛入道連伯有戦功御弓一

同日、小笠原七郎方射手、返電云云、

十二月十日、遠笠驛射手小笠原与市列之、

寶治二戊申

正月十五日、布施三郎御弓始、為射手、

四月廿日有射百番、小笠原三郎列之、

八月十五日、鶴岡放生会、小笠原余一長一經隨兵、

建長元己酉

六月十日、諏訪連伯為若君左衛門乳母云云、

建長一庚戌

三月一日、

小笠原入道跡

同次郎跡 勸使河原後四郎

春日刑部丞 望月四郎兵衛尉

安藤太郎跡 大井太郎

藤沢四郎 井上太郎字長兵衛

海野左衛門尉入道年三十一、行年 室賀兵衛尉

志賀七郎

布施左衛門尉康高

西条八人

建長三辛亥

正月、御弓始、再度射手、

布施三郎藤原行忠 諏方兵衛四郎盛頼

事右近三郎号 桑原平内平盛時

等列之、

二月廿日、諏方社大祝部申云、鳥五十許聚死于社頭云云、

三月十四日、諏訪湖水有怪異之由申之、

八月廿一日、犬追物、射手小笠原余一列之、

十一月廿七日、准后為御訪、諏訪三郎盛綱上洛云云、

建長四壬子

四月十四日、小笠原身一・同身一太郎長澄、浅間四郎左衛門忠彰・布施

三郎・藤原行忠為隨兵、

建長五癸丑、田記云、備長

四月廿六日、赤橋陸奥守平重時修造善光寺供養奉行云云、

建長六甲寅

正月四日、四番助使河原小三郎 二番松岡小三郎勤射手 三番海野矢四郎氏助

諏訪四郎兵衛尉、

康元元丙辰正月三日、朝日寺出陣、一箇馬

正月四日、御の始、射手海野矢四郎資氏・藤沢左近將監時親・布施弥三

郎・小笠原彦次郎・諏方四郎兵衛尉以上三人

五日、將軍家相州亭御行、出仕八十五人、御引出物一ノ御馬スワ三郎左

衛門盛經、

同月九日、於由井浜被撰御の射手、所謂

布施三郎

藤沢左近將監時親

海野弥四郎資氏

七月十七日、將軍家御參最明寺、小笠原二郎時重隨兵、

建長始、親覺心人宋号 桑原平内平盛時

正嘉元丁巳

正月十三日、若槻伊豆守頼定卒、九朝七十

正嘉二年戊午正月、御の始、射手諏方四郎兵衛尉號、知久右衛門五郎在信

濃、依殿命諏方馳飛脚云云、同十一日射手小笠原彦二郎政氏・藤沢時親・

知久左衛門五郎信貞其伊原五人代保、知久信

正月十六日一本八月、依伊具四郎入道死、同十八日諏方左衛門尉一人入道

召喚、先諏方旧領賜伊具、於是有限、時頼依賢處終諏方伏護、

十一月十三日、小笠原長氏元服時十三、長政男、母当国村上国忠女、一

云、弘安 伴野出羽守被誅之後、小笠原惣領職管領云、見弘安

八朝八龜山院 三一文十一

文応元年正月十二日、於沢有御の射手之試、三藤沢左衛門五郎光朝、四番藤

沢左近將監時親・海野矢四郎助氏、五番桑原平内盛時、

弘長元年正月十四日、御の始、射手望月余一郎重・木曾六郎隆俊、

弘長元年辛酉二月三日、信乃・若狭二ヶ国守護從四位下陸奥守重時卒、二〇

月廿五日御出陣、一箇馬

同六月廿二日、三浦律師良賢之謀反、諏方兵衛入道盛弘等隨之、

二年八月十五日、鶴岡放生会、供奉小笠原六郎三郎時直、高田時直

弘長三年癸亥正月十一日、命布施三郎・藤原行忠御弓始為射手、

同三月十七日、最明寺神室買得水内郡深田郷水田、被充善光寺不断經

兼・不斷念仏集料、

弘長三年癸亥十一月、

北条時賴入道遺崇於最明寺卒、時三十七歲也、至此日、鎌倉中男女哀痛

如喪父母、

自寬元四年至康元元年、執政十一年、落飾之後行政七年、

文永元年甲子

北条時宗為執權、

文永二年

正月七日、御弓始、射手廻野弥六郎泰信也、

十一月廿日、可停止善光寺奉行和田石見守入道弘阿・原宮内左衛門尉入

道西藤・窪寺左衛門尉入道光阿・諏訪部四郎左衛門入道定心之旨、守護

陸奥孫四郎義宗奉之、

三年丙寅正月十一日、御弓始、射手廻野弥六郎等也、

七月、大將軍宗尊親王額繼傳洛、

十月、宗尊之子惟康^三任征夷大將軍、

五年戊辰

三月十四日、善光寺炎焼、同八年十

八月、大元王祓書、

八年辛未

九月、元使至筑紫、

文永中歲辰曰、建治三年五月、一瀬上人野

親知真房^一、一瀬与弟子作阿弥陀仏米佐久郡伴野、并上五郎實長、并上四郎光朝男

十年癸酉

五月、元使自大宰府追反之、同十一年十月、元軍二万五千人至对馬、不

利敗續備国矣

人皇後宇多院 建治十

今年一瀬上人始開時宗、

二年丙子

九月、元使斬於鎌倉、

三年丁丑

五月、北条武藏守義政萬髮、閑居于信州塩田^{大森國曰、二年四月}

弘安三庚辰

二月、斬元使杜世忠、

十月、元世祖發兵攻日本、

四年辛巳

八月、九州兵擊敗元兵、

十一月廿八日、塩田武藏守入道義政於塩田卒、四十歲、号正義、

七年甲申

正月十七日、小笠原孫太郎宗長元服、信濃守義氏嫡男、母宗長弟欠田三部長

綱・丸毛六郎兼頼、常業十郎次郎光宗、津毛次郎経氏等仕幕府、

四月四日、北条相模守時宗卒、寿三十四、在職二十一年、号宝光寺、其

子貞時統家督為執權、時十四歲、

十一月八日、秋田城介泰盛謀反不成誅伏、伴野出羽守長泰与之、於鎌倉

父子及弟泰直伏誅、

十年丁亥

二月十五日、小笠原大膳大夫長政剃髮、六時、二男氏部長朗副使河原

家、
十八代伏見院

正元五
七年六

治國

久明親王

正元二年己丑九月、將軍惟康親王播磨、同十月久明親王六時、鎌倉下向、

永仁元癸巳卯月、知久左衛門入道行性跨洪羅雨、搦方本地堂、五重宝塔

建立、今所

永仁六年、十月十三日、法燈圓師寂、時九十二才、依云、覺心性常澄氏、

信濃國神林縣人也、其母折戸藏山備前云云、雙日身居東鄉名寒裏乎、

十八皇代後伏見院 正安三

十八皇代二條院 乾元一、嘉元
三、治二

乾元元壬寅

北条貞時薨、諡號梅於其塙北条師時、

嘉元三乙巳、

四月、北条宗方殺其族時村、貞時誅宗方、

第治元丙午

十一月廿三日、小笠原季次郎貞宗元服、時十二、宗長之男也、

二年丁未、

今敏、貞時追時頼之先蹟、自微服潛行、經歷諸國、休整民間之所愁、且

刺史之善惡、從其好惡以簿書私記姓名、

人皇入花園院正和五、應長元
十四、正和五、文應二

延慶元戊申

七月、久明親王備落、以守邦親王為鎌倉主、

三年庚戌

十二月、北条貞房於六波羅卒、北条時教代之入洛、

成良元辛亥

十月、北条貞時卒、時四十一歲、自弘安七年至正三年在攝、嫡子高時僅九歲、不為

自職位故、使北条宗宣及時為執權、長崎入道門首為内管領、高時之男

秋田城介時顯共輔高時、時顯弟、時顯弟、時顯弟

正和元壬子六月、北条宗宣卒、

同二年三月廿二日、善光寺炎燒、旧記云、四月ヨリ八月迄雨ハル、七月廿日炎興、同十七日雪降

同四月二日、南禅寺祖円寂、

釈祖円信濃人、号規垂、幼而入相州淨明寺出家、（無字聖云）弘安

九年弘光婦寂、後落入慧日山見仏心、（美濃國）正元四年冬仏心化、時在翌明年上皇

院山召祖円、使經其席、時三十一歲也、至祖円仏宗大具云、臨亡時丈室東

偏置竹枯三日、

同四年七月、北条時卒、基時為執權、

文保元年丁巳

三月、高時任相模守、

信陽雜記 卷之十六

元元二、元元三、正中二

十一皇代後醍醐天皇 嘉應三、元應一、元弘二

元元元年己未

正月、北条高時任修理權木夫、

元亨元辛酉

夏大旱、帝出夏臘民、又置記錄所親聽告訴、

十二月、高時使當業駿河守勳貞曆六波羅、

吉沢好謙草稿

三年癸亥

北条高時好奇戲、

正中元年甲子

九月、北条範貞殺土岐賴貞・多治見國長等、

二年乙丑

七月、帝使大納言宣房到鎌倉、賜誓書於高時、

十月、前將軍惟康親王薨、壽六十二歲、

嘉曆元丙寅

三月、高時因疾薨、

三年戊辰、

十月、前將軍久明親王薨、時歲五十五、

元徳二庚午

七月廿六日、諏方左衛門尉時繼預于石少升俊基朝臣、

元弘元辛未

七月七日、大地震、富士山崩數百丈、

八月、天皇幸笠置山、親王匡南都般若寺、天皇在笠置徵楠正成、九月、

東軍攻鞍笠之島居、

十月、圓赤坂城、

先月廿八日、堀田越前守上洛、

十一月廿三日、小笠原孫次郎政長元服、政長貞宗男也、

十八年九光殿院 正康

正慶元壬申

三月、常葉範貞辭職燭錄倉、北条仲時及時益上洛、仲時居北方、時益居

南方、故号而六波羅、

高時避先帝隱州、配一宮中務卿親王于佐州、妙法院二品親王于讚州、讓良親王攝吉野城、

四月、正成再出自金剛山、降赤坂城、

五月、正成戰天王寺、大敗京兵、

七月、正成軍天王寺、今年赤松円心起兵於播州、

十月、小笠原長政率甲・信源氏七千余騎上洛、

二年癸酉

二月、東軍攻落赤坂城、

三月、東軍陷吉野城、村上摩四郎義光父子死之、或曰、小笠原長氏討村上義隆云云、時東軍大將大仏陸奥守率二十四万余兵、騎千銀破城、圍攻數日、正成應機拒之、攻術既尽、時讓良親王在近鄉、令野士絶料道、故東

兵大疲斃、運遺者十而八九、今開城兵僅五万余人也、時新田義貞起兵於上州、

五月、武田、(マ、)

五月、諏方左衛門為使者上洛、時依千壽王出奔歸於院、(入道時、)

五月廿二日、鎌倉兵火、高時自宮讓方入道直性、堀田陸奥守國時可進考、(進考、)

重時二男、忽所入、持部大夫彼時、(彼時、)

武藏守半成攻芳原田、院河守維貞於鎌倉死、(院時、)

今日、讓方三郎盛高之息也、以龜壽丸奔于信州、窟讓方祝部之許、

後醍醐天皇重祚治三年、(四年、)

正慶二年癸酉五月、從舟上還幸、

六月征服、諸侯本領安堵之宣下、茲年國人停御家人号、

征夷大將軍 讓良親王

建武元年甲戌

建武二年乙亥四月、

建武二年乙亥四月、

鎌倉將軍世良親王十六歲時執權足利直義、

五月、故高時子北条二郎時行起謀方、東方視部兼方三河守頼重子仲實之屬之、于時木曾源七率散兵、以遠北矣時行多勢也、源七一戰失利、時行進入于上州、近國土屬者如雲霧、時行陣于板敷川、從軍攻討新出、直欲貫鎌倉、六月、足利直義將將軍宮鎌倉出奔、

五月十六日、東國管領足利尊氏相模二郎時行追討之御教書屬宗長、六月八日、關東戰功賜感状書於小笠原信濃守宗長、八月七日、相模二郎滅亡、源方三河守同祝部等自害、同月、足利尊氏与新田義貞確執、

十月、大將軍一宮中務親王・新田義貞東國兼向、小笠原信乃守宗長・高梨・風間等屬之、十一月、攝手東山道大將大督院宮禪正尹宮、土大將江田・大鶴・櫻庭・石谷・細繼・高梨・志賀・真繼・美濃權介等五千余騎、信濃國可懸河中納言率二千余騎馳加之、合以一万余騎貫落大井城云云、

十二月、官軍潰、建武三年丙子正月十日、官兵信濃國住人勅使河原丹三郎父子三騎、於藤城門辺死之、

正月廿日、兩宮・堀河等、島津上總入道・同筑後前司中村仲大・猿子一党仲大・村下・仁科・高科・志賀・真繼以下落合一族、相場・石谷・顯頼・伊木津志率

二万人兵、自鎌倉上落、加山門之官軍、三月、詔以新田義貞為山陰山陽之管領、五月、補正成於淡川討死、

八月、小笠原貞宗屬尊氏公、率數千騎上、奉養坂本皇居、十月十日、春宮没落北國、仁科信濃守重貞・春日部治部大夫時賢、同左近家純・小笠原藏人政道等隨行將、冬依武命、小笠原信濃守貞宗率數千騎、攻討於越前金崎、信濃國守護八十九

小笠原家九代任信濃守為刺史、貞宗 政長 長基 長秀 政康 持長 清宗 長朝 貞朝 帝系南北朝分流 御懸院院 院北光親

土御門院第二皇子也、治四年 從是王位兩分矣

御深惠院 八十八代 龜山院 八十九代

御宇多院 九十九代

伏見院 九十一代

後伏見院 九十二代 花園院 九十代

後二條院 九十三代 北朝 光嚴院 九十六代

南北朝	乙亥年 四月、鎌倉將軍世良親王執權足利直義、五月、北条一郎時行蜂起、五月、東国管領尊氏、八月、時行滅亡、十一月、義貞東國奔向、 武成元年後醍醐天皇重祚	北朝	觀尊氏公
	九十六光嚴院 正慶二 維新二 延光二 正慶元壬申三月、高時遷先帝於隱州、于時護良親王駕于吉野城、楠正成舉兵、四月、正成再出自金剛山降赤坂城、五月、正成、戰天王寺敗京兵、七月、軍天王寺、赤松門心起兵於播州、同二年癸酉二月、東軍攻落赤坂城、三月、諭吉野城、楠正成于銀波築城、新田義貞起兵於播州、五月廿二日、鎌倉兵火、北条高時滅亡、北条九王		南朝 後醍醐天皇 九十五代 後村上天皇 簡二代 長慶院 二代 後龜山院 長代 右前代早 後門融院 百代 後小松院 百一代 稱光院 百二代 後花園院 百三代 後土御明院 百四代 光明院 九十七代 崇光院 九十八代 後光嚴院 九十九代

建武五年戊寅 七月五日、根津越中守遠光、風間、畠新田義助、越前國織田・田中・荒神峯・安居渡城十七ヶ所攻落、 由後村上天皇 顯嚴皇 興國元己卯 五月、新田義助卒、	建武四年丁丑 去年、遠江因住人飯谷井伊介退政等相謀而欲舉義兵、於是第八宮、 <small>或書二</small> 妙法院宗良親王迎于遠州、後遣政女幸生尹良親王、尹良於于吉野元服、任正二位大納言一品征夷大將軍兵部卿親王、 建武元年戊寅 曆応元年戊寅	建武三年丙子三月 詔以義貞為山陰・山陽管領、五月、楠正成卒、 秋、山中皇居南朝元始、十月、春宮没落北國、 新田義貞卒、 延元元年丙子 源尊氏任將軍、八月、藤坂本皇居、十月、小笠原信濃守信濃國勢五千余騎攻金崎城、 九十七光明院 顯本二 實和五四 延元二年丁丑
--	--	---

二庚辰	三		
三辛巳	四		
四壬午	康永元年		
八月宗良親王陳方渡御、園司堀川中納言光繼・高坂四郎高宗・茨谷一族井上杉勢招云、			
五癸未	二		
六甲申	三		
春宗良親王攝信州、			
七年乙酉	貞和元年八月廿九日		
新田武藏守義宗宮大將軍奉成、雄水峠戰敗、宮陣方燔、			
正平元年丙戌	二年		
二丁亥	三年		
三戊子	四		
四己丑	五人皇孫崇光院 觀心二		

五年庚寅	貞和元年十二月		
六年辛卯	二		
七年壬辰	文和元年		
新田方馳加國人中衆入道・同佐渡守・風間信乃入道・舍弟村面八郎・友野十郎・仁科兵庫介・高梨越前守・藤崎四郎・五十嵐文四・同文五・矢沢八郎・滋野八郎・弥津小二郎・弟修理亮・神家一族(附)・滋野一族(附)・高坂大五・同大月			
義宗越後走、上杉民部大輔信州盤居云、			
正月五日、四条繩子合戰楠正行戰死、			
八月十二日、弥津小次郎厲直戰、			
伴野厲直、			
觀應元年十二月、源方下宮大祝部陳方五郎左衛門盛世率六千騎、破甲州、津沢城、高師冬白宮、(陳方五郎爲源方子也、于時源義實告)手、故是也)入城死戰、			
○按、須沢村(三摩郡)西二存、			
九人(高師)後光嚴院(文和四)・(文和五)・(康安一)・(文和四)・(康安四)・(康安一)・(文和四)・(康安一)・(文和四)・(康安一)			
文和元年二月七日、新田義宗戰敗于石浜、退陣苗吹峠、越後・信乃勢二万騎、			
足利方馳加國人、高坂刑部大輔・小笠原近江守・同三河守・弟越後守加之、二月廿八日被新田陣、			
當時小笠原政康告弟刑部少輔宗滿領板西(伊原)			

文和元年五月兩帝轡御遠失	同五月、信濃國下ノ宮神家・渡野・友野・上杉・仁科・赤津以下為官軍方、
八年癸巳	二年
九年甲午	三年
十年乙未	四年
十一年丙申	延文元年
十二丁酉	二年
十三戊戌	三年將軍藤氏公義 <small>時五十四歲</small>
新田義興於矢口渡沒	治 <small>自延文三</small> 源義詮公 <small>源義詮六</small>
十四年己亥	四年
十五年庚子	十月、小笠原信乃入道・諏方信乃守・下条七郎以下發兵上洛、同十一月、小笠原長基元服 <small>長基男、母木十二月廿三日、義詮將軍南方征伐、隨兵諏方信乃守・赤津小二郎、</small>
十六年辛丑	五年 五年四月、紀州電門山軍、諏方祝部、赤津小次郎隨之、赤津勇力絶倫ノ上、于時敗走而落勇名、 康安元

正平十七年壬寅	貞治元年
十八年癸卯	二年
十九年甲辰	三年
廿年乙巳	四年
廿一年丙午	五年
廿二年丁未	六年
正平廿三年戊申	四月、基氏卒、 十二月、將軍義詮薨、明年、義滿公任將軍
廿四年己酉	治 <small>凡四十一歲、自正源義滿公</small> 安元至正平十六年源義滿公
信濃土諏方・葦田・海野・望月・赤津・風間等、故新田子坊門葉氏族數在云、	貞安元年 命小笠原兵衛頭長秀・今川伊平守貞世・伊勢守満貞等、本朝定家礼給法、 二年 諸國征討使
	六月、桃井直常免自信州、入越中國、

元中元年甲子	至德元年
二年乙丑	二年
三年丙寅	三年
八月八日、尹良親王賜源姓、	
四年丁卯	嘉慶元年
南元中五戊辰	嘉慶二年 十一月十五日、小笠原孫二郎政康元服、長基二男
六年己巳	康成元年
七年庚午	明德元年
八年辛未	四月、將軍家行法華八講、鼓年尊氏公為三十三回、 二年 十二月、諏方小太郎時信在京、内野合戦、 同時小笠原信乃守長政三桑室町殿為因、

南朝元中九壬申

明德三年

楠正勝亡跡正元被殺、于時南朝皇威沉、帝業為絕、大内義広南北帝調於和合、閏十月三種神器入洛、自延元元年至後五十七年而一統、

信陽雜志 卷之十七

一人皇孫小松院 永樂三 至德二 志德一
一百一 明德四 元永
永德三年癸亥春

嘉慶二年戊辰十一月、小笠原孫二郎政康元服、政康長基之次男也、
明德元年庚午四月、尊氏公三十三回、
明德二年辛未十二月、内野合戦、

同三年壬申八月廿八日、相國寺供養、先陣小笠原兵衛介長秀、攝副山中三河守・関太郎左衛門、

同日、伴野二郎長信、攝副広沢掃部助実綱・武者六郎秀朝、
十月五日南朝神器入洛、
元永元年甲戌、

元永五年戊寅、大内反、罪役小笠原信濃守在国、
同八月、迎尹良王於上野国寺尾城、新田一策守護之、大業二 德二 元永貞長
王上野国可云云、
同七年、小笠原長秀任信濃守、田人不、地崎合戦、大業
記、

同十二年乙酉十一月九日、小笠原兵庫助長秀所々朝思地并本領思實地悉讓政康、

同十一年甲申、天下飢饉、正記

応永十三

同十四丁亥三月八日、北山行幸、小笠原孫七郎長氏警衛、

同十五戊子十一月五日、又二部持長元服、正時十

治國凡十二年 持長四代 源義持公

応永十六己丑

応永十八辛卯八月、飛騨國司征伐、于時小笠原民部太夫持長甲信兵率一千騎向之、

同十九年壬辰四月廿日、上杉憲定・攻寺尾城、城主世良田政親・新田一兼討死、尹良親王遁赴鎌方而寄于千野六郎頼齋島船城、小笠原頼季・高坂・洪谷・木曾即從之、
人語略 木曾即從之、二十餘ヨリ、正共一
百二代祿光院心水 形能毎マデ

応永廿年癸巳

同廿二

同廿三丙申冬、上杉入道禪秀謀反、于時小笠原政康、村上左京大夫滿清免兵有軍功、義持公隱憂、

同廿四年、南朝征夷將軍尹良親王御子世良親王共襲御島船城、而竊關東亂、

桃井右京亮宗綱在下野落合戰、謀之、

応永廿五

応永廿八

□ 応永中信濃國住人秦元勝從士久武源藏・中内八郎等為武者執行赴西國、

源義持公在當矣
源義持公也

応永廿九年壬寅四月、諏方神社上下御柱同時折云云、正記

治國 三年自乙卯起
三年自乙卯起

応永卅一年甲辰、南朝征夷將軍尹良親王御子世良君也、母世良親王御子也、初生上野等處滅亡在諏方、上野・下野・三河從士等欲成禮足而不成、於是、七月廿八日、世良君

坂于下野國落合城、世良田・桃井・新田・小田・堀田・平野・服部・鈴木・

真野・光賢・河村以上等・大橋・岡本・恒川・山川新田等・熊谷・宇津美・岡

田・上野・天野・土肥・小山・上田等隨之、

応永卅一年八月十日、南朝一品尹良親王發鎌方赴于三州、同十四日、過飯田杖突坂、親王為賊士被窮、小笠原・知久等防之、時大雨傾盆、十五日

未刻止、親王為風雨亡路、而賦首駒場小二郎・飯田太郎・伊奈四郎左衛門

等二百騎起於水陸船矢、桃井下野入道宗徹・世良田大炊介義秋、羽川兄弟

・一宮・酒井・熊谷弥三郎直近・大庭・本多以下數戰而不克、大井田・一

井忽被討、試乘勝襲來如讎、於是尹良王・桃井以下源氏廿五人、入在家自

殺、從士放火自戕矣、

□ 今在宮原千人塚等、碑者浪合村在聖光寺、

応永卅二年乙巳九月、管領持氏朝臣征常陸國小栗孫五郎滿重、同十月小栗

落城、此戰功恩賞甚、

大井三郎義持孫 吉見伊予守時久

結城七郎左衛門氏 朝讀六郎持朝、

結城八郎久朝 小栗右衛門尉重英

水戸内匠介 桃井中務大夫

三浦介高持 梶原美乃守景定

□ 大井持光留管領、永享非忠矣

応永卅三年丙午善光寺炎上或卅四年三月六日

同八月、洪水、五日大風、記、九月三日夜大風、人民死、

応永卅四年丁未三月六日、善光寺炎焼、

四月以来雨、六月洪水、四日富士淺間町、

治国 自正長元 將軍元 源義隆公

正長元戊申、

永享元己酉、源義隆任將軍、

人傳後花園院 永享十一 第三 文安五 宣徳三
百三代 享徳三 長祿三 享長六 享長六

治国 自正長元 源義隆公

永享二庚戌

永享四年壬子三月、將軍宇射於小笠原政康、

永享八丙辰秋、守護小笠原政康、与村上左京大夫頼清争地確執、及合戰、

同九年丁巳、大旱、記

同十年戊午冬、足利持氏追討、信濃太守政康、起軍向于鎌倉、持氏於永安

寺自殺、其子義久於報國寺被殺、上杉憲直・一色直兼等之佞臣悉被誅、持

氏之二子春王丸・安王丸通于日光山、季子永寿王亦通于信濃國、大井三郎

抱持之、竄于大井、持光、持光、持光

□永寿王後通于鎌倉、号成氏、大井持光成氏為外政、以故保育於同郡

安養寺、見獻石今在、号將軍石、

永享十一年己春、將軍家依下知、大守小笠原政康率三千騎至于二荒山、搜

索持氏之二子、

東國管領 上杉兵部大將持光

同十二月五日、小笠原又二郎清宗元服、

同十一月廿一日、古河・関宿、結城為征伐、信濃土免向五万余騎云、

例 賜 詳 誌

十二年七月、信濃國大井越前守持光永寿王取立、笛吹峠蜂起、上杉重方は

征、

同十二年庚申、小笠原政康在結城戰場、次男小笠原大膳大夫宗康從之、麻草

幼名五郎、彌伊奈

同二月、再攻結城、所謂信濃太守信濃守政康、同小笠原大膳大夫持長、村

上上京大夫頼清、相從侍栗原兵衛尉・西条美作守・諏方三河守入道・秋

山源太左衛門尉、高梨刑部左衛門尉・仁科五郎入道・平賀五郎入道・室

賀常陸入道・岡紀伊守・松尾宮内小輔・岡又二郎・真田源太・同源五・

同源六・清野美作入道・須田大炊介・福島太郎・遊野十郎・望月小太郎・

淵野三郎・芦田入道・弥津小二郎・風間備前守・栗田刑部丞・相木兵衛

尉・黒河内兵部少輔・飯田三郎兵衛尉等都合五万余騎也、

同五月廿六日、將軍義教賜書及太刀光、於政康、數度武功所被感云、

同六月、政康自結城有開陳、小泉郡泚野卒去、當時持長弟宗康、宗康會弟

六郎光康領伊奈城、光康任連江守、

治国 源義隆公

嘉吉元年辛酉、赤松滿花殺將軍、

九月、源義隆公任將軍、

九月、赤松追討小笠原持長率兵上洛、

嘉吉二年

治国 自文安元 源義隆公

文安元年甲子

伊奈六郎光康・小笠原四郎長宗在京、

同二年乙丑春、立永寿王為鎌倉主、初持氏之苗、其家臣大井持光抱持永寿

王通于大井、人未知之、私保育、至十五歲、於是大井越前守与長尾昌實

相讓、欲說東土為之於鎌倉主、關東土肯之、讓奏京師遣永壽王於鎌倉、元服管領足利成氏、所願

從四位上足利左兵衛佐源成氏能事久、山島公久

文安四年卯四月、大雪、同八月廿三日酉刻大風、源方官願倒、四弓一搦損、九月、大雪、

文安四年十一月九日御弓始、小笠原民部大輔持長為御前職、

宝徳元年己巳十一月廿三日、小笠原又二郎長朝元服、長朝源氏男、曾武長朝告、田太郎源氏男、曾武長朝告

弟中務太夫光政經西条家、

或云、當時伊奈光康預備州刺史、

宝徳元年己巳、夏雷降五云記

享徳元年壬申、關東再攻守始、至文明十八年成氏終沒落、

享徳三年甲戌、德政行、茲年十二月足利成氏殺執事靈忠、家人攻成氏、敗走于古河城、

康正元乙亥、上杉房顯稱管領、茲年京師暴亂、

同二年鎌倉古河相部分、關東大亂、

長祿元年丁丑

同二年戊寅、太田道灌築江戸、

寬正元年庚辰、山内管領房顯卒、其子顯定与足正房顯爭權不止、足利成氏

竊之而降于武藏、於是山内与扇谷又連和而對成氏、成氏不利去、

寬正二年辛巳

□享徳康正以來、管領兩上杉調評起八州大亂、余殃汎四隣、甲斐・信濃、

越後、出羽・奥州連年合戰、

寬正六年、築小島城、又号井川城四方帶水、因以為名、後深賴城是也、

小笠原修理太夫為持、

八幡宮後土御門院、寬正六年、文正二年、應仁二年、文明四年、長祿二年、延徳三年、明應九年、

善光寺供養

文正元年丙戌十一月十日、辰平刻日三ツ出、

同三年十二月、大地震

應仁元年丁亥、山名宗全与細川勝元爭權兵革起、五月、源方小太郎頼經率

兵救細川勝元陣、細川方人山名方人相分京師對陣、諸國軍兵凡廿万余、

遂為天下大亂、洛中神社仏閣沈没、百官離散、士庶失住居、凡本朝日記

諸家文書逢此兵亂、燒亡紛失者不可勝計焉、

應仁元年、村上出張佐久郡、諸処合戰、

同二年

文明元年己丑、

二年正月四日、鈴岡賢佐松尾城年礼被參候始、大手坂中兵ヲ伏セ生害、

今松尾城地名、鈴岡松尾彦三郎長貞、伯父連江守政家、家臣常業・伊藤・福沢、

伴野・北原始、下条伊豆守加勢シテ毛賀沢戰、松尾方小笠原小次郎、小

木曾・赤羽二十七人戰死、鈴岡方伊藤・福沢戰死、為加勢林城小笠原信

乃守長朝家臣溝口越前・光加賀・上野・西牧・三村・二木・吉田・後片・

志津野・熊井・征矢野・小笠原長門守、正月十三日松尾押寄、毛賀沢ニ

戰、長門守則長・溝口・二木・後片ヲ始十三人討死、

文明二年、内侍序鳴動、天下疫病、記四

茲年、佐久郡築岩尾城、

文明三辛卯正月十一日、小笠原又二郎貞朝元服、卓朝長朝男、

文明三、上杉顯定攻古河城路之、成氏奔齋州千葉、

治國 自文明三 詳第九代 源義尚公 至長祿三

文明五年、釈良心入異國、星八穴多法、

文明五年癸巳、將軍命伊奈宗長（見）、按於美濃數ヶ所城、

善光寺炎上、

六年五月四日、善光寺炎上、本尊奉移横山下塔、先例云、文永五三月、必

安四年三月、云云、

文明七乙未十月、將軍家犬追物興行、民部少輔長朝為奉行、小笠原刑部少

輔列之、

文明九年丁酉十一月、諸候去京南下分國、從是諸國不応武命、争境相掠略、

日本一州為戰國、

日本戰國百余年至天正、

〔細川・山名死而諸候選國、初康正元年白京師暴戰、至文明九、凡廿二

年軍兵退散、

文明十戊戌十月、足利成氏与上杉顯定和睦、遷于古河城、

文明十一年、

文明十四壬寅、

文明十五年、祥貞律師大井龍雪寺任職、

文明十六年甲辰二月廿七日、佐久郡大井城兵火、

文明十八年、成氏終没落、（自享保元年政守始、至文明十八年、凡三十五年也）

茲年、太田道灌死、

諸國村々富士塚（築）

長享元年丁未、阿上杉松山對陣、

長享二年、小諸陣城成、（一云、今寺崎、向嶺邊也）

延徳元年己酉、村上攻岩尾城、近郷放火、

治國（自延徳二）

至永正五

源登植公

明応元壬子八月、將軍義植公江東征伐、小笠原長朝隨之、善光寺煤鼻河橋

鬼神來折（云云）、（見）

同三年甲寅、伊勢神九郎長氏取小田原城、号北条早雲庵○善光寺如來龕（見）

奉取云云、（見）

同四

明応五丙辰、

明応七

人皇孫後柏原院（文龜二、永正三）

治國自文（將軍十一代）源義澄公

文龜元年辛酉、

永正元年甲子、天下飢饉、

同十一月、小笠原長棟元服、卓朝男也、

茲年、葦原松本城、当主島立右近、

信濃國當時諸候、

筑前郡小笠原貞朝 木曾義元

伊奈郡松尾城主彈正貞忠 下桑

諏方郡諏方政満 藤沢城頼親

河中島村上頼平 小泉源野覚

佐久郡平賀氏

永正二年乙丑、

当时兩郡小僧

平賀左京大夫成頼（佐久平賀城主、天文五年卒）

大井彈正忠行滿（佐久平賀城主、長享二年卒）

大井氏部少輔信直（耳取）

大井氏部少輔信直（耳取）

大井伊賀守忠勝小宮城主
大永六年卒

大井美作入道玄岑内山城主
永正中卒

望月滋野昌純志賀北人

相大周防城主

伴野形部大夫貞盛伴野城主
之孫人、卒

市河丹波守信光成興、金井ノ庄、若村組
而并ノ内知行、永正中卒

小野沢式部義統

長隴左衛門貞隆長隴土、大
志賀北人

大井大和守信広武石城主、
大永年中卒

芦田(一)

永正三丙寅、

永正五戊辰、

永正九壬申、

致年、保科基四郎正俊生於高井郡保科郷、輪号廻正、後号筑前、

永正十一年甲戌、大風砂降、記田

永正十五戊寅、天下飢死、

七月朔日、淺間岳雪降、

永正十六己卯、甲斐武田左京大夫信虎猛勇拔擢國中、致年滅一族加々見四

郎、(一)遂板井兵部少輔、

同十月、平賀成頼率四千五百人、甲州若衝子駒井攻入、于時武田從軍馬場

伊豆守虎貞・板垣駿河守信形・工藤下総虎盛、荻原常隆介・跡部屋張・

原大隅・橋田備中・小幡入道・安間三右衛門・多田三八等率三千騎追擊

破之、平賀成頼敗走云、世ニ塩川敗北云、

大永元年辛巳、

治國 自大

大永二壬午、

大永年中、信虎佐久郡出張、所々放火、甲信攻戦不止、武田信虎暴悪、諱

臣馬場・山内・内藤・工藤等之談四人、

佐久郡岩村田律宗二寺放火、寺僧六十余人焼死、

大永六年、小笠原長時元服、

大永七年四月、淺間霧降、

享祿元戊子、

當時佐久・小泉攻戦地散在之士、

芦田下總守信守 平尾右近將監守方

志賀肥前守 根井青誓入道

大井小二郎隆景 武石正棟

和田信定 川上入道 平賀入道

伴野判部貞慶 伴野兵庫介貞秀

望月遠江守信灌 村上源五郎顯胤源平時
源田白目黒野

長窪左衛門 田口左近將監長祐

大井民部太輔信輝 大井勘助高幸

大井右京助信子 大井源八郎昌兼

大井河内守 大井下野守

仁科盛政 室賀山城守信俊

小泉内匠助宗貞 屋代越中守政臣

海野三河守幸貞 小笠原下總守信貞

補野左衛門尉幸次 大島五郎左門長利(前親方)

座光寺三郎左衛門貞房 片切昌為

松島群常安奏

依田又左衛門信盛

小林与兵衛尉

飯島大和守為方

海野伊勢守幸忠

信陽雜記 卷之十八

吉沢好謙補

人皇一後奈良院 大永七年即位、五十四

治田 二十二年即位、十二代

當時信濃國

守護五人

筑戶郡松木城 小笠原修理太夫長棟

埴科郡葛尾城 村上中務少輔頼平

筑戸郡福島城 木曾源太、義康

諏方郡高島城 諏方刑部太夫頼隆

佐久郡

小縣郡 岡郡主 平賀業頼

各割領于十郡、

伊那郡松尾城 小笠原下野守信貴

伊奈郡高遠城 保科甚四郎正則

右二人為諏方与方、

信濃飛騨管領 上杉兵部太輔憲政

天文五年丙申、

十二月廿六日、武田信虎帥甲兵掃海野口軍、(傳)晴信與新平賀源心、

七年戊戌、

七月十九日、小笠原大膳大夫長時、諏方刑部太輔頼茂(伊奈郡兵加頼茂也)率兵免向

于甲州重崎郷、武田晴信會戰得勝利、而將敗北帰國、於是村上義清修若

御子岩、頼茂獨台ヶ原塞備武田、村上守持命原王本三十五百人、

八年己亥、

閏六月廿日、武田之將飯坂兵部人八百板垣駿河人七百攻信州若御子、台ヶ原表相

戰、前記

八月、南雲和曾率羅叔會來于陽州赤尾木溪、伝説炮術又稱今武田炮術、於多

弥島時亮、

九年庚子、

正月十六日、板垣信形以計略陷瀨尻城、晴信使小山田備中、日向大和昌

時・長坂左衛門等守海尻城、村上將塞陣寺右近通・多治三太兵衛、小沼

川會人助三人、外山内・喜田村氏房・芳賀、須々井等去云、

二月十八日、村上幕下清野・高梨・井上、須田・須々井・喜田村、相築

其勢三千五百人、免向于甲州、武田討破之、晴信使小宮山丹後守守瀨野

口城、

十年辛丑、岩村田・小田井辺、武田・村上迫合數度、又於台ヶ原・葛木・

青柳辺番手足懸迫合、

十一年壬寅三月九日、小笠原・村上・諏方、木曾帥一萬八千人出馬、於甲

信境瀨沢、与武田一戰敗北、原業満守九度戰、首十一級討取、村上士党

原軍之助、横山監物等也、

同月廿日、村上兵二千五百人与武田兵戰于平沢、村上敗北、使井上・高梨

押小山田傳・小宮山滝ノ口、村上將塞陣寺右近進清三・布下平次入道知

十軒・相木周防守、同厚右衛門尉・小沼川會人助・清野六郎二郎・井上・

高梨等也、

六月四日、武田帥七千五百人、攻諏方左馬助所居高島城同五日、武田晴

信隆諸方頗茂所居小城、賴茂守城不戰、甲兵板垣信形破尾阿登、即修築之、而使信形守之、賴茂居城押詰、小城、棄取尾阿城、攻掠高木、湯脇要害、構桑原信形籠城云云。

八月朔月、晴信納兵燬甲州、

九月、源方幕下伊奈地侍興田弥市左衛門語木曾松山家士或狩人、野伏等、率三千七百人攻桑原城、

九月廿五日、晴信出馬戰宮川、一獲敗走、木曾士岸脇十八者振勇云云、

按、天文十一年十月七日、甲州勢羅葛窪湯川大門峠、十五日長陣放火、

追捕氏屋・劉取雜具・金銀衣服等有乱取、小屋落刈田云云、

時、佐久郡岩村田有岐魁女抄傳帶村上謡歌云、

十月廿三日、武田軍士八千、与村上・小笠原二將收久小島二郡之一、一万三千之兵戰大門峠小島村土方敗走、信州兵戰死七百余人云云、

十二月十日、佐久郡相木城三相木市兵衛以八十騎馳武田、

按、明年正月、舍弟甚四郎為人質、

天文十二、佐久郡城攻、イニ為十山本勸助計略、甲鑑云、城九ヶ所、

所名不見、真田本領還任之事、文非也、天文十六、義清有出奔後、海野

氏浦野降參明也、

天文十三年十一月、武田率八千人佐久郡合戰、隨城九箇所、甲鑑軍記

小室城武、大津伊賀之院、今、岩尾城海津正行

前山城兵、伊野左 芦田野守、守

内山二、即大井小

耳取城兵、大井 尾台城小田井又六郎

平原入道 平尾右近守芳 依良氏

森山氏武、高野山、森山、長山、 田口左近得監長能

大井右京亮信子 大井源八郎昌業

以上八ヶ所為降參、尾台独不降、使板垣信形拔城、

此年真田彈正寄身於武田、依晴信下知守岩尾城武、石、同時置小室小山田

右之外、長陣武、耳取大井、平尾武、以上降參也、日記不見、

天文十三年、晴信諸方都出馬、伊奈郡野野・平出為降參、岡部英輪城福与

為攻、大將武田興親自有賀紳為入平出、展野案内也、伊鑑

天文十四年乙巳、

正月十九日、武田晴信以武田左馬助信繁・板垣信形、日向大和昌時為將、

攻頭方城、

按、同年正月甲申、天文

室賀入遣兵、山城 九子三右衛門尉

矢沢 根津武、根津武、小泉内匠助宗貞

武石城大塚 武田家降參云云、

二月、信形先驅跌連雨、武田得護方郡、於是以信形為郡代、招聚古頼茂

之諸卒、使屬信形守之、

同年依武田家合力、真田彈正忠孝隆再復上田城主、

五月十三日、武田晴信至佐久郡小諸城、城代小山田備中連之、同郡内山

城代飯富兵部虎昌・真田彈正忠・相木市兵衛・前山主殿・依良氏・平原

氏・望月甚八郎・声田下總入道天栄來而謁晴信、

同廿三日、晴信与木曾・小笠原戰于堀尻峠、小笠原方敗軍也、伊奈兵在

搦手破信形、信形敗北也、

同廿四日、晴信押出塩尻・桔梗原、燒原郷・村井、小笠原同、燒本山宿、而歸於軍小室、同廿七日、村上頼内田中・海野・戸石辺方、有放火、而至諏方一日逗留、伊奈定手遣等、六月十四日、凱陣云云、

同時降参士

(朱書)

塩尻 小曾 和田純、大井、福沢三兵衛、也

治國十六年自天文十五、

源義隆公

十五年丙午春、

晴信使武田左馬助・穴山伊豆、日向大和・小山田左兵衛・小幡山城等、守諏方高嶋城、押小笠、

又原美濃虎種守有賀郷、

飯富兵部二百騎、陣碓水面押上州上杉方、

同三月十四日、晴信出勢使田戸石城、此日村上義清先陣桑岩寺右馬之介、

足輕大將小島五郎左衛門・錦内・井上・須田・瀧島等七千六百人、出於

間道為後援、武田勢信州先方敗績、鬆澤甘利備前・栗原左衛門戰死、時

山本勘介晴幸依武藏、村上義清戰劣而終敗北、

九月、上杉勢出張于臼井之由、真田・芦田・相木等追之、註連云云、同時使

板垣守縣井沢、左馬介信繁・穴山伊豆守等為諏方番手、

十月、上杉方會賀野六郎・舍弟淡路守・見田五郎左衛門・上田又次郎、

松本兵部丞・和田左衛門尉・同兵部允・新田・館林・山上・白井・忍、

深谷・五甘・風橋・沼田・白倉、赤太郎・長根・松井田等都合二萬三千

余人陣于碓水峠、板垣与相木、芦田進破之、

十月、晴信出馬之時、志賀城主笠原新三郎支武田勢、使春日源五郎追之

云云、

同六日、飯富・小山田・真田為先陣再戰于碓水峠、得首三千九百餘級云

云、

同月、板垣經井沢在陣、有剽掠之虞也、

十一月、岩尾城代真田、使頼原若狹貞俊、同惣左エ門兄弟兼村上義清、

云、去碓水峠城

去十月、真田会于板垣信形・小山田備中小幡、飯富兵部内山而、欲擁村上

兵勢、於之游野氏家士使須原兄弟為陣村上陣而、十一月三日、村上家勇

士兼師寺右近清三・清野六郎等五百余人率來、於城中盡之云云、

十二月、板垣信形殲甲州、

十六年丁未二月廿二日、秋山伯耆・馬場民部、小幡山城得伊那郡若三ヶ所、

晴信使秋山為和田城主、以窺伊奈、數年來若右馬介、布下新左衛門尉、

依右近進三人、搆海野平於陣城、海野平、時世山、板垣・淺利等圍之不抜、

原美濃虎胤有武略、

去年村上暮下游野民部亦通飯兵部殲武田、

八月、晴信出陣、專依浦野内成也、

八月十一日、武田晴信屠殺志賀城主笠原新三郎、

云云、村上暮下之任云云、

三代記云、志賀落城翌日晴信入小室城、又内山城被寄馬、越砂原時上

田原着陣云云、

按、甲陽軍記、所謂内山城小縣郡内邑城是也、

八月廿四日、村上義清平泉、与武田晴信軍士八、大戰上田原而、討板垣信形、

義清遂敗北、還越後、至旁尸石開城、埴科、更科兩郡大略為武田領、

同時、高坂・井上・綿内・須田・高梨、或仁科之瀬場以下悉降参云云、

時多田三八率五千騎警固於虎空葉山嶺、

十月十二日、秋山伯耆討取伊奈三千貫之地、

十八日、鶴後景虎爲復村上義清於本知、以軍士八千出張於海野平、

同日、甘利藤藏信景百五十多出淡路守下諏訪城陣堀口、被小笠原之軍、

十九日、武田晴信率一万五千人、出張於海野平、与景虎對陣、飯富、小

山田、真田、相木・伴野・平尾・岩尾・耳取・平原・望月共八、須田・

矢沢、室賀・依羅・芦田・長盛左衛門・内村、小泉郡和田・福田、小曾

甚八郎、塩尻五郎左衛門・井上等屬武田勇兵、

廿二日、上杉家之松井田与迫合得利云云、小富山・淺利之注進至小諸云云、

廿三日、景虎退去、於是鼠宿、仁科氏、上田海野氏、浦野、尾見、会田、

青柳等以城降、各出人質、小室・内山置河城云云、

一云、内山城ノ飯富以早馬長尾出張有注進、同日和田峠越、長篠筋ヨ

リ内山着陣ト云云、

按、此内山又可作内村、小泉郡也、

同十七年戊申五月七日、武田晴信出張於伊奈高遠表、一云、高任、松本

兩城手迄、以旗本軍、保科持將八ヶ所破却云云、

六月四日、武田与長尾對陣、十六日長尾退散、同月中信州有番留、七月

朔日、碓氷越、松井田近辺放火、

七月十九日、伊奈・木曾・小笠原率一万人欲拔高島城、晴信率六千人戰

塩尻而三將敗北、

八月八日、武田晴信至川中島、村上与力分領放火、

同日、内藤・向木曾筋鳥井峠之此方放火、齋井峠打越有足輕迫合云云、

同小笠原率一千五百人、廿一日三度合戰也、小笠原方仁科日置城主丸山

肥後守之伯父丸山就前守大剛士也、小幡孫次郎十六討取之云云、

廿二日、板垣弥二郎・日向大和与小笠原兵戰、

廿五日、晴信小諸着陣、

五月朔日、長尾景虎帥軍士八千小泉郡内山城、景虎感虎昌勇而煽軍

於矢沢典、虎昌追軍三里、景虎自矢沢與出兵、押内山城向海野平云云、出

張於海野平与武田敏達一戰、武田不從、十日、景虎引兵掃越後、

按、内山城内村可作、内山城佐久郡也、飯富籠城八百人云云、

八月、上州勢神奈川迄押詰、近郷放火、此時大將安中越前守・和田・倉

夕野以下九頭率六千人、蕪川此方和田城馬手於三寺尾合戰、上杉勢敗走、

欲攻安中・松井田兩城、同六日自諏方小笠原出張注進有之、上州弘陣云

云、武田晴信於上州移陣方於軍、備小笠原、板垣弥二郎守上諏方、諸角豊

後五十騎守下諏方小城、

十九年庚戌三月、松井田城推詰之刻、木曾・小笠原諏方宛向有注進、

同廿一日移張方于軍、四月六日、陣栞櫻原、然景虎善光寺在陣有注進、

晴信陣據馬場深志直捕切、乘原ヨリ出備有迫合、景虎退去云云、

九月十五日、小笠原長時与晴信於保福寺小泉郡、第一一戰、長時敗北、

廿八日、景虎与晴信於海野平對陣、長坂左衛門守塩尻峠、保福寺峠引扈、

二月十二日、大膳大夫兼信濃守源時信盛號号德栄軒機山信玄、

天文二十年、自三月五日迄信州灣留、八月十月、伊奈・木曾・松本手遣、

山根村々放火、桔梗原迫合度也、武田家戰而莫不勝云云、

二十一年壬子三月、長尾政景越前守等与申兵戰時田、真田一德斎・芦田下總、

栗原左衛門勘敏功、小山田備中戰死、三月七日、景虎方小室押早引捕之

由、野沢於阿方注進云云、

八月十三日武田信玄拔刃厚原城、城主太田弥助長時家人討死、获原弥右衛門

斬合十度、得首十一級、栗岩寺右馬介、依右近進、和田・布下等近年属

武田云云、

廿二年癸丑五月六日、以甘利・山形・馬場・内藤・春日五人^通之勢出桔梗原、

与長時兵江間治部少輔貞基辰命弟刑部少輔以下三千人合戰、

七日、長時西人、与申兵當戰、

十日、長時乘深志城出奔、信玄使日向大和守之、長忠松本居城在、承久

頃至今凡十四代三百三十余年、^{可通}長時出奔後至攝州芥川、一家三好修

理大夫長慶寄宿通可、三好滅亡後、永禄十二年比羅寄北越、上杉家領十六

年留留也、天文十二年至奥州於会津黒川駅為坂西人取寄云云、

守護

天文廿二年癸丑八月、海津城營成、

十月、命小山田六郎左衛門昌辰精十居之、原与左衛門・市川德印授守居

二丸、命春日正正品信守小室城、

天文廿三年甲寅、謙信河内島出張、率一万三千人陣善光寺東山六月九日、武田信

玄陣善白山、同日上杉以戰使欲放火清野宿、馬場民部少輔景政以三百五

人五百兵守備之、謙信不利、又以戰使欲攻虚空藏山城、栗岩寺・布下以下

通上杉故也、武田知隱謀、又備于之、同月十六日、上杉退去自德代每種密
其於是四士伏誅云云、

六月廿八日、川中島諸城主願岸寺・依利・布下・和田四人伏誅、

八月二十六日、信玄下陣万笏向、木曾口手遣、同九月、頼場降参西邊、馬

弘治元年乙卯正月、洗馬并從者二百十三人於甲府一葉毒謀、城二村被圍守可
十八年萬甲守、
原右衛門守、

三月七日、信玄出陣、本山・資川・習井・羅子原乱入、四月三日、築磐

於般若、栗原左兵衛百發多田溪路守之、五月六日、自般若向河中島、与

謙信對陣五日上杉率兵去、○善光寺々家焼失、如米河中島移去、

八月廿二日、甘利左衛門為先驅乘御嶽城、原隼人佐藤勝察地利開道隔山

行糧、於是小木曾・溝口數ヶ所之越難所而至御嶽城云云、栗原・飯富為先

鋒押詰于福島合戰、木曾義昌降参、本領安堵、木曾軍役相定二百騎、准

武田門案、

十一月、左馬頭義昌父子入甲府請、

同年武田家嫡木曾、千村備前守・山村新左衛門討隨之、

二年丙辰三月、信玄伊那郡免向、

同月廿八日、上杉出張、寺等信玄自伊奈向河中島津島對陣、五月一日、

上杉退去、

六月、出馬于伊奈郡、松尾主小笠原掃部大夫降参、溝口・松島・黒河内・

運生有・小田切・稻部・殿島・宮田等以下降参、或談數平均、

九月、坂西左衛門六十一ノ顔・知久・晴正等合二百騎、伊奈侍大將為秋

山伯者身力、以伯耆為伊奈郡代、

同月、同郡松尾掃部助信綱百五・下条伊豆守信氏百五・松岡右京亮五十十三人

定山縣三郎兵衛頼直与力、外先方二百騎附山縣同心、

十月、便小山田備中守尼師能、春日彈正并小幡山城、同又兵衛守海津城、
信元陣主尼師能
右衛門守以平

弘治三年丁巳三月、信玄上州発向碓氷越中野諸將与北武藏諸將武野率二万人
戰館尻、上杉方敗北、

四月十二日、自上州至河中島、与讓信对阵、五月下旬退去、○水内郡拔
葛山城、小田切駿河守幸長戦死、

八月、武田家上州箕輪発向、所々放火、
正親町院百七 永禄十一元龜 三十五十九

永禄元戊午五月十五日、武田与上杉会筑摩川中島渡ヲリ四五子破和議、
同向家对阵上杉謙川田山、七十余日、海舟山上杉長沼村上渡越而、山根所々
放火至小市、同七月退散云云、

永禄二年己未二月、信玄出陣川中島、清野美作入道清受軒降、本領安堵、

去年三上通上杉故誅之云云、
須田跡式勇甚八郎勝之、為三十騎頭、同郡井上・高梨二士者没収、須田
金井

下曾根 為小諸城代、
謙出陣、上杉高
放逐正攻之

三月十八日、上杉河中島出張、川田四月十日退去、
六月武田松本出陣使飯富・馬場・甘利攻築國江馬常陸介・平湯筑前守

等、而兩國界池尻築砦、木曾衆長坂被誅、三年庚申二月下旬、信玄輕井
沢着陣、

五月、舟佐久郡大日向五千貫於小幡尾張重貞、後攻捕上州南目築城、上西
城攻陣

今年於岩村田聖雲寺北高和南江置一夏江湖、備東小宮山丹後奉之、

九月、高井郡龜藏城落城、松原城、武田
家勢弱在龜藏、
四年辛酉三月、武田侵北越野、去年高坂・海野・仁科兩上杉、

五月七日、川中島先方海野・仁科少輔・高坂三人伏誅、晴信以長子龍宝
十六、經海野跡通八十、以五郎信盛五郎・信仁少輔・信俊少輔以春日彈正經高級家、

三月、背約越小田切乱入、觸城有池見、川中島留陣、
六月、臨割飯城、甲斐國
作經領

八月十六日、上杉彈正大勢輝虎入道讓信一万余陣西条山、村上・本庄越前
守・安田上總介・須田右衛門二千人屬之、

同月廿四日、信玄自浦野通築馬場北茶磨山陣、五ヶ日对阵、同廿九日、
入海津城、同九ヶ日对阵、九月十日明讓信聲代源被誅捨山東河中島之源
備云云、武田家斥浦野源之云云、

九月十日、信玄義信与讓信大奮戦、信玄殆危武田左馬助信繁・摩三郎信
連・山本入道道鬼・諸角豊後・初鹿野源五郎等戦死、信玄父子被創、然
向西条山諸卒馳帰、遠越後勢之後、故讓信敗北云云、凡武田上杉評信州、

至此十四年、都廿四年、而信州平均云云、
五年壬戌二月、為北条家松山発向、二月廿八日信玄過依路南日久

五月十三日、信州朝日城主小柴見宮内談數水内去年河中島合戦、小柴見
通上杉家、依之使談數亦右衛門尉於善光寺誅之云云、

六月、諏方名跡藤頼号伊奈四郎、守高遠城、安部五郎左衛門尉・小笠原
下總守・舍弟丹後守・秋山紀伊守・跡部右衛門尉、向山出雲守・小田切

孫右衛門尉・竹内与五左衛門尉等八人従之云云、
八月、小幡山城卒、又兵衛相被、守海津城二丸、

六年癸亥正月、日向入道源藤裔於遠州懸川福禰寺詣信虎云、日向氏名大和守

土俣州

二月、依路越至上州南目、上州取城城小倉田安中道進、松井田安中島田左文次

降参、

同廿六日、松井田落城、於二縣城伊庵与平尾美合馳云云、

伝云、佐久郡平尾主也、始信支属、後背之而松井田繼城云、

三月、長野居城拔箕輪、至此西上州七郡属武田家、箕輪城内藤修理正昌

豐三百騎將、七郡之郡代也、峯城小幡尾張守信定、安中左近進、松井田

城小宮山丹後守昌友、

七年四月、使山黑政飛彈、江間常陸降参、

十四代
源義榮公

永祿八年乙丑正月、内城山城代飯富伏誅、

同 望月卒、六十武田重氏相統之改甚八、

六月、越中免向、木曾・真田隨兵、姓名肥前守守藤原泰種降参、

閏八月廿八日、使馬場美濃信房百守真木島城真木千枝、姓名其左衛

門尉監、江間常陸介等相備也、

十二月二日、小幡又兵衛海津二丸守衛、以其伯父亦左衛門易之、城守

九年丙寅正月、信玄任大僧止、

七月、上州和田城合戦、

八月、信玄後詰、

閏八月二日、箕輪在陣由兵衛足利筋放火、伊奈・松本兼隨之、

十年丁卯十月、武田北条聞上州瓶橋城、

同月、海津高坂越後乱入、至光明山嶺、於是上杉輝軍於北越、十月武田

太郎義信自害、藏州

十四代
源國

水滸十一年戊辰、今川与北条謀禁運送糧於甲・信・上三国、於是武田分國

谷于塩、上杉輝正送塩糞救之、

五月、武田・今川確執、

同六月、使飯田城主秋山氏通攝田家于婚約、

同年岩邑田北高和尚使北越、和儀不成、

十一月、信玄築水郡長沼城、使原与左衛門・市川梅印各以十騎五十人居

之、山辺藤守・赤沢遠江守城守兩人援守之、同月、武田信勝生、

十二月六日、信玄率甲・信・上三ヶ國勢二万五千人、駿河國乱入、氏真

敗北、

此年築久野城、

十二年正月十八日、北条氏康率四万五千人、於駿州武田与对陣、山県・相

木將一千五百騎、押掛川・田中等、同月下旬、為上杉使高坂楊河中島城、

武田北条对陣自正月至四月廿日九十三日、日夜迫合、信玄命馬氣清水城、

丸子三右衛門尉守之、

六月、甲・信・上軍一万八千人出張于伊豆、駿河陣營湖津渡、

八月下旬、笛吹峠越小田原乱入、先陣声田下野守・保科彌正忠、坂方五

郎・相木市兵衛・真田源太左衛門・會弟兵部丞昌輝、上州依田等隨之、

十月五日、武田於相州三増、与北条戦、得首三千二百六十九級、

十一月、率甲・信・上勢・伊豆・駿河・相模國界拔數ヶ所城、深沢城主

出奔、北条左衛門太夫氏勝真八幡之指物賜真田源二郎、一徳斎天子也、

後藤氏守

足柄 新庄 眞巢 長久保 山中 弘園寺 善徳寺 神田屋布 蒲原
駿府 花沢屬武田、

十三年庚午正月、筑田中城・江尻城等、

四月、取深沢城、氏政盟之不調、

五月下旬、上杉長沼出張、

六月、信玄攻厩橋城、上杉、北条率五万八千人对阵、謙信不戰而入軍於

北越、

同月、武田忍・深谷平、

同時上州山名与眞巢間築城、望月甚八、友野介十郎守之、

永祿日十二年至十三年、東方客星現信州水内郡住信州、安倍兵庫介占之、

信州之客星、正
相石老人、江

十三年七月、信玄率二万七千人駿州免向、氏政率三万八千人防戦、北条皆

不利、

九月、武田上杉領大田切出張、所々放火、

十月、上杉上州出陣、武田厩橋在陣迫合、

永祿十三改元元龜元年、

十月三日、左京大夫平氏康平、五十
六歳

茲年、徳川家与武田柔盾、織田、武田破和義、

十二月廿八日、高遠城主秋山晴近率二千余人、戰澁州于上村、首得四百

六十六級、時賦室・長篠、作手山崎・陸參、

元龜二年辛未

正月元日、信玄率三万六千人小田原出陣、北条乞和好、許之、會弟安房

守氏邦為質、信玄許之、率清水・笠原・大藤三士帰、

二月、澁州免向、

三月、自伊奈西三河免向、所々開城、吉田城軍、

四月、下条伊豆守信氏為三州足助波番、浦野兵部為三州宮崎番手、兩人

赴三州、

九月、將軍家命信長麻去、使者来甲州、信玄辭之、同月、信長樂叡山、

三年壬申、

正月、信玄欲誓於長野之地、

四月、上杉謙信出張于川中島、伊奈四郎勝頼守防之、上杉退去、

同月、信玄越後乱入、至明高山嶺、

十月、信玄与三河勢三日野对阵、

十二月廿二日、澁州味方原合戦、

四年癸酉、

正月、武田謙信確執、同月三州野田海城、此時武田信玄公威震于山・海

兩邊、諸國各家応之、於是頗欲入洛天下併吞、

元龜四年三月十五日、率勢拔於岩村城、信長率一万二千人免岐阜、馬場

美濃守以八百人追討之、三月下旬、信玄進欲攻吉田城、築利卒于陣中、

時四月十二日、歳五十三、

信濃國一円領 武田晴信入道信玄

松代城 高坂彈正忠信昌信

小幡山城以十二騎助之、千三
百騎

當時河中島高坂氏与力、

信濃國散在之諸士、所謂、

埴科郡南宮七、同尾代越中七、高井郡大室五十、同橋内三十、須田甚八部三十、栗

田、幸川六十、百条治部四十、山部薩摩四十、武水赤沢遠江四十、八幡神主二十

十一月、信長勝頼不利、佐藤信賴

同六年戊寅、

三月十三日、謙信病死、

同月、勝頼飯山在陣、

同月、勝頼飯上杉三郎、

同月、高坂爲台病死、

同九年辛巳、

三月廿三日、酒野右衛門死、高天神役也、

同十年壬午、

正月、木曾左馬頭義昌密就澁州苗木遠山久兵衛、至岐阜乞降於信忠、信

忠悅、使平野勘衛門馳至安土、告信長、信長曰、木曾者峻岨之地也、若

狀彼而困難所、則必不可有他援兵義、并求家老之人質固誓約可出兵云云、

平野燭岐卓復命、後日携苗木木曾及其家老之質而至岐阜、

千村左京木曾人潛赴甲州、謁阿部加賀而告義昌之叛心、同月、勝頼命武田

左馬助信豐手、仁科五郎信盛手攻木曾、信豐屢攻不克、

二月、勝頼出塞于陣方、使今福筑前攻木曾城、木曾乞援兵於信長、

十二月、織田信忠率兵五方向木曾、信長帥兵七万人向伊奈口、金森五郎

八長近帥三千人奔飛州加之、德川家康公帥三万人出張于駿州、北条氏政

帥三万人陣關東口、通援勢於信忠、於是信忠排兵入信州、

同月、伊奈城主下条伊豆守信氏、其氏旗下条九兵衛密叛、引入川尻肥前

守之兵於城中、依是信氏不能支離去、下伊奈都平夷、

同月、松尾城主小笠原掃部助信賴燭岐、先是勝頼使日向大和守大島城、

仁科越前守飯田城、仁科五郎信盛守高遠城、又使小幡因幡、波田野源左

衛門飯田、武田遺孀軒、安中七郎三郎、小原丹後、依田能登教大島、

小山田備中、渡辺金太夫等救高遠、

小笠原下未降、而聞信忠之為郡導首、而數軍屬味方者多、飯田城兵不戰

而逃去、圍平八、森勝藏追擊之、

木曾義昌破今福之軍、獻首級信忠、賜書於義昌、信忠又使織田源五長

益、津田孫十郎信次等加木曾、陣于桔梗原、信忠至飯田、遺孀軒等恐懼

而避大島城逃出、日向大和欲死城中、家人擁之走、於是信忠移陣于大島

城、使毛利河內守秀頼、山尻肥前守重能守城、而信忠赴飯島、勝威・平

八、掃部介為先驅、信、甲畏服者若干也、然勝頼著裝陣於陣方、勸衆欲

奮戰、使家人等分守諸城、遺孀軒逃歸甲府、与勝頼不通、信豐亦稱病不

預軍謀、時穴山坂而圯家康公、諸士聞之、捨勝頼皆引籠木領、勝頼於是

去陣方、僅免而入甲州新府、

同三月三日、信忠進兵攻高遠城、先遣使僧持書入城、告曰、勝頼既去陣

方雖赴甲府、得士皆有去心、授首在近而已、汝曹為護守城、速可降云云、

城主仁科謙軍科、小山田備中曰、是敵欺我曹也、胡為懷大島、飯田之柔

弱手、一戰而死耳、即捕使僧切其耳鼻而追出、信忠大怒、則登高臨城中

陣具沼原、以小笠原為案内者、森勝藏・團平八・川尻肥前守、毛利河內

守越川向追手、信忠自向掃部、小山田備中力戰數回兵衛、信忠自指揮

兵士而急攻擊、勝藏等力鬪甚苦、小山田震勇欲討信忠、不成遂敗走入城、

仁科・小山田等以下皆戰死、城陷、斯首二千五百八十級、殘兵逃而掃部

府、

同月信忠移陣於陣方、安中高島建城、馬場民部敵深志退去、織田源五長

益領二城大島、

同月、高坂源五郎、陣方越中守賴豐被殺、

治田

右大臣織田信長公

天正十年壬午、

三月十五日、信長公至飯田島勝賴首、同十九日、公陣取方法(書)、從兵
十萬騎也、

同月廿日、加賜筑摩・安藝二郡於木曾義昌、同日賜本領安堵之印於小笠
原信綱、

同月廿三日、使滝川左近將監一益兼領於佐久・小興二郡、

小瀧城賜道家彦八云、

一益領上州、為關東管領、

同月廿九日、命川尻紀前守重能兼知於該方郡、賜更級・高井・水内・須科

四郡於森勝藏長一、伊奈重於毛利河内守秀頼、

按、川尻旧地澁州岩村五万石賜森蘭丸、

四月十一日、森長一欲修海津城、時近境一撥蜂起、於是勸長沼表、長一

發三千兵討之、又拔大倉城、多得首級、信忠賜感書於長一、

五月、木曾義昌上洛、

六月、森長一・道家彦八・毛利河内守秀頼捨田退去、是当月二日、明智

光秀反逆、拏信長公父子、上方依大乱也、

六月七日、米脚力于上州叛稱、告上方變一益、又告諸國人、為義助一益

而戰武藏野、不利、於是分明退上州、

六月廿一日、自迫分入小瀧城、廿六日、真田運送歸次而出境、廿七

日、自諏方至福島至澁州云、

同月廿一日、滝川一益率一千人而至小瀧、櫻城於声田氏、廿七日一益取

方祝部出迎之、於是信州路上所獻之人質五十三人返送之、廿八日一益會

義昌赴澁州、

治

平秀信公

天正十年壬午、

七月、北条氏直信州兵与自国合率五万五千人発向、乘取川中島、小幡・
真田軍之、

或云、真田平北来云、

上杉景勝發五千兵、奪取川中島四郡、

北条氏直入甲州、佐久・小興二郡之兵屬之、時酒井左衛門尉忠次・大久

保七郎右衛門忠世・岡部次郎右衛門長盛等出陣万退甲州、与氏直彰兵合

戰、岡部以六百余人後殿一戰三十二度也、氏直退去、

七月九日、家康公至甲府、十八日、公前隊至澁方、依田信著屬之、先是

北条氏直洛上州奪信州、從兵五万人云、同月廿二日、頭方賴忠要約屬氏

直、廿四日、夜氏直兵襲松平又七郎家信之陣、家信拒之、氏直兵退去、

廿六日、三州方設伏兵、殺北条兵數十人、同日家康公賜二郡於依田右衛

門尉信著、

上田城主真田安房守昌幸命徳川家、先高季与信著以在好親、使信著招

之、昌幸曰、得聖書為之驗、信著以申神君有許諾、使杉浦久藏賜書云、

同月、松尾掃部介信綱風家康公、

九月廿一日、家康公命曾根下野(百二)、岡部次郎右衛門(三十)、其外士三十一

人為戸田小屋之加勢、○大坂御門御攻時、取印田江内門入

九月一日、高遠城主保科越前守正直頼酒井忠次屬徳川家、時藤沢次郎頼

親者屬北条氏直、而岡部伊奈郡備前備後備美備要寄、保科政之、三日遂拔城、

是難攻之始也、

同月、伊奈郡小笠原掃部助・知久与左衛門・松岡刑部并澁方・木曾服三

州、

十月、家康公命依田信蕃・真田昌幸、陣碓水嶺絶北条之粮道、

三月二日、岩尾陣正次郎開城奔上州、○辰記去十一月至今年二月、北条味方佐久郎七ヶ城云云、或云、前山城主石黒八兵衛・相木・小諸・岩尾・穴小屋、志賀等也、

廿一日、家康公兵臨望月城、北条持守得源五郎没、

三月、小諸開城、大道寺奔松井田、

同日四日、大久保忠世・依田康因入小諸城、

廿六日、家康公兵被芦田四屋悉殺之、三十二日之間討治、北条持分芦田四屋氏直甲・信之貮合、皆不利、

同日十四日、厩代左衛門尉勝水、○勝水、中野藩神君國更盛部、

廿八日、賜源方郡於源方頼忠、依約者、安守守備安福小太郎頼本多、

廿九日、公与氏直和議、以上野國利根郡沼田之地、易氏直之甲州郡留郡及信州佐久郡、

七月、神君河中島進亮、為洪水止之、○時上野國河、中島郡進亮也、

八月廿四日、賜上田城真田安房守昌幸、

天正十年壬午、

治國十七年、

徳川家

同日、使本多弥八郎・高木九八郎守信州也、

三月、依尾州長久手御出張、被定制法、所謂大久保七郎右衛門忠世打廻伊奈・佐久・小島・諏方・松本等而浜松城御留守居也、

十一月、依田・柴田七九郎康忠・菅沼小大膳下野沢城、依田・真田攻岩村田城引兵退、敵出城從跡来、依田反馳而戰、大膳得首三百余級、依田・真田率甲信之兵拔前山城、依田搦之、依田又下高權・小田井等城、

伊奈 菅沼小大膳定賢(判)

十一月、攻岩村田、時一探偵對於四ヶ所、芦田・真田率兵攻之、芦田率名田涉頼、真田備御馬寄、能拒而不降、於是寄手邊勢、芦田信蕃殿、城兵欲慕、信蕃大返軍而奮戰、得首三百余級云云、此一戰芦田右衛門佐會弟蕃九郎・同源八郎及依田豊後守・依田石近・依田主膳・奥平金弥等有戰功、賜御感状、

木曾城 木曾伊予守義昌

同日四日、臨前山城、依田主膳十六歲有戰功、首二、賜御感状、

時伴野刑部少輔自辰安云云、伴野形部形、

小諸城 芦田下総守康國

同日四日、波部上様○波部、波部、今晴之黨、松岡河部等守伊奈表、厩代左衛門佐

十二月、於甲府平原某被誅、

小諸城 諏訪高島城 諏方因備守頼忠

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

同十一年癸未二月廿二日、芦田右衛門佐攻岩尾城、信蕃兄弟死之、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

十二月、於甲府平原某被誅、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

同十一年癸未二月廿二日、芦田右衛門佐攻岩尾城、信蕃兄弟死之、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

同十一年癸未二月廿二日、芦田右衛門佐攻岩尾城、信蕃兄弟死之、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

同日六日、神君河中島而欲取佐久・小島等之郷、神君依命備之云云、

守護

文治元年乙巳八月十六日、任信濃守、

清和天皇六代後胤新羅三郎義光之孫逸見無源太清光三男也、甲斐國加々美庄住居、元仁元年甲申四月十九日卒、時八十八歲、後祭之、号遠光大明神是也、

八条院御領大井庄

地頭

遠光二男、初名孫二郎、事出松本下、故略之、

小笠原信濃守長清

領主

大井太郎朝光

朝光長清七男、母上總權介平広常女、幼名松殿、後父長清領采地於佐久郡、六郎時長頼伴野廿四郎、七郎朝光、大井二十四傳、十八附屬云、一ニハ伯母大式局讓遺領、局被華武衛而無子故、以七郎經家跡、賜諱字、号朝光云、

建保四年丙子七月廿九日、將軍安朝公供奉于相模川、承久元年、北条泰時依下知、発兵向帝都、於宇治川有戰功、

嘉禄元年乙酉三月、朝光於岩村田館卒、歳二十八、或法名松山榮公、

大式局領奥州由利郡也云、由利郡、今新田郡

是建保元年和出義盛滅亡恩賞也、其全未考

領主

大井又太郎光長

朝光男、

光長有七子、長男彦太郎時光、二男弥二郎光泰、三男行光、四男又三郎行氏、五男又四郎宗光、或号五郎、六男光盛、七男光信也、光信後出家也、尔来一統繁盛而數四嗣、

曆仁元年戊戌正月、將軍頼經公上洛、光長供奉、同六月、春日社參供奉、

寬元三年乙巳正月、御弓始候、

同四年丙午正月、御弓始候、

建長元年三月、閉院内裏及炎上、於是御諸士令獻忠之、所謂小笠原・大井・海野・望月・藤沢・井上・西条等也、凡時頼以下出役之諸士三百余人云、光長卒年月未詳、法名万年存公、

按、大井庄新善光寺鐘銘云、弘安二年己卯八月十五日、大檀那源朝臣光長、大勳運法阿弥陀仏、聖今御影在也以之見之、光長卒有弘安之後、

領主

大井三郎行光

三郎行光光長三男也、父受之讓總領、

行光有五子、讓三郎太郎朝行、二男三郎二郎行時、三男弥三郎光宗、四男五郎宗行、次光顯宰相房也、各領采地居住、

父光長卒而後、大井汪宗總領職、鎌倉及評論、先舍弟宗光行光代官殺害、因數五郎宗光佐渡配流云、

弘安七年、於鎌倉秋田滅介謀反免覺而伏誅、党類伴野出羽守・同舍弟泰直、彌子盛時・長直・泰行等被誅、於是佐久伴野氏亡、又建武以來遷佐久郡、此時大井統之後裔益多、

正和二年月日行光卒、法名山山光公、

領主

大井太郎朝行

朝行行光之長子、未詳

卒月日之期、法名提山公公、

領主

大井甲斐守光榮

光榮或作光榮、幼名孫二郎、甲斐守、比田井三郎二郎行時之男也、考、建武二年十一月、今建武二年十一月新田義貞請軍村而下東海、梶手中山道大村大智院宮嶺正尹宮、土大村江田・大館・藥師・石谷・旗子・落合・仁科・

伊木・津志・中村・村上・顯顯・高梨子・志實・真壁・美濃權介等五千
余騎，又入信乃國，圍可憫河中納言率兵加之，凡一万余騎隨大井城云云。
或法名顯觀公。

領主

或法名玉翁孫公 明德四年癸酉九月卒。

光矩或作光房，甲斐守光榮男。

應永七年，塩崎合戰，丸子陣。

大井治部少輔光矩

城主

初名三郎氏光イハハツ，按

領六万貫或記云，收久保上可四万貫云，小島部五萬，武州四萬，上野國藤原四萬，河内國藤原

之時代然，一族之驍，岩尾・長嶽・矢島・阿小室・平賀・內山・耳取・根井・

安原・今井・和田・芦田・阿江水・志實・平原・平尾・板鼻・手代塚・

依田衆等動仕也。古武長研入真，松原淡路，卷藤對馬，備前。

應永十一年或廿二年九月，鎌倉管領持氏朝臣免兵，常陸國費小栗城，同十

月，小栗落城，時大井三郎殿將小栗孫五郎滿重之首獲之，此役恩賞之盛

大井氏光・吉見伊予守時久・結城七郎左衛門尉氏朝・嫡子六郎時朝・故

父八郎久朝・小栗右衛門尉重英・木戸內匠介・桃井中務大輔・三浦分高

持・純原美濃守景定等各有功。

永享十年，公方持氏於鎌倉永安寺自殺，殺其子義久於報國寺，上杉憲直。

一色直兼等之候臣惡被誅，持氏二子春王丸・安王丸遁日光山。永享十三年，前將軍

顯顯二子，季子永寿王亦奔于信州大井，三郎持光依為外戚也。

文安中年永享春，立永寿王為鎌倉主，初持氏之亂，其家臣大井三郎持光

抱持永寿王，通信遠，人未知之，私保育於歲至十五歲，於是大井持光与

長尾昌賢相議，欲說東土為之於鎌倉主，東國諸士肯之，講奏京師，迎永

壽王於鎌倉元服，号足利成氏，世称御所。

一云，大井三郎於京師怒訴有年，文安二年春，依免許一時間怒道，於

是幕下着于大井，五晝夜云云，持光聞八州馳羽檄，不日諸國大小名御

邊候，公方遷住莫太之功專持光之出忠誠耳。

或藏書云，持氏自害之時，託孤於村上顯顯云云。

享德三年，成氏走古河，於是称古河公方，文明三年，成氏走鹿州千葉

同十八年，成氏終沒落，法名教堂孝公以上法名堂孝公，卒年月，可通。

大井美作守光照

一突甲斐源氏一族，大膳大夫イハハツ，光照生五千，大井鍾正・大井宮內祐。

大井民部正・大井伊賀守・大井大和守等各保采

或記，寬正六年，載美作守，疑持光卒乎。

應仁元年，村上來戰大井原，城主臣甲州走。

文明二年，自甲州入部。

大井長門守

城主

事跡不詳。

文明十六年，村上率一万二千人，襲大井，二月廿七日，放火，城遂陷。

城主降村上，或入小諸。

父子二代，自文明至天文中。

城主

明應二年，以長曾氏統大井氏，軍役為千騎料，武田信虎欲侵地，屢難攻

戰，遂不降，而信玄時相枝，芦田等老臣潛相謀曰，貞隆若采于甲府則和

矣，貞隆既往焉，信玄因之不意，遂取岩村田城，於茲家人屋信玄矣，貞

隆死甲府，法名高台。

村上

大井刑部太夫貞隆

天正十一年、田ノ口開城、此時岩尾一城固守不拔、二月廿二日、弘曉声田兄弟攻之、信蕃、信幸兄弟当鉄炮死、同三月二日、開城也、小諸城主大道寺捨小諸去、

郡主

芦田下總守康國

天正十一年三月二日、岩尾彌正開城去、同月大道寺開小諸城、於是依田

竹福丸・大久保忠世監之守城、信蕃依軍忠如此、竹福丸時十四歳、初名

幸正、賜御諱字康國改、修理大夫、任下總守、領八万石或十二万石云云、

後軍役増八十石、

天正十八年五月、於上州根小巖橋死、

持老行

黒岩城

荒城

伝云、天正中於岩村田築曾根城而備佐久一揆云云、是芦田家所築也、依田

肥前・友野小隼人全正斎・依田・松井等守之、按、今謂荒城是也、

天正十八年三月、於相太谷一揆録起、芦田康國會弟新六郎率兵討之、時

伴野刑部於早林討死、

天正十八年七月、得替、移上州藩國、

小室五万石持老

事見小室下、

天正十八年十月、守之、

文祿年中、朝鮮役發兵、

慶長五年、上田役、淺野彈正長政陣于岩村田、後澁州達徒滅而後、大津

御着陣之山飛脚来而去之云云、

小室持老

仙石兵部少輔忠政

慶長十九年七月、家督、同九月、大坂出陣、佐久野郷土廿人隨之、元和七年、賜上田城、至安文子二代目凡三十四年也、

御当家

小室持老

駿河大納言忠長卿

自元和八年

小室四万五千石

松平因幡守應良

自寛永元年

小室三万石

青山因幡守宗俊

自慶安元年

小室三万石

酒井日向守忠能

自寛文二年

小室二万五千石

西尾隠岐守忠成

自延宝七年至天和二年、

若村田公領

御代官天羽七左衛門

自天和二年

公領若村田

御代官大田作之進

自元禄五年

公領若村田

御代官高谷本兵衛

自元禄十二年

高一万六千石

内藤家

岩村田鶴自元禄十六年

内藤家

高一万六千石

内藤家

享保八年癸卯御入部

内藤家

高一万六千石

内藤家

『信陽雜誌』吉沢好謙補

本書は信濃國の歴史と地理に関する事項を雜記している。信濃國語説にはじまり、十郡の地誌を記し、次いで神代以来、江戸時代の延宝六年までの編年史を取め、諸藩及び諸城の沿革で終っている。

二十卷以下の諸城の部は、宝曆三年に成った同郡の人頼下敬忠の編著「千曲之真砂」と記載の体裁等同じで、千曲之真砂の方が更に詳細をきわめている。本書の脱稿が千曲之真砂に先立つこと十年程前であるので、この部に於いては、千曲之真砂が多く本書に拠つたと考えられる点が多い。

本書の特色というべきは、第十二巻から第十九巻に及んでいる編年史で、これは信濃史の嚆矢ともいふべきものである。

本書は佐久郡の人吉沢好謙の編者で、同書の自序に依ると、延享元年（一七四四）に成つたものである。好謙については既に信濃地名考のところで紹介した通りである。

本書は、そのはじめの所に三十巻の目録を掲げているが、第一巻は埴城・形勝・風俗・祥異の部を欠き、第二巻より第十一巻に至る信濃國十郡の各郡別郷名・村里・山川・土産・製造・城池・神廟・仏刹・古蹟・氏族・文苑等に関するものを及び第十三巻と第三十巻は欠本となつて伝わっていない。

本書の伝写本は内閣文庫・高遠進徳館・丸山文庫等に所在するが、原本の所在は従来は不明であつた。最近、佐久市赤岩の池田信一郎氏が伝来していることが判明し、本書の内容について不明の点も判明した。但し池田本は草稿本にして、巻の編成も未定で、巻一の外題・内題共に信陽雜記としながら、自序及び志目については信陽雜志とし、以下各巻の内題には信陽雜記としている等、錯雑未定の点が多い。これを志目等に依り、体裁を整えたのは中村元起で、同人校訂の内閣文庫本の奥書に、「明治八年九月下流 中村元起校」と記し、十八巻五冊本とし、跋文に「信陽雜志、錯雑混濁、誤説も亦少カラズ、今茲、石川泉本ヲ得テ再校補写シ、一々コレヲ目録ニ載シ、其序次ヲ改正スル如此、唯十郡志、（中略）及第十三、第三十等石川泉本共ニ亡失ス、惜ムベシ、明治九年十一月下流 中村元起再識」と記し、編成の趣旨等を詳記している。

池田本外れも十八巻のみを取めているよりして、志目は著者の構想を予記したままで、關本十二巻は未だ筆者成稿せざるものようである。ここに取めた信陽雜志は、本文搜図は池田本に依り、篇の序次巻数は内閣文庫本に依つて流布本の体裁に従つた。

なお、高遠進徳館所蔵蔭原拾葉本は、中村元起校訂で内閣文庫本と全く同本である。

「新編信濃史料叢書」第一卷「信濃地名考」

信濃地名考頁〇〇

其北石原田是即磐余玉穂ノ宮の跡なるべし、石村通して石原となれり、

石村も通して岩村に作る、田は助にて後世例多し、●安原村濟家宗安養寺、

永享年中足利成氏生長の地、管領記に見えたり、住持は管領細師

安永二年巳春

解題

「信濃地名考」

信濃地名考は吉沢好謙の著わすところである。

好謙は宝永七年二月二日、信濃国佐久郡岩村田吉沢彦右衛門の三男として生れ、幼名を千之助、後半五郎といい好謙はその通称である。初め郡山と号し、後に鶏山と号した。

著わすところ四隣譯載、信陽雜記等がある。信濃地名考は好謙晩年の著で、信濃全国に於ける地名の考証を主とし、国郡から旧蹟・名勝・産物に及んでいる。地名の考証には時に附会の慥もなくもないが、博く古書を渉猟したる該博な知識と独創の意見とには驚嘆すべきものがある。本書は、はじめ安永二年江戸書林須原屋市兵衛が木版本を出版したが、その原本となったものは彰考館本である。

「新編信濃史料叢書」第九卷「千曲之真砂」

千曲之真砂卷六（頁一四八）

○若村田館

自若村田到江戸道規、三十八里六丁、武藏國

此地大井氏旧地也、大井古城跡者自今ノ領東北方三町余有之、往昔大井

氏代々居之、大井古城跡者、大井古事跡者、

領主高一万六千石

内藤上野介正勝

正勝者藤原姓、家紋壹形下リ藤、内藤仁兵衛忠政孫、式部少輔正次嫡男也、

元禄年中加恩一万石、元禄六、今領一万六千石、七年甲戌三月為大坂京橋口御

城番、八月八日卒、法名善樹院殿法管清伝大禅定門、元禄巳辰陽七日、寛永十八年甲巳八月廿日卒、

先、向藤生蓮門王直下大勢御座位傳代、同十二日、

五人叙任位傳代、仁左衛門叙任位五位下式部少輔、同十二日、

領主高一万六千石

内藤式部少輔正友

正勝長男也、寛文三年癸卯生、幼名仁左衛門、貞享二年丙寅十一月十三日

整婚儀、元禄六年癸酉十二月廿八日叙從五位下任式部少輔、時三十一歳、

七年甲戌十月五日離父遺跡、十二月十一日賜額朱印、寛永十四年、

未十月廿八日為大坂御城番、此時信州領地之内一万石於摂州地交易之、正

徳元年辛卯八月十七日於大坂城中卒、時四十九歳、法名堀雲院天誓英竜大

居士、

内藤下總守正敬

領主高一万五千石

正友長男也、宝永二年乙酉生于東武神田館、幼名仁左衛門、正徳元年辛卯

十一月離亡父遺跡、名改式部、時七歳、此時配分于舍弟平八郎正直千石、

享保二年丁酉九月十八日始奉拜講、將軍家、十二月廿八日叙從五位下任下

總守、七年壬寅新規定立若村田館、八年癸卯四月六日入部自五月領内巡見、

延享三年丙寅八月十三日卒于東部神田館、時四十二歳、法名從義院殿品誓

映心大居士、葬十小石川無量院、

領主高一万五千石

内藤美濃守正綱

正敬長男也、享保十八年辛丑五月生于神田館、幼名仁左衛門、延享元年甲

子十月元服、三年丙寅十月十五日離亡父遺跡、寛延元年戊辰十二月廿八日

叙從五位下任美濃守、寛延三年庚午三月若村田館地依舊築院、建立新館地、

六月下旬普請全成、七月十三日入部、宝暦元年辛未八月為大坂加番、二

年壬申八月被東武神田館、十一月版若村田館、六年丙子四月為日光山御祭

礼奉行、十一年辛巳九月再為日光御祭礼奉行、明和七年庚寅閏六月十八日

於于東武神田館没、行年三十八歳、法名天眼院殿明誓了義大居士、新小石川

領主高一万五千石

内藤志摩守正興

正綱二男也、會元式部先父歿、依之継家督、明和六年己丑六月十二日、

曆八年戊寅五月生于神田館、幼名秀之助、明和七年庚寅九月十日相續亡父

遺跡、安永九年壬辰十二月朔日拜謁將軍家、同月十八日叙任從五位下志摩

守、四年乙未三月廿二日入部、

千曲之真砂前編卷之八（頁一九九）

○佐久郡

大井城

建武二年乙亥十一月八日、大將軍中務賴朝王、時、尙向東國、同日掃手

大將軍大督院宮彌正尹宮・河院左衛門實業世、時、中侍ニ江田修理亮行義、

大館右京大夫氏長、時、是等為宗從待都合其勢五千余騎、自黑田宿歷東山道

信濃國ニ入ケレハ、当國ノ國司堀河中納言二千余騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合

テ一万余騎、大井城ヲ實落シテ、同時ニ鎌倉ヘ寄シ、大手ノ相圖ヲ得居
タリト云、右太史記十四
卷目録之

或説曰、此大井城ハ非岩村田、小諸辺ノ事也ト云、又曰、是非信州美濃
大井也ト云、

△按、二説トモニ可然、既大平記ニ信濃國ニ入ケレハト有ニテ可知、今
岩村田里老明曆年中筆記セル物ニモ、先記大永年中ト有テ、大井城建武
二年十月兵火落城ト有、是可信者也、尤大平記トハ月少シ相違雖有、先
ハ実記ト見ユ、此大井城ハ岩村田ニ決定スル状、見聞私記曰、文治三年
二月關東御知行國々之内乃買夫濟之任々注文、同三月十二日到栗御所、
尤下總・越後・信濃三ヶ國也、中一桑原余田前關川源中
納家、自是時代年久堀河
家頼信州ト見ユ、外無所見、

千曲之真砂前編卷八(頁三三三)

岩村田城

天正十一年癸未、城主大井雅家助降、御当家、往昔建武年中落城、大井古
城也、建武二年落城兵火ト云、岩村田古老明曆年中筆記載之、大永年中先記、諸
出之トアリ
記所載、永享十一年二月鎌倉管領足利持氏、義久父子自害之後、二男春王、
三男安王楓結城電城、嘉吉元年四月十六日結城落城、春王兄弟被擄、於美
州垂井被誅、鎌倉管領
足利氏、四男永寿王彌遊テ赴信濃、關登大井越前守持光許、名初
三郎氏是因縁母方也、

古老伝曰、永寿王赴信州掘大井持光、關登安原村法輪山安養寺、漢家、
宗家、今其
旧跡顯然ト云、

△私曰、安養寺濟家宗也、後深草帝勅願所開山者法燈國師勅諭止嚴管經碑
師、往昔七堂伽藍也、今古寺跡一里余奥山ニ礎跡顯然、塔頭二十四ヶ寺

有、今為荒蕪、只鳳稻軒一院存而已、於今室物數多有之、後歷五年、文
安二年乙丑大井持光催關東諸士、慈訴京都將軍家、永寿王自信州迎取鎌

倉、稱御所、則元服号、左兵衛督成氏、因此大功、大井持光威勢關内、
伝曰、大井持光嫡男大井美作守光照、私云、是等堂領位不可有也、只私名而已
然ト其位記或武備記之、勿誤ト、後改大藤太夫、是ニ在五子、応仁・文明年中人也、長男岩尾輝正貞晴、
之後改大藤太夫、是ニ在五子、応仁・文明年中人也、長男岩尾輝正貞晴、

二男根々井宮内少輔、三男耳取民部少輔信直、四男小諸伊賀守光忠、一作
信、五男武石大和守信広也、光忠文安・享祿之頃、小諸守岩村田兼領ト
云、此子孫記録紛々トシテ難察記、自文明十六年住居小諸字登坂、長享
元年丁未今移居本町ト云、自文明十六年、岩村田為村上領、自天文六七
年為武田領、天正十年壬午至城主大井雅家助ト云、名不記、大井光忠
孫ト云云、然トモ不知
非是

一説大井信濃守ト云者、年表自其十二代孫大井美作守信貞ト云者、年表
生五子、傳々記ス五人ノ弟ト別シ一説大井輝正次郎義長者有岩村田中興也、後住岩尾、
是生五子、長男岩村田民部、二男岩尾輝正、三男耳取、四男武石、五男
下河原ト云、一説大井駿河守康元ト云者有、明応之頃人也、岩村田城主
也、又住下筒井ニモト云、又曰、岩尾正系ト云有、右説々ト大相違、岩
尾城所ニ出之、可見合、一説、大井朝光三代之後裔朝行ト云者住岩村田、
其甥甲斐守從弟駿河守、尾張守上野介・左近將監等朝レモ繁昌シテ住岩
村田、

軍師古伝記曰、岩村田源太ト云者、無双之勇士弓道達人也、弁舌利口也、
大井氏族城、武田ト与謙訪・小笠原甲・信濃河沢合戦之時、為謀者、許
テ小笠原長時方為返忠、權々以計策竟ニ漸沢合戦得大利、其後北条与武
田於駿州蒲原台戦之時、岩村田源太左衛門守有者者也、預所足輕十五
人トモニ免失、北条新三郎被破得勝利ト有、可為大井氏、名譽家統不見、

追テ可尋記、

△私曰、都テ一郡之事岩村田・小諸・岩尾・耳取等ノ大井氏、又芦田・伴野・市川・望月・相木・与良・平尾・平原等其外諸氏系譜惣而遠慮之事有之故、詳ニ不能書記、其大概ヲ記而已、依出其説々、見人待參考也、為是非為非是事無シ、只待後詳而已、

或記曰、寛元年中岩村田領主大井又太郎光長ト云人有、是小笠原信濃守長清孫大井氏始祖大井七郎朝光嫡男也、松原總銘ニモ其名出ルト云、

△私曰、佐久郡松原村藤島山神光寺諏訪社別當也、諏方上下大明神社領御朱印三十石、松原村一円自往古守護不入也、社僧天台宗神光寺、社家數

多末社許多、湖水有二、其外三重塔諸社諸堂廣大、又絶景之地也、七不思議等之事有、末巻記之、鐘銘曰、奉施入額雖一口長四尺二寸 口二尺六寸、右志者為

法界衆生往生也、弘安二年八月十五日、大勸進法阿弥陀仏、勸進說法二人、今謂之大檀那源朝臣光長並諸旦那、大工伴長敬白、信州佐久郡大井庄

落合新善光寺云、又鐘ノフチ廻リニ切付有、寛元二年甲辰七月十日奉鑄写本師阿弥陀如来、同八月奉鑄觀音勢至一光三尊金堂、建長元年己酉十月三日不斷念仏始之、勸進法阿弥陀仏云、

上田軍記曰、大神君於甲州若神子表、自八月北条氏直有對陣、安房守昌幸ハ、大神君之為御味方、信州岩村田之内襲取黒岩城、与依田右衛門左

謀合、同十月出張上野碓氷峠、北条家兵散尽テ、無是非乞和引退ト云、
云今黒岩城跡不知其所、待參考、

編年集成曰、佐久郡岩村田牧沢城ト記之、此名今失其所、追可記之者也、

千曲之真砂前編八之卷終

墨附四十二町

解題

「千曲之真砂」瀬下敬忠 宝曆三年（一七五三）

千曲之真砂は、瀬下敬忠が宝曆三年（一七五三）三月編述したものである。敬忠は字を子信、通称を園右衛門といい、鶴巢・玉芝と号し、また、樵路庵・浮瓢子・鶴巢南軒等の号がある。敬忠は諱である。佐久郡三塚（現野沢）に住した。

父を瀬下源五右衛門敬豊といい、この地の豪農で里正を勤めた。敬忠は宝永六年の生れで、長じて父の職を襲いだが、岩村田藩主内藤氏に仕えて士席に列した。資性温厚闊達、幼より文学を嗜み、博学多識で、詩歌・俳諧から書画・謡曲等に通じ、遠く遠近の文士と交遊したが、とくに信濃国史の研究に熱中した。著すところ、千曲之真砂のほか、信濃佐久志・鶴巢反古枕等數十巻に及んだ。

敬忠は年七十に至って、家を嗣子源五右衛門敬雄に譲り、小泉郡赤津村に隠居し、小庵を結び、極月楼と名付け、風月を友として余生を送っていたが、寛政元年（一七八〇）六月四日、年八十一歳で歿した。

千曲之真砂は、原名を信濃志或は信濃雜記といい、千曲之真砂はその別名である。十巻から成り、一巻は信濃古史諸事についての解釈、二巻は信濃の名所歌枕及び新名所を、三巻から六巻までは信濃国内の城及び城なし館並びに旗本役所の沿革等について、九・八巻は古城・振上・岩小屋等を個別に掲げ記し、九巻は信濃国中の駅路間の行程などを詳記し、十巻は著者独特の史論を記し、更に附録として、国内の怪異奇談を収めている。

「新編信濃史料叢書」第二卷「大塔物語」

(原稿)
「大塔物語」古草本

大塔物語序

大而天下之治亂盛衰、小而一事之得失成敗、非史不能鞏固也。傍史之於正史、猶分派之與本流、正史本而傍史末、是亦不待論也。然而彼略而此詳、彼逸而此存者、間亦有之。此傍史之不可捨也。諏訪社大板、金刻通今井信古、故家也、多藏古寫書、內有大塔物語者、記元永中小笠原長秀、為信州守護事、嗚呼。

後小松帝之代、年紀緜遠、事跡難察、信州僻遠、書籍不具、且其抗命南戈之家、率就漸滅、宗祀不存、當時信州擾亂之情況、及著姓中族、輿有土地者之姓名、除此書外、絕不聞有記之者、雖小冊子哉、突可謂空谷足音矣。今井氏原本、蠹蝕頗多、成沢寛経情其歷年弥久或至大亂也、懇請以脫寫之、捐財錄梓、以公諸世、好古之士其庶幾有取焉。

嘉永三年龍集庚戌秋九月

印文「経簿之印」
加藤維藩撰
経簿之印

大塔物語

去應永七年庚辰九月廿四日、於信州（信州）更科郡布鹿郡、合戰次第事矣、夫政者、天下平計略、國土安隱根源也、而近代御政務賞罰共直而、都鄙悉令靜謐、上下誇無事、萬民歌歡矣、然則、孰不貴憲法之裁斷、孰不仰廉直之御成政乎、

抑信濃國者、小笠原信濃守長秀親父長基、祖父政長、代々為補任守護職也、長秀身由緒經訴訟、上載既無相違、則賜安堵之御下文、應永七年七月三日賜御暇、立京都、同廿一日、令信州佐久郡下着、大井治部少輔光矩者、依為一門、先馳越于光矩之館、被御教書、令談合一國成敗之趣、同村上中務少輔清信者、謂一家、依有內線之儀、以使節經案內、其外伴野平賀・田口・海野・望月・諏方兩社・井上・高梨・須田、德國人不殘以使者触之、源家人々者、素云一族、且為上意問、不及是非之左右、兼大文字一揆人々者、為故敵、當敵上者、想思案、一切不用之、可申請別守護人旨、內々令評儀、去程小笠原信濃守長秀者、探定吉日良辰、打入于善光寺、長秀其日立出、踏次之行、旗々薄々、鎧羅耀天、景勢輝耀、先一番細細、並長杖以下百合計昇統、其次毛々馬共五十疋計牽連、次重藤助卷、破白木塗籠之弓、糟尾・鷹尾・切生・中黒・鶴羽・鶴本白・鶴無羽作矢皮負者百人、次以金銀為姪物朱柄鐮持百人、次白糸・赤線・羅・洗革・小桜威等之色々筒丸、白柄長刀持百人、其次真黒鶴毛馬、余長八寸砲太連、置金覆輪三松皮磨螺、小房之額芝打長流懸、那波鐘白磨磨合貨次、舍人五人牽之、凡此馬相好者、兩眼張鈴、兩耳並竹、頸者如電、後者築山、設者

似芭蕉並立、鼓爪地均勝馬、三長三短惡調、無一欠所、此馬前肢勾中、後肢撞數突尾編木、鞆白沫、懸素手、荷舍人、驅馳風情、只驅輪擊馴之半漢也、次容顏美麗、容尊常中間、童子五六十人、交履羅錦繡之色態、刷奇麗之衣裳、其次家子若党三十餘人、持金銀作太刀、烈二行、真中長秀乘取、被威從前後左右、強力運者力者七八人、強儀推參之下部十餘人、或折花簪束、或頭鴻紅葉、色々思々立出、目標自標而早上件盛取為鉢、備上上方出御之狂、恰恰見物之語人、莫不驚目也、其餘者騎馬也、前打者領河云力阿弥講世者也、此領阿弥者、面負鵠而、其鞍太緩、雖然、於洛中者名仁也、通歌者學侍從阿弥之古樣、早歌者向阪波阿弥・會田彌正之同流、物語者古山之孫阿弥之弟子、弁舌宏才者陶師匠匠之上手也、又狂怒而、舞者催當座之興、歌者解座中之領、件金耀之頭巾誠益盛、魚鯨・朽葉般・純子、色々小袖突耳根、所總片銅之胸被胡皮張鞍、無四度計打栗、以編編扇打鳴鞍山形、一声歌打行、誠究因底風情、言語道斷而不及是非之批判、今日見物者以領阿為規模、其次中河三郎、飯田左馬助入道、山寺五郎、武田上野守、於曾七郎、古米左近將監入道、下桑伊豆守、山中常陸守、赤於但馬守、住吉五郎、伊豆木美作守、下板尾張守、櫻葉若狹守、柳木五郎太郎、藏戶肥後守、井深助解由、鳴瀨式部丞、關堂後守、其外一族、外棟人々、都合二百餘騎、皆家折之鳥帽子、狂文生襖袴、夏毛・秋二毛・鵝皮等行濟、白藤筋袴、破白木之弓、野鬼旗皮、鎧皮等竿負、鹿毛・栗毛・鶴毛・瓦毛・黑敷・運籠籠毛・靈雀毛・踏雪・月額等毛々馬共、或被白鞍・螺鞍、或藍豹・虎皮等張鞍、思々乘連、真深茂打團、中間・力者、小童立出立云中々思也、其中若殿原者、弓身疊目押取面、追出犬懸心、有馬掛出風情、或后連騎兒騎、有大呼懸人、其次居屋相好者、極白生、鷹頭清々似秋月、眼如明星、頭者戴盤、頸懸神絲、目覆毛家門刺此、背駕長頸神、肩逐々而海中如

二岩指出、岩壁(白)月明而、三四之毛細、威光如大家、背似石壁山之流、(象)其羽取毛疊伏被、袂衣之毛如浪之漂、重綫被綺、保羽毛通額、亂亂立針、亂亂刺練糸、羽前納亂草之下、翳蓋毛隨爪、七並胡須毛厚重如棉葉毛、設長毛無、歷想近來名鳥也、警之猶不足、見物諸人、善光寺南大門及善光川高島打躰子無所、凡善光寺者、三因一之靈場、生身跡陀淨土、日本國之津門前成市、堂上如花、道俗男女、黃曉上下、思々心々風流不遠毛筆、若殿原者、例日結十德、室町並引籠、有為口覆鉢、或見、若惜、中童子、戶隱山之若山臥有行風情、或偵城、白拍子、夜曉之輪邊紅紫之色、染齒蘭薰此彼宿連有藝所、又有由女房英雄者、荷簾之際、立忍美女之態有變惑風情、其外異類異形之見物業如雲似霞、去程小笠原信州、打入于寺家、成安堵之思、則定奉行入、宗大犯三ヶ桑、立押貫、狼藉、聖匠、早馬等之制札、任傍例令通行諸人沙汰、然間、訴人國人群集遂對面處、長秀会釈之様、不結紐、不帶扇、增而不及一厭之沙汰、偏公家之上幕、兒、偵城之振舞也、緩怠至極之間、嘲諷乘上下之人口、始終可然不見、凡仁義礼智信之五常者、以礼義為先見、雖然、長秀久祇候公方、雖何其法様、(朱白)馴翁非無一顧之誤、蓋以其謂狀、受大文字一揆之人々、未及是非左右、馳寄于陸守、相談事子細、意見区々候不定處、捺津美漢入道法律、宮高下總守貞兼、相擬云、所詮小笠原与当方取故戰防戰之儀者、不暨菱角之談合、小笠原今度者、承上意、戴御教書、令下向之間、不対面者、且似率怨嫌公方、先試須速對面、其後定守護役之外病非逃之新儀、至于掠當方知行之領地者、厥時迫于弓矢事云、上聞可為潤色之儀云々、衆中傾耳側目、不及返答之氣、根津宮内少輔時貞云、此儀乍云可然、始終可取弓矢者、対面頗無益也、其故者、妾獨者不審猫、敬敵者不育財云有本文、小笠原身当方代々非父子之敵乎、長

秀持壽國者、惣國人之領當二樂之大事也、語已滿期者、後悔不可立先云々、是又道理至極意見也、雖然、以前就穩便之儀、先可有対面之由、一撥評儀事畢、去間、則致一厭之用意、送馬、太刀、各致感謝之礼、長秀開善悅之層、成一困平均之思、既八月廿日之余之事、臨西取期、地下之所務最中也、河中島所々者、大略村上當知行也、且亦非分押領、且寄事於守護之諸役、令人部致所務、是則小笠原滅亡之始也、暫因靜慮之間者、宜以正直之業治詔之病、排難法處、宜照怨怒之隔處、忍住貪欲之心、背法令文、恣行非親之強備間、甘露乍變成毒藥、不賢之所致非口惜事乎、去間、号國一揆、村上滿信、佐久三家、大文字一揆之人、内々触躰子細、各命同心、所々入部之便於、或迫立、或討殺泉社、弓矢手合、國並割之始成、大井治部少輔光矩、依有存子細、扣途中、其外國人微合、取陣可及合戰行儀定已畢、村上信滿者、九月三日、屯兵卒旗打立、相隨人々誰々、千田謙政守、飯沼四郎、風間宮内少輔、入山達江守、寄相肥前守、南宮孫五郎、生身大和守、重富四郎、小島刑部少輔、飯野宮内少輔、横田美作守、広田掃部助、吉益藏人、麻城山城守、浦野式部丞、都合其勢五百余騎、打出厩代城、(堀井)堀井兩取陣、伴野、平賀、望月、榎井、高沼、津吉、小野沢、皆加一手、其勢七百余騎上島取陣、海野宮内少輔幸義、舍弟中村亦平四郎、金田若下、其勢七百飛賀留、田沢、塔原、深井、土肥、矢島以下引率、其勢三百余騎、山王堂取陣、高梨薩摩守友尊者、嫡子權原次郎、次男上条介四郎、江部山城、草間大藏、木島、吉田、昔間於始而、其勢五百余騎、(二柳)二柳取陣、井上左馬助光賴者、舍弟遠江守、万年、小柳、布野、中俣、須田伊豆守、島津刑部少輔、各加一千、其勢五百余騎、千原河々趨取陣、大文字一揆之人々者仁科、捺津、春日、香坂、宮高、西牧、落合、小田切、陸守、其勢八百余騎、當布麻城後旁田崎石川取陣、各相分十一手方々取陣、思々拔、並驗、幕文社

上意也、敵者凶徒也、豈仰天命盡不關運哉、三度日治定勝師、分補、虜等之高名者、揚名於戰場、可露德於末代、為討死軍者、直參坂魔王宮、秦累代弓箭之忠節、速可証菩提、然唐太宗切齒敵血戰士進死云、長秀今志全不可劣太宗、關運命者、盡各無抽實哉、正八幡御知見、於長秀者一足不可退、旬旬懸蹄虎威、為獅子齒吹、晚臨敵勢案之処、海野宮内少輔善義、其勢三百餘騎、又入替實戰、長秀馬廻之覺奈羅、撥百五十騎計、下立崩小膝傾、出火水攻、未決雄雄之処、究竟古武者七八十騎、裏通馳走、真中押取籠、成火水攻、然間、海野勢不堪駭引退、小笠原勢乘勝、甲斐、鑑押付、馬三連敵、即、無透追懸、海野勢無情被追殺于千隈川、浮流流行視、小笠原笠原為勢、昔平城天子御詠云、立田川紅葉亂て流めり、渡は錦中哉絶なん之詠給、角哉被思出風情也、小笠原勢善義之非空驚鳥、散毛花、乍三軍打勝、々時華扣、雖然、長秀自身大事之手負、一騎当千之兵數百人討死、此上者存没為何、今一節云任、理甲緒、仕小手綱向此手馳擲処、究竟之足白共手控摺引留間、不心守塩崎引退、爰又高梨薩广守友尊・井上・須田、唐津以下、彼是五百余騎、真深茂馳懸處、飯田・坂西・古米・櫛木以下其勢三百余騎、十分互合、逢別五六度拵合太刀音結、半時計攻闘、高梨彌子、糠原、白米威殺、大黒云逸物名馬衆間、通々馳並、坂西次郎長國与澤組、兩馬尖動勢、長國力勝成鳥者、不落打取押撞頸、樟原那等不討主、十余人落重同枕討死、去程高梨勢不堪風引、小笠原勢、大打勝、守大將藤手、欲馳移于塩崎城之処、大文字一奏之人々八百余騎、荒勢而督聲、時声鼓拳、不余不灌息懸・海野・望月・須田、高梨・村上、乍云負輔、村雲立誓、大勢自方々馳懸間、偏失為方、無力馳込大塔古要者、俄事其刃剪離木、結鹿垣、埜原、策々地、穿堀、上櫓、昇々楯、相待後攻之勢、去程仲家、大文字一奏、大手搦手堅方々、押取籠取陣、四方攻口上城樓、統夜日貫之、不

謀月日神無月成、俄馳入事、城中兵糧無一粒、既欲及續死之間、飯田入道云衆者、義祖入體太郎義家、追討責任・宗任之刻、於山中逢大智、軍兵被實凱來徒死、于時義家独其身戰而、又不飢、渡御嶽軍兵、無恙合格落、其上周伯夷、飢未必不賢、不加殺馬為食物、統身命可待後攻之勢、被曳梓弓弱心、腹臥下聽共、馬引張利殺切取肉、自口流血各喘之、嵐助露寒折節、彼此蹄龜過、或破血撒有様、眼前蹟鬼命生道是也、攻口之軍兵共各拳城樓、直下者其不懼、向上只喚馬計也、爰古米入道一人、廿一日空腹而不食之優長様也、去程、白駒湖善山、青鬼志雲路間、十月十六日成、坂西次郎云衆者、強々如何人、我等今日左右廿一日空腹也、仍身力劣了、則自害不可叶、又飢死事、當家之耻辱、後代之遺運也、去來一同為自害、於然者、面々永可絶名字、各子共一人宛忍落、其跡心安可切腹云、皆々同此鏡、古米入道子息得監、常業入道橋子下總守、各近付汝等承、紛夜半忍於当城參塩崎、我等有勢長秀懸奉語、可懸後攻之勝策、若於路次有自然事、必於死出山、三途河可追着、全非扶汝等、只為翅方便也云、彼等就々聞、麗咽泪謂衆者、縱我等雖為沙門之妾、走入当城、可幸見前途、何況於弓矢取身乎、正奉見捨可死視、脫乃死期水代事、生涯之點數何事如之、云恰云裕進退惟谷話、古米、常業被詰當道理、不及重言之処、長國巧言檢驗持宥、不及力同人穽夜半忍出大塔城、無業定着塩崎、長秀城中作法獻語中、長秀聞之、思儲事成共、惘然嗚呼宛、只唱深計也、大塔者敵陣並機四方、日夜要心理果、難翔飛鳥、彼等可返速方便急令、失為方計也、而大井治部少輔光炬其勢五百余騎、途中扣丸子、敵身方之落居未定間、長秀遣使者、可預合力之由平難相尋、其返答不謀課、去程、大塔之人々者、若哉待相國之城火炮、曾思其城無雲、然京極中納言顯輝贈送淡路之遊女歌云、

いかにせん城火も今は立花ねむもおよはぬ淡路島山

と訣、今更被思出哀也、長秀浮世之理就々思惠、電光朝露命、無常之風不吹程變、痛苦、抑胸脫、腰刀尖拔給、境節、赤刃馬守御前有衆、走寄抱留中、携刀奉制止之、有良醫但州被中臬者、古今傳言節武士之習、語者能々聞古、当初源平之闘、平治二年、左馬頭義朝掛負、遠藤門戸合戦給、尾張國智多郡住人、宇津美長田庄可被討給時、兵衛佐頼朝十三郎、於比良山被生擧、令上落、於清盛入道之前、既可被誅之処、依八条池之尾上之申状、被遣流于伊豆国北庭小島、送廿一ヶ卒之星置給、爰高雄文字上人奉院宣馳下北來、頼朝可有謀叛之企之由、再三奉勅之、頼朝令追討平家事、飯令如蜘蛛張網規備、雖然門學非直人、勅給上者任運天道、投身於國家可打立、而引率江馬北來、押寄于山木館、討取兼隆、播磨于土肥杉山石橋邊、頼朝大庭三郎景近三千八百余騎押寄于石橋山、散々責戦、多勢無勢不叶而、頼朝被打成主從七騎、境節雨之夜掃、聞々、被風落木葉、伏木中秘給、梶原平三景時、大庭手先無成業、如何思様設有鍾、奉扶、是八幡大菩薩御影向有乞覓、而自其被召御舟、押渡安房國龜島、語東八ヶ國之侍、謂三年三月、寄平家一門追濱西海濱、季天下於手輪給、備存命故社承、様々申敷、御自害止、就而、大塔之人々心内社無懸、思島出、岩沢遠江林、念慈魚枯、只求斗外水、去聞榎木石見人道文武二道之達人也、如何人々自害云、嗟嗟去年今日此比、大内追討之折節成狀、都討死、上名於雲井、可成花落土身、今在相違國成郡土口情、去未最後歌詠、

苦哉數も都の花に別来て、今日信濃路乃露と消ぬる

と打詠、腰十文字逐切北芒之露失、懸中尚留負、常業入道留、續子下能守謀落、次男五良・八良彼等二人留置城中、雖後仙千萬、非可憐甚、未習禪頭之様若者共、廿余日空腹、各失氣力、疲畢打伏、片落城様霜冷終夜、常業入道、小共二人極垂膝上、覆顔笠驗、遮手防彼等之寒、夜深人定物孤独

任、兼方行末思達少不寐、只咽忍昔之泪、醒々滯居有林、不被當日、古米入道見之、弥々如何常業殿、汲一河流、宿一樹之陰、非一世之契、況汝身我新金芝蘭之詭既年久、今又何死後事先世之福因不淺、而汝思子心切也、全非他上、同心之悲歎只在此事、吉々無危于魂、今者住臨終正念、各令白密、可願同蓮之台諫云、常業入道恥古米之心、押揮流淚、八郎亦々押誓云、無慙哉汝、去三月半比立出伊賀良庄時、母須長名残、兒二人之事者、既成長不及寬角中、八郎事者未成人、出再々是戰場之憤也、彼留置、自然之時可立御用由、長秀申給打置實作、余浮雲氣當詢云事之小不違、我等父子三人白密而逃次第之信者、何計欺欺、其恨被想像、只今様覺後悔之泪不暎散云、八郎流草暗哉思願、押揮落淚、教物不言而、然有本歌云、

陸奥のそとの浜なるうつは鳥子はやすかたのねのみそなく

と詠り、現ル々々無蓋至于鳥翔、親子恩愛悲者切齒、矧於人論哉、理至極之歎也、彼八郎者、此芥米伊賀良庄淨光寺刻本坊草髮有鼻、凡心換調和、而如隨水器、剛柔進退、而似雲變嵐、美譽之際、顯柔和之相、丹美之膚成百端、細媚粧、窈窕容貞、翡翠之釵、青黛之眉、悉相調更無醜所、西施之顏色無恥所、而見人達魂、聞者捧心、一寺之觀受、衆徒之通仰在此事、去三月中旬之比左右者、於彼梨本坊、暫於前案上、睡臥之通仰在此事、去三月中旬之比左右者、今度長秀頻請下、為近習、被召員衆社無由、彼八郎者、生年十三成身、屢有云業者、未知食候哉、去元曆二年、源九郎義経平家追討其刻、於摂津國淡路郡福島、梶原身令致治備之論、依彼遣儀、櫻原灌巧虎口之謠言、仍兄弟之御中不快、遂々起吾妻血給、文治五年潤四月中旬比、為錦戸太郎藤原泰平被討給時、長崎其子竹童九十三、而射武藏房弁喉喉咽、揚其名於未代、又去建保年中、和仁義盛謀叛之其國、吉郡兼忠三男輪次郎

十三、而射落花園又四郎、馴水魚不嫌小水、不痛洪水、詭花小蝶不厭大水、不嫌小草、被管敵劍方、曝体由井汀、揚名於雲井兼社伝承、竹壹丸・霜次郎亦不可失、今度父之御共申、心安越死出山・三途河、可留名於永代、差勇乍云浮入江水鳥不安下為風情、打嗚呼心中被惣像例也、於載有生者必滅、天人終不免五留置之悲、可怪可憐、八郎十三廻星霜者、只一睡之夢、似槿花一日之榮、八郎留置古郷母之事勢思出、詠其力之空、先途程遠、馳思於雁山之夕雲、愁淚進心不被擊、心悵悵、後会期逢也、那無一句之時、八郎扇端角器付集、

故郷在母着子涙、旅館無人暮雨魂

世の中にさらぬ別はしけれと親ニ先立路そ悲

と打詠乍、人日忍泣居、又坂西次郎長因者、心太優長、而嗜文武之英、隨分珍重勇也、良等宮洞宮内左衛門尉近付、弥々如何承、弓矢取身之留、為敵亡身事少不痛、乍去、懸心覚、留置伊賀良庄松寿丸之事也、当年至于七歳、日夜不放手、彼之事、当成冥途之障書詢宣、宮洞只啜涙暫不可、悵猶恨、悲猶悲、老後子悲也、聞彼見是莫不催涙、長因次第之信書置集、

郷関只在白雲外、滿目干戈暗戰塵

殖おきし我古郷の松風は浦見やすらん又と問ねは

と書、暫不差置筆、眺望古郷之方、雲水森茫莽断愁腸、長因引替心云集者、我等徒自苦而無益、去來成笑全被機門惑、一而切出、遺達于思歎、為討死云、皆々尤同心、器々出立、開大手一戸雲、喚切切出、神無月十七夜之事、臥待之月出離山端、無類于嵐雲、只如白日也、大手之一攻口者、弥津之越後守遠光因之、其一党淡路守貞幸・右京亮宗直・同上總守貞信・三村孫三郎種貞・板井・別府・小田中・実田・橋尾・曲尾人々、不非遠聞相戦、互ニコラヘス殿ト引退、又頭方勢者、有賀美濃入道性存、其一党兵討置後守

奉時・上原・矢崎・吉田、其外究竟宗宗軍兵相繼、三百余騎手滋相支實開、城方之兵共残少討死、相殘兵士者、不省死生、雜人交、入乱、卷越屏・鹿垣、我先驅動、潜堀水者西切潰、罵突入、刺々亡、突々襲、或被刃取着物、成赤裸枝頭危、攻口之雜人共溢熱、以挿拵、轟臥、打倒、逐根、腕頭細足、役臥、振廻、喧嘩事、無云計、是物能々比、欲率阿防羅刺等鬼王共、依罪人輕重、以鐵杖打脚是不過見、自業自得有様、因果之程社無想、愛坂西次郎長因、黑草威筒丸ト同毛甲縮、自何輕氣出立、開搦手手張、喚叫數出、搦手之攻口者、仁科彈正少弼盛房因之、同一党駿河守盛光・千國鬼八郎・沢戸五郎・穂高・戸度呂木・池田・庄科以下二百余騎相支、長因兜早懸之兵成、件金筒丸柄中押取搦中、凸所由良々々願、凹所飛良々々頑、不機掘谷踊越、夏越、拳大音名乘集者、遠聞音、近見目、赤清和天皇御苗裔羅三郎末孫、小等原次郎長清、其子兵庫頭政長、次男坂西次郎長因生年廿一歳也、而内心入驚瀧、當堂雷之動、外嗜弓馬之道、不讓帷帳之講、文武二道之珍重勇、倚舍哉々々、喚懸、詰口之審武者共、大勢心得岸破地墮、獵驛、長因撒散之痛武者共互合、打物損無詮思、少高所走上、跋履願立危、仁科彈正少弼盛房、白糸銀鎧ト同毛甲鎧、直綱云皇代太刀有長五尺三寸、沈平十文字渡合、菱打邊、半時計賣網、未決勝負之処、蓋房手者大勢落重、真中押取姿、成水火之争、其鉢似緊繫纏之青虫、長因、宮洞主從後与後差合、彌小蝶頓甲綴、向様追様、前後倒平颯押付、任当、御手・角商・八ツ花形・乱文・菱形・福四立・蠅返・水車、五色雲成一、散々仍程、被切立、大勢少成安足危、長因少思統息、打物曳却、攝粉塞間之月、通走拔、欲一聞途等之処、宮洞驅走達出城、城中人々奉始飯田殿、皆々打死僕云、思様名社情、弓取之身而、見捨限前之翼飯田殿、雖為強顏命生、全不可期千年栄花、只一筋思切、千隈川有岸打渡、又立帰、大塔飯田死屍打重腹被破

失、懸中、取分莫實、常葉入道救後也、彼等父子三人臨自壽之前後、手手取組、向西勢擡取不捨之悲願、念仏唱高聲、各打直自背、可怖節也、五郎者廿一、八郎十三歲、於戰無相之月早戰、雖顯寂滅理、其悲更難忍哉、防難防邪見之友、厭離厭無常之風、凡耳目所触莫不催淚、神無月十七夜事、時既屬初冬、草木皆含霜索之色、紅葉隨風繽紛、蓋者必哀之觀念、世非是哉、諸行無常不一方、嗚呼松柏霜後、貞臣知世危、八郎之心操、無不驚人、遠方近方便不知山中、常葉校業枯行、標葉、下枝無殘弱霜消、凡自誓討死人、者誰々、飯田入道、古米入道、桶木石見入道、常葉入道父子三人、坂西次郎、標葉出羽守、同若狹守、赤沢駿河守、武田上野守、大井大藏高、關豐後守、織戶肥後守、下枝河内守、下桑美作守、鳴海式部丞、井深勘解由左衛門、布施兵庫助、字木・中島・駒沢・荒雁、髮白四郎、福富源四郎、大境中務・島津大藏、和田太郎、於利六郎、宮河宮内、橋爪小三郎、落合三郎以下、惣侍名字三百余人、雜人等死屍不遑羅羅、去間、明十月十八日、攻口之軍勢實時打立、自身々々馳逐、死者取頭、半生者差留目、落行者打留、或有被載落射、或有被擲擊設膝者、半生之者共彼此致散處、押留々々取首、言語道斷作法也、爰看坂左馬亮入道宗義、暫塞目、心中被思臬者、六道無外、只有眼前、弓矢取身之習、全非人上、偏源起自貪欲之心、皆誇名利、易消不省壽命、愚而求百年榮榮故也、情案之、愛着執心之愚人、冥途苦思又々如斯、今彼等之為鉢万兩金非物數、廿從十隨之王位、不分厭可厭者爰發電泡之柄、捨而可捐者弓箭之惡緣道也、觀念而、又馳廻下知、去間、善光寺壽時時來、同十念寺之聖、大塔人、既自誓聞召、急至于彼、合戰應之為鉢見廻給、不被當日作法也、昨日今日左右者、得美々數見々人、皆成死在郊原、人馬骨肉散亂、曠野紅葉如飄風、墓草染血似紅縷華日、緣辺親族之僧法師、或拾骨、或拘死骸為悲歌啼泣事無限、前代未聞當世不見

之樣也、左古人運世於高山之月、匿身於竹林之雲、聞彼見之人、此時不覺心者、期何時哉、彼時兼連、此彼某散院共々取納、或成情禮懺、或築塚立卒都婆、各与十念、遍助弥陀引權之願望利益之、至于無基形華苑見取集、被送妻子方、爰按小路玉菊・花野云遊女、此日來坂西次郎借借幕之夢、不忘其情、立出大塔尋彼死體、雨雷泣悲、奉壽時來、懇取納、福于善光寺、願墨染衣身、偏訪善提樂社、飯塚重樓也、一首歌角計、

思きやかゝる憂世に飯ねて長き夢路を歌くへしとは

既大塔要書落居之間、惣軍勢旌廿流計、曠野風、引分十一手、差邊崎城據々打程、總葉寄押取壽取陣、城中小笠原長秀、赤沢對馬守・標葉七郎・常葉下総守・古米將監・飯沼六郎・赤須又三郎・中越備中守・松岡次郎、知久佐渡守・宮田大和守以下甲兵百四五十有衆共、去廿四日之合戰、各拱手間、大略被獲、半死半生而無可立用機、長秀之浮沈又極之、然聞、大井治部少輔光矩者、小笠原一家之家督也、非可見放、因又一同之運也、不可有不同心、云恰云恰、遲遲惟谷間、打出丸子扣處中之處、小笠原及浮沈之由有其聞、源軍輕槍之間、平押入命談合村上滿儀、致壽策之上者、無是非引究當陣、諸軍勢各引散方々畢、長秀無甲斐命計、雖被扶生光矩、更無可營會活方便之間、則經海道令上洛云々、爰村上大字一獎之人々、僅虎口之讓誤、津日安狀注連合戰次第村上中務少輔滿信並大字一獎之人數等、一同進軍中子細事、其狀情、

右當國守護職事、小笠原信濃守長秀、服安堵之御下文、去七月廿一日、令下國、致一國平均沙汰之衆、無相違處、事於密守護之諸役、披讚代相佐之私願、行非礼之間、愁訴至極而、不圖迄于合戰為也、是全非率忽紹公方、若此處存軒曲者、正八幡大井之御對、各可罷業候也、然則被差下清藤之御代官者、亦可致忠節之旨、略言上如件、

則達上聞、不被差下鳥田邊江入道由、御評定畢、爰留物哀、常業入道之妻女也。於大塔子息八郎書捨無基並花源松房、自善光寺妻戸以時業被送之。此時業無幾宿屆伊賀良庄、常業旧宅見給、其為林、早晚庭者被埋木葉、無跡踏付人、荒靡之甚爾舍露泣、庭前老松得風悲、侘人之可住宿見加良、歎加琴爪音冷々、如夜雷響于簾中鳴、自打聞思合良也、彼時業立寄門前、尋案内、簾目内蓬響響新翁一人立出、則語子細問、翁達迷人家中、八郎母角告、女房聞之、夢幻之心地而立出、時業問事之次第、為思備歎之林、少不言只唱泣、無基形見樂遊子、鬢海松房取出而取之、女房請取而押当員、倒伏嗚、歎悲事無云計、時業稍暫在、合夜次第、最後之鐘懸語之、家中動議、嬰卑眉位僅有林、絶比類、女房余無違願任、彼時業為教師奉被刺爰、苦衣弊身染社哀、此時業思様、徐見世上之有様、世間出世一而不叶心、日夜朝暮触事隨緣莫不摧心、末捨身社啼、

古野山尚奥深分入驚愛事不聞所有哉
打詠宛、其任不帰善光寺、直高野山登、任身於弥陀引接之尊願、隱跡於型主来迎之靈、成仏得道遂非疑見、可燃善知識寬、左八郎之母不飽歎之事、可忘共不覺、無甲斐命長柄、謂昨日今日暮飛鳥川、渡早太底之月日瀟瀟共、無可待子無可來觀、空宿野野居為如何、

侘ヌレハ身ヲ頼ノ根ヲ絶テ听水有ラハイナントソ思フ

ト詠ツ、三途瀬川先立跡ヲ尋ツ、善光寺ヘコソ詣ケレ、山城ヤ古橋ノ里ニ馬ハ有ト、君カ為ニト恨侘、歩行ニテ出ル旅ノ道、今日足引ノ山越テ、伊那ノ極原分行ハ、日モ夕暮ノ鐘ノ音、聞モ悲キ身ノ憂、其夜ハ夢モ不結又此宿ヲ立別、種菜ノ山ノ峯生ル松トシ聞ハ如何計心痛キ道ヲラン、海土ノ刈藁ニ住虫ノ、吾カラト嘆キ思フ涙方ノ海ヤ、衣カ崎ツ外ニ見テ、泣ム々行ハ冬ノ日モ、早山口里トカヤ、常業山奥ニ有テテ岩屋路ノ、遠路近路人

事聞ヘハ、爰ニモ里ハ有寂ヤ、一夜留ノ飯枕、不明ト告ル鳥ヨロキ、吾コソ増レ忍音ノ、涙争フ袖ノ露、丸子ノ里モ近付ス、而テ又末ヲ詠レハ、嵐ニ類フ浮雲ノ、時雨ヲ渡ル月影ハ、千曲ノ川ノサビレ石、君ガ路ケン跡ナラバ、形見ノ玉ト拾ハマシ、坂木ノ宿ヲモ打過テ、西フ遙ニ見渡ハ、我心慰兼ツ更科ヤ、伯母捨山ノ縁続キ、塩崎ニコソ着ニケレ、

あくかれてよるへも波の海士小舟憂極時にかゝる身を憂

ト詠ツ、去癡拜大塔、無基尋跡、白骨新痕重塚有那事憂、問之常業之墓驗ト云、立寄心静念仏申、日未ノ説、小夜寐覺語言共善誨同共、山彦タニモ音モセス、無規不見子、只草花々而露露ムタリ、爰聽比ト歌悲有様、心中被想像哀也、將泣、是ヲモ立別レ、自其直詣善光寺、伏拝生身弥陀、則成嬰戸時業、晝夜六時不忘、常業入道父子三人後生善所頓証菩提廻向、被訪臆社難有様、爰香板左馬助入道宗繼、今度大塔之人ト誠忘、鈍心肝思淺淡、不及帰宅、自当陣詣薩寺觀音、三七日通夜中、奉祈請道心堅固之心底、大慈大悲之誓願、争無其驗哉、則業様々夢想、宗經所願成就、子息刑部少輔慈謙道跡、令出家、登高野山、於堂匠堂三年致難行苦行、成念仏行者、修行諸國、令利益諸類、是併先因所酬難有云云、可仰可信、哀成事共也、

大塔物語了

文正元年丙戌応鐘上旬、陳方上社染林五日市齋閉室而寫之、文字可多誤候、後見憚入候者也、堯深法師七十一才、吉モ思モ後代之形見也、念仏一返所望也、

これらの物語の一巻は、おのかぬりこめの世やはむとて、取出したる物々の中の一巻にして、かつ説いてまたをほらさりしころ、成沢寛経とひ来て、あるかたちをつばらに見ていひけらく、こは此事ありしより、七十年はか

りのほかに、うつしとれるにてそ有つらむ、はた後人のさかしらせしものとしも見えねば、今にしては、そのはつ子たち、遠つ祖のことのあと考ひたつきの正史とこそおもほゆれ、故猶説こなしなむものをと、はたこにをさめてもていにき、かくて此ほど、原昌言にあとらへて、文字のさま違へすうつし取しめ、板影人に奉らせて、すり巻となせりとぞ、これか末つかたに一言をとこひおこせぬ、おもへざりき、かゝるおもひよりあらむものとは、よしやさはれ、いなみいふへくもあらねば、そのよし一くたり書そへつ、

嘉永の四年といふとしのきさらき 金刺の信古

附言

- 一 此書蓋沙門堯深所自書、文正紀元堯深年七十一、臣心水庚辰僅六十七季、蓋堯深歿於其幼時日擊、及婦俗所伝而記之、其為実録不可疑也、
- 一 原本魯魚相望、訛謬不淨、且間有字書無有、怪異回謄字、欲存古写書之真面目、不敢考究是正也、
- 一 此書篆隸及半体字、皆存而不削、不欲毫措手於其間也、觀者勿尤其非鍊粹之体焉、
- 一 心水庚辰至今四百五十年、大塔名既亡、間之古老、無有知其遺跡所在者、按史該郡有地名大当者、隸二柳邑、蓋古大塔之地也、其他書中所載地名存否、氏族異同、略有攻掘、他日當俟其就緒以附錄之、(嘉永四年)辛亥之夏五月朔丁亥之日、原昌信識、

解題

「大塔物語」著者不明

国人の反抗のため、信濃統治に失敗した室町幕府は、従来の守護小笠原氏を起用のほかなきことを察し、応永六年（一三九九）秋、小笠原長秀を守護職に補任した。

翌七年七月、長秀は將軍足利義満の御教書を奉じて善光寺に入部し、守護就任の披露をなし、一國成敗の政務を行なおうと、村上・高梨・井上・須田・島津等北信濃諸士および諏訪・佐久・小県の諸族・大文字一揆と称せられた仁科・春日・津津・香坂氏等を召集した。その際の長秀の非礼の振舞いはいたく反感をかき、九月ついに更級郡布施郷にて小笠原勢と村上・仁科両氏を中心とする連合軍との間に紛争が起つた。長秀の本隊は激戦の末、辛うじて塩崎城に駆け入ったが、連絡を絶たれた小笠原勢の一隊はやむなく大塔の古要害にたてこもり、重囲のうちに独立無援廿日余、ついに力つき坂西長国以下三百余人討死という痛ましい結果となつた。この合戦の模様を物語体に記載された作者不明の原本を、七十一歳の僧堯深なる人が、六十七年後の文正元年（一四六六）十月、諏訪上社栗林にて書写したものが本書である。

この叢書の底本としたものは、諏訪社下社大祝金刺家にあつた堯深書写の蔵本で、たまたま上田の成沢寛経に見えられ、その甚しく虫ばめる様を憂い、懇請して謄写し、嘉永四年二月に覆刻したいわゆる成沢本である。

本書の体裁は表紙に「大塔物語 古草本」とある四十五枚の袋綴りの和紙で、巻頭には加藤維藩の序、巻末には所蔵者今井信古と原昌信の跋文を載せている。

続群書類従・史籍集覧・旧信濃史料叢書に収められたものは、いずれもこの成沢本である。なお、享禄二年香坂宗繼の記とする路原拾集所収の大塔記および大塔合戦記、その他大塔軍記・信州大塔軍記などは同系統の異本である。

「新編信濃史料叢書」第二卷「信州大塔軍記」

此書何人ノ作レル書ナルヤ詳ナラス、其文ノ趣ヲ見ルニ、當時ノ人見聞ルマ、ニ書シ、モノ、如思ハル、原書ハ当国伊奈郡中村ノ長清寺ニアリシツ、何人カ享祿ト云ヒシ年ノ頃写シテ藏メ置ル也、享保ト云フ年ノ十七年ニ、司都飯島ノ邑飯島氏其ヲ再写シテ秘藏シ伝タルヲ今度写サ合タル也、再三ノ伝写ニ誤ル所少カラス、故分明ナラサル字ハ原書ノマ、記シ置ヌ、原書ハ真草ノ字ヲ雜エテ書シモノナル故、別テモ明カナラサル所多シ、今墨モテ原書ノマ、ヲ書シ朱モテ是ヲ訂正ス、サレト此ハ必爾ナリト云フニアラス、唯予カ意ニ如斯モ有ムカト思ヘル所ニ書シ見タルナリ、敢テ他ニ示サムト云ニハアラス、

原書ハ真草ノ字混レリ、今度改テ真字ヲ用ユ、

享和二年二月

諏訪 松沢義章

応永七年庚辰年九月廿四日、於信州更級郡布施郷、合戰次第事矣。

夫政者、天下泰平計略、国土安穩根源也、然而近代御務務實討直而、郡部
 悉令靜謐、上下勝無事、万民詠歌美、然問、孰不賞無法之義斷、誰不仰廉直
 之成敗乎、抑信濃國者、小笠原信濃守長秀遠祖長清、祖父政長以來、代々
 所被補守護職也、因茲、長秀幕由緒、証評認勉、上殿既無相違、則賜安塔
 御下文、応永七年七月三日給御報、立京都、同廿一日、令下着信州佐久郡
 大井治部少輔光矩依為一門、先馳越于光矩館、披御教書、令談合一因成敗
 糖、于爰村上中務少輔鴻信云一家、依內緣之儀、先以使者証案內、其外伴
 野・平賀・田口・海野・望月・諏訪上兩社・井上・須田・高梨等初、惣國
 人不殘以使者觸之、源家之人々者、案云一族、且軍上意、不及是非子細、
 大文字一揆之人々、為故敵當敵故、一切不用之、可申諒別守護人之旨、內々
 令評議、去福、小笠原長秀、擬定吉日良辰、打入善光寺、長秀其日出入、
 踏次行班、魏々諷々、綺羅羅天、形勢孤當、先一番進舞臺、長奔以下百合
 計昇統、其次毛々馬五十四牽進、次重藤之寄卷、綾白木塗籠之弓、糟尾・
 鷹尾・切生・中黑・鶴羽・翻下白、輪無羽作負者百人、次以金銀為幹卷
 朱柄（傳統）百人、其次白糸・赤綴・縹糸・洗革・小櫻鞍等、色々筒九、白羽
 薙刀持並而百人、次真黑輪毛馬長八寸餘松太邊、金覆輪三松皮麥紋密込螺
 紋籠、小房鞆芝打長楓掛、那波逆白磨替合加次、舍人五人而牽之、凡此馬
 相形、兩眼強鈴、兩耳菱竹、頭如龍、後者築山、股似（按）色（按）逆立、肢蹄地均
 勝馬、三長三短悉調、無關一所、此馬前股拘中、後股蓬散、突尾（按）輪木、唯
 白沫、懸著手、備舍人、騷騷風情、唯駑駘駑駘半糞也、其次容顏美麗、姿

不尋常中間・重五六十人、交被羅錦繡色節、（持）別奇麗裝步行、其次家子云克
 三十餘人、持金銀作太刀列二行、其中央長秀乘之、弘殿前後慰從左右、力
 者七八十人、推參下部十人、折花裝束、（頭）禿頭紅紫出入、色々思日樣只
 樣、早上伴壓取為休、備訊上方出立態、云彼云是見物諸人、莫云不驚日、
 其次騎馬之前打頓河法師通世者也、此頃阿、面只其地而其体其踐、雖然於
 洛中連歌名人也、學侍從周阿古体、早歌何歌訪歌阿・金田強正河流、物語
 古山珠阿弥弟子、辨吉安才、勝節匠上手也、又狂忽態、催當座興、解座中
 肥也、金滿之頭巾、談盆籠、朽美色緩繩子、色々小袖突耳環、所片劍胸、被
 胡橫皮袋鞍、無四重斗打變、以編蠟扇、打鳴鼓山形、一声歌打行、寒兜調
 底風情、言語道斷、不及是非批判、今日出立之見物頓阿為規模、其統而中
 川三郎・飯田左馬介入道・山寺五郎・武田上野介・於曾七郎・吉采左近將
 監入道・下采伊豆守・山中常陸介・赤沢但馬守・住吉五郎・伊豆木美作守・
 下枝尾張守・標葉若狹守・船置五良太郎・織野肥後守・井深勘解山・鳴海
 式部、関邊後守、其外一族外様人々、都合二百餘騎、皆打鳥帽子、狂文生
 襖袴、夏毛・秋毛・熊皮等行履、筒卷（按）棧白木弓、野鬼・猿皮・鹿皮等也、
 又馬毛・栗毛・棉毛・瓦毛・黑紋・連籠革毛・雲雀毛・踏雷・月頭等毛々
 馬、被白鞍・螺紋、或蓋豹・虎皮等之裝鞍、思々乘進、真深茂打田間、力
 者小童出立迄云々愚也、中若殿厚、弓・曇日押取調、追出大懸心、有馬
 掛出風情、或居連（按）劍兒籠、有犬呼步風情、其次居屋相類、極白生、蓋頭清々
 似月、眼如明星上敷盤、頭返持經、目覆之毛家門刺紙、青胸長鎖袴、（按）扇野々
 海中如二岩指出、近來之名殿居、見物諸人、善光寺南大門、蒼花河高島、
 打覆無所、凡善光寺者三國一、日本之津、門前成市、掌上如雲、尤流俗男
 女、貴賤上下、思々風情、不遠毛革、異類異形見物如雲似霞、去極、小笠

原信濃守打入寺家、成安構思、則定奉行入、宗大犯三ヶ条、立押貫、狼藉、
 關通・早馬等制札、任榜例令遵行活人沙汰也、然問、訴人群集而迷對面怨、
 長秀金積、不帶額、不持扇、增不及一紙沙汰、偏公家上罵兒傾城極舞也、
 擬忘至極之儀、嘲弄乘上下人口、始終可然共不見、凡仁義礼智信五常、以
 礼儀為先、長秀久被候公方、雖伺其法樣、麒麟猶非也、一撰詞、蓋以其謂
 坎、丁亥大文字一揆人々、未及是非左右、馳集陣寺、相談事子細、意見区々
 而衆議不定也、(次) 赤津美濃入道法律、宮高下綱守貞兼、相撰云、所詮、小笠
 原守当方取敢放防戰儀、則不及无角談合、小笠原今度承上意致御教書、
 令下向問、不面對者、且似奉怒諸公方、先試逐敵面、後定守護役之外、搆
 非挑之新儀、掠当方之知行領地者、至其時動弓矢事、上聞最可為消色儀云、
 衆中各傾耳側目、不及返答也、赤津宮内少輔時貞云、此儀不可然、始終可
 取弓矢者、頗對面無益、其故養護者不畜備、牧獸者不有材云有本文、小笠
 原当方代々非父祖之敵乎、長秀幕因中、想因人頗、当一揆之大事也、跡既
 違亂者、後憤不可先立云、是又道理至極意之異見也、雖然、先以通便之儀、
 可有對面之由、一揆評議事畢、去問、則調一獻之礼、贈馬・太刀、各致慰
 勸之礼、成一國平均思、既八月廿日余事、臨西取之期、地下所務最中也、
 河中島所々者、大略村上当知行、且称非分領地、唯奇事左右、守護諸役
 之外、入使所務、是則小笠原遠慮不足之次第也、暫因靜慮之間、宜以正直
 業、治訴訟病、挑警法燈、照愁歡問所、忽任賞欲心、背法令文、恣行非挽
 間、甘露毒藥、所致不賢非口借事故、然問、号因一揆、諫訪、佐久三家・
 奥三家・大文字一揆之人々、惣神家・源家・遊野之人々、内々懸子細、
 各令同心、所々入部使迫立、或討殺社弓矢之手合也、大井治部少輔光矩、
 依有存子細、相論中、其外國人等徵合陣取、可合戰行議既定、村上滿信者
 九月三日屯兵奉旗打立、相隨人々、千田讚岐守・飯沼四郎・風間宮内少輔、

入山邊江守・寄相祀前守・雨宮孫五郎・生身大和守・重富四郎・小島利部
 少輔、飯野宮内・横田美作守・広田掃部・吉益藏人・草津山城守・浦野式
 部丞、都合其勢五百余騎、屋代城打出、榎井岡陣取、伴野・平賀、田口・
 望月、榎井・高沼・洲吉・小野沢等、皆加一手、其勢七百余騎、上島陣取、
 池野宮内少輔幸義・會弟中村平四郎、會田、岩下、大妻、光・田沢、榎原・
 深井、土肥、矢島以下引卒、三百余騎、山王堂陣、高麗薩摩守友高・橋子
 棟原次郎、二男上条助四郎・江部、草間、木島、吉田始、其勢三百余騎、二
 朝陣雲、井上左馬介光顯、會弟遠江守其外万年、小柳・布野・中俣、須田
 伊豆守・島津判部少輔、各加一手、其勢五百余騎、千曲川陣取、大文字
 一揆人々、仁科・根津・春日・香坂・西村・宮高・落合・小田切、小市・
 窪寺、其勢八百余騎、布施城後、芳田崎、石川陣取、各十一手相分、方々
 張陣、思々旗笠驗・華紋、硯葉、一文字・二引・阿三引・阿木合、藁形・
 輪違、龜甲・進錢・捲旗・旗丸・福丸・三葉柏・三本松・天蓋幡嵐、色々
 紋輝夕日影、清瓦為体、檜梗・刈萱、女郎花、不吳鷹野風、小笠原長秀云、
 暫權觀寺家、奏京都、可申請他國加勢狀、又雖為小勢、先逐一戰可然狀云、
 飯田入道進出申様、不及合戰而法進者不思奇、影懸法雄雄、免万死過一生、
 其時莊連社面目也云、各同此儀、勢汰有而、八百余騎、九月廿三日、寺家
 打出、犀川渡、横田郡取陣、敵余目猛勢也、守邊間塩崎城馳移、為得軍節
 評議、而九月廿四日寅刻、自横田陣、夜深打立、塩崎指早駒足、撲々打丸、
 坂西次郎長臣、赤糸綴鐵、同色甲緒、宿直禰毛云馬、長五尺計成、懸紅裙
 古母衣、金筒丸太刀、六尺三寸四握有、願中押取中、並排霧脚手綱馳出
 旗手前、鎧鎧堂立上、大音響而云様、長秀被問召哉、敵勢四百余騎、身方
 纒八百余騎也、不可成牛角之戰、但援見日記、唐項羽・高祖觀、吾願源平
 兩家戰、以小勢勝多勢事、不可勝計、南塚月詩人既立田・泊瀬花紅葉歌人

知、能得水界、虎葬山賊、合戰剛武者社知者、長國恐生弓矢家、蓋其業統、此言、今日師者、長國承軍奉行、可下知云、長秀可良、哈敷之云、諸軍勢聞之、那不恥折臂之勇云、各成一騎當千思、我先進勇、長國云、敵猛勢味方小勢也、魚鱗騰真行、遠在之、但走者不見地倒、敵敵者必亡云、若敵續返掛旗、見理可拒、敵鬚掛身方鎧返、手個手續打取組可待掛、鼻勢手傷切、一勢弱類老治定勝師、為成大勢舞、一隊殘疾不全云、觀吟雲起、虎嘯風起、長國被下知、各不秀香豈豈利乎、愛長秀馬廻百五十騎計、骨受茶羅一發、皆受茶羅為說、凡因國源家、大文字一發人々、譜代無雙勇士、雖為田村・利仁・余吾得軍・知頼・保昌、或異國契暗・張良化現、对彼等無左右非可面剛合、小笠原勢為休、可謂嬌娘以拳向降軍、去而、長秀松皮愛旗一流、情々指開八百余騎真中守、遠崎打屋、夜白白明渡、從村上陣見之、檢廻陣中、或直馬度帶、或禪理衣帶、營爐不聞物鳴音、千田深枝守信頼、一番馬引寄比多乘、今日軍等可爭鋒近來暗軍也、我思兵馳進信頼、可謂太刀列金、（手）勢百四五十騎、如運鹿狐、放捕呂（之）手、（着）候手劍馳向、繼而後陳之勢馳進程、其勢八百余騎、上島瀬風打發馳着四宮、敵与敵見合互輕被動拳、大勢請取之、作巨時戸響天地、播草木、半時計鳴動事、假令如金翅鳥動因上、旗・笠・鞍・鐵形・太刀影、如薔麗花、似電光、人馬息不具放野火、去程、村上勢者從先陳五騎・十騎吾不劣馳掛、小笠原勢内々行、并誦檢切前、傾甲（細）鐵返待懸、究竟足白共橋二三十帖、離羽突出、精兵手垂之射手百五六十人計、前走前推立、深欠比相付、指取引取敵、射屋、鼻勢七八騎矢庭射落、或被射馬太腹、或内甲逆被擊奪、兎角們着、馬足覺立掛煩炮、長國推立上告左右告云、足白野伏并構端立、真先、唯一手九真深夜馳懸、轉過々馳並、岩岩打合、十分入合、切被切被被並、成水火爭事、良久實闘間、有被打落武者、有成前立武者、互放馬共出來、轟々走散、勢馬飛廻、

坂西次郎長國荒馬乘、件六尺三寸金同丸持、開東南西北四體上下、無不当中、十文字懸破、有表進裏、敵（仍）仍、千田深枝守馬廻被打成殘少、不場秀引退、鎧村上滿信・伴野・平賀・田口・成一手、不矢失人替、立黒荒、降血雨、半時計相敵、師呼、矢叫、太刀音雷轟、不異百千雷公鳴岩岩、去程、小笠原勢不願死生、手与手押取与、不敵一騎真丸也、被切落者群衆、被討者不省親子、馳越遠越、手願者射向袖、相拵之、敵鬚所、押抵任押敵、敵被、被切立免象引退、村上滿信句肩白銀、愛白足毛馬、重代鬼敵拔持、海信有是、返々下知也、雨宮与三生年廿一名乘、打日敵形武者五六度左右社返、誠可謂一騎當千、然間、小笠原打勝二軍、大息難扣、長秀大當軍、被下知為者、吾等上意、敵方凶徒也、豈仰天命、不開運今明故、三度日治定勝節也、分捕・生虜等高名、揚名於戰場、可謂絕於末代、討死垂者直詣廣王宮、奏累代弓矢忠節、速可証吾國、唐太宗切標吸血、戰士進不死云、長秀志今全不可劣大宗、開運命者、何揚名無抽忠實哉、頭訪、八幅御知見在、長秀不可退一足、句（能）懸續續威、為獅子齒噴、噴風勢委危、海野宮内少騎幸義、其勢二百余騎、又入替懸掛、長秀馬廻受茶羅一發百五十騎計下立、嗣小懸傾甲、出曳声相支、未決離雄危、究竟古武者裏過懸旗、真中押取敵、成水火攻闘、然間、海野勢、不堪引退、小笠原勢乘勝、甲敵・鎧押付、馬三途敵々叩、無透遠懸、海野勢無情追受千隈川、浮沈流行、母衣、小旗為休、敵風木葉如惡亂、小笠原勢三軍打勝、勝時奉扣、此所切、在名、長秀大當手真、一騎當千兵敵百人打死、此上者存沒為何、今一度任、云々、理甲續、仕小手願向北手懸掛、究竟之足白共、七寸清拂引留之間、非心、守塩崎引退、于愛又高懸薩摩守友高、須田・井上、島津、彼是五百余騎、真深茂懸懸、飯田、坂西、古米、權並以下、其勢三百余騎、十分互合、逐別五六度懸合、太刀音驚半時計政闘、愛高懸獅子豫原、白糸威腹卷、大黒云究

高名馬榮、通駝並坂西次長長國、無須祖、兩馬之中動落、長國力勝、不落付取押、取頭、據原郎當、主打セシト、十餘騎落重間枕討死、去程高型勢引退、小笠原勢又打勝、守大將旗、馳移嶺崎處、大文字一撥尻勢八百餘騎、時聲動、不敵不瀆地馳懸、海野・村上・須田・高梨、乍云眞軍村靈立扣、大勢從方々馳懸、備失為方、無力馳込大塔古要害、俄事、其辺榊植木結尾垣、堆屏築之地、穿堀上橋、昇々橋相待後攻勢、去程源家、大文字一撥大手蓋手整方々、押取嶺取陣、四方攻口上城壕、繞夜日貴之、既送數日間、城中兵糧一粒無之、軍兵散及餓死也、飯田入道中棲、農祖八幡太郎兼家、阿部貞任・宗任追討之期、於山中遭大雪、軍兵被賣飢寒、徒欲死、其時源家獨其身暖而不餓、燒胡蒜燻軍兵、殺馬為食助其氣、無恙令帰落、其餘周之伯夷飢未必賢、不如矢、殺馬為食、統命後攻之勢可得云疎被曳弱心、獲臥下良共、刺殺馬共誓欲經命為體、眼前餓鬼若生道是也、攻口軍兵共上城壕、真下見下共不懼、向上唯噴馬計也、于受古米入道一人不食之、而廿一日空腹、角流死事當家耻辱、後代理孫也、去來子共一人宛忍落、我々者可切腹、示有者永可經名字云、皆同此儀、先古米入道、當要入道、各種子近付、汝等能々承、紛忍忍出當城、參垣時、我々有權長秀懸奉語、可願後攻露策、若又於路次、自然事有者、必於死出山三途川可通付、全非汝汝等、只為廻手便也云、彼等就、聞之、屢咽泪云、取我等雖沙門妾走入當城、可幸見前途、況於弓矢取身乎、全不可幸見捨、永生誰取也云、古米・當某被詰當道理、進退難谷、及直言勉、長國攻言接喻宥、不及力、向人紛忍、忍出大塔城、無恙走着嶺崎、長秀城中作法趨語、長秀聞、思備事共、茫然、嗚呼、唯咽淚計也、大塔敵陣着輻四方、日夜要心理比、難翔飛鳥、彼等無可返還様、方便足、垂矢為方計也、大井治部少輔光相、其勢五百餘騎、途中於丸子敵味方落居未定間、長秀遣使者、可有合力之田、雖相待其返答、不吉長

之、去程大塔人々、思慮鳥欲出、不嫌遠近林狀、鯉魚欲斗升之水云、又打返案之、尺蹠之屈唯為伸較之、為旧諺者哉、相傳強相因烽火曾無其分、長秀思苦、押廣說、腰刀尖拔切腹也、赤沢但馬守走寄抱留、携刀制止之、携弓筋武士之習、師勝負者、當切項羽・高祖之戰、吾朝之樣源平兩家之闘、平治二年合戰、不可勝計、雖然三年三月云、春平家対治、拳天下掌内、編存命故也云懸、長秀不及力、大塔人々唯一筋思切並屠、坂西次郎長國、心太健長、唯文武之芸、隨分珍重勇士也、大塔人々徒送日無詮、去來成突崎破門怒、一同切出、遣逢急敵打死セント云、皆々同心、意々出立、十月十七日夜曉、開大手一木戸張、呼叫切出、大手一攻口、祇津越後守連光固之、其一党同伊賀守、同淡路守貞幸・同左京亮宗直、同上總介貞信・三村孫三郎種貞・同下野守、其外榊井・別府・小田中・突田・曲尾一族外種人々、陳訪勢有賀美流入運性存、同豊後守泰時、其外彼一党、次上原・矢崎・千野・神戸・大熊・金子・古田駿河守、都合其勢三百餘騎、手遊相支實戰間、城中兵共殘少討死、殘軍者不省死生、雜入交入亂、登越屏、麗垣、我先騒動、潛堀水并切濱、真突入、刺突仁、或披取着物則、或成赤裸鼓退所、攻口之經人原送懸、以榊井猛打臥打倒、撥機頭、體觸足投臥振舞、喧嘩事無云國、比之物、敵卒阿幼羅利雖何不疎云共、修羅苦患殊勝、皮等自業自得為體、因果程社無常也、坂西次郎長國、黑軍縱萬丸、ノ同色甲緒、自向生輕出立、開搦手戸張、嗚叫截出、搦手攻口仁科彌正少弼盛房因之、属彼手人々、駿河守盛光・同右馬亮・同彈正忠、同大藏少輔・矢口得監、野口掃部・八町式部、其外類高、等々力・耳塚・搦鞍、大和名、小和名、西山・柏原・榊野・權足・池田・庄科・矢原・草深・二重・宇留賀、大日鹿、千田鬼八郎、沢戸五郎、飯森・中条以下、都合三百餘騎相支、

長岡突早嚴之兵、伴金丸(利カ)擲中、中取換中、凸所由良之類、凹所飛良之類、脚不機、台納越、登越、大音揚名乘榮者、遠者聞音、近者見目、悉清和天皇後風新羅三郎義光末葉、小笠原次郎長清子兵庫頭政長、其長男坂西次郎長國生年廿一也、心入務黨當量之勤、外鳴弓馬、不逞唯囑之策、文武二道亦重勇、簡哉之嘆、攻口番武者其、心得大勢、岸破地、隨置疑、長國撥散、端武者共互合、打物損無益思、少高所走上、賊黨亂立所、仁科彈止少勇、房白糸威、跨同色甲緒、直綱云代々太刀五尺三寸有次手十字字漢合、菱打邊、半時實關未決勝負、感房手之者其大勢落、直中押取、成水火、其体似聚、獲青虫、長國、宮田主從後互後着合、細小藤原甲、向様造様、前後倒手真甲押付、胸手、角商、八花形、乱文、菱形、箱四立、東方返、水車、五色雲成一、雖任当效精力、多勢無勢不叶討死、大塔人々、飯田、飯西、古米、常葉始、一族外様宗軍兵等三百余人、雜人以下散置打死、去程、十月十八日、攻口軍勢實刻打立、自身之馳廻、死者取頭、半生看者留、香坂左馬介人遠宗親、進而專下知、要密既落去之間、物軍勢散甘流、引分十一手、守塚崎城禦々打程、鶴着密押取基取頭、城中長秀、赤沢但馬守、櫻葉七郎、常葉下總守、古米持監、藤沢右京丞、並原中務丞、大島河内守初春近人々、山田新左衛門尉、神村次郎、小井出、此所切、于足不足、陸广守、中越備中守、宮田大和守、上總伊豆守、片桐中務丞、同田島、飯島若狹守、同田切五郎七、赤須孫三郎、大島丹後守、名子山城守等郷戸人々、松岡治郎、牛牧、飯沼六郎、同黒田孫次郎、座光寺河内守、吉田彌正忠、隼口次郎、知久佐渡守等夜是百四五十騎、廿四日合戰各拱手間、城中有死人、半死半生而無不蒙統者、長秀浮沈種、于爰大井光炬、家督小笠原一家之、長秀不可切腹云、固又一同之也、不可有同心云、以彼是進退各次第也、雖然打

出九子、扣途中也、長秀及浮沈有其間、流草雜清間、以談合村上壽策軍、然問引登當隊、長秀可雪金梅助方便間、則海運命上落云云、于爰村上、大文字一撰人々、彈虎口聽評、捧目安、命注進合戰次第、其文云、

村上中務少輔滿信并大文字一撰人數等一同率連看切(其二三)

右當國守護職事、小笠原實守長秀、賜安堵御下文、去七月廿一日令下、致一國平均沙汰矣、相違無之氣、寄事於左右於守護諸役、據諸代相伝之私願、行非地之間、察訴至極而、不國所逐台職也、是全非奉怨諸、公方、此矣存奸曲者、八幡大菩薩之御罰、各可蒙赦、然則被若下清應御代官者、弥可忠節之旨、略言上如件、

月 日

則達上聞、可被若下島田遠江守入道之由、御評定終ル、于爰香坂左馬入道宗親、今度大塔作法付案之、誓誓自誓精忠案、六道無外、唯眼前取弓欠習也、全非人上、偏重起自賞懸之必、皆誇名利、不省易酒露命、墨而未百年榮榮故也、以後案之、愛者執心、愚人冥途否思又々如斯、見彼等為体、非万金物致、十善王位、不分、既可々者、談感世界電泡納、捨可指者弓矢空鐵道也、打親自當陣、直迄寶寺觀音、三七日通夜、此夜于思切、請道心聖因、歎大慈大悲弘誓、爭無其驗哉、則蒙様々夢想、宗雖諸願成就、子息刑部少輔退跡悉護、其身令出家登高野山、先於小愿堂、三年致修行苦行、成念弘行者、修行諸因、今利益群類併所願先因、雖有云云、可仰可信長成事共也、

享祿二年八月十三日 写之、

解題

「信州大塔軍記」著者不明

信州大塔軍記は更級郡布施郷におこつた守護小笠原長秀と信濃国人との合戦を記録した大塔物語の異本で、この巻には諏訪の人松沢義章の書写本を取めた。享和二年三月の義章の序文によると、原書の著者は不明であるが、伊那郡中村の長清寺に伝えられていた享禄年間（一五二八—一五三〇）ころの写本を、同郡飯島村の邑長飯島氏が享保十七年に再写して秘藏し伝えたものを更に書写したものである。

なお、その書写に際しては、再三の伝写による誤りが少なからず、文義も弁えがたきところ数あるをもつて、もど長清寺本を底本として写したと称する同郡飯田の小島氏蔵本をもつて照合している。

本書の体裁は、表紙に「大塔軍記 全」とあり、二十三枚袋綴りの草本で、現在は東筑摩郡本郷村大村の小平郡氏の所蔵である。

『新編信濃史料叢書』十五卷

「長福寺殿御事簡牘」頁二二三

○澄野世記 天正十年八月、徳川家康公と北条氏政と甲州若神子表ニテ合戦アリ、比時昌幸信州岩村田ノ内黒岩ト云城ヲ乗取、夫ヨリ碓氷嶺ヲ取切テ、依田信蕃ト同ク北条家兵根ノ通路ヲ絶ニヨリ、北条家ヨリ無事ヲ入、信州・甲州則家康公ノ麾下ト成、

綱徳護ヲ按ズルニ、數説異同アリ、此外本朝武林伝ニ大久保忠世・声田下總守ニ説、下總守杉浦七藏ト共ニ御印章ヲ持テ上田ニ来ルト云々、本朝三因志ニ大久保忠世・声田下野守ニ説、杉浦久藏トトモニ御印章ヲ持テ上田ニ来ルトアリ、

小諸侯牧野氏藩士

太田彦右衛門所藏

信州志賀一跡之改替、於遠州可相渡候、并遠島灰原郡八幡島、甲駿之内関甚五兵衛知行之事

右今度真田房州一味之儀、其方以才覚落着之矣、宛行之説、亦以此旨軍功專一之状如件、

天正十年

大久保新十郎

九月廿八日 御朱印

奉之、

日置五右衛門尉殿

上包折懸上ニ

日置五右衛門尉殿

御朱印模写

朱印

解題

〔真田家御事職稿〕

本書は、真田家初代一徳斎殿幸隆以下、信綱寺殿信綱、長國寺殿信昌、大鋒院殿信之、円陽院殿信政と、信政の兄天柱院殿信吉、信吉の子伊賀守信澄、及び昌幸の室寒松院殿、信之の弟左衛門佐信繁、その子大助幸昌に及ぶ数代の事蹟を、信憑性のある古記録・古文獻・古文書を引いて編輯考証したものである。正編は六十二巻と、真田家小泉郡在城当時關係のあった小泉郡松尾城、佐久郡岩尾城のほか、上州沼田城・岩櫃城をはじめ、大坂冬夏陣之図等統計十六本から成る。更にこれに、大鋒院殿統編八巻、天柱院殿統編一卷、円陽院殿統編二巻併せて十二巻及び附録図松代城下図等三編があつて、總巻七十三巻附録図十九本から成る大着である。

本書の成立は、真田家八代目の英主真田幸貫が、始祖以来の事蹟につき雜説多く、而も虚妄の少くないのを知り、これ等を淘汰して真実を後世に伝えるため、真田家事蹟の編輯を藩老河原綱徳に命じた。綱徳はその命を受けて、編纂に専従し、天保十四年十二月廿三日に至つて正編及び附録図等を幸貫に献上した。同書上告文によると、編纂に六年を要し、更に仕上に三年を要し、併せて九年を要した。この間、藩老鎌原桐山眞忠は体裁等を勘按し、堤俊詮は檢索記録文獻などの検討など協力した。

正編完成後、綱徳は更に統編と編録を統行したが、その業の終らないうちに歿した。このため同藩士坂島勝休が後を嗣いで統行するうち、明治五年五月十五日松代町大火によつて、綱徳の編纂した稿本は全部焼失したが、幸い、勝休のもとに所蔵していた稿本の一部が存していたので、勝休は、諸本を以つて校合を行い、ついに統編を完了し、その一部を真田家に献上した。これが真田御事職稿正統編成立の経緯である。

本書は、真田家に所蔵されて来たが、青表紙本と黄表紙本の二部あつて、何れも真田文庫本として伝来したが、その一部黄表紙本正統七十三冊、附録図一九本は真田幸治氏の好意に依り、米山一政に譲られた。本巻に収めた真田御事職稿は、同書原本により収録したものである。

真田家初期の事蹟を知ることのできる他にない史料集で、真田家に関する文書類は、殆んどその全部を収めており、今度始めて公表するもので、真田氏研究には欠くことのできない良本である。

『北佐久郡志 全』

第二編歴史篇 第四章鎌倉時代頁三九

第四章 鎌倉時代

第一節 守護地頭

源頼朝幕府を鎌倉に開くや、文治元年諸國に守護を置き、莊園に地頭を置き地方を治めしむ。小笠原長清信濃の守護職に任せられ深志に居り全國を管す。子孫その職を世襲し、天文二十二年長時武田氏に滅さるゝまで十六世三百七十餘年信濃守護職たり。

北佐久郡の大部は大井庄と稱し八條院の莊園なり。信濃守護小笠原長清の七男大井太郎朝光、大井庄の地頭となり岩村田に居り、子孫各地に居住す。

〔應仁武鑑〕

小笠原

○遠光

長清 二部正四位下、長經 大井御土判、長忠 信濃守、長政 信濃守

長氏

大輪大夫 宗良 西三郎信濃守、貞宗 第五部 信濃守、大正三年四月十二日生信濃守、政長 第二部正朝、長基 第二部

長秀 藤原大六信濃守

長時 藤原守、持長 大輪大夫、長朝 氏親五郎、貞朝

政康

○大井氏

長經 小笠原源三少尉、長房 同族小笠原重

長忠 信濃小笠原

長光 大井太郎 信州佐久郡大井庄地頭

光長 大井太郎 弘安七年二月八日卒

大井細三郎

時光 行光 朝行 大井小四郎

定光 大井右衛門左

光泰 大井三郎 行時

光光 大井御土判

大井御土判

持光 大井總領守

鎌倉持長公傳記、永享十一年陽曆辛酉在信濃縣水原王丸邊安閑十二年精練謀賊於鎌倉時合戰七月廿八日討死

女 武田布流信出妻

女 持氏賴上様之節

女 武田吉田成春妻

教光 大井越前守

永享十二年八月家督、寶徳元年十月從五位下

信濃佐久郡大井田畝乃員數未詳

一畝二大井一万八千貫

合量一万四千五百四十六石五斗五升

〔鎌倉館〕 山内明月院東

〔居城〕 信州佐久郡小諸鎌倉より五十三里

第三節 大井氏

大井朝光地頭となりて岩村田に居住してより、子孫各地に居住し、川東地方にその勢力を張れり。子孫の分派せる年代系圖盛衰興亡詳にするを得ざれども岩村田小諸耳取岩尾の大井氏はその著しきものなり。左に大井氏の活動の状況を掲ぐべし。

岩村田大井氏

〔四國譯載〕

大井朝光 長清の七男にして岩村田に居る。承久の亂父子七人甲斐信濃五万人を率ひ中山道より上落し、宇治川の戦に功あり。功によりて、大井庄に入る。嘉祿元年岩村田に卒す。

大井光長 朝光の長子なり。頼經頼朝宗尊の三代に仕ふ。七月あり、嫡大井彦太郎持光大室に住し、彌一郎光泰長壽に住し、三郎行光家督を繼ぎ、又三郎行氏耳取に住す。其他森山又四郎宗光五郎六郎光盛、僧行信あり。

大井行光 岩村田に住す五男あり。嫡三郎太郎朝行家督を相續す。其他二男三郎二郎、彌治郎光宗、五郎宗行、相公あり。又卒去の後忽領職と争ひ鎌倉の訴論に及ぶ。

大井新行 建武二年新田義兵東海道を攻下る。足利尊氏鎌倉にあり。搦手の大將には〔中略〕五千餘騎黒田宿より東山道を経て信濃國に入り、當國の國守堀川中納言二千餘騎にて加はり勢合せて一万大井軍を攻落し、同時に鎌倉へ入らんとす。

大井光榮 朝行の甥にして足利將軍に仕ふ。

大井光房 治部少輔、又光矩、應永七年鹽時合戦の際九子に陣す。

大井持光 (後出)

長土呂大井氏 戰國時代に至り岩尾に移る。

〔後醍醐院寺記〕

大井光泰 光長の次男にして長壽に住す。弘安四年春時光行光と家督を争ひ時宗に訴ふ。時宗時光光泰行氏宗光を召し礼明し、時光を信濃に閉居せしめ、宗光を佐渡に放つ。

大井行泰 元弘元年高時に従ひ、笠置及赤坂を攻め、十一月歸國。

正慶二年三月、行泰義貞に従ひ勤王。五月十一日高時の軍と小手差原に戦ふ。二十二日義貞の兵鎌倉に入る行泰力戦、閏七月駿島に戦ふ。

第四節 頼朝符 善光寺詣

建久四年四月源頼朝諸國の武士を率ひ鎌倉を發し碓氷峠を越えて善掛に至り、難山の麓より上野國三原に至り、淺間山の麓に狩すること七日、上野を経て那須野の狩に向ふ。佐久の士大井伴野志賀平賀望月等これに隨ふ。

〔標注其本會我物語〕鎌倉殿は諸國の武士共召具して、建久四年癸丑下旬鎌倉を出給し、化粧坂を打越え武藏國關戸の宿に着せ給ふ〔中略〕

上野國へ入せ給へば山名坂鼻——の人々用心さらに間斷なし、信濃と上野の境なる碓井山を越給ひ善懸の宿に着給ふ。其後は大井伴野志賀平賀藤田内村の人々ぞ守りける。次の日鎌倉殿三原へ御越あり難山の厩を通らせ給ふ折節狐の鳴て走り通りければ榎原間も敢ず〔淺間にはしる藁きつねかな〕と口すさみけり。信濃國の任人海野大郎幸氏一忍ひても夜こそこうとはいふべきを」と付けたりければ人々感じ合ける。鎌倉殿御感斜ならず折ふし御尾藏の御馬二匹引きしか、大黒小髯毛とぞ呼れける連歌の引出物にとて大黒をば、善野小髯毛は靉原に歸りけ

る〔中略〕其後三原の狩會をも見んとて、三日御留逗留あり、淺間の麓難山小松峠、那城、松原、年行、三子澤、神出山、奥郡の松原借宿幕持所々を狩ほどに陣も多そ出来るをおもひおもひに射留けり。されど助成時致が思ひには唯助經斗りを心にかけて置は終日夜は終夜心に間なくねらへども武田小笠原村上井上海野望月浦野更級仁科高梨の人々用心堅固隙なし、七箇日と申すに三原長倉の御狩も過ければ、上野國へ御越あり。大戸、岩水、三倉、室田、長野も狩くらし給ひつゝ、角田川をも打過ぎ大渡に著せ給ふ。

〔東鑑〕建久四年三月廿一日舊院一廻之程者諸國被禁狩獵日數已驗過訖、仍將軍家爲監下野國那須野信濃國三原等狩會今日進發給、自去比所被召聚馴狩獵之輩也、其中令連弓馬又無御隔心之旗被擲二十二人各令帶弓前其外被難及万騎不帶弓前可爲踏馬衆之由被定所謂二十二人者江間七郎武田五郎加々美二郎里見太郎小山七郎下河邊庄司三浦大衛門尉和田左衛門尉千葉小太郎藤谷四郎藤助大夫藤澤二郎佐々木三郎藤谷二郎葛西兵衛尉望月太郎梶原左衛門尉工藤小二郎新田四郎狩野介字佐美三郎土屋兵衛尉

〔大日本史料〕本條吾妻鑑に信濃國三原の事を載せられたれども、頼朝のこの地を通ぐることに見えざるを以て詳ならず。又同書に三原を信濃國とふすも仁治三年三月二十五日の條には上野國三原莊と書せり。蓋し其地に國の交界にあるを以てこの異同あるのみ。

建久八年源頼朝善光寺に參詣せんとて三月二十八日鎌倉を發し四月五日小諸に著し七日善光寺に詣つ。十九日善光寺を發し廿一日小諸に宿し鎌倉に歸る。小笠原長清先驅たり。平賀義信親衛たり。海野幸氏小室太郎等これに隨ふ。

〔信陽雜志〕建久丁巳三月廿八日將軍善光寺詣隨之國人等小笠原長清海野幸氏藤澤清近訪訪盛長長五郎宗政政行上列官代基國村上七郎義貞仁科太郎小諸太郎也。廿八日加奈川泊、江戸大宮熊谷本庄松枝小諸泊。小諸太郎光兼養靈二月六日善光寺御着七日御來堂、佛前寶物或砂金被物等被下僧衆に別有御布施八日近邊御巡檢同十九日善光寺御發駕也小諸泊、時小諸太郎鞍馬光兼依爲老教於信州歸御暇直留在所。

第五節 承久の變亂

承久の亂起るや國國の武士宮方北條方に屬するものありて、天下騒然たり。佐久の士は多く北條氏に屬し、東山道の將武田信光の配下となり、東邊道より京に上る。春日刑部貞幸の如きは知謀勝れ、泰時の急を救ひ堀中三、望月小四郎同三郎、大井次郎等又戰功あり。宮方に屬したるものは極めて少く、僅に志賀五郎等あるのみ。

〔承久記〕さても東山道の大將軍武田五郎信光は國を立たれたる日は十死一生と云ふ悪日なりければ、跡に残れる妻子をはじめ、各これを忌み懼り、明日出候へど謀めけれども信光はいさゝかも用はず、〔中略〕すぐに打立ち小笠原の人々をうちつれて上る程に市原と云ふ所にて院宣の御使に行合たり。武田小笠原の人々京方へ參れとの仰なり。小笠原二郎武田方へ使者を立て、この事いかゞはからひ給り候や。長清はこの使を切てすてんとこそ存じ候へど云へ送られければ、信光もさこゝ存ずれとて三人の御つかひを一人は急ぎ上りてこの赴を棄せよとて追ひ出し、二人は切て捨けるこゝ淺間しけれ。六月五日の暮方には東山道の勢雲霞の如く大井の渡りへ着にけり。先武田五郎父子八人、小笠原二郎親子七人、遠山左衛門尉、諏訪小太郎、南部太郎、淺

利太郎、平井三郎、同五郎、秋山太郎兄弟三人、津久井次郎、河野源次、小柳三郎、西寺三郎、有賀四郎、親子四人、逸見八道、誦の二郎、布施中務尉見かの中三、望月小四郎、同三郎、頼津三郎、矢原太郎、堀川三郎、小山由太郎、千野六郎、黒田刑部尉、大垣六郎、海野左衛門尉、これ等を始として、五万餘騎、川のはたに陣を取りたり。

〔公式榮枯物語〕大井次郎東海道に軍に屬す。

關東勢宇治川を渡らんとて一番二番と渡らんとし、七番に及びたれども皆流れ失せける、武藏守是を見て「春時が軍已に盡きてあたれ侍を失ひけるよ、此上は命ながらひても何かせん」とて手繩をかひ繰り川へ驅せ入らんとし玉ひけるを、信濃國住人春日刑部三郎貞幸と云ふものつとよめて御馬の口に取付引とめ、戰の法は千騎が十騎となるまでも大將の謀によるとこそ承り候に況んやこれは味方の勢百分の一も失せぬに輕々しく大將の御命をはたさせ給はんことしかあるべからず。諸勢は君の安否候しるしを守りてこそ頼りとするものと再三謀むれども更に聞入給はずして策にて貞幸が腕を打ち給ふ。貞幸にうたれても猶馬の口を放たずして是非に渡し給はんとならば甲冑をぬき給ふべし。皆人甲冑にひかれ水に溺るゝうて申せば、けにもやと思召しけん馬より下りて鎧の上帯解給ふ。其間に貞幸馬引牽て逃げれば武藏守方及ばずして止まりぬ。貞幸が謀にて大將の御命恙なくまします事鎌倉に聞え義時不斜悦上野國にて七十餘町の所領を恩賞する。

〔承久軍物語〕承久三年五月十四日あんの御所よりむけらる大將にはのとの守秀康、平九郎判官風義、少輔入道親廣、山城守廣綱、佐々木の彌太郎、はん官高重、筑前入道有則、關野の左衛門尉時通、下郷の前司盛綱、記後の前司有俊、筑後の左衛門右長、これらをはじめとし

て八百余きにてむかひける。たかつらおもてにはせうまうありとてよりは、りけるを、判官これをきまもせうもうにはあらじ、てきのよする馬けふりにてぞあるらんといひもはておねば、うんかのぜいをしよせて時をとつとつくる。一はんにかけ出たるは平九郎判官がてのもの、信濃國の住人志賀の五郎とてくるかおおどしよろひきて、あしけの馬にのつたるがまつさきにすすんで名のりける所をあつたの三郎よつ引てはなつ矢に馬のはらゐさせけり。

第六節 最明寺時頼の巡國

北條泰時以來紀綱稍弛み訟獄滋く起る。時頼諸國の吏或は私を挟み民を害するものあるを恐れ敬服して遊僧となり、四方に間行して潜に風俗を察し、若し奸吏のために苦しめらるゝものあれば、書を鎌倉に傳へて正當に裁判を受くることを得しめたり。時頼信濃を過ぎ備に人情風俗を視、人國記にその一書を記せり。

〔人國記〕信濃の風俗は武士の風俗天下第一也。最百姓町人の風儀も其律義なること伊勢志摩の風俗に五畿内を悉へたるよりも猶上なり、たまゞ／＼醜陋成者有といへ共、夫も他國の如く形の人と云ふ程にはあらずして、たまゞ／＼物語にも辨みの比興の事は之無、若比興の事を述亦なす時は人皆是を意で不交放、柔弱者人も後には義理を知りて國風と成なり。却て知恵も餘國よりは勝れたり。然も偏鄙の體なるが故、かたくへなきことも多しと雖、善十にして惡一の風儀なり。

第七節 佐久開發の傳説

佐久開發の年代は詳ならず。佐久開發記と稱するものあり。廣く民間に流布

して、これを信するものあれども、後世何人かの推測を記したるものにして信じ難し。同書に載するところを年代順に排列して參考とす。

〔佐久開發記〕

佐久開發年代

古宿	天長元年	岩田	天長六年	平原	元慶四年	安原	寛平八年
大諸	天慶三年	耳取	天曆三年	貞良	天徳元年	小田井	永觀二年
芦田	寛和二年	香坂	正曆五年	春日	治曆四年	望月	長治元年
森山	永久二年	香掛	天永三年	駒込	天治二年	小諸	大治三年
矢島	長承三年	平尾	久安元年	中曾根	久安三年	市村	久安三年
松井	承安三年	長土呂	承安四年	栗澤	壽永元年	八幡	壽永二年
新町	元暦元年	黒野	建久元年	山部	建久八年	志賀	天願元年
岩尾	仁治元年	大沼	天和三年	塚原	康安元年	堀名田	永和元年
輕井澤	永和四年	遺分	至徳元年	御馬崎	高慶元年	横根	明德二年

第二編 歴史 第五章 吉野朝時代 頁五二

第五章 吉野朝時代

第一節 大井城陥落

建武中興の業中道にして致へ、建武二年北條時行亂を起す。足利尊氏東征して鎌倉に致す。御歴^{（建武）}天皇勅して尊良親王を關東管領とし、新田義貞を大將軍師座使とし親王を奉じて尊氏を討たしめ給ふ。義貞兵六万七千餘人を率ひ、東海道より、大智院宮^{（正尹忠房親王）}は權中納言實世等七千人を率ひて別に東山道より進み給ふ。大井朝行大井城にあり。防ぎ戦ひたれども力及ばずして、大井城陥る。

〔太平記〕 斯りける程に建武二年十一月八日新田左兵衛督義貞朝臣、朝敵追討の院宣を下し給ひ兵を召具し参内せらる。馬物具誠^{（三誠）}に與に勢ありて出立たれたり。東海道は義貞大將となり諸國の大名三百二十餘人（小笠原信濃守その中にあり）其勢都合六万七千騎、東山道の勢の

後手なれば大將に三日引下て都を立ちたり。其大將には先づ大智院宮、彈正尹宮、洞院右衛門督實、持明院兵衛督入道道應、園中將基隆、二條中將爲冬、侍大將江田修理亮行義、大藏左京大夫氏義、鴨津上總入道、同筑後前司、斐庭、石谷、旗子、落合、仁科、伊木津志、中村、村上、齋藤、高梨、志賀、眞體十郎、美濃權介切重、是等を宗徳の侍として其勢都合五千餘騎、黒田の宿より東山道を経て信濃國に入りければ、當國の國司堀河中納言二千餘騎にて馳せ加はり、其勢を合せて一万餘騎大井城を攻落して同時に鎌倉へ寄んと大手の相圖を待ちたりける。

第二項 新田義宗と佐久人の勤王

後村上天皇の正平四年、新田氏宗良親王を奉じて、上野國新田庄寺尾城に居る。近國の士來り集るもの多し。正平七年新田義宗上野に義兵を擧ぐ佐久の諸士多くこれに加はる。澁野善守香坂良宗等その名著はる。義宗の兵武藏に出陣し、尊氏の軍小手指原に戦ひ、尊氏を追撃すること急なりしが、夜に至り義宗は後軍繼かず、兵少かりしかば久しく駐り陣を思ひ、暗に乗じて笛吹嶽に退く。更に兵を集めて嶺を保ちしに尊氏大軍を率ひて來り攻む。義宗拒き戦ひて敗績し、遂に越後に逃る。宗良親王に士卒を添ひまゐらせ、諏訪に送らしむ。

〔信濃宮傳〕 正平四年上野國新田庄寺尾城を築きて宮を居まいらせけるほどに近國の者共多く集りぬ。七年新田左兵衛佐義興武藏守右衛門

義治、大江田式部大輔氏經等に議し義兵を起し大軍を率して宮を幸し武藏國え打出足利尊氏と所々に戦ひける。實王なり一戦に御方打勝しかば頼て鎌倉をも攻落して基氏を退出し、御方入替りける。義宗が尊氏と追打べしとて宮を大將軍になし率り信濃國碓氷峠にて大に戦ひしに數萬の敵横はって御方多く討れけり。御軍しきりに危かりしかば宮をは義宗はかりて世良田修理進親季等に記し士卒を添まいらせて信州諏訪へ送らせ奉り義宗は越後國に遁れて時を伺ひける。

〔太平記〕新田武藏守は將軍の御軍に退城して石濱の合戦に本意を逃せざりしかば、武藏國を前になし、越後信濃を後に當て、笛吹峠に陣を取りてぞおはしける。是を聞きて打よる人々には大江田式部大輔、上杉民部大輔、屋澤八郎〔中略〕友野十郎、遊野八郎、瀬澤小二郎、舍弟修理亮、神家一族三十五人、遊野一族三十一人、都合二万餘騎、先朝第二宮上野親王を大將にて笛吹峠に打出つる。將軍小平基原合戦に事故なく石濱におはするよし聞えければ馳せ集りける人々には千葉介小山判官〔中略〕都合其勢八万餘騎將軍の御陣へ馳せ参る。鎌倉には義貞義治七千餘騎にて着到をつくると聞ゆ。武藏には新田義宗、上杉民部大輔二万餘騎にて控へたりと聞ゆ。何處へ向ふべきと評定ありけるが、先づ勢の劣せぬ前に大敵に打ち勝ちなば鎌倉の小勢は戦はずして退散すべして、衆議一途に定りて將軍同二月廿五日石濱を立ちて武藏府に若へ給へば甲斐源氏武田隆盛守〔中略〕都合二千餘騎にて馳せ参る。同二十八日將軍笛吹峠へ押し寄せて敵の陣を見給へば小松生ひ茂りて前に小川渡れたる山の南を陣に取りて峯に鎧の御旗打ち立て置には白旗中黒松葉の美禰の葉の紋書きたる旗共この數滿々たり〔中略〕新田上杉遂に打ち負けて笛吹峠へぞ引き上りける〔中略〕夜に入

り兩陣共に引き退きて陣々に鎧を脱きたるに將軍の御陣を見渡せば四方五六里に及びて、銀漢高くする夜に星を列ぬるが如くなり。笛吹峠を顧みれば月に消え行く螢火の山陰に残るに異ならず。義宗これを見給ひて終日の合戦に兵若干討れぬといへども是程逆陣の透くべしとは覺えぬに策の數のあまりにさびしく見ゆるは如何様勢の落ち行くと思ゆるぞ道々に關を居えよとて我田山と信濃路に嚴しく關を居まらねたり。〔中略〕上杉民部大輔兼ばかりを馳ぎ棄て、信濃へ落ちにけれ新田武藏守その峠越後へ落ちにけり。

〔舊記〕遊野善幸は八郎と稱す。遊野小太郎善氏七世の孫なり。佐久郡長倉に居り、碓氷峠能野權現の神官たり。正平六年二月新田義宗義興義治等兵を起して足利尊氏を討つ。善幸其子幸高及一族遊野望月等三十一人國人高坂仁科高梨伴野の諸氏と征東將軍宗良親王を奉じ之に會す。二十八日大に碓氷峠の坂本に戦ふて利あらず。親王を奉じて諏訪に退き、後忠を兩朝に盡す。

善坂高宗は四郎と稱し、美作守と改む。佐久郡善坂の人なり。圓應二年七月征東將軍宗良親王信濃に入り給ふ。高宗伊那郡大河原に移り館を築きて之を奉じ爾來四十餘年間南朝のために無二の忠勤を盡せり。當時大河原は東國に於ける南朝餘党の巢窟たり。鎌倉の管領基氏之を憂ひ正平二十四年十一月上杉朝房畠山基國をして大軍を率ひて來り攻めしむ。高宗志賀平賀等の一族鹿嶋遠山瀬戸長士呂大塚塚原等の郎党と共に親王を奉じて大河原に據り防戦して遂に之を却けたり。天授四年七月小笠原政長來り攻む。高宗亦擊て之を退けたり。元中元年高宗其子源正と共に飯田駒場の野武士と戦ひ戦死す。

第六章 足利尊氏

第一節 應永七年の戦

應永七年七月小笠原信濃守長秀信濃守護となる。國人喜ばず。長秀耳取城主大井治部少輔光矩の館に來り、一國の成敗を圖る。村上清信長秀に従はず、國中の同志を糾合して兵を擧ぐ。遊野氏の一族又これに赴く。大井光矩長秀を助け大に更級郡有蓋郷に戦ひ、小笠原の軍終に破る。所謂鹽崎合戦これなり。

〔川中島戦史〕應永七年小笠原信濃守長秀信濃守護職に補任し、七月三日京都を立、二十一日信州佐久郡に下着す。大井治部少輔光矩の館に越し會談一國成敗之趣、村上中務少輔滿信其外伴野平賀田ノ口海野望月謙訪兩社井上高梨須田惣と國中不殘以使者觸之〔中略〕村上滿信者九月三日屯兵鹽崎打立つ相隣家人は誰々ぞ〔中略〕都合其勢五百餘騎打出屋代城條井岡へ取陣各相分一手方々上に取陣、長秀九月十三日其勢八百餘騎自寺家打出、犀川を打發し横田の脇に取陣、敵は日に餘る猛勢なれば鹽崎城に移り待軍評議をなす。九月廿四日寅刻横田に戦ふ。長秀身自大事の手を負ひ一騎當千に兵數百人討死し此上は存設爲何云不心守鹽崎城引退〔下略〕

永享二年小笠原長秀根津遊野二氏を破り、芦田氏を降し、村上氏を孤立せしめ永享八年大に村上氏を破る。

〔信濃史談〕應永七年村上滿信國人と進合して守護小笠原長秀を破る。長秀の弟政康が滿信の子頼國に還付を求むれども應ぜず。之に於して

永享二年桑原鹽崎附近に二家兵を交ふ。村上氏は海野根津望月芦田の諸氏に援を求め對抗す。小笠原氏大に怒り、部分攻撃を開始したるなり。九年二月村上氏は鹽崎桑原を小笠原に還し和を講す。

第二節 大井持光

永享十年鎌倉管領足利持光事を以て上杉憲實と兵を構へ、箱根に戦ふて大に敗れ終に自殺せり。持光の遺子春王安王は日光に逃れ、永壽王は信濃に來る。岩村田城主大井持光、譜代の恩顧を思ひ、永享十一年二月永壽王を奉して朝に安原村安養寺に養育し時機を待つ。

〔後太平記〕永享十年二月十日持氏朝臣御百密の半次男春王丸三男安王丸四男永壽王殿未だ若冠にして坐しければ、一先鎌倉を落ちさせ給ひ出家遁世の御安とならせ給ひて、左衛門督殿亦是賢王義久の御菩提をも懇に弔はせ給ひ候へ共武恩に傾く郎従とも命をは義のために抛て炎火の中を掛通り下野國日光山迄しのびやかに落し進らせける。中にも永壽王殿をは信濃の國へ落し進らせ山舎に隠し中さんとて路次にて引分け進らせける。

〔鎌倉管領九代記〕こゝに左馬頭持氏の末子永壽王殿は鎌倉滅亡のとき御乳母に抱かれ御所を紛れ出て、信州の山中に落付きたり。郡の安養寺の住僧は乳母の兄なりければ、甲斐がいしく取かくし、大井越前守持光は譜代の御家人なり。これに語りて諸友に心を合せ、深く忍びて養育し、やかて元服し奉り成氏と號しける。

永享十二年結城氏朝春王安王を古河城に迎へ兵を擧げ、上杉氏と戦ふ。結城氏の軍破れ春王安王は捕へられて斬らる。

第二編 歴史編 第七章 戦国時代 頁五十七

第七章 戦 國 時 代

第一節 佐久武士の割據

應仁の兵亂以後天下に大に紊れ、文明長享建徳明應文龜永正大水享祿天
文弘治永祿元龜天正に亘り、百餘年間社會に秩序なく、徳義類類し群雄各
地に割據し互に呑喰を事とせり。

本郡、戦國の初期に於ては、大井氏の分派にて岩村田、小瀧、岩尾、耳
取等の諸城にあるもの、及望月米持兩氏の城にあるもの精勢力ありしが、
享祿年間より天文の頃に至るに従ひ漸次築城の業者を増したり。平原、森
山、平尾、笠原、志賀、與良、小出井、樂岩寺、芦田等の諸氏これにして
各一地方に割據せり。

寛正六年より村上氏の勢力漸次郡内に及びたりしか、延徳元年武田信昌
佐久に侵入してより、村上武田兩氏の争となり、佐久の諸士は多く村上氏
に屬し、凡そ六十餘年間、村上氏の配下となれり。天文十二年武田信玄本
郡に入り諸城を陥れ盛にその勢を振ひたれば、全郡武田氏に歸せり。

以下郡内に割據せし諸氏の状況を記すへし。

岩村田大井氏

〔四隣譯義〕

持光（舊出）

持之 成氏衰ふるに及び、大井孤城となる。應仁元年村上政國一万

騎を引率して大井城を攻む持之これを防く。

光照 或曰大將大夫信貞

甲源氏族にして左衛門尉信正の子（或曰持光の子）五男あり。

嫡大井彈正忠、長壽を強き、文明三年岩尾城を築く。二男宮

内祐貞家根々井に住す。三男民部正信直、四男伊賀守小瀧米地。五

男大和守信廣武石に住す。

文明十一年八月光照伴野氏と戦ひ敗北す。文明十六年二月二

十七日、村上勢（應仁武義頼清）一万二千、大井城を攻む。審手暴

風に乘し火を四方に放つ。神社佛閣數千の民家灰燼となる。城主降

参。承久年間大井祖先より凡二百六十餘年聖城一時に消滅す。

貞隆（四隣譯義にはなし）明應二年長久保氏より入りて大井氏を繼ぐ。

武田信虎地を復せんとして屢攻むれとも降らず。後甲府に至り、武

田氏に囚へられ遂に岩村田を取らる。

第二編 歴史編 第七章 戦国時代 頁七七

第二節 佐久武士割據の遺跡

佐久の城郭として存せるものに、平安末期の鎌倉に對する自衛の目的とな
るものと、戦国時代に於ける割據の城塞とあり、左に戦国時代の城塞の遺
跡の重なるものを列記すべし。〔町村譯義〕

平尾城跡 平根村上平尾にあり 平尾氏の居城

志賀城跡 志賀村にあり 笠原氏の居城

高橋城跡 志賀村にあり 志賀氏の居城

小田井城跡 御代田村小田井にあり 小田井氏の居城

黒岩城跡 岩村出町にあり 大井氏の居城

岩尾城跡 高橋村岩尾にあり 大井氏の居城

耳取城跡 三岡村耳取にあり 大井氏の居城

森山城址 三岡村森山にあり

平原城址 南大井村平原にあり

富士見城址 大里村諸にあり

小諸城址 小諸町にあり

鍋蓋城址 小諸にあり

興良城址 小諸にあり

望月城址 本牧村望月にあり

穴山屋城址 春日村にあり

倉見城址 本牧村茂田井にあり

芦田城址 芦田村にあり

樂岩寺城址 川邊村布引にあり

第二編 歴史 第七章 戦国時代 頁七九

第三節 佐久武士の活動

佐久武士の活動状況を年代を過してこれを記さんとす。

寛文六年、大井氏（四隣譚書持之ならん）村上政清（應仁武維清清）と

大井原に戦ひ大敗す。後將軍義政、上杉氏小笠原氏に命じ村上氏か佐久を

侵略せし罪を責めしむ。政清大井氏と和す。

〔諏訪上古古文書〕 文明五年庚五月會明年御頭定、左頭村上兵部少輔政清知行

文明十一年大井氏伴野氏と戦ひ大敗す。

〔諏訪上古古文書〕 文明十一年、伴野大井大乱此年八月廿四日大井與伴野合戦、大井殿伴野へ生捕、阿江木入道討死、後伴野殿佐久へ歸る。

文明十六年村上政清の子頼國、兵を佐久に出し、地を略し大井氏を降す。

〔四隣譚書〕 文明十六年春村上勢一万三千大井城を改め、二月廿七日火を放ちてこれを焼く。城主降参し、岩村田滅ぼ減す。

長享元年、大井光照の子光忠、（又忠勝）鍋蓋城を築く。

〔信陽雜志〕 忠勝大井中務少輔忠次男也。始住鍋由輪。文明以來兩上杉闘争。關八州大乱。於是餘殃流世間。合戦無止期。長享元年據山僧水爲保障。即今鍋蓋城地是始也。（中略）始伊賀守館在鳥頭坂邊、長享以來據鍋蓋城。

延徳元年、武田信昌佐久に侵入し、六月五日岩尾城を焼き、八日芦田城（米持庄可居城）を改む。村上頼國兵を遣し大井氏を助け、迎ひ討ち甲軍を退く。これより佐久の要領多く村上氏に従ふ（資料整理）。

〔信陽雜志〕 延徳元年己酉村上攻岩尾城近郷放火。〔望月由親記〕 延徳元年甲斐の敵將、佐久郡に亂入し、六月五日大井の居城岩尾を焼打し、落合慈壽寺を炎焼し、同日倉瀬（中津村地籍）を渡りて芦田を攻む。この時芦田の城主米持庄可討死す。然れとも大井伊賀守棟梁として望月兩城に馳向ひ、甲兵を連一戦ひ、大に甲兵を破る。甲兵叶はず敗走して岩尾に退き籠籠り、是より佐久高坂志賀平賀等へ烽火を擧げて合圍をなし、岩尾の甲兵を夜討せん

と契約し、七月十五日樂岩寺（樂岩寺氏は村上氏に屬し、天文十六年上田原合戦の時奮戦し終に捕せらる）も蓬田郷の上の山へ馳出し、むぎわら干草を取集め山の平一面に並へ篝火を焼きたれば、甲州勢岩尾を夜間に引取りたり。

〔信陽雜志〕 延徳元年村上攻岩尾城、近郷放火。

永正二年佐久郡に割據の豪族頗る多し。

かれ、御旗本を板垣か先陣の勢を合せ、三千五百騎を引卒し、追分と小田井との間一里はかり小田井の方へ近附き城を距る十餘町にして陣を取り給ふ。是より先小田井又六郎兄弟は晴信の出馬のよし傳へ聞き、諏訪村土木會等に後詰を乞ひたれども未だ來らざる前、甲州の大軍東の方より四方八面に火を放ちたり。城中の勢僅に三千二百騎、武田の軍威に恐れ上へ下へと悶着せり。又六郎少しも騒ぐ色なく、防禦の支度をなし、其後問者十餘人を遣ひ武田の軍の様子を伺はしむ。問者歸りて武田の軍寒氣に凍え懸儀の体に見ゆと訴へければ、又六郎大に歡ひ、さらば「今宵深更に及び嚴寒に凍え物の用にたゞざるものを一夜打して本陣に突入り、大將晴信を打取り、憤を拂ふこと今宵一戦の中にあり」と、城中の人々大に勇み夜討の時を待ちたり。又六郎兄弟二手に分れてその勢二千餘騎轟々と押出し武田の陣を目掛けて押寄せける。武田の軍用心怠りなかりしか夜丑の刻に至り俄に凄々と風の音騒かしく、忽ち北表の陣一面の火となりたり。小田井又六郎は、西の方に火を放ちて一陣を破り、舍弟と二手に分れて群衆一同に乘入り夜討の軍勢聲々に「小田井又六郎兄弟武田晴信に見參の爲寄せたる」と高かに呼はり兩軍烈しく戦ひ、又六郎兄弟奮戦したれども陣中固くして却て勇士數多を挫き城中に引入るを、武田勢又城に入らんとす。今宵の夜撃全く小田井方の軍法圖をはすさずと雖も武田の軍中少しも怠なきにより、又六郎の謀計靈驗となれり。山木勘助二千餘騎にて馳加はり、晴信を促し、勅助か兵を眞先に其勢三千、城に押寄す。戦半にして城中所々に火の手揚り、早十五所に焼けあかる。是に於て城中の諸軍亂れ立ちしかは、小田井又六味方を勵まし戦ひたれども、又六郎兄弟討死せしよ

り殘兵今は是限りと數々に逃出すもあり討たるもあり降参を遂くるもの多かりき。其日の午刻に小田井の城全く落つ。

天文十三年（或は十二年）眞田彈正幸隆武田氏に属し、岩尾城を守り後上田に移る。

〔甲越軍記〕天文十三年三月山本勘助上州箕輪より眞田彈正忠幸隆を召連れ歸りしよ言上に及び、晴信朝臣御喜び斜ならず。やかて幸隆を御前に召出さるゝに、身のたけ高く、人物賤しからず、言話分明にして誠に豪傑の有様なり、晴信公喜悅限りなく御盃を賜り、其後祿を定め給ふ。

〔信陽雜志〕天文十二年眞田彈正寄身於武田依晴信下知守岩尾城、同時置小室小山田

〔正傳眞田三代記〕幸隆は晴信に隨身してから、暫く佐久の岩尾の城に居り、武田の信州經略に就て常にその謀主となり急先鋒となつて居たか、其後に至り、岩尾は大井氏の舊領であると謂ふ所から、幸隆は茲に多年の念願を達して松尾の舊城に立歸り、岩尾は大井次郎行吉か守る事となつた。

天文十四年五月武田晴信小諸に軍し、城代小山田備中眞田彈正其他佐久の諸士を召す。

〔甲越〕天文十四年五月十三日、晴信公小諸に軍し城代小山田備中、眞田彈正と召し佐久の様子を聞召さる。又相木、前山、主殿、眞良、平原、望月五八郎、芦田この人々にも夫々に御念比ありて、御大刀、刀、脇差、馬具など下さる。

〔信陽雜志〕五月十三日武田晴信至佐久郡小諸城城代小山田備中連之同郡内山城代飯富兵部虎島眞田彈正忠、相木市兵衛、前山主殿、

依良氏、平原氏、望月其八郎、芦田下總入道夫榮來而謁信玄。

天文十五年十月上杉憲政兵を羅水峠に出す。武田信玄板垣信形を大將とし郡内の小山田備中、芦田その他の諸士を遣してこれを討たしめ大に上杉の軍を破る。

〔甲鑑〕天文十五年十月笛吹峠へは板垣信形を大將にして、郡内の小山田左兵衛、栗原左衛門、逸見、勝沼、南部、日向、大和、小宮山、丹波さては相木芦田を差添へ十月四日に甲府を立出て同月六日巴の刻に板垣信形大將とは申せ、軍の時は先驅して懸けて一戦する。關東勢笛吹峠を越て二万余の人數五千許此方に居る。未だ幾は峠越は坂の彼方につかへたる内の合戦ふれば敵は後を引付たかり、戦ひ縮めてより、板垣は身を捨てて戦ひ、板垣に劣らしと甲州衆佐久の郡衆戦にいつて何の逸作もよく、關東勢を切崩し板垣方へ首を取る數千二百十九の書立を以て即ち午の刻に坂垣采配を取て床几に腰を掛け勝時を取り行ふ。

〔異武内傳記〕天文十五年上杉憲政、上州の諸將を卒る信州口へ馳出す。武田家板垣信形と上州羅水峠(下崎十月六日或法同)飯富兵部、小山田備中農田彈正忠、信州村上家の押なれとも勝信御病氣故、今度初會戦に勝利を失はゞ後來上州御手に入り難く、遠慮を以て板垣のために加勢し馳加はる。かくて敵軍押來る。信形陣頭に進み敵を撃つて下知をなす。

〔松城通記、異田三代記、甲越軍記〕略す。

天文十六年八月、武田信玄佐久郡に入り、志長城を攻む。城主笠原清繁よく戦ひ、遂に信玄に降る。

〔野史〕天文十六年八月 帥陣二万人佐久郡笠原清繁千志賀家藏

清將兵應援到志賀

〔甲鑑〕天文十六年八月二日甲府立、六日志賀城へ取詰め、十一日に攻め落し、城主笠原新三郎を討つ、小諸に馬を被入。

天文十六年志賀城陥りて後、佐久郡は武田氏の所領となり、佐久の諸將、武田氏の麾下に屬して河中島の戦に出動せり。

第四節 佐久の統一

天文十六年武田信玄佐久を統一し、同二十二年小諸城を築き、城代(は始御出)を置きてこれを治めしこと三十五年、天正十年三月武田氏滅ぶるに及び織田信長の所領となり、上州板橋城主堀川一益の臣道家彦八郎小諸城代となる。同年六月信長殺せらるゝや、虚に乘り北條氏直の臣大導寺駿河寺政繁(是并主)佐久郡を襲ふ。佐久の諸城主皆これに降る。芦田信蕃小諸にあり、防戦したれども孤主援なく、遂に城を捨て、春日に逃ぎ險に報復を図る。大道寺政繁小諸城に入り一郡を宰す。同年十月堀川家康の將大久保忠世兵を佐久郡に出し大道寺の軍に對す。芦田信蕃堀川氏の軍を援け、大道寺の軍と戦ふ。大道寺の軍利あらず。此月氏直甲斐の郡内信濃の佐久郡を家康に致して和を講じ、佐久郡堀川氏の所領となれり家康信蕃の奮功を思ひ、佐久諏訪二郡を賜ひ且甲信二州の征伐を專にせしむ。十一月信蕃出て岩村田(或曰小田井)を陥れ、次て高棚を攻む。其他の諸士風を望て降を乞ふ。獨り岩尾城主大井行吉北條氏に屬して従はず。天正十一年二月十一日信蕃岩尾城を攻め、戦急にして戦死す。監軍柴田七九郎信蕃の部下を督し、遂に城を抜く。三月大久保忠世家康の命を受けて信州を襲す。家康信蕃兄弟の難に殉せるを憐み、遺臣を康國に賜ふ。家康大久保忠世に命じて康國を助け、小諸城に大道寺政繁を改めてこれを抜き佐久郡全く統一す。

佐久を統一したる徳川勢大久保深忠世柴田七九郎等佐久の諸氏を卒る眞田か支城丸子を攻めんとて八重原に戦ふ。

〔武徳編年集成〕大久保忠世並柴田七九郎康忠信州の國人を卒て眞田か支城丸子を攻めんとて筑摩川を渡り、八重原に屯す。眞田これを見て海野町へ押出し、八重原の下を一騎打てて手白塚へ趨く。忠世則馬居平若か方へ柴田を遣し兩隊筑摩氏の端に至れば忠世兩部瀨二郎松平康國諏訪頼木か兵を合せて敵の中を取切根津原に追上て悉く討捕るへき旨を告げれども鳥居平若是をきかず、忠世怒て又使を以て「各兵を進むること罷はずんば此山先に至て吾師を訪へしと云けれど」も兩人これに従はざる間に眞田引退く。味方丸子に働き八重原に轉し、敵の虚を伺ふ。眞田も押返し相對し、城を隔つること十町許にして屯し輕卒を發し、駈引して味方の陣を襲ふ。眞田安房守歩卒に紛れ、声田か陣に至り頻に迫合ふ。康忠突出て奮ひ戦ひければ、敵旗を立て逃去る。岡部長盛河を越て兵を進め、堤の陰より眞田か歩卒の後を絶つ、其從軍松井與兵衛、杉山惣藤所藤内、千野士助、内藤平太郎、望月七郎右衛門、大塚兵右衛門、小麴又五郎、榎松彌三、小泉次太夫相共に進む。敵軍眞田父子の危きを見て救ひ来る。兩軍備を堅くして出でず。味方松平康國、大久保平助忠教天神林に至て敵に備へ、諸將堅く張陣す。後昌幸大に幸村を制し兵を取めしむ。

この時代に於て郡の大部を治めたるものは小諸城なり、武田氏佐久を統一してより小諸城主を左に掲ぐべし。

武田氏所領

城代 飯富兵部虎昌

城代 小山田備中昌行 天文十二年より同二十一年まで

城代 小山田備中昌辰 天文二十一年より同二十二年まで

城代 春日彈正昌信 天文二十二年より弘治二年まで

城代 武田左馬助信豊 弘治二年より天正十年まで

城代 下曾根入道覺雲 永祿二年より天正十年まで

澗川氏所領

城主 道家彦八郎正榮 天正十年より同六月まで

〔武徳編年集成〕天正十年三月廿九日信州佐久郡小諸五万石を道家彦八郎正榮に與ふ。河内春日郡の産にして龍馬一節の號なり。

城代 声田右衛門信審 天正十年六月より城代たりしか、七月二十六日徳川家康より佐久郡の本領及諏訪郡を賜はる。

〔武徳編年集成〕信州諏訪佐久兩郡の事今度依拙忠節爲其實所宛行也兼而又前々附來支方並不可有相違境内各親類等直忠之事經所望別而可宛行候者漏可被致忠信之狀如件

天正十年七月二十六日 家康

城主 依田右衛門佐殿

城代 北條氏直 所領

城代 大道寺駿河守政繁 天正十年七月より十一年三月まで

徳川氏所領

城主 松平康國 天正十一年三月より天正十八年八月まで

第四編町村篇三井村 頁六六

一六 社 寺

○英多神社 村社にして安原字英多澤にあり。境内六百四十一坪木殿拜殿神樂殿等の社殿は老松古木の間に隱見して頗る幽邃の趣あり。建御名方命を祭り延喜式内神社たり。建武文明の兩度兵火に罹り、加ふるに永祿年間安養寺神宮寺として守護奉仕中に安養寺焼失、當神社に關する古書喪亡したるを以て、創立年月等微すべきなし。然れども延喜式内佐久三社の一たる事は安養寺の寶什文安年間の記事書、社地英多澤の由來寛文十年佐久全部神王一問の取調べ大日本史神祇志等によりて明確となり明治卅二年二月改めて式内神社と確認せられたり。九月廿日を祭日となし、左記寶物を藏す。

一小鈴 一弓 一鳥形神寶、一齋瓮 一古面、一古板大般若經 一、正一位宣言文幣用

○八幡社 村社にして新子田にあり。品陀和氣命を祀る。社地千十五坪なり。
 ○訪諏社 村社にして香坂にあり。建御名方命を祀る。社地面積四畝歩。
 ○訪諏社 村社にして香坂東地にあり。社地六畝十六歩、建御名方命を祀る。

右三社何れも九月四日を祭日となす。

○安養寺 安原字光明寺にあり。境内千六百一坪、境外を加ふれば四千五百廿七坪に及ぶ。古松老杉の間に於て本堂開山堂等堂宇總て十二棟、並に安養寺鎮守七社の祠あり。南西には楓の靈樹、山門の西には蕉の古池あり。池邊の老松は蜿蜒として池上に蟠れり。御當寺は弘安年間法燈圓明國師の開山、或は後深草上皇の勅願により、國師の創建せるもの

ふりと傳ふ。阿彌陀如來を本尊となせる一本山たりき。元は字寺平、現今は早根村地籍にありしが、貞治年間正眼智經國師伽藍を此地に移し、妙峨山を寶林山と改め、中興開山とふる。郡主大井氏の尊崇頗る厚く、太郎朝光を始め爾後六世代々の遺骨を當山に葬りたり。鎌倉滅亡の際、大井越前守持光足利持氏の末子水藤王丸を強し來り永享十一年より文安二年まで十七ヶ年間、當山に於て養育したり。今尚臨門に鎌倉石鳥子石鳳凰石麒麟石等永壽丸遊覽場の遺跡と傳ふるもの存せり。

永壽王丸元服して成氏と稱し、再び鎌倉に入るや、寺領三千五百石余を附せられ、法窟頗る盛なり。傳ふる處によれば當寺塔頭百二十四ヶ院、末寺二百三十一ヶ寺を有したりと。後大に廢類し、天文十九年には武田信玄末印地五百二十六石余を寄附し、講堂に修理を加へたり。永祿年間に及び、兵火のため堂塔悉く燒燼す。然れども古來國主領主の代々尊崇したる靈場たりしを以て、無院の名跡を敷き、財力を寄附して再建せられたり。後徳川氏亦寺領二十石を附し、法燈を盛ならしむ。元祿十二年故ありて臨濟宗西京妙心寺の直末とふる。維新の後朱印地は上地となり、寺運は衰頹して昔日の社觀を見ざるに至れり。然れども現に妙心寺直末の一筆寺にして、檀家は十二ヶ村に跨り、所有地價一千三百余圓なり。

附記「禰音堂」境内にあり。後深草法皇御守靈佛上宮太子作千手觀音菩薩を安置す。總新前は當寺失印高二十石の内觀音として五石あり。住職一代中一回の開扉佛となす。

〔古墳墓〕開山法燈圓明國師の墓となす。

〔傳説〕境内にある楓の老木は國師手植の楓と稱し、其一枝一瘤を損するも祟をなすと傳へられ、山門脇の古池は貞治中の掘堀にて、永祿兵

火の際國師の像自ら池中の石島に移副したりと傳ふ。而して其際其像は髻部燒爛の厄に遇ひしが、靈驗忽ち池中の田螺に及び、今に至るも一つとして殻尾を有するものふしと。尙此像につきては幾多の傳説あり。作も亦稀有のものと覺ゆるも、確たる由来を徵し難し。

〔寶物〕當時に於て寶物と稱し秘藏の品左の如し。

○縁起書(文安元甲子五月九日主有連誌之)

○文書

- 一、武田信玄公朱印 壹通 一、武田信玄公朱印萬札 拾壹通
- 一、武田信玄公大井彌正への書翰 壹通 一、政治相木定納之記 壹通
- 一、武田勝頼公文書 壹通 一、依田平三昌秀寄附状 壹通
- 一、結城秀康公安附状 壹通 一、仙石越前守盛長寄附状 壹通
- 一、仙石家寄附状 壹通 一、仙石越前守盛長書翰 壹通
- 一、小諸城中並森岡左衛門原田重左衛門よりの書面 壹通 一、弘石越前守盛長書翰 壹通
- 書(掛物) 拾貳幅
- 一、智恵院掛軸 四幅 一、宋宮恩筆 壹幅
- 一、光殿司筆 壹幅 一、管公筆 壹幅
- 一、土佐將監筆 三幅 一、雪舟筆 壹幅
- 一、鏡輝學筆 二幅 一、典信筆 壹幅
- 一、南木筆 三幅 一、文隠筆 二幅
- 一、筆者不明十三佛 壹幅
- 唐版大板若懸 六百巻
- 古器物像等 拾五點
- 一、後深草法皇御坐佛 壹鉢 一、唐木作達摩大師像 壹鉢
- 一、菊桐山鳩色襪袋 壹衣 一、唐木作玉鬚 壹個

一、開山法燈國師木像

一、足利成氏公袍

一、徳川家光公袍

一、徳川家光公机、硯箱

一、大内書牘

○明泉寺

香坂阿伽流山の麓にあり。境内壹反五畝九歩、天台宗比叡山延暦寺の末寺にして、阿彌陀如来を本尊とす。所有財産九百二十七圓六ふり。山復ふる觀音堂は天長年間慈覺大師の開基ふりと傳ふ。

○根通寺

新子田にあり。境内壹反貳畝十五歩、眞言宗眞樂寺の末寺にして、康治二年僧海運の開基にかゝり、孔雀明王を本尊となす。

一七 名勝舊跡

○燕城址

一に城山と稱し、安原の北部東西五十八間、南北四十二間の處にして、今は林となる。建久の頃大井朝光樓館の跡たり。此の附近御屋敷、馬場、内堀、船田堀、兵部田(船田、兵部は大井氏家臣の姓) 夜室、遠原敷、新屋敷等の字名あるは其の昔を語るものなりと。又其前方には大井氏の墳墓と傳稱せらる。『墓の塚』を始め、古墳墓、蛇塚、大塚等數多あり。然れども由緒明ならず。

○鳥坂城址

新子田の西部に位し、東西壹町四十間、南北貳町十間あり東には空臺を設け、三面は高さ五六丈に及ぶ。絶壁なるを以て昇降し難く、内は平坦なり。口碑往昔の城墟と傳ふれども由来を詳にせず。

○粟城址

香坂の西北部青木山の頂にありて、東西七間、南北十間の處たり。遺標尙存すれども其由来詳ならず。

○關河流山

香坂の北邊に聳峙せる一奇峯にして、平尾山脈に屬し、全山盡く火山岩によりて成る。山下の古刹明泉寺より小徑を求めて樹間

の坂路を登れば、散町にして中腹なる観音堂の邊に出づ。堂は深藍に臨み絶壁を負ひ「仙人掌」「屏風岩」「阿彌陀岩」「香爐岩」等の奇岩怪石左右に逼り、其奇觀名狀すべからず。人をして仙境に在るの感あらしむ。更に歩を轉じて斷崖を登攀すれば、山頂に達すべく、到れば即ち光景一新して眼界の頓に開くを覺ゆ。遠く展開せる佐久平野、銀蛇の如き千曲の清流、立料八ヶ岳の雄姿、皆一眸の中に取まり、思はず快哉を叫ばしむ。眞に東信の一勝地たり。而も春花錦葉の節に至れば、更に一段の景趣を添ふるを以て曳杖の客絶ゆる時なし。

岩村田町より一里 經井澤より四里 (關御流新道)

つゞら折あへぎ登れば岩かどの尾上の雲のうちに見えつ； 經 百
むらさきの雲と見るまであかる山みねの染波花さきにけり 義 里

第四編町村屬岩村田町貞七三

岩 村 田 町

一 位 置

本町は郡内の中央より稍東部に位し、中仙道と甲州街道との交叉點にあ
り。北は御代田村に連り、東は三井平根の二村に接し南は南佐久郡中込
村に界し、西は中佐郡村に隣す。

二 地 勢

淺間山麓の遠く延べたる處にして、稍西南に低下すれども、概ね平坦な
り。湯川は町の東部を南流し、西に折れて南部を貫流す。而して其沿岸
は低地をふす。

三 面 積

東西三十三町 南北三十五町 面積〇、八九一一方里

土 地 表

種 別	田	畑	山林	原野	宅地	雑地
反別民有	一、四六三、二	七、八八、八	九、九六〇、〇	六、〇七、四	二、四四二、三	三、三〇、二
地價民有	一、三三、七	七、六五、五	五、一五、一、九	一、〇八、八	七、三三〇、〇	二、一〇、二

四 戸 口

戸數 千二百五十三

人口七千五百六十一 男三千六百六十一 女三千九百

五 治 革

1、村及部落の起源並に變遷

岩村田 起源詳ならず。唯史上散見する處によれば、初め八條院の領
となり、後小笠原・長清の子朝光信濃國大井の采地を領し之に居住して、
大井を氏となす。其家譜に嘉祿元年三月岩村田館にて大井朝光卒すと
見ゆ。以て其時既に岩村田の稱ありしや明なり。又弘治記によれば、
文明十六年二月村上勢乱入し、市坊に放火す。火既に城郭に及ぶ。防
戰術盡き、城主大井光熙降ると。(信陽雜誌には仲野氏に降るとあり)
當時市坊六千余戸神社佛閣も亦多く頗る殷賑の地たりしが、遷て灰燼
に歸し、住民驟散す。其の後再び歸り住む者あり、戸數三千に達せり。
然るに大永享祿の頃武田信虎驅々乱入したるを以て、再び戦亂の衝と
なり、住民の多數は上州善面に移り、殘戸僅々十七戸となる。戦止む
に及び漸次戸口の數を加へ、現今の如き市街を見るに至れり。是を以
て見れば郡中の舊地たるを察し得べし。更に之を事實に徴せんに、慶
長以前に於ては永高千賀文の地たりしもの、以後數回の檢地毎に石高

を増し、寛文十年八月酒井忠能の檢地には其の高二千八百四石八斗五升七合となれり。

長土呂 起源詳ならず。(註) 往昔は大井郡後大井ノ庄なり。後大井氏の佐久地方を領するや、朝光の子行泰此地に住す。後行俊に至り岩尾城に移れり。

廣久保 往昔は岩村田の荒蕪地なりしが、慶長年間各所より移住し來りし者甲州路の窪に住居す。元禄久保の地は即ちこれふり。然れども水利不便のため今の地に移りたり。而して當初は人口僅かに十五人程なりしもの、漸次戸口を増して現況を呈するに至れり。斯くて明治十八年より前記三ヶ村の聯合役場を岩村田に設け、共に村政を行ひしが、廿二年合併して岩村田町とふり。現今に及びたり。

2. 管轄沿革

初めは八條院の御領たり。鎌倉幕府(泰時執權の頃)の頃小笠原長清信濃守に任せられ、守護職となる。長清の七男朝光大井莊を領し、文明十六年迄相繼ぎ、同年二月光照の時に至り落城して警居す其後兵亂止まず。地頭交代頻繁定りふし。天文年間に至り、武田晴信其臣小山田昌行飯富虎昌等を小諸に居城せしめ、交々管理せしむ、弘治二年武田信豊の采地となり、屬吏下曾根覺登小諸城にありて管す。天正十年三月武田氏滅びて織田氏の有とふり、其臣龍川一益本郡及小縣郡を領し、關東北條氏に對する鎮として上野國厩橋にあり、是を以て一益は佛道家彦八郎を小諸に置き管理せしむ同年六月本能寺の變あり、一益厩橋を捨て、小諸に來り、後事を芦田、平原、與良、望月等の郷士に委任し、直に上落す。此機に乗じ北條氏は其臣上野國松枝にありし大道寺政繁をして本郡を襲掠せしむ。芦田等の郷士支ふる能はず。或

は降り、或は走る。政繁乃ち小諸城に入りて領す。同年七月徳川氏は芦田信蕃に命じ、本郡を管せしむ。軍監柴田七九郎康忠之に副たり。

同十一月信蕃は弟信幸と共に岩尾城を攻め之に戦死す。徳川氏其死を賞し信蕃の男に松平の姓並に諱の一字を賜ひ、松平康國と呼ばしむ。

同十一年二月廣國大久保忠世と兵を合せて本郡にある小田原勢を追討す。政繁支ふる能はず。小諸を捨て、松枝に逃ぎ、本郡全く平ふり。

同年中小諸城を康國に賜ひ、岩村田も亦其領とふる。同十八年五月廣國上野國石倉陣所にて戦死す。因て弟新六郎に家督を賜ひ、右衛門大夫康勝と稱し、領を嗣ぐ。豊臣秀吉徳川氏の封を關東に移すや、康勝之に従ふ。同年九月上野國藤岡に轉ず同十月仙石秀久本郡の領主とふり、小諸に移り治す。男兵部少輔忠政嗣て領す。後上田城に轉ず。元和八年徳川忠長の封土とふる。小諸城代矢代忠中三枝土佐管す。後其封を駿河に轉ずるや、寛永元年松平因幡守憲良の領地とふりしが、正保四年八月平し嗣子なく、封を除かる。慶安元年正月青山因幡守宗俊領す。寛文二年三月宗俊大坂城代に移り、同年五月より七月迄越後國

村松邊丹波守小諸城在番日付溝口源右衛門能濃次左衛門代官天羽七右衛門是に附し管理す。七月より酒井日向守忠能代りしが、延寶七年駿河國田中城西尾屋敷守忠成と城地交換となる。天和二年三月遠江國横須賀へ轉ず。同年四月より幕吏平賀詰天羽七右衛門、元禄二年より同

岩村田詰太田作之進、高谷多兵衛尋て管理す。猿久保は寛文四年より元禄十三年迄四十年間中府領となり、松平綱重調書領す。十四年より十六年迄幕吏馬場源兵衛支配たりしが、同十八年八月共に内藤式部少輔正友領知となり、爾後下總守正教美濃守正勇正興美濃守正國豊後守正綱志摩守正誠迄七世襲領す。明治二年六月岩村田藩となり、正誠

知事たり。同四年七月藩を廢し、岩村田藩と稱す。正該知事を解して東京に移り住す。同年十一月廢藩、長野縣佐久支藩の管轄となり同九年三月支廳を廢し、長野縣之を統ぶる事となり現今に及べり。

第四編町村篇 岩村田町 頁八八

一六 社 寺

○若宮八幡神社、郷社にして町の西南にあり。祭神大衝命、譽田別尊、建御名方命、事代主命、武内宿禰を併せ祀る。創建年月不詳。或曰建仁二年の創建なりと。當町及平塚の産土神なり、傳に曰く、善領主大井朝光源家たるを以て鎌倉八幡宮を當所に移し奉りしなりと。應永年間其未論大井某奉納の懸額並に古給存す。社領高四石六斗を有す。領主代々榎五俵或は米一石五斗を備へられ、祭日には重臣をして代拜せしむ。祭日八月廿二日

○速達延社 若宮八幡神社境内に建立す。祭神速達延命並稻田姫命、多紀理比賣命、市杵比賣命、天津日子板命、多岐津比賣命、天忍穗耳命、天穗日命、鵜原久須思命、菅原道眞朝臣を併せ祀る。祭日七月十六日にして、當日は神輿市中渡御す。創立年月不詳。傳曰大井朝光の末裔大井某應永中尾張國津島より移したりと、領主内藤氏代々米一石五斗を供へらる。

○招魂社 町の南方字上ノ城にあり。境内一反九畝、慶應三年四月十九日岩村田藩兵下野岡兵下野岡宇都宮城を攻めし時銃隊神津九市小林高一郎戦死す、因て内藤氏明治三年十月招魂社を創立し之を祀りしに由來す。後明治廿七八年戦役に於ける郡内軍人屬の戦病死者を合祀し、更に戦役記念として郡内各村より資を募り、額殿を造營し、小松宮殿下

の御染葦を賜はり、從軍者の氏名と共に之を奉揚す。明治卅七八年戦役に當りても役後郡内の軍人軍屬の戦病死者を合祀せり。祭日は四月廿五、六日の兩日にて、當日には合祀者の遺族を招待して参拜せしむ。此地たる舊城内の一丘にして櫻樹多く、祭日の頃には花正に盛にして全丘白雲に包まる。これを以て参拜の人多く頗る鑑踏す。

○鼻顔稻荷社 舊社なれども其名高し町の東部湯川の左岸にあり。社地の一反一畝七步、宇迦乃御魂命を祀る。水縁の鎮座なりといふ。岩を穿ちて西向に本殿を設け、拜殿之に次ぎ、又參籠殿あり。何れも斷崖絶壁の上であり、脚下には湯川の流瀾を溢え背後には古松枝を交えて城に景勝の地となす。近年變竊案の發達に伴ひ、賽者常に絶えず。就中二月初午の日に當りては其雜聞傳んど名狀すべからず。例祭は九月十日なり。

○近津神社 村社にして長土呂にあり。祭神味耜高彥根尊、創立年月不詳。境内は古松森々幽邃の趣あり。林地十二町一反八畝廿九步は舊除地にして、鎌新の際上地す。領主仙石秀久年々榎五俵を寄附したりしより、代々の領主亦之に倣へり。祭日四月廿七日、八月廿七日。ひくよめのふひくも涼し秋もや、近津の宮の森の夕風 權大納言 誠手卿

○寺神社 猿久保にあり。村社なり。社地面積八百七坪、猿田彦命、天鈿女命の二神を祀る。創建年月不詳。祭日は九月廿二日なり。

○龍雲寺 町の北部中仙道の傍にあり。境内面積三反六畝十二步、往古は臨濟宗にして大智山と號し後大田山と改む。正和元年大井美作守玄惠の開基、本山不詳、中昔に至り越後國魚沼郡雲洞庵の末寺となる。本尊は十一面觀世音ふり。傳へて曰く大井朝光當山に歸衣し、後東福

寺聖一國師の門流文清禪師當院に法藏を開きしより其名漸く著はる云々と、元徳二年八月五日文清入寂せしに勅して淨覺天仲國師と諡す。元弘建武の間大井城攻戰數回、精舎も火災に罹り、舊記紛乱す。後三十七世を経て、文明年間詳貞の代曹洞宗に改派す。舊地は東方宇羽毛平にあり。文明十六年兵火のために灰燼に歸し、九年を経て今の地に再建せり。武田氏督北高を中興開山となし、寺領永百六十八貫文を附す。加之東山道八州法願と稱し、武田氏領國中の僧録たらしむ。當時殿堂全く傾り、元龜三年に於て千人の僧を集め江湖執行の事ありしと、以て其盛況を見るべし。後一度兵亂の影響を受け寺領大に減じたりしも、慶安元年二月寺領四十石を賜はり、代々の定額となる。明治三年朱印地除地共に上地す。

○西念寺 町の中央にあり。境内東西卅三間、南北四十五間、大門地長卅二間、幅三間、面積五反二畝廿四歩、浄土宗京都知恩院末寺にして、一行山と號す。舊除地高二十二石三斗九升九合、大門地高三斗六升、松林壹ヶ所無稅地たり。明治三年上地す。從來舊領主仙石氏内藤氏の菩提所たり。水祿三年建寺開山を略往といふ。初め勢州松阪より來り、念佛の法門を授け、化道行はれ歸依者多く終に一寺を創立せり。爾後代を累ぬるに從ひ、次第に寺格を高め、本國浄土宗五ヶ寺(松本春了寺松代大英寺、伊那來迎寺、諏訪眞松院並に本寺)宗祖として二百餘寺を總管す。仙石秀久族に歸依し、當時に其墓を存す本阿陀如來なり。

○圓滿寺 町の東北部宇六伏にあり。舊國道の通路に面し、眞言宗兼野眞樂寺の末寺、大悲山と號し大日如來を本尊となす。境内東西廿七間三尺、南北四十間四尺六寸、大門長さ三十間、幅五間、面積四段二畝

十一歩、天文四年七月の創立なり。傳曰ふ康治二年十二月創立、開祖興教、性古古城の東北宇芝間にあり。眞宗律宗にして無本寺なりしと、後兵火に罹り響く廢れしに、紀伊國僧輝傳なるもの再興の願意を起して止錫し、晴信の許を受け一字を再建したり。永祿年間寺を今の地に移して觀音堂を建つ。然るに古木の樹數株ありしにより、梅笠山と改號、漸次院功を増築せり。元龜天正の兵亂にて衰頽に傾き、加ふるに火災のため全寺喪失の厄にかゝる、是に於て有志者相詰り、延享四年再興の工成り、再び大悲山の號に復す。領主内藤氏も亦資を助けて土木の勞を補ひ、永く祈願所となし、年々米金を下附して、厩藩の時に及ぶ。

○長福寺 長上岳にあり。東西廿間半、南北十三間餘面積九畝十一歩、近津山と號し眞言宗山城國智廣院の末寺たり永正八年僧長慶開基創建寛永六年再建と傳ふ正徳年度より領主内藤氏の祈願所として毎年米四斗二升を附せらる。本尊は普賢菩薩なり。

一七 名勝遺蹟

○石並城址 町の東北宇石並にあり。南北七町、東西二町餘、中に切通あり。中央を王城と言ひ、北を石並と言ひ。前に御坪あり。南に黒岩と稱する處あり。天正中の遺手機跡と云ひ傳ふ。中央王城の切通しに二重堀の形跡存す。井戸形あり。赤鹿垣外といふ所より水を引きたる堰跡あり。北に門跡欄干の跡現存せり。今は木立芝野となる。畑尤も多し。又此邊を深藪すれば刀劍鐵古銃の類を出すと。大井朝光居館の跡と傳ふれども築城の年月不詳後文明十六年大井光照の時城跡る。○黒岩城址 町の東方にあり。城門の跡に大なる黒岩あるを以て此名あり

り。文明十六年石並城陥りし後光熙の子孫此に築きて居城となす。「上田軍記」によりば、天正十年八月徳川家康甲斐國若神子に於て北條氏直と對陣す、眞田昌幸徳川氏の味方として信濃岩村田の内黒岩城を取る。城主大井雅樂助眞田昌幸の推挙を以て徳川氏へ降る云云。後小諸城主松平康國より城代として依田甘助を置く云々。歴城の年月不詳、此地今は畑となる。

○藤ヶ城址 黒岩城より南に距る四町餘。往昔より上ノ城といふ。大井氏異世居館の跡にして、南北三町、東西四町餘、粗形壘臺巍かに存す。東南頗高く湯川を帯び、西北は平坦なり。後年内藤氏此地をトシ准城を築く。向地の築きを以て幕府稅地を買上げ、内藤氏へ附す。依て爰に士卒の邸宅を設く。明治四年七月正談東京へ移り住むに及び、門墻砲臺等之を廢し、耕地及宅地となるに至れり。

○眞光寺跡（諸記寺名異同あり、信光寺、新光寺、信成寺等）町の東方字小平にあり。南北五町五十間東西二町卅間、文明二年正月の古狀に眞光寺と記す。其大梵刹たりしは寺内に三十六坊を有し、寺中に百餘五十六戸、人口百二人ありたりといふを以て知り得べし。傳曰「天長五年藤原中納言景家通世して諸國を修業し、後信濃に來り此地に杖を止め、當山の開基となり漢印法印と號す。數星霜を經大井光長の時、北禪人清なり者を迎て更に巨刹を建立し、一族の新願たらしめ、坊宇三十六院を置く。寶塔丹青を畫し、珍寶を鑲め、堂舎は高く虚空に聳え、梵鐘の音響煙絶ゆるなし。依て近國より僧侶來詣して道場に充てり、慶寺の時不詳。今耕地の字名となる。慶長十二年の郷記に此寺猶存す。されば廢亡速きに非ざるべく、近時迄墓石古墳を殘存したり。

○舊町跡 往昔の盛況は見るに由なく、唯字名に存するのみ左に之を錄す。

製治町 今四日町 柳田町 袋町 樋町 高折町 塚元町 浦島町
小平町 諏訪町 旗町 鎌毛町 油町 柴木町 兼間町 難波町 諸
町 西八日町 中八日町 東八日町 石橋町 十二小路 金井町向
佛町 會下町 大門町 東大門町 西大門町 柳町 曾根町 城戸在
家 上城戸其他數ヶ所あり

○諸寺院跡 當町の盛時に建立せられ、後廢寺となりしもの左の如し。
明仙寺跡 光明寺跡 曇祐寺跡 緣所坊跡 信福寺跡 福仙坊跡 福
王寺跡 法華堂跡 清光寺跡 喜賢庵跡 雲堂庵跡 講堂庵跡 長壽
院跡 本誓軒跡 養信院跡 信樂院跡 善珠院跡 成就院跡 稱名院
跡 圓光院跡 正法院跡 福壽院跡 觀音堂跡

○丹花街跡 町の郊外丹花池の邊（丹過池と同じ）なり。今耕地となる。里老傳へて曰く「往昔賣女のありし地にして戸數百五十餘茶屋多き所なりき」と。

○陣城址 長土呂の中央にあり。地僅に高く四方に堀跡を存す。東西五十八間、南北六十七間、面積三千八百八十六坪、「續太平記」に曰く「岩村田大井美作守五子あり、嫡男彈正行泰長土呂村に住居す」云々と。蓋し其地ならんか。後村民此處に林業社を建て、祭りしが、維新の際廢れ、今僅は耕地となる。

○曾根城址 長土呂の東北方廿餘町の處にあり。東西二町、南北四町餘の處、西は赤久保と稱し、岸高く、野外土郭の跡尙存す。南は字城戸、或は城戸在家と稱す。傳曰「天正年間戸田康國本部を領せるに地土屢々

一狹を起すにより此地に家臣を置き鎮め之に備ふ」と。今は廻て耕地となる。

○王城址 黒岩城址に續く。「雜記」に曰く「天徳四年の秋村上天皇の皇子信濃下向、佐久郡春日村に住み給ひ、正暦三年同郡勝間へ移住、同四年爰に移り給ふ」と。又此西方三十町を距て盛宮塚と唱ふる處あれども、由来詳ならず。後大井氏築城の際此地を以て中央となす、此地黒岩城と共に石並城にも接するより、總稱して石並城と稱せらる。今は耕地たり。

○相生松 西方十餘町の郊外南長塚の丘山にある老松にして、中仙道の傍にあり。地上數尺の處より兩幹となる。俗間雄松雄松の相生せるものと稱す。一幹は枝條萎へて結實を見ざるに他は大に繁茂して數十歩に擴り、結實も亦頗る多し。近く一帯の松並木ありて、南北に連り、松壽庵として櫓を洗ふ。往時關東下向の御臺所廣中通興の都度領主内藤氏爰に茶亭を設け款待するを定例となせりと。今は垣を設けて之を保護す。

○一里塚 二ヶ所あり。一は東北方御代田村境子馬廻澤に、一は西方中佐都村境宇西一里塚にあり。

「北佐久郡志」

第二章中世 第一節佐久の武士と庄園 頁一五四

(2) 源氏と滋野党

(1) 滋野氏の御家人関係

鎌倉時代において当郡内に勢力を有していた氏族は、滋野の一族と小笠原一族の大井氏とである。滋野氏は上代以来東信地方に土着して繁栄していた氏族で、その支族は多く居住地の名を冠している。当時その名を表わしている郡内の在所名を名乗った滋野党には、根々井・望月・小室・矢島・落合・志賀・平原などの諸氏があった。

滋野氏はもと牧場の経営に携わった牧官であったと考えられるが、土着以来年久しく、隠然たる勢力を蓄えて土着的な存在となり、かつ官牧がしだいに庄園的な性格を帯びて来るにつれて、牧官もまたしだいに武士化して行ったのである。そしてこの実力に着目したのが源義仲である。以仁王の令旨によって立上った義仲の平家との最も重要な最初の一戦は、小栗郡の依田城を根拠として行なわれた。この時馳せ参じた面々がすなわち義仲支持の純粋なる旗下の武將たちであった。この中でもまた最も有力な一団であったのが、信濃国内の各地に進出していた滋野党であり、当郡内の在所名を冠した上にあげた諸氏は各その一員であったのである。この事実の裏面にはあるいは佐久・小栗地方を最も重要な地盤とした滋野の一族を味方にひき入れるために、その力にひかれてこの地を旗揚げの地としたという理由が潜んでいたのではあるまいか。当郡中佐郡村の根々井を本貫としたという根々井小畑大滋野行親が、義仲率兵の最初の企画にあずかっていた

ることが諸書に載っているのは、これを示すものであろう。これから後、これらの氏は最後まで義仲と行動をとるにたつたので、義仲の没落によってこの氏族もまた昔日の勢力を失ったものと思われる。かつてのような全面的な活躍は見られなくなったが、その後は鎌倉の御家人となって将軍の隨兵となったり、正月の幕府の弓始めの射手となつて、信濃武士としての誉は維持している。

これには一族のうち、小諸太郎光兼があずかつて力があつたのではなからうか。源氏率兵の初めに當つて寿永二年(一一八三)三月義仲と頼朝との間に意志の疎通を欠いて、義仲が頼朝の詰問を受けた時、その中に入つて仲裁案を出し、義仲の子義高を頼朝の子として鎌倉に送つて両者を連絡させたのは光兼である。その時義仲は「海野・望月・諏訪・藤沢など云ふ間ゆる兵共」を義高につけてやつた。また義仲の没後、その妹の扶持をたのまれたのも光兼である。このように終始義仲と頼朝との連絡交渉の勞を執つたのが光兼であるから、義仲の没後、これに属した滋野氏を鎌倉方の御家人として仕えさせるような勞をとつたのもまたかれではなかつたらうか。事実かれ自身も文治元年(一一八五)十月二十四日に、頼朝が相模の勝長寿院の供養に臨んだ時、その隨兵となつたのを初めてして、その後しばしば隨兵や正月弓始めの射手を勤めている。これにつれてその後は滋野の一門のうちからも、たびたび望月・海野らの諸氏がこの晴の役を勤めているのが見られる。

このように滋野氏は最初に義仲に属して、その敗滅後は頼朝に従うことになつた。

(2) 郡内における遊野党の分布

以上が北佐久郡に在住した遊野の一族の活動の大体であるが、諸書に現われている遊野党に属した人物と、その名乗りによって生じたと思われる本質の地との関係を表示すれば第17表のとおりになる。

第17表佐久郡遊野党一覽表

氏名	本貫地名	人物名	及	出典名
望月氏	本牧村望月	望月太郎(参考源平盛衰記・吾妻鏡)		
		次郎(参考源平盛衰記)		
		三部重隆(参考保元物語・吾妻鏡・承久記)		
		小四郎(承久記)		
根井氏	中佐野村根々井	根井小彌太行親(参考源平盛衰記・吾妻鏡・平家物語)		
		(大夫太また大彌太一参考保元物語)		
		彌六郎親忠(参考源平盛衰記)		
小諸氏	小諸町	小諸太郎光兼(述尊記)		
		(太郎次郎 吾妻鏡)		
		小室太郎忠兼(参考源平盛衰記)		
		小室小太郎(参考源平盛衰記)		
		(左衛門尉 吾妻鏡)		
矢島氏	南御牧村矢島	八島四郎行忠(参考源平盛衰記)		
		やしまの次郎(承久記)		
志賀氏	志賀村	志賀七郎(吾妻鏡 参考源平盛衰記)		
		全 三郎(承久兵乱記)		
落合氏	高瀬村落合	落合五郎兼行(参考源平盛衰記)		
平原氏	南大井村平原	平原次郎兼盛(参考源平盛衰記)		

このほか、明らかに遊野党とは記されていないが、当時以上の人々と行動をともにして活躍した信濃武士で、本郡内にそのゆかりの地名が存在し、かつそれが遊野氏の繁栄した川西地域にあるものに左の諸氏がある。

- 春日氏 春日村 春日刑部三郎 (承久兵乱記)
- 巖氏 本牧村茂田井 もたひのちう三(中三)(参考)
- 布施氏 布施村

註(1)福王寺の阿彌陀如来坐像の胎内に曆応三年(一三三八)の「大且那地頭沙彌隆幸云云」の墨書銘があり、これは遊野氏と考えられるので、鎌倉末期には地頭となっていたと推定される。

- (2) 平家物語・参考源平盛衰記
- (3) 参考源平盛衰記
- (4) 平家物語
- (5) 吾妻鏡 文治元年五月三日の条
- (6) 吾妻鏡 その日の条

(3) 鎌倉幕府と大井氏

鎌倉・室町の両時代にわたって本郡内に栄えた大井氏は、元来新羅三郎義光の流れを汲む甲斐源氏小笠原氏の支流である。小笠原氏を称したのは長清であって、長清は源頼朝の信任を得て、義仲追討に当っては東山道軍に属して軍功を立て、承久の變にも東山道軍の武田信光らとともに五万の軍に将として京都に攻め入った者で、阿波国守護等に補せられ、その子孫は信濃その他に繁延した。

長清の第七子朝光が佐久郡大井庄に住して大井氏を名乗り、以来その子

孫がこの地方で繁栄した。

朝光の子光長は大井太郎と称し、また武勇の誉が高く、暦仁元年（一二三八）正月二十八日、將軍頼朝の入洛に當つてその五十一番の隨兵となり、更に仁治元年（一二四〇）には頼朝の春日神社参拜の七番隨兵を勤めていた。また寛元四年（一二四六）正月には幕府弓始の一番射手を勤め、建長二年（一二五〇）に、幕府が院内裏の造営を諸士に課した時にも光長は築地用材を調達している。このようにかは幕府内においても相当な花々しい存在であったが、その郷土の佐久においてもまた行跡を残している。本郡高瀬村落合の新善光寺に寄進した銅鐘は、かれが大旦那となつて鑄造奉納したものであり、なおその銘によれば、寛元二年（一二四四）には、その新善光寺本尊の彌陀・觀音・勢至のいわゆる善光寺三尊をも鑄造していることが刻されているから、この落合の新善光寺は源頼朝が善光寺保護政策による伽藍造営や、これに次ぐ北条氏の善光寺の保護、信仰などによつて、信濃国内に興隆した造寺・造佛の風潮に乗じて、寛元のころかれが建立したものであらうと考えられる。

鎌倉時代にこのように大井庄をその根拠として勢力を有した大井氏が、実際に居住した場所はどこであつたらうか。従来の諸書にはただ単に岩村田としてあるだけで、現地かはっきりしない。よつて昔の大井郷の地域内と思われる範圍から、これに相當する故地を探せば、岩村田町の黒岩城および古城とその前面の地域や、三井村安原の赤城およびその周囲の地域などに、城館跡とこれに關係ある地名を発見し得るが、これらはいずれも山城の形式をそなえた城館であつて、戦時の用に供する部面が大きく浮び出ている。これを南佐久郡野沢町に現存する鎌倉時代の居館跡と比較すると、むしろ南北兩朝対立の古野朝から室町時代の攻勢戦乱にそなえた戦国

の時代相を示しているのではなからうか。野沢の居館跡が、同じく小笠原の支族で、伴野庄の地頭職にあつた伴野氏のものであると言われ、それが平地にあつて、周囲に築地をめぐらしただけで、規模も比較的大きくないのを参考にする、岩村田附近でこれに相當するものは長土呂に発見し得る。現在の長土呂部落の中央部は、野沢町の場合と同じく比較的平坦で、周囲には地頭得分に充當し得る古來からの水田地帯を有し、堀あるいは築地の遺構と思われる跡や堀井のあとなどを残し、しかもこれが野沢町のものと同様の規模を持つていて点などから、鎌倉時代における豪族の居館跡と見られるものではあるまいか。記して後の研究にまつことにしよう。

なお、遊野氏と大井氏が境を接していた結果は、自然に兩者の間に対抗關係を生じ、機に乗じてそれぞれ有利な立場を執らうとした。それが建武中興を境にして、両者が対立的な地位に立つた大きな原因であつた。それについては後に述べることとする。

註

- (1) 大井氏系図
- (2) 吾妻鏡 歴仁元年二月十七日の条
- (3) 同右 仁治元年八月二日の条
- (4) 同右 寛元四年正月六日の条
- (5) 同右 建長二年三月一日の条
- (6) (7) 銅鐘名（鐘は南佐久郡松原諏訪神社に現存）
（地ノ阿部野誌）
- 右志者 為法界衆生住牛檢棄一也
弘安二年（一八一八）八月十五日
大勸進法阿彌陀佛
新善光寺
奉 施二人屋敷一〇一
勸進説法者二人 遊野

大且那(小笠原)源朝臣光長

(柳ノ爪ノ庄傳)

寛元二年甲午十月十日

奉_レ遷_二移本前阿彌陀如来_一

同八月

并諸且那 大工伴長

奉_レ遷_二移觀音勢至一光三尊三金剛

建長元年己十月三日

不断念佛始_レ之、勸進法阿彌陀佛

二 佐久の庄園

信濃国内には各地に幾多の庄園があったが、その発生についてはいづれも資料を欠いて明らかになっていない。

仁和三年(八八三)四月十三日に大納言藤原冬緒が、筑摩郡蘇我郷にあった庄園草茂庄を多武峰妙楽寺に施入したことが最も古い資料で、これで藤原氏の庄園が、既に信濃国内に成立していたことが知られ、かつそれが寺社などに集まって行く経路をも示している。次いで長保二年(一〇〇〇)に左大臣藤原道長が信濃国内にあったある庄園を、藤原氏の学寮であった勸学院へ進めたことがある。

これから五十四年後の久寿二年(一一五四)には、源頼賢が逃れて信濃国に来て、院の御荘を侵したことがある。

頼賢は兄の義賢と父子の契約をしていたが、義賢が長兄義朝の子義平のために殺されたので、その仇を報ずるために信濃に来て院領の庄園を侵したものであるから、これは特別の場合としても、それより二年後の保元三年(一一五七)には、更級郡小谷庄などの石清水八幡宮寺および極楽寺などの領していた庄園が、領家・預所・下司・公文などの庄官によって侵略されていた。これで、このころになると既に信濃国内でも庄園の押領が行われていたことが明らかである。

このような世相の時代に、現在の北佐久郡の地域内に成立していたと思われるのが大井庄で、佐久佐野庄はその一部分が郡内に存在する。この二庄の発生については同じく資料を欠き、その後の経過についてもきわめて資料が乏しく、これを明らかにし難いが、所見のものによって以下に考察してみたい。

(1) 大井庄

大井庄は和名類聚抄にその名をとどめている大井郷を中心に北佐久郡内に存在した庄園で、明らかに大井庄と記載されてその名を表わしているのは、吾妻鏡文治二年(一一八六)の条である。すなわち後白河法皇が源頼朝の知行国内にある院宮領以下諸庄の年貢米納の箇所を記して、その催促方を頼朝に命ぜられたのである。そのうちで本郡に関係のあるところは、院御領件野庄・八条院領大井庄と左馬寮領望月牧・菱野・長倉・塩野である。

これで大井庄は文治二年(一一八六)には、既に庄園として八条院領になっていたことは明らかであるが、いつ、どのようにして、昔の大井郷を中心とした地域が庄園となって八条院に属するようになったかは明らかでない。

八条院は鳥羽天皇の第三皇女で璋子内親王と言ひ、応保元年(一一六一)十二月八条院という女院号を宣下された人で、天皇の寵愛がすこぶる厚く、崩御の際にはその御領の大部分を譲られ、また御母美福門院(藤原得子)の死去に当っては更にその所領をも譲られたので、御領は数百箇所に及び、財産豊かで鎌倉時代の初期においてすこぶる勢力があった。その所領は女院の歿後もなお八条院領と呼ばれ、永く皇室に伝統をひいて南北西朝対立

のころまで伝えられていた。この八条院は建暦元年（一一二一）七十五才をもってなくなっているので、吾妻鏡所載の文治二年にはまだ在世中であつた。

これで、この大井庄は文治二年には既に完全な庄園としての形態と機能を具備して、八条院がその領家であつたことがわかる。しかしその経歴については、父の鳥羽天皇の御領を伝領したものが、あるいは母の美福門院の所領を譲られたものが明らかでない。もし鳥羽天皇からの伝領であつたとすれば、この庄は皇室領であつたわけであるし、美福門院からの伝領であれば、藤原氏の所有した庄園であつたわけである。文治二年の条に同時にあげられている佐久の諸牧は、いづれもこの大井庄の周囲の地域にあつた官牧で左馬寮領であつた所を見ると、この大井庄もあるいはそれらと同様に皇室領、すなわち鳥羽天皇の御領であつたものではあるまいか。しかしいづれにしても、和名抄に記載されている大井郷がいかにして皇室あるいは藤原氏の庄園となつていつたかについては、現在のところでは更に知る由もない。

この大井庄を知りしのが前述の小笠原大井氏である。大井庄と小笠原氏の関係がいづからできたかは明らかでないが、小笠原長清は頼朝が文治元年（一一八五）全国に守護・地頭を設置してから間もないころに伊那の伴野庄の地頭になっている。また大井庄に地頭の置かれたのは文治四年以前と思われるが、その氏名は不詳であつて直ちに小笠原氏と結びつけることはできない。

大井庄から領主の八条院へ対する租税が貢納されないで、後白河法皇が文治一年にその管領を頼朝に命じたことは前述したが、同四年にも租税の弁済が命ぜられている。建久五年（一一九三）には幕府は大井庄の同年の

租税納入の期を定め、十一月中に京都に納めることを命じた⁵⁾。その責任者である地頭またはそれに代るべき者の名は知れない。しかし長清の子の朝光が大井七郎と称し、尊卑分脈に「信乃国大井知行」と記しているところなどから考え、また朝長の兄時長が伴野六郎と称して伊那郡の伴野庄を本拠としたことより推しても、大井庄が長清の代に小笠原氏と関係が生じていたとしてもおそらく誤りでないであろう。その関係として考えられるのはやはり地頭職であつて、それが七男の朝光に譲られ、その子孫に伝えられたものであろう。

小笠原大井氏が大井庄を本拠としたとして、大井庄の範囲はどのへんに及ぶのであろうか。後世大井庄十二郷と俗称されるのは、岩村田・耳取・与良・小諸・平原・塩野・小田井・根々井・平尾・赤掛・軽井沢・安原で、北佐久郡の大部分を含む広い地域である。しかし鎌倉時代にはまだ官牧も存し、郡内にも小諸・望月・瀬野などのように瀬野氏の系統の諸氏があり、大井氏と同じように將軍の隨兵や馬始の射手などを勤めていたほどであるから、大井氏の本拠の大井庄をそれほど広い地域と考えることは困難で、やはりもとの大井郷すなわち岩村田附近を中心とした地域と思われる。

大井庄は乾元六年（一一三〇）に後宇多上皇の御領となり、ついで徳治元年（一一三〇）に昭慶門院の所領として安堵されている⁶⁾。昭慶門院は龜山天皇の皇女意子内親王である。こうして上級支配権には異動があつたが、大井氏との関係はそのまま継続していたと考えられる。

註 (1) 多武峰略記 下七

(2) 権記 長保二年七月二日の条

(3) 台記 久寿二年十月十三日の条

(4) 大日本古文書家わけ文書石清水文書

(5) 吾妻鏡 文治二年三月十二日の条

(6) 吾妻鏡 文治二年十月二十七日 of 条

(7) (8) 同右 文治四年六月四日の条

(9) 同右 建久五年七月十六日の条

00 竹内文平家藏文書（信濃史料第四巻収録）

(2) 庄園の証書

(イ) 庄園の組織

大井庄の組織については資料を欠くためにこれを明らかにすることはできない。これは南佐久郡内の主な郷村を包含していた佐久伴野庄の場合もほぼ同様であるが、幾らか傍証とすべき点があるので、これを記して大井庄の状態を推察する材料とした。

伴野庄は大井庄と同じく、文治二年に年貢未済の庄として後白河法皇から頼朝に催促方を命ぜられた庄園の一つであった。その時は院の御領であった。後に中納言持明院基家の領となり、その女北白川院（後高倉女院）に伝えられ、その生まれた式乾門院（後高倉院）の女、和子内親王）から室町院（後堀河上皇の女、暲子内親王）、伏見上皇、花園上皇を経て、元徳二年（一一三〇）に花園上皇から京都の大徳寺へ寄進された。しかし「土民等」が勧教に従わなかったため、上皇は翌年さらに大徳寺がその知行を全くするように命じた。

元弘三年五月鎌倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇が京都に遷幸すると、天皇は直ちに伴野庄を大徳寺領として安堵し、持明院統の後伏見上皇も同時にそれを安堵した。続いて後醍醐天皇は万年の聖運を祈るために大徳寺に伴

野庄の地頭職を寄進し、その旨を足利高氏に伝えた。高氏に伝えられたのは、この地頭職が足利氏に關係あるものであったからであろう。

こうして大徳寺は伴野庄の領家職と地頭職を併せ有することになったが、現地には雑掌が置かれていた。建武元年（一一三三）五月に雑掌水沼実真が大徳寺に注進したところによれば、同庄の領家方は年貢は牛飼料・年貢錢・黒袴分・牛度帯・牛鞭糸・輿車代などである。大徳寺にはこのほかに地頭としての得分が納められたはずである。

このころと思われる年月未詳の注進状によると、伴野庄はその附近の春日郷高秋山布蓋彌次郎・同弟津布羅田孫三郎・吾沢地頭小笠原孫二郎・日向地頭平賀彌七郎の輩訪に苦しんでいることが知られる。建武元年に後醍醐天皇は大徳寺住持妙超の奏請によって伴野庄を一円不輸の地となし、国司・守護役および役夫工米等の諸役を免除せしめたが、在地の雑掌がその権益を守るには困難が多かったもののように、建武二年ごろには伴野彌三郎らが伴野庄地頭職について違乱し、後醍醐天皇は大徳寺をして安堵させ、また信濃国目代に命じて、彌三郎らを乱弾せしめている。また同二年には倉沢弁芳らが違乱し、同寺の雑掌から訴え出たので、雑訴決断所は信濃守護所に対して、弁芳らの違乱をとどめさせている。中央における政権の争奪とも関連して、庄園の上級支配権に動揺が生じ、在地の武士などがその力に任せて自分の勢力圏を拡充してゆく傾向を知ることが出来る。また建武中興政治における混乱は、伴野庄内の地がしばしば誤って他の者に与えられ、これを召し返して寺領として安堵せしめられたこと、大徳寺の支配権に不安定なものを感ぜさせた原因であろう。

大井庄については、初めに八条院領であり、後に照慶門院領となったというこのほか、地頭職についても正確な資料は存在しない、租税に關

するものも、武士の押領等に関するものも存しない。おそらく地領職は大井氏に与えられていて、大徳寺の伴野庄に対するほどの支配権は、八条院にも照慶門院にもなかったのであろうと推測され、それだけに在地土豪大井氏の力が強く働いていたと考えるにとどまるのである。

註 (1)(2)(3) 大日本古文書家わけ文書大徳寺文書一

(4) 大徳寺文書(信濃史料第五巻収録)

〔伴野庄年貢注文〕

「うけ給および候ふん、領け御ねんくはこのちやうにて候、

けんふくわん年五月十日 実真(花押)

信濃国伴野庄領家万御年貢注文

一 牛飼折 段別三百文

一 御年貢銭 段別百廿文

一 黒袴分 段別百七文

一 牛腹帯 白糸五十疋

一 牛腹帯 白糸五十疋

一 輿車代 百七十五貫疋 一年兩度運之

(5) 大徳寺文書(信濃史料第五巻収録)

(6)(7)(8) 大日本古文書家わけ文書 大徳寺文書一

(四) 庄園の経済

伴野庄がかなり広い庄園で、建武二年(一三三五)においては二六郷村を包含し、その中には北佐久郡の春日郷も含まれていたほどであるのに対して、大井庄はだいたいかつての大井郷の地域であったと思われるから、

さほど大きな庄園とはいえない。また大井庄がいくつかの村なり名なりに分かれていたかも不明である。

しかしこの地域は、浅間の火山灰流が堆積した地帯で、しかも浅間南麓斜面では最大の湯川がその中心を貫流している低平水田地帯である。ここに成立したのが大井郷であり、これが大井庄となったのであるから、水田は当然存在していたであろう。大井庄の範圍内と思われる地域から、水田の存在をしのばせる地字を拾えば次のような地字名を発見することができ、すなわち岩村田では、窪田・菅田・柳田・向田・砂田・樋田・三反田など、長土呂では前田・仲田・一つ長田など、鴨瀬(高瀬村)では一丁田というような中世における開田当時の状況によって名付けられたと思われる地字名や、貢租の基準になる地積の広さを表わす地字が存在する。これらは江戸時代に入ってから開田と区別して考えられる理由は、いずれも自然流か、あるいは簡易な水堰によって、容易に開田されたような場所であり、かつて現在では耕土も深く、上田に属しているものが多い。このような点から、比較的古い開田と見なされ、これが中世庄園貢租の基本になった水田ではないかと考えられるわけである。次に陸田すなわち畑も庄内郷村においては重要な貢租負担の対象で、水田だけがとくに窪田・菅田などと呼ばれて他と区別されているのに対し、畑には特別にこのような名称が残っていないのは、この方がむしろ土地としては普通な、基本的なものであったのではなからうか。しかしこれら田畑の面積はどのくらいあったか、またどのような品々が年貢として取扱われたかを知るような資料も存在しない。しかしこれを伴野庄の例によって見れば、一応は納入すべき年貢を算出する基本の土地面積があったはずで、これに対して段別いくらという割合で貢租の額を算出したものと思われる。

かくして庄園内の「在家」や「名」から納入された年貢の品々を、幾山河を隔てたこの佐久から京都へ輸送するに当って、特殊なものを除いては現物が納入することはきわめて困難であったと思われる。ここに伴野庄の年貢注進に見られるように、錢に替えて納入する必要を生じ、これを行なう場所としての市場の成立する条件も生じるわけである。このような事実がこの地方でも中世必ず行なわれていたであろうと思われる理由は、江戸時代の封建領下において、領主が領内町村に対する年貢負擔の目安を石高で表わしたのに対して、中世には貢文高を以て表示している事実である。すなわち村高を貢文で表わしていることが錢納が行なわれていたことの証拠になるもので、この物品を錢に替えるために交易が行なわれた場所が市あるいは市庭（いちば）であったであろう。大井庄における市庭がどこにあったかは、これも明かではないが、三岡村の市区などはこれに対してある示唆を与えるものであり、江戸時代に入ってから、岩村田には春秋に定期の市が開設される習慣が残っていたという点も参考になることであろう。

また伴野庄において貢租の品目として、牛糞帯や牛糞糸が現物で年二回にわたって納入されていることは、この佐久地方にそれを製作する原料の糸を産出したことを示し、このために大徳寺文書に記されているように、麻商人の出入もあったのであろう。これから推せば、伴野庄に隣っていたこの大井庄内でも麻が生産されたことは考えてもよいと思うし、またこれらの交易から来る貨幣の流通も相当あったと見ることもできる。

註 (1)(3) (大徳寺文書) ○京都 大徳寺藏

(大徳寺文書) 水沼家年貢注進万葉

注進 伴野庄郷、村、御年貢存知分事

(大徳寺文書) 警因用達馬留文・人五十之由、水沼申之、商人皆出候、不似麻也 (地方)

合 伴野上中下 千貫文 六貫、佃丁 止公事留申候、不審

野上中下 千貫文 大沢村 二百五十貫文

野上中下 千三百貫文 野沢原 三百貫文

小宮山 五百貫文 春日郷 五百二十貫文

桜井郷 八百〇貫文 懸沢 三百貫文

三塚郷 三百五十貫文 白田原 八百八十貫文

上白田村 三百貫文 下白田村 二百八

十貫文 高屋木 八十貫文 畑物村 百貫文

大日向田村 百貫文 余地村 六十貫文

保岡 二百五十貫文 藪野口 六十三貫文

平沢村 四貫文 下懸田 三十三貫文

宿屋 八十貫文 鹿野郷 八百餘貫文

右、注進存知分如斯 白子云千貫

建武二年十月廿一日 水沼刑部房実真

うらに判あり

(2) 御領内惣括大意差出帳

信州佐久郡中山道御傳馬宿 岩村田村 (上略)

一、此村大井庄親郷也、里方諸方出口之辻也、古來る市場二而

先年春月六度ツ、市立候得共中納、今ハ七月十三日、十二月廿五日荒町市立并大町極月晦日市立(下略)

二 節 室町時代の佐久

一 南北朝前後の佐久の趨勢

(1) 佐久武士の去就

鎌倉時代以来幕府の固い地盤であった佐久も、その末期になると動搖を生じ、郡内の二大勢力であった遊野・大井の二氏は公武の間に処して、互にその去就を異にするに至った。

諏訪の諏訪・金刺の両氏は特別北条氏に親近していたので、一門中に神氏を名乗る者さえあったほど深い関係にあった遊野氏は、自然北条氏との関係は密であったといえよう。これに対して大井氏は、その初めにおいて小笠原氏が三浦泰村の乱に関係した事件もあって、自然外様の立場にあつたものと解される。これらの事情と境域の相違する利害関係とが関連して、鎌倉末より南北朝前後における両氏族の去就は、多くは相反した立場をとるに至つた。

元弘元年(一一三二)十月、北条氏の軍勢が諸道より進んで楠木正成の守る河内の赤坂城を攻めた時、小笠原貞宗・諏訪祝らは大和路の軍に、他の信濃の軍勢は天王寺大路の軍に加わっていた。佐久の大井氏は小笠原の一門であり、この後も常に小笠原の同族として行動しているの、この軍にも必ず加わっていたと見られるし、遊野氏は上に述べたように、多く諏訪氏と行をとにしたから、この一族もまたこの軍に加わっていたと考え

てよいであらう。しかし元弘三年(一一三三)足利尊氏が帰郷して官方について以来、二氏の去就は相反するようになった。尊氏は帰郷の動許を得ると直ちに書を送つて小笠原宗長に合力を求めた。これ以来、小笠原氏と足利氏との結合は固く、尊氏が機微な政局に出入し、これに同族間の内紛を伴なつて融合の常なかつた際にも、終始尊氏と結んで離れなかつた。

建武二年(一一三五)七月、信濃では北条氏の余党が北信および千曲川の沿岸各地に軍を起した。北条氏忠顯の諏訪氏が、高時の遺子北条時行を奉じて国司左近少将人道を筑摩の國衙に破り、進んで鎌倉に攻入つて、いわゆる中先代の乱となつた。北条氏によく、諏訪氏に密であつた遊野氏の頼津・海野・望月等の諸氏もまた立つてこれに加つたのである。信濃の守護小笠原貞宗はこれら北条余党の討伐に努め、佐久の望月城に対しては叔父の小笠原次郎太郎経氏に当らせた。経氏は高井郡の市河氏らの味方とともに、八月一日望月城に押し寄せた合戦の末ついにこれを破り、その城郭を破脚したが、当時ここに拠つた城將は明らかでない。城跡は本牧村望月の瓜生坂上に本城を存するが、豊田川沿岸に居住した望月氏の一党が立てこもつて、北御牧村の下の城などと呼んで奮戦したものと考えられる。信濃におけるこの北条党の華氏は尊氏に良い口実を与え、時行討伐を名として鎌倉に下り、やがて自ら征夷大将軍と称し、代々の将軍の旧跡に居館を構え、勲功将士に対して關所地の行賞を行なつた。朝廷では尊氏の上京を促したが、かれはこれに應じないで、かえつて新田義貞の討伐を諸國に伝えた。信濃では前守護小笠原貞宗・村上信貞らを初めとしてこれに応ずる者が多かつた。小笠原同族の佐久の大井氏もこれに参加したのである。そこで、彌正・尹宮・燕王を大将とし、四國・九州の大名および仁科・高梨などの信濃武士と、国司堀川光経らを加えた一万余騎の朝廷軍は東山道を

進んで佐久に入り、大井城を取り囲んだ。城將大井朝行は奮戦数日に及び、貞宗・信貞らが急を聞いて来援したけれども支えることができないので、十二月二十三日に至って落城した。

この大井城は忽那文書・忽名島開発記・河野土居系図などに、いずれも「於信州大井庄合戦」とあるので、大井庄にあったことは確かである。しかし現地はつまびらかでない。代々大井の嫡系が居住したのは岩村田であるから、この大井城もおそらく岩村田であろう。そうだとすれば大井朝光の居館の跡と伝える石並城跡がこれに当るのではなからうか。ここは旧北佐久郡誌によれば町の東北字石並にあり、南北七町、東西二町余、中に切通しがあり、中央を王城といい、北を石並という。前に御坪があり、南に黒岩と称する所がある。中央の王城の切通しには二重堀の形跡が存している。井戸形があつて赤座垣外という所から水を引いた形跡がある。北に門跡・橋台の跡が現存し、今は木立・芝野となり畑が最も多いと記載してある。現在この地は東から石並城・王城・黒岩城の三城跡として呼ばれている。これらは純粋の山城ではなく、鎌倉時代土家の居館風に水をひき堀を廻らし、周囲には水田・畑地などの跡と思われる所もある。これらはこの地方における武士化した地頭・庄官などの屋敷が、戦闘を目的とする山城へ推移する過程にあるもので、この大井城を考える場合には考慮に入れるべきものであろう。記して後考をまづことにする。

こうして信濃では新田・足利および北条の残党が三つどもえになって争うこと約一年、朝廷が吉野に遷つてからは北条の残党は新田方と合流し、延元元年（一三三六）のころからは南北両朝の対立に変つて行つた。これによつて、佐久・小泉に居た滋野三族の禮津・海野・望月および矢島氏は

南朝方に帰し、佐久の大井・伴野の小笠原一門は北朝方に所属して、互に相對立することになつたのである。

この間に信濃宮宗良親王は、伊那の大河原城を據拠地として各地の南朝方と連絡し、東国経営に従つた。浅間山のふもとあたりにも住居のあつたことは梨花実恋に、「信濃国浅間山近きわたりに住侍りし比」と題して、浅ましや浅間のたけもちかければ恋のけふりも立や添らん
新美和歌集 雑中に「千首歌奉りし時、山眺望を」と題して、
信濃路や見つつかこし浅間山雲はけふりのよそめなりけり

とあるので知られる。この浅間の見える住居を南朝方の氏族の中から探せば、佐久・小泉の海野・望月・禮津等の滋野氏がまず選に入り、この内、小諸氏の居住地が最もこの詞書にあり。小諸町の北方、古宿という所に「御所平」と称して北東に浅間を仰ぐ所がある。ここなどもあるいは俣補地の一つではなからうか。

正平七年（一三五二）二月、南朝方はこの信濃宮を奉じて征夷夷大將軍とし、足利尊氏追討の軍を起した。諏訪の祝を初めとし、碓氷峠の神官滋野八郎以下一族三十一人、仁科の一門、菅坂・市河などの諸氏がこれに属して、碓氷峠を越えて上野田に入った。新田氏の一門義宗・義興・隆盛義治らもまた上野・越後の兵とともにこれに応じて鎌倉に迫つたのである。

これによつて南朝の勢は一時大いに奮つて、たちまち鎌倉を奪つたが、二月二十日、武藏国府中附近の人見原・金井原の戦は新田軍の大敗に終つた。ここで新田軍は親王の軍と合流して、二十八日、足利軍とまず武藏国小手指原に衝突し、それより人間河原・高麗原と戦線は拡大し、大接戦を展開したが、官方はついに総崩れとなり、神家・滋野らの武将は多くここで討

死をした。宗良親王は兵をひいて信濃に帰ったが、これ以後佐久における
滋野・大井二氏の勢力は均衡を失し、大井氏が著しく勢力の伸張を見せて
いるのに、川西の滋野氏は力を失って大活動ができない状態となつたので
ある。

註 (1) 光明寺残篇

(1) (前略)

楠木城

一手東、自二字治一至二千大和路一

……小笠原彦五郎・諏訪祝・高坂出羽權守 (中略)

一手西南、自二山崎一至二千天王寺大路一

……信濃國軍勢

大將軍および軍勢交名の条に

……小笠原信濃入道一族

(2) 參考太平記 三 笠原軍陶山小見山夜討

……小笠原彦五郎重頼…… (中略) ……陸奥・信濃、以上十七ヶ
國勢十八万七千六百餘騎也云云

(2) (イ) 笠原大成附録

自二伯耆國・蒙二勅命一候之間、參候、合力之旨本意候、恐々

元弘三 卯月廿七日 高氏 (花押)

小笠原殿 (花押)

(ロ) 小笠原文書

朝敵追討事、蒙二勅命一候之間、參候、早相二催一族一、合力候
者本意候、恐々謹言

(元弘三年) 五月十六日 高氏 (花押)

小笠原信濃入道殿 (花押)

(3) 市河文書

着到

市河左衛門九郎倫房

同子息三郎助保

右、自二七月十三日一御方馳參、於所々一致二軍忠一信州、一見狀
給候早、八月一日、押二寄望月城一致二合戦、合破二却被郭一
之矣、小笠原次郎太郎為二同大将一所レ被二見知一也 (下略)

建武二年十月 日 (吉原時書)

「承了」 (花押)

「承了」 (花押)

(4) 參考太平記 十四、忽那文書、忽那島開発記、河野土居系圖 (6) 參

照

(5) 參考太平記

(6) (イ) 忽那文書 乾、伊豫

「一見了」 (花押)

伊豫國忽那島東浦地頭彌次郎重清致二軍忠一子細事

右尊氏・直義為二誅討一、自二京都一発二向山道一之処、小笠原信濃前
司・村上源藏人以下凶徒等、為二朝敵人一之間、被二誅伐一、去廿
三日、於二結州大井庄一致二合戦一了、且島津上陸入道之手木村三郎

入道・東來國曹助等、見知之上者、不レ及二子細一、所詮被レ成二下
御判一、為レ備二弓箭之面一、言上如レ件

建武二年極月廿五日

(ロ) 河野土居系圖 (伊豫)

通増 土居彦九郎、任「伊豫権介」、号「河野」

母河野七郎通氏女

…(中略)…同年十二月、属「新田貞貞卿幕下」、自「京都」発

「向山道」、於「信州大井庄」合戦抽「軍忠」

(7)参考太平記

(2) 北朝年号の使用

南北両朝対立当時における佐久武士の去就は上の通りであったが、大勢は北朝方に有利になっていたものと考えられる。左に掲げる郡内現存の文書および銘文の年号はこれを証するものといえよう。

一、暦応三年庚六月廿四日(春日村康國寺藏板碑)

二、(同前) 暦応三年庚八月(横島村津金寺藏板碑)

三、暦応三年十月十五日(協和村福王寺阿弥陀像胎内墨書銘)

四、奉施入 当社権現石塔一基右造立志違者現当二世乃至法界平等利益也

文和三年甲卯月十八日 沙弥法性敬白 (軽井沢町峠、熊野神社石造多

重塔除刻銘)

五、貞治参年甲辰十一月十二日 之書写了 (軽井沢町追分諏訪神社大

般若経奥書)

六、貞治第四乙巳林鐘下旬書幡山宮春軒之下、比丘宗貞 (本牧村望月

城光院大般若経奥書)

七、応安七年二月吉日 (岩村田町大井法華堂文書)

八、永和□年七月 (三井村香坂明泉寺藏板碑)

九、康暦二年六月十七日 (同右 墨銘)

(3)、至徳元年甲子十二月十日 (軽井沢町追分諏訪神社藏大般若経奥書
十一、逆修石塔 康応元年十二月十三日 一結束(北御牧村下ノ城八幡木

宝篋印塔台石)

以上のうち移動の可能性がある板碑・磐などは一応除き、所在地が固定していたと認められるものは、暦応三年(一一三四〇)の福王寺像胎内墨書銘、文和三年(一一三五四)の熊野神社石造多重塔銘、貞治三年(一一三六四)と至徳元年(一一三八四)の追分諏訪神社(奉納の大般若経奥書、応安七年(一一三七四)の岩村田法華堂文書、康応元年(一一三八九)の北御牧村の室^註、印塔銘などである。

これらはいずれも北朝の年号で、建武の中興が失敗に終り、吉野に朝廷を移して後のものである。終始、足利氏と結んだ大井氏の勢力範囲にあった追分(軽井沢町)と岩村田に、貞治と至徳の北朝年号が使用されたのは当然であろうが、望月氏の支配下小平(協和村)の福王寺像や鹿曲川沿岸の下の城(北御牧村)八幡木の宝篋印塔銘、さては碓氷峠の神官澄野八郎のように、南朝に味方して戦った者の支配下の熊野神社の多層塔の銘にも、暦応・康応・文和などの北朝年号の使用を見ている。これはつまり、この地方の澄野・大井二氏の去就は、その氏族の過去の因縁と現在の利害関係とによって、当面の所屬は南北各そのところを異にしたが、大勢は守護小笠原氏の奉ずる北朝の勢力が風靡していたためと解すべきであろう。

二 室町戦国期の佐久

(1) 地方の分権化

(4) 室町初期

小笠原対村上戦に伴なう佐久の動き

永享の乱と大井氏

室町幕府が組織された時、足利尊氏はまず嫡子義隆を鎌倉に置き、次いで三男基氏を派して関東の備えとしたが、その後、基氏の子孫が相次いでその任に当り、これを関東管領といった。その支配するところは、關八州に信濃と甲斐を加えた十箇国であり、後に陸奥・出羽も加えられた。しかし関東・東北の地方は、鎌倉時代からの守護を初め御家人層の勢力が強かったので、関東管領の力は内部まで及ぶことができない状態であり、大部分の地方には鎌倉以来の大小の豪族が古い支配組織をそのまま維持していた。

管領持氏の時に、その権力を確立するために、旧来の在地勢力に圧迫を加えたので、それらが反抗して、上杉氏憲(禰秀)を中心として持氏と戦ったが、敗れて氏憲は自殺をした。これは応永二十三年(一四一六)のことであった。その後持氏と執事上杉憲実との間に衝突が起つたのは、前述の村上氏に援軍を派遣するかどうかという時の意見の相違とも関連があった。当時の將軍義教は持氏の反幕府的な態度に憤慨していたので、悪災を後援して東海・東山の諸將に持氏追討の命を發した。

信濃の守護小笠原政康は永享十年(一四三八)九月一門および同志とともに鎌倉に出兵した。鎌倉勢は防戦につとめたがついに敗れ、持氏は金沢(今の横浜市)の称名寺に入って出家したが、幕府はこれを鎌倉の永安寺に移し、翌十一年(一四三九)二月に自害せしめた。この事件を永享の乱と呼ぶ。持氏の二子春王・安王は日光山中に逃れ、末子の永寿王は乳母に抱かれて当郡三井村安原の安養寺へのがれて来た。安養寺の住僧はこの乳母の兄であったからである。代々この寺の支持者であり、また領主でもあった大井持光もよくこの永寿王を保護して育てた。

永享十二年(一四四〇)三月、常陸の結城氏朝が春王・安王を奉じて華

兵するに及び、持光は家臣の芦田・清野の二人を附して永寿王を結城に送り届けた。四月に至り幕府は上杉憲実を命じて結城討伐を開始したため、同年(一四四〇)八月、大井持光は兵を起して氏朝に応じ、碓氷峠を越えようとしたが、上杉重房が上野に出てこれを防いだために、志を果せなかった。この結城合戦には守護小笠原政康は信濃の大小豪族をすべて引き具して幕府方に従軍し、その勢三千余騎といわれ、これを三十組に分け、一日一夜の交代で警固と矢倉の番に当たったという。一、二の例外はあったにしても、全信濃の諸將がこのように守護の命令に服して統制ある行動に出たというのは、守護の威令がよく国内に及んでいたことを示すものである。「結城陣番帳」にはこの戦に参加した諸將の名を挙げており、この中に大井三河守・大井河内守・大井対馬守等佐久大井氏の一族と考えられる人々の名が見える。これによって佐久大井氏の一族では、持光は前に述べたように永寿王(後の古河公方)足利成氏との縁故で信濃勢には加わらなかつたが、他の人々は守護の手に属して参戦したとみてもよい。そうしてこのことはまた一面、同じく佐久の大井氏の一門においても、華族同一行動に出るといった血縁関係を主とする動きから、同族でも各地に分かれて任んでいると、場合によっては行動を異にするという、地縁的な分権化への推移を示していることと見ることが出来る。なお結城合戦は、嘉吉元年(一四四一)に結城城が落ちて、氏朝以下多数の者が死し、安王と春王は美濃の垂井で斬られ、永寿王はわずかに免れたが、後に鎌倉の主となり成氏とあった。また古河公方ともいわれる。

(四) 戦 国 前 期

応仁以降、室町幕府の權威が衰えて統率力を失うと、信濃では守護小笠

原氏の勢力も自然地に落ちて、各地に割拠した豪族は境を接して勢力の拡張扶植を計って相争った。しかし京都を初め各地に見受けられるような下剋上のあらわな姿は見出せない。

佐久では文明四年（一四七二）五月、岩村田の城主大井政光が甲斐に攻め入り、武田氏と花取山（東八代郡）で戦ったがその結果は明らかでない。文明十一年（一四七九）八月には、同郡伴野庄を本拠として互に境を接していた両族の伴野氏と岩村田の大井氏とが争って、郡内は大いに乱れた。この争いの理由はどこにあったか明らかにはし難いが、おそらくは所領の問題であつたらう。岩村田城主大井政朝はこの戦で伴野康政のために捕えられ相木入道沙弥常実が討死した。後両氏の和議が成立して、政朝は許されて岩村田城に帰った。文明十六年（一四八四）二月、更級・埴科両郡から小県郡方面に威を振った村上氏は大兵を擁して岩村田城に攻め入り火を放つてついにこれを落城させた。城将大井安房丸は小郡に移されて、鎌倉時代以来大井庄を堅持した岩村田の大井氏の宗家はここに滅亡したのである。伴野庄の伴野氏もおそらくこの時村上氏に屈服したのであろう。当時の岩村田城とはおそらくは従前の石並城・王城・黒岩城の地で、時勢に応じて城郭に改修が加えられて、代々大井氏の居城となつていたと考えられる。

かくして村上氏の勢力は東北信濃六郡に及びすこぶる強大となつたが、統一的勢力とはなり得ず各地に小豪族が分立していた。この傾向は東国に一般に見られるところではあつたが、信濃の地勢もまたこれに影響したものと考えられる。後世佐久衆が武田勢に敵し得ず、信濃が甲州勢によつて侵襲されたのも、このような国情に負う点が多分に存するであらう。

註(1)大塚物語

(2)管領記

(3)結城陣番帳

(4)信濃二千六百年史

(5)諏訪上古古文書

(6)四隣譚叢

(2) 庄園の崩壊と地侍の出現

(1) 親族関係による分権領主

大井庄の地頭職となつた大井氏は、鎌倉時代以来この地を本拠として庄名を名乗り信濃武士として武名をあげ、その一族は佐久の各地に繁栄した。その宗家は岩村田に住し、鎌倉から室町初頭にかけては惣領職の立場にあつたと見られる。既に述べたように鎌倉幕府の諸行事にその名をとどめた大井氏の武將たちは、ここを出自とした人たちであつたのであろう。建武二年（一三三五）大井城の戦もおそらくここであつたと考えられることは既に述べた通りである。このころまでは大井氏の行動も常に一門としての統制を保ち、惣領制の弱体化を示す資料は見当らない。一門の繁栄に伴つて各地に支族を分封したのは当時の普通手段で、その主なものは長士呂（岩村田町、後に高瀬村岩尾に移る）・耳取（二田村）・武石（小県郡武石村）等である。これらの支族はそれぞれその地を根拠として城郭を築き、その支配地域の「一門領主化」していった。

このように支族の勢力が増大すると、大井庄内における宗家の支配権もしだいに低下し、親族関係による分権領主のために惣領制の弱体化が進行したと見ることが出来る。大塚台戦における耳取城主大井光矩の存在は、

守護もこれを頼みとするほどの勢力を有していたことを示し、岩村田の宗家の存在はこの陰にかくれている。永享・嘉吉の両乱に際しては、この傾向は更に明らかになり、大井持光は永寿王の縁古によって足利持氏および結城氏朝とよしみを通じて鎌倉方に味方しているのに対して、大井三河守・同河内守・同対馬守等は幕府方に属して出陣しているなどは、惣領制による統率力は全く失われて、各独自の分権領主として行動していたと考えられる。文明十六年(一四八四)、村上氏の侵入にあって岩村田の大井氏がついに滅亡したのも同様で、この時には宗家としての大井安房丸も既にその支族の分権領主たちと全く同一の地位に落ちて、華族結果して外敵に当る力を失い、それぞれ独自の行動に出ているのである。

(四) 庄園の崩壊と地侍の出現

以上のようにして庄園の支配的立場にあった地頭が、親族の分権化によって自慢の過程をたどると同時に、庄園内の在地勢力もまたおこり、相まって下からも庄園を崩壊させたと考えられる。

庄園を構成する中心は名主であったが、領主と名主との関係や名相互の関係、あるいは在家の形態については地域ごとに関連するところが多い。在家は庄園領主すなわち権門勢家に隷属して、領主の必要に応じて労働に従事したり生産物を納めたりするものであった。その負担の単位は家であったが、同じように領主に対する貢納の義務を負いながらも、名は土地を単位としたものであった。在家は相当な耕地を持ち独立して農業の経営を行なうものであったと考えられるが、中には広大な耕地を経営して名主となるものもあり、また隣在家などと呼ばれて本在家に属する小農民も

あった。また在家も分解して一在家が一屋敷という立前が崩れて、いくつもの屋敷が含まれるようになり、在家が貢納の単位である意味が消失して、在家は地名になり、そこにある屋敷を持つ百姓が本百姓として村の中心となるようになった。

佐久において、こうした推移を明らかにすることはできないが、在家という地字名のある場所をあげれば、平根村上平尾―彌在家・志賀村―海老在家・三間村耳取―八幡在家・布施村―北在家・三都和村澤沢―歩在家・芦田村―彌在家・清水在家屋敷・横島村山部―葉在家等がある。これで大井庄においてもかつてはその下部組織に在家を持っていたが、いつかそれが崩壊して行ったものであると考えることができる。

これに対する名についても直接これを示す文獻は見当たらない。しかしこれは後世の村落の前身で、農民がここに土着して農業生活を営んでいた場所と考えると、俗に名所と呼ばれ、その地字名とここが出自であると見られる姓を持った氏族とが郡内各地に存在する。これがこの地方の名の存在を示す名残であると考えられる。

名の形態もこの大井庄においては全く知り難い。名主の屋敷を中心に、これに附属する田畑や隷属農民の家や品があり、このような一帯を屋敷・畑の内・畑外(あるいは畑内)などと呼んだことは各地で明らかにしている。屋敷という地字名は郡内においてもさまざまにあり、これらの中には後世のものが多数にあって紛らわしいのでしばらくおき、畑外(あるいは畑内)・畑内、坪等を思わせる地字名を拾っても次のようなものが目にとまる。伍賀村茂沢―海戸平・大関戸・軽沢沢町築地―宮街道・平根村横根―板垣外・三井村安原―内堀・中津村堀名田―海戸田・高濃村鳴瀬―堀越・

中屋敷・築地・小沼村塩野・大替戸・隠閑土・南大井村平原・野海土・北大井村八濱一坪の内・空堀・大里村諸一鳴海街道・川辺村山浦一外海道・北御牧村布下・孤屋敷・北御牧村島川原・中堀・布施村・官街道・京の坪・南御牧村桑山・田登登・春日村・堀端・横島村山部・柏垣外屋敷・鳥渡垣外等がそれである。

庄園制のゆるむにつれて、その中の名主層や在家業が中心となって、地縁的な結合ができてきた。そして郷村と呼ばれる地域団体が発達した。名主層の中にもそれぞれ勢力の大小があって、有力な大名主は弱小の者を支配するような領主的の性格を持つようになった。かられば要書を選んで城郭を築き、平時は農業経営に従事するが、一朝事ある場合にはこれに抛って戦うという体勢を整えていたと考えられ、郡内八〇に余る戦国山城はその遺跡であろう。これらは多くはその城主や構築年代に関する資料を欠き、応永ごろから天文ごろへかけての伝承のみにとどまっている。これらは、同時に存在したものではなく、この間においても兼併や併呑等が行なわれ降参があったものと考えべきであろう。このようにして有力な名主はしだいに武士化してその領地を拡張し、村落あるいは名を連ねて一円領主化し、支配階級の地頭層の分権による弱体化と同時に、下からもこれら名主層の出現によって庄園を分解させ、土地の再分割が行なわれていたと考えることができる。

戦国時代の佐久は以上のような状態で、これを統一した強力な一円領主的な存在がなかったところに特徴があり、これがまた甲州からの強力な武田勢の侵入に対してはきわめて弱体であったとも考えられる。

註 『長野県町村誌東信篇』

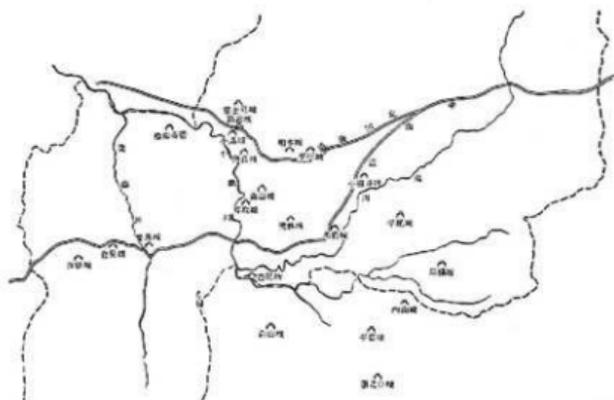
(3) 佐久と武田氏

(ウ) 武田氏の佐久平定

甲州から武田氏が佐久に侵入して来たころ、郡内に存在した主なる諸将とその居城で文献上にその名をとどめているのは、

平尾城(平根村上平尾)	平尾氏
志賀城(志賀村)	笠原氏
高瀬城(志賀村)	志賀氏
小田井城(御代田村小田井)	小田井氏
黒岩城(岩村田町)	大井氏
岩尾城(高瀬村岩尾)	大井氏
耳取城(三岡村耳取)	大井氏
森山城(三岡村森出)	森山氏
平原城(南大井村平原)	平原氏
鍋蓋城(小諸町)	大井氏
與良城(小諸町)	與良氏
望月城(本牧村望月)	望月氏
倉見城(本牧村茂田井)	米持氏
蘆田城(芦田村)	蘆田氏
柏木城(北大井村柏木)	柏木氏
額岩寺城(川辺村布引)	額岩寺氏

等である。これらはいずれも前に述べた分権領主かまたは名主層の地侍であった。佐久の各地に顕現した「佐久衆」と呼ばれて勇名を馳せたが、ひっ



第11図 戦国期における郡内の主な城砦

きよう連合体で統一体ではなかったから、一度破綻を生じると結末が破れて各己の単体にもどるので、ついに甲州勢には敵し難くその軍門に降つたのである。

そもそも佐久と甲州との抗争は、互に境を接している関係上既に文明ごろから始まり、延徳のころには武田信種がしばしば佐久に侵入し岩村田・岩尾等に殺到して放火したので、佐久では村上氏の援軍によってようやくこれを撃退したのである。永正のころには南佐久の平賀城に大井成頼がいて平賀入道玄心と名乗り武勇人に倣っていたので、佐久ではかれを盟主として甲州勢に相対し、永正十六年（一五一九）十月には村上氏の援兵を得て甲州に攻め入り、武田信虎の兵と若神子で戦って敗走したこともあった。天文四年（一五三五）九月、武田氏と諏訪氏との和議が成立して、この方面の心配が解消すると、武田信虎は再びその鋭鋒を佐久に向けて来た。天文五年十月には自ら大兵を率いて佐久に侵入したが、勝敗がきまらないままに歳暮に及んだので両軍は兵をひいた。甲陽軍鑑によれば、この時信虎の嫡子晴信（信玄）は十六才の初陣で甲州軍の殿をつとめ、十二月の二十七日の夜急にとつて返して海の口城の平賀玄心を襲い、翌二十八日の曉にはついにこれを討ち取って城をおとしたのである。この後も佐久と甲州との間にはしばしば戦いが繰り返されたが、その年次や記載については甲陽軍鑑・妙法寺記・高白斎記等によってそれぞれ相違がある。甲陽軍鑑によれば天文八年（一五三九）六月、村上義清の将が佐久から甲州に侵入し武田氏の将飯富兵部と若神子で合戦し、敗れて帰じ、天文九年正月には武田氏の將板垣信形が善尻城（南佐久郡南秋村）をおとした。しかし善尻の地侍たちは村上氏と通じ、村上氏の將頼輝寺光氏が援授し二の丸・三の丸までは取りもどしたが、甲州からの援軍が到着したのでついに囲みを解いて

備った。同年二月に入ると、村上氏の清野・高梨・井上・須田等の諸將が書を冒して甲州に侵入し、諸所に火を放って乱暴に及んだが、十八日の夜武田晴信と小笠間で戦い敗れて帰ったと書いてある。甲斐留都郡の妙法寺記には天文九年五月に武田勢が信州へ侵入し、一日に三六城をおとし佐久を手に入れたとしている。

甲陽軍鑑は山本勘介の子が当時の遺老の話を集めて編集したもので、信を載き難い点も少なくないが、また凡てを誤りとはなし難い。要するにこれらを通じて当時における「佐久衆」と甲州勢との関係を推し測ることはできるであろう。すなわち郡内の諸將は地頭および名主層の連合体であり、その行動の背後には常に村上氏がついていたので、戦いの当事者は佐久衆ではあっても、つまりは甲州の武田氏と信州の村上氏との勢力拡張の争いであったのである。このような村上・武田両氏の草刈場的立場にあった佐久の土地も、天文九年（一五四〇）から十年にかけての間に瀧尻城が武田氏の有に帰して以来は、郡内の諸城も多くは武田氏におとされ、甲州の勢力が大分及んでいたものではなからうか。天文十年六月、甲州では武田晴信（信玄）が父信虎を駿河の今川家に追って自ら甲斐の新主となった。この事件に際して、武田氏の威圧下に服従していた佐久の諸士は、これから脱する好機として反旗を翻したのである。甲陽軍鑑に天文十一年（一五四二）三月、村上氏被官の人々が佐久から甲州に侵入し、佐久口の平沢で戦って敗走したことや、同三月、小笠原・諏訪・村上・木曾等の連合軍が、諏訪口の須沢で戦って晴信のために破られたことなどを記しているのはこれを物語っているものと考えられる。天文十一年六月、武田晴信は諏訪氏の内紛に乗じて妹婿である諏訪頼重を殺して諏訪を平定し、更に進んで伊那の高遠頼継（高遠氏はもと諏訪氏）を降し、その後その攻撃を北

信に向けた。甲陽軍鑑によれば同年十月甲府を出発し、諏訪から大門峠を越して小県に侵入し長瀬をおとし、村上義清の率いる佐久・小県の連合軍を破って海尻に至っている。

妙法寺記に従えば、天文十一年（一五四二）と十二年の両年は平穏無事であるが、甲陽軍鑑では天文十二年十一月中旬に信州に出馬し、翌十二月十五日までの間に佐久九城をおとしたことを記している。千曲真砂にはこの九城を小諸・内山・岩尾・前山・平原・芦田・与良・小田井の諸城としてある。信陽雜誌ではこれらの諸城の落城は天文十三年のこととし、城の名にも多少の異同が認められる。これらを総合すると佐久の諸城が武田氏の有に帰したのは、いづれにしても天文十二年から十三年の間のことであろう。

当時諸城に割拠した佐久衆は

信陽雜誌

千曲真砂

- | | |
|---------------|---------|
| 小諸城—大井左馬允忠成 | 行真または行頼 |
| 岩尾城—大井彌正行頼か | 同上 |
| 前山城—伴野左衛門生信兼 | 同上 |
| 蘆田城—蘆田下野守信守 | 同上 |
| 内山城—大井小次郎隆景か | 玄亨または隆景 |
| 望月城—遊野遠江守信雅 | 同上 |
| 耳取城—大井氏部大頼か | 大井氏部満安 |
| 小田井城—小田井又六郎兄弟 | 同上 |
| 平原城—平原入道 | 同上 |
| 依羅城—依羅氏 | 興長遠江 |

等であり、なお信陽雜志には平尾（平根村）の平尾右近守芳、森山（三間

村)の森山豊後守濶繁・森山兵部助成繁等が武田氏に降参したことが記してある。

このように佐久の大勢がほとんど武田氏に帰していたが、志賀の城主笠原新三郎昌朝のみは独り強硬に抵抗を続けた。これは志賀城が志賀峠を隔てて直ちに上州に通ずるので、笠原氏も関東東勢の後援を頼んで容易に屈しなかつたのではあるまいか。天文十六年(一五四六)正月、晴信は甲斐一宮浅間神社に戦勝を祈願し、自ら甲信二国の兵を率いて志賀城を攻めてついに占領した。翌十七年(一五四八)八月、武田勢は田ノ口(南佐久郡田口村)城主田口長能を攻めたが容易におちず、九月晴信自ら来り攻めてこれをようやくおとして佐久を全く手に入れたのである。

晴信の信濃計略の重点は筑摩郡の小笠原氏を破ることにあつたので、天文十九年五月には浅間神社に信府(松本)の掌握を祈願し、小笠原長時と戦つてこれを破つてその目的を達したので、翌二十年二月には浅間神社に神領を寄進し社殿に修造を加えた。長時は越後にのがれて上杉輝虎(當時は景虎)後に政虎、また輝虎と改めた。法名謙信)に頼つた。晴信は更に東北信濃の雄村上義清と戦い、天文二十二年、小県郡塩田の要害に拠つていた義清はついに敗れて越後の上杉氏のもとに亡命し、井上昌満・須田満国・島津首忠・粟田永寿・高梨政頼等の北信の諸豪族も晴信に破られた。この時義清を救おうとして上杉輝虎が信濃に兵を出し、更級郡布施の地で武田勢と戦つたのが川中島戦争の第一回であつた。その後武田と上杉両氏は北信濃を争つたたび戦つたが、晴信は永禄三年(一五六〇)南佐久の松原神社に戦勝を祈願し、翌四年には輝虎と川中島に大いに戦ひ弟信繁らの戦死を見たのであるが、總体的には北信も武田氏の勢力範囲に入つた

のである。

妙法寺記によれば二十二年に義清が没落し、翌二十三年七月、武田晴信は信州に出馬し、八月、佐久の要害九箇所を一夜にしておとしたとあるので、これは甲陽軍鑑の前述の天文十三年の記事と同一事件なのかあるいは別なのか判然しない。同一事件とすればどちらかが年記の誤りということになるし、別の事件とすれば連計十八城の落城ということになる。また考え方を変えれば天文十二年から同二十二年までの間に、一度降伏したものが再び離反したものであると見ることもできる。

要するに武田氏の佐久平定は天文十一年(一五四三)ころから同じく二十三年(一五四四)ころまでの一二年を要したことになる。ここにもまた佐久の諸城の性格が一つの系統によつて総括された統一体ではなく、個々の独立体で、これが時に応じて離合した連合体であつたことを示し、武田氏の威勢をもつても、全くこれを平定するには前後十年余の歳月を費さなければならなかつた理由を清めているのであろう。

註

- (1) 第二章二節二の(1)の(ウ)
- (2) 四隣譚叢
- (3) 神使御頭之日記
- (4) 甲斐浅間神社文書
- (5) 甲斐浅間神社文書
- (6) 妙法寺記。甲陽軍鑑は十五年のこととしている。
- (7) 甲陽軍鑑
- (8) 甲斐浅間神社文書
- (9) 更級郡大須賀重家藏(越佐史料第四所収)

(11) 明治二十二年田中義成博士は甲陽軍鑑・川中島五戦記等は史料価値の少ないものとして、川中島五度の合戦を否定され、両者の衝突は弘治元年と永祿四年の二回とされた。(『史学雑誌』第一編甲越事蹟考)。しかし後に渡辺世祐博士は、天文二十二年弘治元年・同三年・永祿四年の四度の衝突と、永祿七年に、輝虎が信濃に入って更級郡八幡宮に戦勝を祈願し、晴信も同郡塩崎まで出陣したことを合わせて、川中島五戦説を唱えられた。(『武田信玄の修業と経緯』)。晴信は永祿十一年にも北信濃に出兵して飯山城に迫り、城後に入ろうとする態勢を示している。

(9) 武田氏の施政と佐久武士

佐久を手に入れた武田氏は、南佐久の田口城に依田能登(相木城主相木市兵衛の改名)、前山城に伴野信豊、内山城に飯富兵部虎昌を封じ、北佐久には小諸城に小山田昌行、岩尾城に真田幸隆を封じて要地をおさえさせ、その他には地侍の主なものとして望月に望月信雅、蘆田に蘆田信守、平原(南大井村)に平原全真、平尾(平根村)に平尾昌勘、耳取(三河村)に大井満安が居城していたが、小路城は佐久を統べる要衝として永祿二年(一五五九)に晴信の甥武田信豊を討じた。このようにして武田氏は軍事的に佐久の要衝を掌握する反面、諸村に対しては、自己に忠誠を誓う起請文を書かせ、これを神前に納めさせて精神的方面からもその離反を防止したのである。その最も有名なものは小泉郡の生島足島神社に奉納させたもので、現存九五通のうち本郡に関するものは、望月遠江守信雅・大井式部大輔信

輝・大井右京亮信国と大井源八郎昌幸・依田又左衛門尉信盛・大井小兵衛満安・小林与右衛門繁・布下仁兵衛雅朝・栗嶽寺雅国・諸沢準助信隆・依田秀国・依田長門守頼房・藤沢新九郎(以上六名連名一通)等の八通一三名で、これらによって当時の佐久武士の一端を知ることができる。また永祿十二年に上野で所領を争えられ箕輪在城を命ぜられた大井小兵衛尉も佐久の武士と推測される。

武田晴信は神社仏閣に対しては極めて敬虔で、各地に願文・安堵状・寄進状等が遺っている。晴信の偉大であった北高禅僧がいた関係上岩村田の龍雲寺には各種の文書が現存する。これに次いで三井村安原の安養寺・西田村今井氏等で、これらによって地方民心の収拾をはかったのであろうが、また一面には住民の難故を防ぎ夫役を課し、年貢を徴取するためには甲州検地、あるいは武田の検地と称されるものを行なったといひ、天文十六年(一五四七)には五十五箇条(天文二十二年更に二条追加)からなるいわゆる信支家法(または甲州法度)を発布した。この中には百姓が年貢を滞留することの罪科、名田を理由なく取り放つことの禁、新たな山野の開墾地の境界の定め方、また作毛アサギを期り取らずに立退いた場合の処置、金銭の債務者が債務を果さない場合の所有田地の処分法、百姓の隠田を発見した場合の処置、種別銭の徴収法等が定められている。これらは武田氏の民政の根本を定めたものである。この地方にも「甲州制」あるいは「武田制」「信支制」などと称する制が保存されているものがある。これらは武田氏がその領内に特殊の治政を施行した証拠の一つである。武田氏はまた南佐久郡の川上村川端下で金山の採掘を行ない、これがために戸口が増加して一時は千を以て数えるほどであったと伝えるのは、新たな産業の開発であると考えてもよからう。

晴信の没後嫡子勝頼が嗣位後も、その民政には遺法を守って大差があつたとは思われない。郡内の神社仏閣に父晴信と同様な神領・寺領の安堵状が現存するのはこれを証するものと考えてよからう。これによって天正三年（一五七五）長篠の敗戦以後においても、佐久の民心は武田氏を信頼して動搖することがなく、郡中の豪族は兵を率いて武田氏のために各地に転戦している。蘆田信蕃は遠州二俣城で徳川氏と戦い、天正九年三月、相木市兵衛信房は遠州高天神で戦死し、天正十年蘆田信蕃は勝頼のために駿河の田中城を孤守し、同年三月、勝頼が甲州の天目山で討死の際には、前山（南佐久郡前山村）の伴野又四郎はこれに従って戦死したというなどは、武田氏と佐久の武士の關係を物語るものである。

註 (1) 武州文書

(2) 小黒郡澄野村 丸山高家寫本に永祿十一年戊辰九月十六日の志賀分之内上原筑前御恩御檢地帳上下二冊がある。これが研究の結果、実在したものであることになれば武田の檢地を証明するものになるであらう。

(4) 統一へのあゆみ

(イ) 蘆田氏の事蹟

武田氏の滅亡後、動搖した佐久を統一の方向へ向けたのは蘆田信蕃の力によるところが大きい。蘆田氏は源氏で本氏は依田であるが、蘆田を本拠としたので蘆田と称した。信蕃は幼名を源十郎と言ひ、後に常陸介また、右衛門佐と稱し武田氏に仕えていた者である。

天正十年（一五八二）三月十一日、武田勝頼が天目山で滅びると、信濃一円は織田信長の支配下に帰しこれを功臣たちに分ち与えた。信長は淺川

一益を上州総攝（前稱）に置いて関東の抑えとしたが、佐久・小黒の両郡も一益の領とした。この時小諸城代は武田信豊の代官下曾根入道覚雲であつたから、小諸城は覚雲から織田氏に引き継がれたわけである。蘆田記によれば、駿河の田中城を守って徳川勢と対陣していた蘆田信蕃は、武田氏の滅亡を聞き直ちに開城して城を徳川氏に渡し、單身帰国して三月十四日小諸城に到り、当時小諸にいた信長の家臣森勝藏長一に調して善後策を講じたという。これによると、下曾根入道覚雲から小諸城を受け取つたのは森勝藏長一であつたことになり、淺川一益の領地と決定して、その甥道家彦八郎正栄が入城したのはその後であつたわけである。この年六月二日、織田信長が京都の本能寺において明智光秀のために討たれると、北条氏政は一益を攻撃し、その子氏直は大軍を率いて上州を侵し、六月十九日、上州神流川原において一益を破り、一益は小諸にのがれ、次いで本領伊勢に移つた。

これより先、小諸において森長一と別れた蘆田信蕃は、田中開城の際の覚雲がめざましかったのを徳川家康に見込まれ、その招きによつて遠州二股城の奥にかくれて織田氏の追捕を避けていた。本能寺の変を聞く和家人の意を受けて甲斐に入り旗を甲信の境柏坂峠に挙げ、武田氏の遺臣を招き三千余人を得て佐久に入り小諸城に入った。時に北条氏直は上州より進撃して信蕃を攻めたので、信蕃は本拠の春日村に退いたが、地の利を得ないので豊科の山中に要害を構えて移つた。これを蘆田小屋といつた。また地名が三沢小屋ともいひ山小屋または穴小屋ともいつた。氏直はこれを攻めたが落ちないので、大善寺政繁を抑えとして、自らは諏訪に入り更に家康の軍を追つて甲斐に入った。この時信蕃に属した者には、関信正・同吉

兼・桜井久忠・岡守長・岡正吉・木内善正・小林重吉・塩入重頼のごとき信濃の士のほか、甲斐の清野満成・杉原昌直・間景明などがあつた。

信蕃は家康に援軍を求めたので、家康の前軍大須賀康高等三河七手衆らが相談して、柴田三九郎康忠を赴かせたので、信蕃は勢いを得て大寺守の軍と戦ひ、首三百余を得てその首帳を家康に送つた。家康は信蕃の功を賞して七月二十六日付をもつて、諏訪・佐久の二郡を与えたが、まだ両郡が完全に家康の支配下に帰してゐたわけではなかつた。

家康は更に信蕃をして真田昌幸を味方につけるように説かせ、九月二十七日には昌幸に誓書をやつたが、この時信蕃が使いとして進出したのは津金寺の僧と同族の依田十郎左衛門らであつた。その結果昌幸が蘆田小屋に來て信蕃と会談し、その後力を含ませて碓氷峠に陣し北条氏の糧道を断つたので氏直ははなはだ窮した。氏直は甲斐に攻め入つてより若種子に陣して、新府にいた家康と對してゐたのであるが、十月に入つて上方の形勢が切迫し、織田信雄らが家康に講和を勧めたので、家康は上野の沼田を氏直に与え、氏直より佐久郡と甲斐の郡留郡を得、また家康の女を氏直に嫁することを条件として和睦した。この後信蕃はまた岩村田城にいた武田の旧臣大井美作守を攻めてこれを降したので、中沢久吉・高村久利・原長正等の諸士は信蕃に属するようになった。信蕃は十一月には前山・高棚・小田井等の諸城をおとし入れたので、その他の城の侍どもは信蕃に降伏し、佐久郡では小諸・岩尾の兩城を残すだけとなつた。これら降伏の諸士は人数二百から百余を持つほどの小侍で、知行でいへば三千石ほどの者たちであつた。なお蘆田小屋に在る間の信蕃は食糧に苦しみ、徳川氏や真田氏などより救援を仰ぐことが多かつた。

こうして天正十年十一月には佐久郡の大勢は決し、信蕃に服属するかあ

るいはのがれて上州または小田原に赴くかしたのである。蘆花定院古文書に依田源五信季・依田半一郎季広・伴野善九郎信蕃・依田能登入道・依田大和守春賢・阿江木入道常善・瀬戸丹波守・市河丹波入道善春らが上州から発した書状が現存するのは、その消息中にもある通り、北条方に加担して佐久を去つた人々であり、同じく依田平三福朝・平原全真・依田右衛門大夫隆昌・依田肥前入道広珍・森山兵部助成春・森山豊後守満盛・大井兵部少輔隆世・大井左衛門尉貞清・大井左衛門信景らが信州から書状を出してゐるのは、信蕃に服属して佐久に残つた人たちである。なおこれらの書状の日付は在留者のものは四月・八月・九月・十月等であるのに対し、上州退散者のものは十一月が多いのを見ると、先の家康と氏直の講和によつて十一月は既に大勢は決してゐたことが知られる。

このようにして佐久の大勢は徳川方に決定したが、蘆田肥等によれば、当時信蕃の軍中に帰した諸城および城主は左の通りである。

- | | |
|---------------|------------------|
| 岩村田城 (岩村田町) | 大井美作守 |
| 前山城 (南佐久郡前山村) | 伴野信守 (戦死あるいは脱走) |
| 高棚城 (志賀村) | 志賀与三左衛門 (降参) |
| 小田井城 (御代田村) | |
| 平原城 (南大井村) | 平原全真 (降参) |
| 柏木城 (北大井村) | 柏木六郎 (降参) |
| 望月城 (本牧村) | 望月印月斎 (降参) |
| 森山城 (三岡村) | 森山豊後 (降参) |
| 耳取城 (三岡村) | 大井民部助 (降参) |
| 内山城 (南佐久郡内山村) | 小山田六左衛門 (降参) |
| 田口城 (南佐久郡田口村) | 相木 (依田) 能登守 (脱走) |

信蕃は既に蘆田小屋を出て前山城に移っていたが、天正十一年（一五八三）正月、信蕃は相木能登守の拠る田の口城（南佐久郡）を攻めてこれを降し、更に弟信幸・信春とともに岩屋城を囲み、これをおとそうとして急襲し二十二日強襲されて兄弟ともに戦死した。信蕃は時に三十六才であった。しかしその兵は翌日岩屋城をおとし、れ岩屋小次郎は京都へのがれた。家康は信蕃の死を哀れんで、三月に至って嫡子竹福丸に諱の一字を与え、修理亮康国と改め松平姓を称えさせ、その遺領を与えて小諸城主として佐久全郡平定の任に当らせた。

小諸城には北条氏の臣大澤寺政繁がいたが、大久保忠世が康国の補佐となつてこれを攻略した。その時期は、蘆田記には三月としているが、軽井沢宿の本陣佐藤市右衛門の家に伝わった文書によれば、碓氷峠の佐藤織部丞が峠へもどつて、北条氏政の領国と小諸との往来に奔走することを警謁血判し、これに対して大澤寺政繁が書を与えてその忠節を賞したのは四月五日であるから、小諸城の落城はそれ以後と考へらる。康国が信蕃の子肥前守信守に對して、蘆田衆・小室衆・與良衆・相木衆・小田井衆四十七騎を同心として付属させたのは三月二十六日のことであるが、これは小諸城攻撃のためと解すべきであらうか。もつとも寛政重修諸家譜所収の大澤寺政繁の譜には、徳川・北条調和の結果政繁は佐久郡を避けて松枝城に移つたとしている。そして既に四月三日、家康は伊勢の織田信雄に對して、佐久・小黒二郡を平定したことを報じている。康国の所領は佐久郡にて六万石、後に加増分が駿河で二万石、甲斐にて二万石、計十萬石であつたといふ。もとより当時はまだ貫文制であつたから後世からの推定であらう。

いづれにしても佐久一郡がほぼ松平康国の支配に帰したと考へられるが、その領有關係はまだ徹底したものはなかつたようである。これより先、

望月城には望月信雅（二藩）がいたが、望月氏と松平氏の關係は不分明である。

信雅は天正十年十月に、村田但馬守に對して有坂（小栗郡）で十貫文、蘆田（同上）で十五貫文、蘆田（北佐久郡）で十貫文を与えているが、同十二年五月には大日向（南佐久郡）で三十貫文の地を与へ、同七月には原宮に一貫五百文の地を寄進している。この望月氏との關係をいかに解すべきか。望月氏は松平氏の支配外にあつたとすべし、大まか支配下にあつたとすべし、なお疑問が存するのである。

さて天正十八年（一五九〇）に至つて、かねて北条氏に寄寓していた田田の口城主相木能登守と旧前山城主伴野刑部貞良は、北条氏の助けを得て佐久に入り、能登守の出身地である相木を従へ白岩城に拠つた。蘆田記によると、この報を得た小諸城主松平康国は弟康勝と、三月十五日直ちに兵を率いて南佐久に入り、翌十六日白岩城を囲んで奮戦し、敵三百八十餘人をたおしてついに小田原勢を追い払つた。この戦で伴野刑部は戦死し相木能登守は行方不明となつた。康国はその後小田原の役に参加し前田利家の部下となつて上州の各地で転戦したが、天正十八年（一五九〇）五月、石倉城攻取の際、降符長根縫殿助のために欺かれて戦死した。遺領は弟の康勝が嗣ぎ、同年九月に至つて上州藤岡に転封したのである。

蘆田氏の在封は信蕃・康国の父子二代を通じて天正十年（一五八二）より同十八年まで九年間である。郡内各地に輩出した地侍的存在から身を起し、武田・村上両氏の角逐場裏に憑つてよく時勢の赴く処を察し、武田氏の配下から徳川氏に移り、地方の同僚的武士を抑えて統一への端緒を開いたのである。小諸城主となつて佐久を領したとはいへ、戦国争乱の間で兵馬のことに追われて行政上の施策を行なう余裕はなかつたのであらう。こ

れが蘆田氏の治世を語る資料を遺していない理由と考えられるが、とにかく群小地侍の乱立した佐久を統一した功績は認めなければならない。この蘆田氏二代によってこれだけの仕事が出来たからこそ、次いで入封した仙石氏は破壊的な行動を要せずに、直ちに建設の事業に着手し得たのであると考えられる。

註 (1) 蘆田文書 (南御牧村八幡依田利左衛門家藏)

(2) 蘆田記・三河物語・寛政重修諸家譜、真田昌幸の項

(3) 寛政重修諸家譜、依田信蕃の項・寛永諸家系図伝、大井兼作守は、諸書に大炊助・雅美助などと記すが、その名は不詳である。

(4) 蘆田記

(5) 古文書

(6) 譜牒餘録後編 十四、御小姓組、依田源六郎

(7) 黄檗古簡集

(8) (6)に同じ

(9) 村田文書

00 大宮文書

「南佐久郡志」

第二篇 歴史編 頁五二一—五七六

第三章 平安朝時代

一 佐久八郷の考證

平安朝に至り地方の状況次第に明瞭となれり。これ文化發達の結果として、記録の類も多く、従つて今日殘存の史料少なからざるが爲めなり。其中に就き最もよく地方の状況を窺ふに足るものは、醍醐天皇の延喜五年より延長五年まで、約二十三年の日子を費し、勅命を奉じて撰定せる「延喜式」。村上天皇の天曆年中能登尋藤原の著はせし「和名類聚抄」等に見ゆる各地の郷名なり。效に是等の書中にある材料を中心として、信濃國特に佐久郡に於ける地名、交通、宗教、産業等を順序を追ひて記載せん。

「和名抄」には信濃國十郡内に六十七郷を載す。其内佐久に属するものは美理、大村、大井、餘戸、洞部、青沼、茂理、小沼の八郷なり。郷は始め里と云ひしものにして、大化改新の際國郡里を定め、國は郡を統べ郡は里を統ぶ。大寶令の制に據れば、一里は五十戸、一郡は二十里を極限とせしものなるが、奈良朝の初期元正天皇の頃に至り、里を改めて郷と名づく。これによりて見れば佐久郡は八郷四百戸なり、一戸の人数を五人平均より多きものと概算して、平均十人と假定するも、全部僅々四千人数なり。併し此の八郷中に餘戸の含まれ居るを見れば、其實四百戸以内にして、人口の如きも二千人以上四千人以下なるべきなり。但和名抄の誤脱の多きことは、後世學者の指摘し居る所なれば右計算の如き其大體の想像に外ならぬものなり。而して其八郷の位置に關する考證に至りては、吉澤好誠著「信濃地

名考」の所説と、吉田東伍著「大日本地名辭書」の所説とを參考せば、其大體の指針は得らるべきも、兩氏の所説異同あり、注意を要すべきなり。

美理郷

【地名考】按美理みまると訓むべし、みまると音便にてみはり、美と仁と通じて新治、今三張村存す、小懸郷に屬す。

【地名辭書】今三岡村、中津村、中佐郷村、高瀬村などなるべし、三岡に大字耳取あり、善美理は美止理と訓み、耳取は其訛とす、是は茂理と同訓にて、中間の一字を省したる也。一書に新張（小懸郷）にあてたれど、切實ならず、耳取は火井氏の一黨の家號に呼へる舊地とす。

大村郷

【地名考】按に盛衰記に大室小室といへり、大室圍に大室時光見えたり。大村廢て僅に諸村存す、小諸に對へり、もろ村は山の陽にありて廣平也、いにしへは大むら所と見えたり。

【地名辭書】今小諸町大里村などにあたるごとし、小懸郷の滋野新治も此郷内ならんと云へり。郡考の盛衰記に當國の大室小室と云ふ大室は大村の訛か、ムロ、ムラ、通意なり。今小諸と諸村あり。

大井郷

【地名考】大井廢れて岩井の驛あり云々（大井は下の田井に出たる名にや）背向に小田井前に根井、今井等の地名あり。

【地名辭書】今岩村田町平根（平尾根根）三井ふとの地なるべし。中世大井庄といへるは廣く美理、小沼二郷の地をも總べ、佐久三庄の隨一なりき。

餘戸郷

【地名考】餘戸廢れてしれす、按に望月の邊に與古取郷と云ふ有り、或云

山城國宇治郡餘戸廢れて與古木村存す、今近江渡賀郡に屬すともいへり、是等の説によれば、與古取は餘戸の稱じたるものにや、訝し。三代實録貞觀七年詔して信濃の駒牽毎八月十五日に定まる、かゝるより御牧に望月の名ありと見えたり。されば郷名其外にありしもしるべからず。

【地名詳書】今詳ならず、大井の餘戸なるべし、平賀田口などにあらずや、中世平賀庄といへるにあたる併野庄の東にして千曲川の右岸とす。

刑部郷

【地名考】己に廢れて見えす、惟て地理を考ふるに其地は大井の邊にありて廢れたりと見えたり、今は唯跡部の地名あるのみ。

【地名詳書】今詳ならず、地名考に（中略）併野庄と云へるは此にあたるべし。

青沼郷

【地名考】廢不詳、按に入澤に邊部の地名見ゆ、西に十日町、三條の名あり、此邊にや、某地池にありて水災にうせたるなるべし、天正記に上越下越三分と見ゆ、三分は千隈河水配の地、三分より水東西に分れたる上のみなまたを上中込と云ひ、下の水會の地を下中込といひけむ。然るにいづれの頃か洪水一郡の中を貫き、後に地勢に隨て東の流れは絶たりと思はる。

【地名詳書】今小海、海之口、海之尻（南牧村）などの地たるべし、海とは此に松原湖を云ひ、小海にも別に小海ありしならん。此湖邊の里を

青沼とは名づけたるが、後世海口、海尻などの地名起り青沼の名廢す。

茂理郷

【地名考】按に今の茂田井ふるべし（中略）後世承久記に藤中三、望月小

四郎など記したるイヒの違ひは地名に類多し。

【地名詳書】今廣田村、本牧村、南御牧村、北御牧村の邊を云ふなるべし、本牧に大字茂田井あり、茂理は原茂多理なるを中略して、茂理の二字に修せられ、かのモトリは又聲音の上に別に轉訛をなしモタヒ、モタ斗とも呼ばれたり。

小沼郷

【地名考】小沼己に廢れて大沼村有しを、文錄慶長の始めには亡村に及びぬると見ゆ。沼邊のうまやも小澤郷外の地名なるべし。地名に大小オ、フの違ひ類々類多し（下略）

【地名詳書】今小沼村並に北大井、南大井（平原）長倉などなるべし。大村郷の東にして洩間の併野とす。

二 平安朝時代の交通

【延喜式】によれば、當時の官道は美濃國坂本より、御坂峠を越えて伊那郡鹿原に入り、それより阿智、青島、賢越、宮田、深澤を過ぎ、筑摩郡に入り覺志國府を経て、鍋藏、小縣郡にて浦野、互理を経て佐久郡に入り、清水、長者の二驛を過ぎて碓氷峠を越え、上野國碓氷郡坂本驛に達す。此他別に國府より分枝して麻績、互理、多古、沼邊の四驛を経て、越後の國府に通する一路あり。此等諸驛に備へ置く驛馬の数は、阿智三十疋、青島、賢越、宮田、深澤、覺志各十疋、鍋藏浦野各十五疋、互理、清水十疋、長倉十五疋、麻績、豆理、多古、沼邊各五疋、而して各驛に驛馬又は津馬を取来し家あり、之を驛戸又は驛家と云ふ。文武天皇の大寶二年に完成せる大寶令には、驛家の内、家口當みて事に幹なるものを撰み、各驛に驛長一人を置き、事務を總管せしめたり。而して驛には驛田あり、其收穫を以て

驛家等の費用に宛つ。此驛なるもの當時交通の要路に當れるを以て、人家は比較的稠密なりしなるべし。佐久に於ける驛傳は清水、長倉の二驛なることは「大日本地名辞書」の所説にして、これに據れば清水驛は現今の小諸附近、長倉驛は香掛附近ならん、又「北佐久郡誌」によれば、當時の官道は現今の北園街道より稍北方に偏し、淺間山麓に近く設けられ、追分附近にて現今の中仙道に合せしものならん、と此の他佐久と他地方とを連絡する道路は、西は諏訪、東は上野、南は甲斐、何れも其境界を通しての人民の交渉を繁からしめしことは、地勢上より見るも想像に難からざるなり。

三 佐久の神社佛寺

「延喜式」神名帳に記載せられたる佐久の神社は、英多長者大伴の三社あり。現今英多神社は北佐久の三井村に、大伴神社は同望月に、長倉神社は同香掛に、何れも社名を存せるも、現今の社地果して延喜時代の社地なりや否やに至りては頗る疑問に屬す。此他長倉神社と唱ふるもの北佐久郡御代田村にあり。又新海神社を以て是等三社の合祀なりとの説をなすものあるも、是は寧ろ、附會ならん。然れども新海神社は露々前に述べし如く、神代の旨より存續せしものある事は、口碑により、又記録により立證せらるる之を要するに延喜式神名帳に滿るゝと雖も由緒正しき古社あり。例せば彼の石清水古田紙園北野神社の如き是なり。加之平安朝時代には佛教全盛を極め、傳教望海等の高僧出で、本地垂迹説を唱へ、有名ふる大社には皆其傍に神宮寺を建設せられ、中には全く佛寺の領域となりしものあるに至る。新海神社の如きも其神宮寺の三蓮塔が嘉祥年間（一千五百八年頃）の建立なりと傳ふる所より推測せば、或は斯の如き事實ありしものならん。

又「三代實錄」貞觀八年二月の條に、信濃國伊那郡般若寺、筑摩郡鍋藏寺、更級郡安養寺、埴科郡屋代寺、佐久郡妙樂寺を定額寺に列すとあり、定額寺とは官寺のことなるより考ふれば、此妙樂寺は當時有数の佛寺なることは明瞭なるも、同寺の遺跡としては現今僅に北佐久郡中佐都村字塚原に保存されつゝあり。

平安朝に於ける佛教は眞言天台二宗の盛期より、佐久地方に於ても妙樂寺を始め二宗に屬する三四の大伽藍建立せられ、南佐久郡にては大伴村の長命寺（眞言宗）、美村の津金寺（天台宗）等其主なるものなりしが、現今にては此の兩寺共に唯其遺跡を存するのみ。

四 佐久の牧場

佐久地方は昔より馬の牧場を以て聞え、其遺跡は現今に至りても歴々指點し得らる。抑官設牧場の起源は遠く奈良朝以來前にあり、「日本書紀」に文武天皇即位四年、諸國をして牧地を定めて牛馬を放たしめこと見え、又開天皇の御代に制定せられし大寶令に、厩牧令あり、而して信濃國より馬を産せし事は、聖武天皇天平十年正月、信濃國神馬を獻すとあるより見ても知らる。當時其産地に関しては詳細の起述なきも、後世佐久地方の信州第一の産馬地と目標せられしより推測を下さは、或は天平の獻馬は佐久地方の産なりしならん。延喜式時代に至りては牧場の制度も大に整ひ、之を御牧、諸國牧、近郡牧の三種に分つ。其中諸國牧は兵部省の所轄に屬し、駿河國以下十七ヶ國に置き、近郡牧は近江、丹波、播磨の三國に置き、左右馬寮を以て貢馬を飼育する所とし、御牧は左右馬寮の直轄に屬し、甲斐、武藏、上野、信濃の四國三十二箇所に設置せらる。其中信州は十六ヶ所にして、其半数を占め、其中佐久は四ヶ所にして、

猪馬牧 (現今北佐久郡志賀村内山村附近)

鹽野牧 (現今北佐久郡鹽野村附近)

望月牧 (現今北佐久郡本牧村望月附近)

長倉牧 (現今北佐久郡長倉村附近)

の四牧なり。「信濃地名考」には之に加ふるに新治牧秋倉牧を以てするも、現今の學者は新治牧は小縣郡新張村、秋倉牧は諏訪郡秋倉村ならんとの考證一致するもの如し。

牧を監督する者は、延喜式によれば信濃二人、甲斐上野各一人の牧監を置くとあるも、牧監の職は是より先き桓武天皇延暦の頃既に制定せられ、「類聚國史」延暦十六年六月の條に、監牧之司は正職に非すと雖、家を離れて任に赴くの故を以て、牧田六町を以て公廩田となすと見えたり。既に牧監の職ある以上は、前記の諸牧の遠く延暦前後に存在せりと断定するも故て不可なからん。而して又牧場として佐久郡は信濃國第一位を占むるとせば、二人の牧監の内一人居を佐久に占めしものよりと断定するも亦不可なからん。而して望月の牧最も願はれ、隨つて牧馬多く「望月の駒」なる熟語は屬々歌人の題材に使用せらる。

平安朝時代の佐久郡は牧馬の業を以て知られたることは以上記する所の如くなれども、其四牧共に現今北佐久郡に属し、官道に遠き南佐久地方は是等牧場に關係薄きのみならず、當時牧場に連する土地なかりしものならん。唯南方の一部甲斐國柏前の牧に繋續し居りしもの如く思はる。

五 莊園の増加と武士の勃興

「延喜式」を見れば如何にも地方制度の完備し居りしもの、如く思はるれど、其の實此の頃は既に藤原氏擅權時代の初期にして、これより藤原氏の

一門漸次政府の要職を専有することとなり、朝廷の官人は奉平に慣れ、奢侈の風貴族の間に漲り、地方の政績は次第に弛び、國司は京都奉楽の巷に留りて任地に下らず、國郡の吏は私利を事として收款に努め、戸籍の法も廢れ、班田の制も行はず、公有の土地は次第に京都の權門貴族及び社寺の私領即ち莊園となり、上流大官の逸樂の資に供せられ、租調の額は年々減ずるのみにして、

冷泉天皇、後三條天皇共に假體を備せられしも、大勢の赴く處更に其効なく、加之兵削棄れて、警蹕事務の舉がらざる結果、郡盜諸國に横行し、掠奪を恣にせり。「扶桑書記」延喜元年二月の條に、寛平七年以來彼東諸國郡盜横行し、殊に信濃、上野甲斐、武藏被害最も甚しとて、諸社に奉幣の事見ゆ。朝廷既に斯くの如くなれば、庶民政府の威權に信賴する能はざるに至る。是に於てか自衛の必要上、平安朝の末期には武士なる階級現はれ、又一方には京都に志を得る能はずして、滿腹の不平を抱きて地方に散在せる人材、即ち多くは藤原氏以外の人々これが牛耳を握るに至り、遂に政府とは些の交渉もよく、各地に獨立割據せり。史家これを「武門武士の興起」と云へり。以上莊園の増加と、武士の勃興とは、平安朝時代の下半期に於ける社會の二大現象にして、鎌倉時代以後の地方歴史は此二問題の解決によりて了解せらるるものなれば、我佐久地方の歴史にありても、史料は元より不充分なるも特に研究の必要あり。

平安朝時代に於ける佐久の莊園に就きては詳ふられざれども、清和天皇の貞觀八年に佐久の妙樂寺、定額に列せられしより考ふれば、此の寺に屬する私領地ありしものなるべし、又牧監厩を佐久に卜せしものとせば、是より先き延暦十六年に牧監に公廩田を給せし前邊の記事より推すも、亦佐久郡内に於ける私田ありしを知るに足る。然れども當時の佐久郡は牧場多

くして開拓地少く、莊園も餘り多くの収益なかりしならん。殊に光孝天皇の仁和三十七年三月三十日、大震災あり、全國一般に夏り、就中信濃國最も激甚にして、『三代實錄』には大山崩崩山河溢流六郡の城墟地を拂ふて漂流し、牛馬男女流死するもの丘をなすと見ゆ。此の六郡は北信の六郡にして、川は千曲川ならん。果して然らば佐久郡殊に南佐久地方の如きは非常なる被害にて、沿岸地方は全く荒廢したるものと想像するも敢て誤りならん。斯る處より推すも、貴族富豪の莊園少なかりしは事實なるべし。然れども國司郡司の一族新たに是等不毛の地を開墾し、之を私有し、若しくは京都の貴族、社寺等名義を以て、其管理權を掌握するものもありしならん。此の時代に勃興せる甲斐の國司源光の後裔ふる平賀氏の如きは斯る關係より佐久地方へ入りしものならん。

次に武士の勃興に就きては、信濃國殊に東信地方は武士の根元地なる關東地方に接近せるを以て關係深く彼の武家勃興の趨勢を促進せし平將門の天慶の亂は最も早く影響を信濃國に及ぼせり。『本朝世紀』に天慶二年十二月廿九日信濃國の飛騨、京都に到着せり、而して其奏聞の狀に曰く、平將門等上野介藤原朝範、下野前司大中原完行、新司藤原弘雅等の館を圍みて印鑑を奪取し、尚節等逃れて信濃に來り、國內大に騒動せり云々と。これによりて見れば信濃は忽ち其亂渦に入りしものにして、其後將門平貞盛を追跡して信濃に入り、小縣郡國分寺の邊に於て千曲川を挟みて取ひここと『將門記』に見ゆ。斯の如く關東地方の餘波を直接に受けたるより、佐久小縣地方に武士の勃興を見るは必然の趨勢なりしなり。

彼の源野氏は其子孫佐久小縣兩郡に蔓延して源野氏となり、津津氏となり、望月氏となり、依田氏となり、根井氏となり、堀氏となり、八島氏となり何れも源氏に屬して名を擧げたり。又『保元物語』には源義朝に隨ふ

兵、信濃には源野、望月、諏訪、牧、桑原、安藤、志妻小次郎、木曾中太、彌中太、根井大福太、根津神平、片岡小八郎大夫、熊坂四郎を始として三百餘騎の人々が勇敢なる働きをなせしことを記されたり。

南佐久の平賀氏は甲斐の國司源光（新建三部）の子盛義、佐久郡平賀村に住し、平賀冠者と稱し、盛義の子平賀四郎義信平治の亂に源義朝に従ひ軍功あり、源義光の派として當時の武士の尊敬する所となり、其の後裔後年源頼朝の興隆と共に名族として一世に畏敬せらるゝに至れり。

第四章 源平時代

木曾義仲と佐久の諸族——源頼朝と佐久の諸族

保元平治の亂後、藤原氏の威權全く地に委し、これと同時に源氏の宗族も亦多く滅び、獨り平清盛勢威赫々として、平氏に非ざる者は人にあらずとまでに逼られ、一門の莊園五百餘所のみきを占むるに至り、關東諸國に覆りたりし源氏の與黨は、聲を吞みて屏息し居たりしが、平治の亂後二十餘年を経て、即ち治承四年四月源頼朝京都において後白河法皇の皇子以仁王を擁して兵を擧ぐるに當り、先づ源義朝の弟行家に王の令旨を齎らして東國の源氏に傳へしめしかば、時期を窺ひ居りし東國の諸將は、響の應ずるが如く一齊に奮起せり。然も不幸にして頼朝は平等院の一戦に敗れたるも東國にては伊豆に源頼朝、信濃に源義仲共に兵を擧げ平氏の與黨を驅逐し、京都を襲撃せしむるに至れり。

義仲は父養賢の跡に違ふや、時僅に二歳にして高山重能、齋藤實盛等の庇護によりて、信濃に遁れ、乳母の夫たる中原兼遠に據り木曾山中に育ち、長ずるに及び源氏の衰運を慨き、平氏の討滅を圖る。平宗盛其擧兵を聞く

や中原兼遠を召して之を責む。兼遠止むなく義仲を傳達するの誓書を進め、木曾に歸りて義仲を佐久郡滋野姓根々井行親に依らしむ。行親兼遠を四方に飛ばして衆を招く美まり來るもの佐久小縣、諏訪、木曾、上州の一部に及ぶ。就中佐久人士は之が中堅にして其部將十二人中九人に及べり。

同年九月頼朝兵を擧げて石碓山に戦ふに及び、義仲之に應せんとするや、平氏の眞黨笠原平五郎直來り攻む。義仲之を破る。兼和元年六月城長茂越後出羽の兵四万に將として來り攻め、横田原に陣す。義仲即ち落合兼行、鹽田八郎高光、望月太郎、同次郎、矢島四郎行忠、壺口治郎兼平、今井四郎兼光、橋六郎兼忠、根々井、大室、小室等を始めとし二千の衆を以て白鳥源原（小縣郡蘇村海野）に於いて勢を整ひ、上州郡和、物井、小角、西、信州彌津、海野、志賀、櫻井、石突、平原、諏訪、千野、手塚等の勢を合し、三千餘騎を以て遊ひ戦ひ大に之を破り、進みて越後越中を襲し、平通盛、平經正等の來り攻むるを越前に大敗せしむ。北陸の諸豪風を望みて來り屬す、時に事を以て甲斐の武田信光義仲と誓からず、義仲を頼朝に離間す。叔父源行家頼朝と隙あり、奔つて義仲に依るに及び、頼朝忿りて兵を出して碓氷峠に至る。義仲之と會戦せず、頼朝また引いて還る。尋いで義仲は子義高を質として和を講じ、壽永二年兵五万に將として平氏を十万を北陸に破り、長驅して七月京師に入り、平氏を西海に追ふ。

此時平氏氏の進退に就ては不明なるも、後年源頼朝の優遇を受けしを見れば、義信は寧ろ始めより頼朝に應せしものならん。又元暦元年二月源義經に隨ひ、一ノ谷の戦に参加せし部將中の平賀一郎兼宗は、平賀氏と何等かの關係あるものならん。

元暦元年正月義仲、近江國栗津原等於て戦死せし後は、佐久諸士の運命も様々にして、或は其以前に討死せし者もあり、或は其後頼朝に従ひ殊勲

を建てしものもあらん。頼月氏、小室氏及び志賀氏の始きは、後者なりしこと諸書の記載に據りて明瞭なり。

第五章 鎌倉時代

一 源頼朝に關する傳説

鎌倉時代の佐久を叙述するに先だち、佐久に於ける源頼朝の傳説に就きて述ぶるの必要を認む。北信地方より上野の北部に亘り、頼朝に關する種々の傳説口碑を有す。其中或は荒唐無稽のものあり、或は他の事實の要略に附會せらしものあり、或は眞實頼朝時代の事實を傳へられしものあり、時により正しき史料の記述と符合する事もあり、新瀨神社の傳説（參考）には、建久四年三月頼朝信濃國淺間山麓の三原（長倉村附近）に狩會を催し、其途次南佐久郡を巡視し、遂に新海明神の森を見て其由緒を問ひ、神領十二貫を寄附せりと傳ふ。「曾我物語」に建久四年頼朝信濃淺間山麓に狩し大井、伴野、志賀、内村等の土豪之を守護せしこと記載せられ、又當時の正史と見るべき、「東鑑」にも建久四年三月廿一日、下野國那須野、信濃國三原等の狩會に進發し給ふとあるより見れば、新瀨神社の傳説の如き、敢て根據なきものにはあらざるべし。「信濃雜誌」によると、建久八年三月頼朝善光寺に參詣の爲め復信濃に入る。其路次神奈川、江戸、大宮、熊谷、本庄、松枝、小諸を経て四月六日善光寺着、七日參堂、八日より近邊巡見、十九日歸途につき、小諸に一泊、時に小諸太郎光兼馬を獻じ且老奴の故を以て暇を賜はり、直に在所に留る云々と。此時供奉の信濃侍は小笠原長清、海野幸氏、藤澤清茂、諏訪盛澄、長沼五郎宗政、村上判官代基國、村上七

郎義直、仁科太郎、小諸太郎等なり。

参考

【山宮文書】 田野口村山宮源三郎藏

一彼新海大明神を 從頼朝御建立被成候仔細者信州草津之邊の御見物被遊候時三原野と申原にて馬がりを被成候うれより長門のをきと申所にて小鳥がりを被遊又うれよりあい澤と申原にていとふかりと申事を被成候此時はつまと中山に御ちんを被成新海大明神之森を御覽被成いかよる所りと御等被成候に付而所之者委細被申上御建立被遊候也則新海之神領と被成馬町也と申て拾貳貫之所にて御座候其後參詣被成候時君田中田五貫之所同御神領に被爲進候御參詣被成候時御手水被遊候河御座候今御所河と申傳候新海之神領合三百六十六貫也内拾七貫者額朝より被爲進候分也獲三百四十九貫は前々より之神領にて御座候つるか只今は無御座候又儀立より御再興被成候事は上州箕輪之威を越後のかけとらが御持被成候を度々儀立御せめ被成候へども終に善城小申候彼新海大明神へ儀立より御願書を被上御太刀一腰並法華經三百部於御前願誦被爲成三日之内みのわの城落申に付而則御再興被成候也
寛永拾壹年戊申五月吉日

新海三社大明神

山宮宮内庭（花押）

御奉行所様

二 伴野庄と大井庄

鎌倉時代の初頭政權武門に移りて、朝廷の政治的地位鎌倉幕府の掌握に際し、大化新政以來馴致せられし制度習慣は概底より覆へされたり。就中

最も重大なるは土地領有權の移動せし事なり。即ち文治元年源賴朝は大江山元之策を用ゐ、朝廷に奏し、守邊の徒を抑ふるを名とし、諸國に守護地頭を置きしより、國司の實權は守護に移り、莊園の主權は本家領家より轉じて地頭の掌握する所となれり。此の權力移動の過程、即ち換言すれば、官領にありては國司と守護の關係、莊園にありては本家及び領家と地頭との交渉、是等問題の研究は地方歴史に於ては最も重要な大事件なり。

『倭名抄』時代の諸國の地名は、其後莊園到る處に増加するに從ひて、大なる變遷を來たし、之を佐久郡に就きて徵するも、倭名抄所載の美理、大村、大井、餘戸、刑部、茂理、青沼、小沼の八郷は、既に鎌倉時代の初期に於て基所在を失ひ、判明するに足るべき史料存せざるなり。而して『東鑑』文治二年丙午三月十二日の條に「關東御知行國々内頁未レ濟庄々家可等注文被レ下レ之可下加ニ催促一給ヒ云々」とありて、伊濃國佐久郡の中に於て、伴野庄（院領）、大井庄（八條院領）の二庄を列擧せられ居るは、大に注意を要すべきことにして、これにより佐久郡も亦朝廷の紀綱の涵ふと共に、時勢の渦中に投じ、何時しか院家の私領となりしことを窺知するに足らん。而して伴野庄院領とあるを見れば、蓋し後白河上皇の御領に屬し、大井庄は鳥羽天皇の皇女八條院子内親王の御領に屬せしむるべし。斯くの如き領有權即ち本家との關係は、後年權々の變遷ありて、八條院御領は承久の亂當時は後鳥羽上皇の御領たりしなるべし。而してこの兩庄の範圍に至りては、文獻の徵すべきものなく判明を欠くも、大井庄は倭名抄時代の大井郷を中心として其附近を併合したるものふるべく、伴野庄は倭名抄時代の羽部郷の邊なるべしとは、學者らの専ら暢導する所なり。此兩庄の名稱は後世まで保存せられ、鎌倉時代の末頃に至りては、大井庄は北佐久の大部分及び南佐久の内千曲川以東の一部を併合し、面積最も廣く、伴野

庄は南佐久の内千曲川以西の大部分を包有して第二に位し、此外平賀郷、山田郡並に小諸等は行政的に獨立したるもの如く、諏訪神社關係の守矢文書等によりて明かなり。次に此の兩庄の本家は前述の如く、院と八條院たりしが、事實上の支配者たるべき領家は何人なりしか、史料の微すべきなく何等の斷定も下す能はざるなり。唯源賴朝の諸國一般に守護地頭を置きし前後に於て、佐久郡伴野、大井兩庄の地頭に任命せられし者は、何れも甲斐源氏の一族たる小笠原氏なりしことは「東鑑」及「小笠原系譜」等に依り體氣に推測するを得。而して承久の亂起るに及び、是等皇室領の土地を管理せる小笠原氏は矛を倒にして關東軍の爲めに盡瘁せしより考ふれば、承久以後に至りては既に本家領家共に悉く權力を失ひ小笠原氏によりて武家政治を施されしならん。されば武家時代に於ける佐久郡の歴史は小笠原氏の事跡より始まらざるを得ず。

參考

【守矢文書】

【信濃史料叢書】第三卷に収録せる守矢文書第四百十六の内(御射山頭役結番之事)と云ふ嘉應四年(幕府執權北條高時)の文書中に大井伴野兩庄の地名散見せり其れを綜合すれば左の如し

大井庄 矢嶋 湯原 榎原 比田井 東右施 長土呂 塚原 安原

香坂 南市村 崎田 西布施 德 志津田 手屋 田口

伴野庄(大澤 廣野 三塚 小宮山 櫻井 野澤 白田)

平賀郷 小井河 東明寺 内山 平林 三河田 滑瀬 平賀 松井

入澤 青間

山田郷

平井郷

小 海 郷
小 諸

【國史大辭典】

八條院御領 八條院は鳥羽天皇の皇女にして天皇の最も寵愛し給へる美福門院の腹に生れたまへるを以て天皇の御寵愛尤も深く保元元年崩御の際天皇御領の大部分を譲與し給ひ美福門院崩御の際又其所領を譲り給へり故を以て八條院は(中略)御領數百ヶ所の多きに及びりかくの如く所領多くして財政豊かに御座せしを以て鎌倉時代の初期に當りては頗る勢力ありき關白藤原兼實の如きも女院の勢力を借らんとし女院の女房たる頼朝の女を娶とし良輔以下を生み良輔を女院の養子とせり尋てその女任子後鳥羽天皇の皇後となり春華門を生むや八條院の猶子とし後鳥羽天皇及び女院の勢を併せ借りて大に政治上の權力を握はんとしたりしが丹後局源通親等に降けられて果さざりき是より先八條院は高倉宮以仁王の女三條姫宮を養子とし給ひこれを寵愛し給へるを以て建久三年女院の御側あらせらるゝや御領を處分して良輔に一二ヶ所を譲與せしの外全部を姫宮に譲り給へり然るに元久元年姫宮薨じ給へるを以て再び八條院之を領し建暦元年六月薨去し給ふや御領悉く春華門院に傳領し給へり然るに不幸にして同年十一月十七歳を以て薨去せられしを以て八條院領は悉く後鳥羽院領し給ひたりき(下略)

【東鑑】

信濃國伴野庄乃實事 每度關原伏之既^レ被^レ尋下一向後於有此戰者被^レ仰二地頭小笠原次郎一之間可^レ致二其沙汰一之旨賴朝報^レ書於御中納言之下「此旨一命」長清一

三 鎌倉時代の豪族

甲 伴野氏と大井氏

源頼朝諸國の官領に守護を置き、莊園に地頭を置きし時、信濃國の守護として任命せられたるは甲斐源氏の加賀美遠光なり。「東鑑」文治元年八月十六日の條に、加賀見遠光信濃守に任せらるると見ゆ。此の信濃守は嚴格に云はゞ守護にあらずして、國司たるべきものなれども、遠光は頼朝致政の武人たるの故を以て、此任命は頼朝の意志に出でたるものにして、普通國司とは其意味を異にすること推測し得らるべし。遠光の次子小笠原次郎長清初め兄光朝と共に平氏に隨從して京都に居りしが、治承四年頼朝兵を伊豆に擧ぐるや、長清老母の病に託して東國に歸る、頼朝の幕下に屬し屢々勳功を建て、頼朝に愛撫せられ、元暦二年頼朝弟範頼に送りし書簡にも、長清は特に目をかけて遣はせと認められたり。此の長清信濃守となり、文治年間佐久郡大井伴野兩庄の地頭を兼ね、併し彼れが伴野庄の地頭たりし事は「東鑑」文治四年九月二十二日の條（前記）に明記しあるも、大井庄の地頭たりし事は明文なし。然れども其子朝光父長清の生存中既に大井の姓を買せしを見れば、長清大井庄の地頭を兼ねしは事實ならん。長清は前述の如く、頼朝の寵臣にして、文治五年奥州征伐に従ひ、其後承久の役甲斐の武田信光と共に東山道の大将となり、子息七人を従へ京に上り、幕軍の爲めに大功を顯はし、後河波の守護に任せらるる長清の六男時長伴野庄の地頭を、七男朝光大井庄の地頭を繼承す。此二人共に承久の亂父に従ひて勳功あり承久の亂後朝廷の權威全く地に衰し、諸國の土地は莊園、武人の領土、社寺領の三種となり、朝廷直轄の地殆どこれなきに至れり。是によりて見れば佐久郡の伴野大井兩氏の如き、初めは單に地頭たるに過ぎざ

るも承久以後は領主の地位に立ちしものならん。「四郡譚載」によるに朝光の後長光、行光の二世を経て建武中興となり、又一方伴野氏は「千曲之質砂」によれば時長の後時直、長泰、長直を経て長房の時に既に鎌倉時代を經過せり。就中伴野氏は長泰の時安達泰盛の叛逆に與みし、執權北條貞時の爲めに捕へられ、弘安八年十一月十八日長泰及び其子長五外三人鎌倉由井ヶ濱に於て誅せられ、其末路不振を極む。これに反して大井氏は陸奥に至りしものゝ如く想像せらる。而して鎌倉時代に於ける兩氏の系譜は諸書によりて異同を免れざれど、諸書を參照して之を簡末に記す。

乙 平賀氏其他

伴野大井兩氏は鎌倉時代の初めより、佐久の二大雄族となりし事は前述の如くなるが、當時佐久郡には此の小笠原氏系統以外の豪族ありき。即ち望月地方の遊野氏、平賀の平賀氏、小笠原の小笠原氏等にして、是等の諸族と伴野大井兩氏との關係は、概言すれば兩氏に對して從屬的地位にありしものなり。獨り平賀氏のみは同じく甲斐源氏の後裔にして、平賀義信源義朝に隨ひて功名を著はせし以來、地方の名族として推稱せられ大井伴野の兩氏と併立し、其多くは鎌倉將軍に近侍せり。義信の子武藏守朝雅は強勇絶倫の武士にして、執權北條時政の女婿となり、建仁より元久年中迄（三代將軍實朝の時）京都守護職たり。此の朝雅の妻は時政の後妻牧氏の出にて、牧氏は時政の寵を專らにし、言ふ所盡かれざれなく、延て朝雅亦執權の愛婿として當代を風脚せしめたり。然して彼の畠山重忠父子及び其の一族の滅亡は、初め重忠の子重保朝雅と相好からず、故に於て牧氏時政を煽動し、陰計を用ひたるによる。其後牧氏の驕奢益々増長し、元久二年七月時政と相謀り將軍實朝を弑し、女將平賀朝雅を以て之に代へんとの大陰謀を企つるに至れり。之を要するに朝雅は甲斐源氏の後裔たりしより、之を

猶して一族の顯遷を計らんとせしものならん。而して此隱謀には尼將軍政子の反對あり。時政の孿男義時之之に同ずるあり。加之人心悉く時政を去りしより、計劃は全く奮鬱に歸し、時政は隱居の身となり、朝雅は京都に於て歿せらる。此史實より徵せば、當時平賀氏の勢力は鎌倉に於ては、遂に大井仲野兩氏を凌駕せしは想像に難からざるなり。

然れども平賀氏の系圖は甚だ不明瞭にして、俗間傳はる所のものによれば、朝雅三人の弟を有し、其子孫後世に傳はれりと「信陽雜志」其他によれば、曆仁元年正月二十八日、將軍賴經上洛の際、隨兵の一人たりし平賀三郎兵衛、建長四年八月將軍宗春親王鶴岡拜奠の際、隨兵たりし平賀新三郎惟時、弘長三年八月同親王上洛の際、隨兵たりし平賀三郎左衛門惟忠、皆佐久の平賀氏一族たりと「守矢文書」中の嘉應四年北條高時の文書に、平賀庄の住人平賀次郎入道、平賀又三郎平賀彦三郎等の氏名所々に數見せり。この後建武中興時代に至り、護良親王十津川落の從兵の一人に、平賀三郎と云ふ勳王の武士あり。興國七年足利尊氏天龍寺供養の從兵に、平賀四郎なる者ありし事「太平記」に記載しあり、又應永七年更級郡布施郡戰爭、永享十二年の結城戰爭等にも、平賀氏の参加せし事當時の記録に見ゆるも、戰國時代に至りては平賀氏の後裔に就ての記録は極めて不明瞭にして、平賀庄の如きは寧ろ大井氏に包有せられしやの觀あり、後章に於て論述せん。

傳説によれば、現今平賀村に遺跡の存する平賀城は平賀義信の築きしものにして、其埵位に鎮座の八幡宮は、義信鎌倉八幡宮の分靈を勧請し、建久四年九月十五日遷宮式を舉行し、且つ永五百貫文の祭祀料を寄附し、以て平賀庄の總鎮守たらしむと。而して現今平賀城の遺跡と稱せらるるもの、平賀村龍原山の頂上にあり、平賀義信の築城土地なりとの傳説は、未

だ察かに信すること能はざれども、八幡宮に關する傳説の如きは充分研究の價値あり。

件野、大井、平賀三氏の外に、鎌倉時代に著はれたる佐久出身の人物は「信陽雜志」によるに承久以前には小諸太郎光兼、志賀七郎、望月三郎重隆、櫻井次郎光高、櫻井五郎實經等にて、承久の亂には斐中三、望月小四郎、岡三郎、室三郎、曆仁元年正月將軍上洛の隨兵中、前記の平賀三郎兵衛對と相並びて小諸左衛門對等見え博く諸書を渉獵せば尚多くの人名を發見し得るならんも、三氏以外の是等人々は、多くは滋野氏の系統を有する者ならん。(當末平賀氏系圖參照)

四 鎌倉時代の宗教

鎌倉時代に於ける社會的現象は、貴族的より平民的に推移し、政治方面は勿論、美術、文學、宗教の諸方面に於ても、悉く此時代思潮を觀取することを得、就中平民と最も親密なる關係を結びしは宗教にして、平安朝に勢力を專にせし眞言、天臺の兩宗は餘りに貴族的に流れしより、新たに念佛宗、禪宗、日蓮宗の如き僅耳に入り易き教派勃興し、平民階級に努力せり。中にも最も力ありしは念佛宗にして、高倉天皇の御代、美作の僧源空(法念上人)の創めし浄土宗、源空の弟子親鸞(見眞大師)の開きし浄土眞宗(一向宗)、後宇多天皇の建治年中に伊豫の僧一遍により唱道せられし、浄土宗の別派時宗等なり。而して佐久郡に於て特殊の成績を發せしは時宗なりとす。

時宗とは六時往生宗の略語にして、其趣旨は人身は無常にして、時々刻々生滅するが故に、平生と臨終と敢て異なることなし。故に平生を臨終と心得て念佛せよと云ふにあり。一遍は五藏七道を遍歴して、俗界に入り易く

教化を務めたり、是れ所謂遊行人なり。而して一遍は弘安年中南佐久に来て錦を留め、野澤の領主伴野太郎時信の信仰を受け、其開基によりて弘安二年一寺を建立せり。是れ現今野澤町に存在する樟古山金臺寺なり。金臺寺の寶物多々ある中に、始祖一遍上人繪詞傳(八十卷中の二巻)は遊行二代他阿彌陀佛(真教上人)の白筆になりしものにして、美術品としても貴重なる價値を有するものなり。二代他阿上人の創立せし相州藤澤の清浄光寺は、時宗の親本山にして、遊行寺と名付けらる。如上の關係より清浄光寺と野澤の金臺寺との間には、日常文書の往復あり、金臺寺所藏の古文書中には、五月廿八日の日付にて他阿彌陀佛より、證阿彌陀佛に送りし書状を存す。年代は蓋し正慶二年、即ち元弘三年ならん、文中記する所の事實は新田義貞鎌倉攻入の有様を語るものにして、是等は南佐久郡に藏せらるゝ貴重なる史料の一なり。

参考

〔金臺寺文書〕

鎌倉をびただしきさはぎにて候つれども遺物は殊に閑に候つる也其故はしげく來候殿原皆台敷の場へ向たれば留守の跡にて無別事候た、かひの中にもよせ手城のうちとも皆念佛にて候けるどうちもしたりとて後日に頼めさるゝ殿原これの御房達はまへ出て念佛先には皆念佛すゝめて往生を遂させいくさの後はこれらを皆見知して人々念佛の信心彌興行し候命延候者天守可申天守候あなかしこ南無阿彌陀佛

五月廿八日

證阿彌陀佛 參

他阿彌陀佛

第六章 建武中興と吉野朝時代

新田義貞幕兵と佐久諸族―護良親王と平賀氏―足利氏の熾振と

佐久諸族―吉野朝時代の佐久諸族―首次合戦―大塔合戦―鎌原合戦―

鎌倉幕府の武人政治は、執權北條高時の時代に於て曠かに民心の誦頌を失へり。これ誦頌の原因ありと雖高時の施政忠實ならざると、一方京都にては美明の君主後醍醐天皇、承久以後北條氏にある大覺寺統より出て、高御座に登らせ給ひしとは其二大近因なり。高時は京都朝廷を壓迫せん爲め或は主なる朝臣に嚴罰を課し、或に畏くも後醍醐天皇を隠岐に遷し奉る等悪逆を極めしも既に人心を失ひし北條氏の政府は、内部より腐爛を來し、楠木正成千早城に據りて大義を唱へ關東の大軍を阻止せしを勳績として、北條氏の權威に對し疑問を擡くと同時に、異心をさしはさむものあるに至る。新田義貞の如き初め千早包圍軍に参加せるも、一たび護良親王の命旨を受くるに及び、堂を決して東國に歸り、元弘三年五月都國上野に於て義兵を擧げ、又足利氏の如きは代々北條氏の女を娶り、これを以て族勢盛んなりしが、畠氏に至り、元弘元年北條氏のため京都鎮壓の命を帯びて上洛し、却りて反覆歸順の意を表せり。此新田義貞の擧兵は、北條氏に取りては實に大なる復心の禍にして、「太平記」によるに、五月八日義貞生品明神の廣前に旗を擧げ、笠懸野に出でし時は一旗僅かに百五十騎に過ぎず、勢力極めて微々たるものなりき。然るに彼れの擧兵は時代の趨勢に投じ、忽

も四方に反響して、翌九日の夕刻武藏國に至りし頃は總勢二十萬七千餘騎と註せらる。これ或は誇張に失する嫌なきにあらざるも、義貞の擧兵が如何に同情を以て迎へられしかを知るべきなり。

此の時に當り、信濃國特に佐久郡の形勢は如何なりしか「太平記」によれば「後陣の越後勢並に甲斐信濃の源氏とも、家々の旗を指し連ねて、其勢五千餘騎、おびただしく見えて馳せ來るとあり。而して此の甲斐信濃の源氏中には、佐久に於ける甲斐源氏の一族も加算せられしものなるべし當時新田一族の領域は西上野までを包有し、佐久と隣接の關係あり、從つて其傳播も早かりしゆらん。而して又其先平氏より出でて北條氏に對し、源氏の正統たる新田氏の義兵を舉ぐと聞かば氏族の關係より源氏の一族に屬するは必然なるべし。尚藤原親王の從兵平賀三郎が佐久平賀の一族ゆらんには、佐久種族と官軍との間には、一變の通路を俟ち居たりしものならん。されば元弘三年五月廿二日、鎌倉陥落の當時、佐久郡の人々の其包圍軍に参加せりと斷定するも不可よるべし。

又信濃守護小笠原貞宗も大軍を率ひて鎌倉へ攻め入り、佐久地方のこれに屬する武士皆これに従ふ。然れども貞宗は北條氏に對し、直接これを攻撃するを避けて新田軍の攻撃に委せ、火の騒ぎを見て去れり。これより義貞と意見の衝突を來し、後近江官軍として足利方に屬するに至る。從つて小笠原氏に關係あるものは足利系に屬し、北朝に左袒するものあるに至りたるは已むべき所なるべし。

更に建武二年七月北條高時の遣子時行諏訪及び滋野一族の補助により信濃に起りて關東を席捲し、一度鎌倉を恢復せし際の、佐久の形勢如何を見るに「市河文書」によれば、佐久の西部に據れる滋野の一族、望月氏、依田氏の如きは、北條軍に投せしも、其他の佐久諸族は依然源氏黨にして、

當時信濃の守護たりし小笠原貞宗に興みせしもの、如し。而してこの後建武二年十一月、足利尊氏鎌倉に據りて謀叛せし際には、佐久の滋野一族以外の人々は、小笠原村上との兩氏と共に足利氏に黨せしもの、如し。これ佐久の伴野、大井、平賀の三氏共に同族にして、而も宗家たる小笠原貞宗が、更級郡の村上信貞と共に尊氏に黨せしこと。又尊氏征討の爲めに東山道を下りし大智院宮、忠王の率められし一軍の大井城を攻め落せし事「市河文書」「太平記」等に明記しあるに徴して明なり。

吉野朝時代に至りては、信濃國に散在せる北條氏の餘黨は、大抵官方に屬せしのみならず、後醍醐天皇の皇子征東將軍宗良親王は、伊那郡を根據として前後約三十年間、關東官方の中心となりて武家方に對抗し、これがため信濃に於ける官方の勢力は、兩朝合一以後に至るまで持續し、常に機會を窺ひ居りし如き形勢ありき。當時大勢上より云はば武家方優勢にして、其の牛耳を握り居りしは守護小笠原貞宗及び更級郡の村上河内守信貞なり。斯る間にありて佐久郡の伴野、大井、平賀の諸族は、依然武家方に從屬し居りし事は「太平記」の記事を綜合せば甚顯ふに足らん。之を例せば、後村上天皇廣國七年（北朝光明院貞和元年）八月廿九日、足利尊氏天龍寺供養の從兵中に、伴野出羽守長房並に平賀四郎あり、而して正平四年（北朝崇光院觀應元年）八月十二日、武家方内訌あり、足利直義、高師直と互ひに確執するに當り、長房は師直に屬し、小縣郡の人酒津小次郎は直義に屬す。此の長房は伴野の人にして「信陽雜志」及び「諸家大系圖」に據れば、父を奉行となし「千曲之眞砂」、及び「四脚調敷」に據れば長直となし異同あり、この後正平七年閏二月、新田義宗、宗良親王を率ひて武藏野に出て、大に足利尊氏と戦ひ、退きて雷ヶ峠の險に據り、遂に志を得ずして城後に走る。此時其軍中に友野十郎（諸家大系圖に據るに長朝の孫孫伴野十郎

と稱す)なるもの、浪野及諏訪神家の一族と共に参加せり。蓋し當時宗良親王の勢力殆ど關東を席捲したれば、伴野氏等も形勢を觀望し、向背を決せしものならん。

南北朝の末に至りては、殆ど信濃一國武家方に隨從せし如き觀ありしも、其實宮方の餘黨機を頼がひ居たりし事實は、南北合一以後十年ならずして起りし大塔合戦に見ても明瞭なり。此合戦の始末は「大塔物語」によれば、小笠原貞宗の後裔長秀、應永七年信濃守に任せられ、入國に際し國人彼れが施政に憤慨し、村上佑貞の後裔村上高信を盟主とし、相聯合して叛旗を翻がへし、更級郡布施郷(大塔は其郷中の地名)に於て一戦を試み、將に小笠原氏の敗北に勝せんとする利根、佐久の大井次郎少輔光矩兩者の間に入り、調停の勞を執り長秀は遂に復び京師に上れりと。而して此聯合軍の中堅たりし大文字一揆の仁科、瀧津、香坂、春日等の諸族は、皆宮方に隨從せる經歷を有する人々にして、伴野、平賀、櫻井、田ノ口、猿月等佐久の諸族も之れに加はれり。而して此合戦以後信濃に於ける宮方武家方の感情は融和するに至れり。

参考

【市河文書】山形伊佐早藏藏

著 到

市河左衛門九郎倫房

同子息三郎助保

右白七月十三日御方馳參於所々致軍忠信州一見狀給後舉八月一日押寄望月城致合戦破却城廓之條小笠原次郎太郎爲此日大將所被見知也同日九月三日奉付守護御手安藝筑摩諸訪方有取以下凶徒等對治之時於所々城廓致軍忠了同略日爲國可御追信州護國參向之隨助保同馳參

伊奈郡爲對治小笠原四郎次郎太郎爲大將殺向之助保於横河城先懸追落凶徒等了度々軍忠如此早賜一見狀御列爲備後設恐々言上如件

建武二年十月 日

承了(吉良時衡花押)

【大平記】

節度使下向事

建武二年十一月^中東山道の勢は勝手なれば大大將に三日引下つて都を立ちけり其大將には先づ大知院宮、彈正尹宮、河原左衛門督實世^中侍大將には^中仁科、伊木津志、中村、村上、瀧頭、高梨、志賀、^下是等を宗徒の侍として其勢都合五千餘騎、黒田宿より東山道を經て信濃國へ入りければ、當國の國司堀河中納言二千餘騎にて馳加はる其勢を合せて一萬餘騎大井城を攻落して同時に鎌倉へ寄せんと、大手の相圖を待ちたりける。^{略下}

第七章 室町時代

一 鎌倉管領と北信諸族

足利時代の政治状態を觀察すれば、其中心京都と鎌倉との二方面にあり。後村上天皇の正平四年足利尊氏次子基氏を鎌倉管領に任せし以來、基氏の子孫世々其職を襲ぎ、關東及び奥羽の支配權を握り、幕府に對しては鎌倉管領と稱するも、其實鎌倉は武家政治の發源地にして、部下には京都幕府と同じく評定衆、引付衆問注所、侍所、諸奉行等の職制あり、三代滿兼に至りては、鎌倉公方と云ひ、京都公方と云はれし將軍と對立せるものゝ如

く、管領の名稱は其執事たる上杉氏に帰へしむる空れり。

斯く實權を握りたれば、當然の結果として、京都將軍と相拮抗するか、若くは自ら將軍たらんとすの野心を生ずるに至る。即ち尊氏の遺志を體して、京都の宗家をして東顧の患なからしめしは僅かに初代の基氏のみ基氏の子氏満に至りては、早くも既に野心を包蔵し、三代満兼に至りては更に其歩を進め、大内義弘と東西相呼應して、將軍義満に對し叛意を明らかにせり。然れども義弘誅せらるるに及び、滿兼は懐柔せられて京都鎌倉の間に事無きを得たるも、滿兼の子持氏管領となるに及び、兩者の間益々疎隔し一大内訥を惹起せり。是は鎌倉の執事上杉氏黨（道名禪秀）持氏を恨む事ありて京都の足利義嗣（將軍義持の弟）と策應して亂を起し、先づ持氏を鎌倉より追ひ出し、其弟持仲を擁して自立の形勢を示せしが、終局持氏將軍義持の援助を受けて、應永二十七年氏黨の一黨を滅ぼせり。これ有名な上杉禪秀の亂なり。此亂後持氏は次第に野心を逞ふし、將軍義持の嫡子なりや、これが後繼たらんと志を得ず、義教將軍となるに及び、滿兼の不平勃發し、更に將軍の命令を奉せず、執事上杉憲實切に之を諫むれども聽かざるのみならず、却つて憲實を疑ひ、遂に憲實の爲めに京都に訴へられ、叛名を被りて永享十一年二月鎌倉永安寺に於て自殺せり。これ即ち永享の亂なり。嗣子義久は父と共に死し、二男春王三男安王は日光に遷れ四男永壽王は信州に遷る。其翌年春王安王は結城氏朝の幸する所となり、兵を結城に擧げしが憲實の弟氏清に圍まれ、永享十四年四月城破り、二子皆虜となり、斬に處せらる。後八代將軍足利義政の時に至り、水滸王長尾昌景等に迎へられ、鎌倉に入り父の後を襲ふて名を成氏と改めたり。成氏の時代には關東地方麻の如く亂れ、諸將相攻伐して寧日なく、成氏又將軍義政と善からず、義政更に其弟政知を關東管領として下向せしむ。斯る次第なれば關東

の形勢は既に戰國の兆候を呈したり。

以上應永年間に於ける禪秀の亂、永享に於ける足利持氏の滅亡、結城の没、康正長祿の交に於ける足利成氏時代の紛争、是等重大事件は皆鎌倉公方を中心として起り、其配下に屬する關東奥羽に大影響を及ぼし、管轄區域以外にありても、境を接する近隣の諸州は之れが影響を被れり。即ち我が信濃國の如きは將軍直轄の地にして、之れが守護たる小笠原氏のあるにも係はず、北信地方の家族は交通の關係上動もすれば守護と疎隔して、關東と交渉を保つことに苦心し、常に鎌倉管領に接近せんとし、佐久郡は殊に上州との來往頻繁なりしより、土家大井氏の如きは小笠原の一表なるも寧ろ鎌倉管領配下の如き觀を呈せり。當時大井の親領たる大井持光は、佐久郡の他武藏上野にも所領を有し、大に管領持氏に信用せられ、應永三十年上杉禪秀の殘黨小東満重、常陸國小栗城に據りて背きし際の如き、技野の功名を顯はせりと傳へらる。又永享八年十一月信濃守護小笠原政康、埴科の村上左京大夫頼清と境を争ひ、確執遂に合戦に及び、頼清の軍利あらず、使を鎌倉に遣はして援を持氏に乞ふ。持氏之を許るし將さに兵を起さんとせしに、其執事上杉憲實之を諫めて曰く「信濃は將軍の管領より、兵を出すべからず」と、これによりて其事遂に止みたり。又永享十一年二月持氏鎌倉の永安寺に於て自刃の際、遇れて佐久に入り、大井持光の庇護を受け、安原村安養寺に鞠せられ結城合戦まで隠護したる水滸王は、後鎌倉に入り、父の後を襲ひ成氏と稱したるはず前に述べたるが如し。かくて佐久地方より小笠原を経て埴科更級に至る所謂北信地方の雄族の多くは、南北朝以後必ずしも小笠原氏の節度下服せず、殊に應永七年大塚合戦以後に至りては、守護の勢力全く地に墜ち、政治的關係に於いても亦鎌倉に接近し磨りしものゝ如し。而して大塚合戦に於ける小笠原と村上氏と

の間に立ちて、調停の勞を取りし大井氏が村上氏と共に北信の天地に断然頭角を顯すに至りたるは必然の趨勢にして、此二豪族の業に狀を鎌倉に通ぜしを見れば、其他諸族の向背は類推せらるべし。

二 大井持光の嗣業

應永より應仁に至る、即ち三代將軍義満より八代將軍家康に至るの間は、戰國前期とも云ふべき時代にして、我信濃國に於ても北信の村上氏と、南信の小笠原氏、村上氏と小諸の眞田氏等の間互ひに虎視眈々たり又、佐久に於ては大井氏と平賀氏との間に紛擾持續せられしが如く推測せらる。何れにせよ當時佐久に於ける第一の覇主は前に述べし大井持光にして、常に大井氏の命令を奉せざりし、平賀氏伴野氏の如きは、其壓迫を蒙らざるを得ず。傳説によれば文安二年春大井持光兵を率ゐて平賀氏を討つ、平賀氏逃れて海ノロに走る。相木、志賀、小田井、望月、蘆田の諸城皆風を望みて降る。と之に依りて見れば平賀氏の大井氏の麾下に屬せしは此時なりしならん。「四郡譚載」に當時大井持光は足利成氏擁立の功によりて、威勢顯る處に、鎌倉公方の通枝に列せるにより、四郡大井領に屬し、近國の諸侯も來りて城主に調を取る云々と。

然れども大井持光の歿年は甚だ曖昧なり。「四郡譚載」には「一記、永享十二年庚申九月九日卒云未詳」と、「諏訪御符禮之古書」には文安四年丁卯御射山の條に「岩村田御符禮三貫三百文、頭役錢五拾貫文、馬一疋、大井播磨守持光勤められ候」と、又享徳三年の條に「岩村田庄大井太郎政光、御射山御符禮三貫三百文、政光は關東出陣之間、頭役五十貫文、馬一疋、奉行中之禮五貫云々」とあり、これによりて見れば持光の歿年は文安四年より享徳三年の間ならんか。且つ持光に次で大井城主となりし人に就きて

も、「四郡譚載」によれば大井三郎持之ありて、次に大井美作守光照あり、同一著者の條に成れる「信陽雜志」によれば、大井三郎持之なる者全然なし。又「諏訪御符禮之古書」によれば大井即ち岩村田城主と認むべきものは持光の後には政光あるのみにして即ち前記享徳三年大井太郎政光關東出陣を始めとして、寛正二年の條に「大井刑部少輔政光」文明四年の條に「大井政光」所々に散見するも、持之光照二人の名更に見る所なし。文明十二年の條に「下増、平賀、大井、知行代百美作守光廣云々」同十七年の條に「平賀庄、大井美作守光廣云々」とあり。又一方文明十五年の條に「岩村田大井源安房九代初、此年六月會見死去、無子息候間扶養百日行計にて候間、御頭當申候云々」と。これによりて見れば、文明十五年に大井城主の交替ありしものなり。されば十二年より十七年に亘りて數見せる大井美作守光廣と「四郡譚載」に所謂美作守光照とは全く別人なりと云はざるを得ず。「千曲之眞砂」にも亦傳に曰くとして、大井持光の嫡男を美作守光照と記せり。併し「信陽雜志」及び「四郡譚載」の著者古澤好謙と、千曲之眞砂の著者藤下敬忠とは、殆ど同時代の人にして其郷貫の如きも無遠からぬ者なれば、其參考書の如き共通のものありしならんと思はる。史料としての價值より云はゞ「御符禮之古書」に重きを置くに至當とするも、三書の説を判定すべき史料なし。之を要するに、大井氏に就きては史料に乏しき爲め、詳述する能はざれども、持光の後は一二代若くは二代にして、村上氏の爲めに非常なる打撃を受けて、遂に大井城没落の非運を見るに至りしならん。

三 大井伴野兩氏の闘争

高佐久に於ける大井氏の勢力は、千曲川以東の地即ち平賀庄を併有し、

櫻井三塚遺野等に跨かる伴野の一族を、東北の二方面より壓迫せしもの如く、それがため巖々兩氏の間衝突を起せしが、其數も混亂を極めしは文明十一年にして、其年八月廿四日大合戦となり、大井方一敗地に塗れ、大將分たる大井氏（名缺）は伴野氏の爲めに虜となれり。伴野氏がかゝる結果を得しは、裏面に武田氏の聲援ありしによることは「妙法寺記」等によりて明かなり。伴野氏は大井氏の壓迫を受けて遂に武田氏の後援を需むるに至り、固争結びて解けざるの時に當り、一方更埴二郡の地に勃興せる村上氏は、小縣に於ける遺野氏の勢力を突破し、背後より大井氏に迫りしより、岩村田に於ける大井氏の宗家は終に没落の非運を見るに至りしなり。此没落の時期は「四郡譚叢」によれば文明十六年二月にして「御符禮之古書」文明十五年の條に既記「岩村田大井源安房九代初」と見ゆる處より推考すれば代替りの虚に乗ぜし如く思はる。

参 考

【津島御符禮之古書】 澤田影守 著 長瀬 編

文明十一年己御射山明年御頭定

（前略）

右頭野澤禰右馬助康政御符禮三貫三百三十三文使孫六伴野大井大亂此年八月二十四日大井與伴野合戦大井殺伴野へ生取阿江木入道討死後大井殺佐久へ歸し候野澤御教書祝詞前代官掃部助清綱馬一疋栗毛孫六請取來候

【四郡譚叢】

吉澤好雄著

前文明十六甲辰春村上佐久郡に亂入し、一万二千の軍兵を以て大井の城を實かこむ。二月二十七日未刻寄手四方に火をはなつ、折ふし猛風吹わたりて（桂室堂記）城崩にうつる。煙は煙を巻くか如く、並木の

梢は雲を流く新となりて、神社佛閣數千の民屋一時の灰燼となる。城主（大井長門守）戰の衝盡て終に降参するに及ぶ云々（元云遺三承久年中大井の祖爰に居住より以來二百六十餘年城沈没して不起）

四 村上氏の勃興

村上氏が北信の雄族として頭角を顯せしは、既記の如く南北新の頃と思はる。當時の忽領村上河内守信貞守讓小笠原貞宗と相闘びて武家方に屬し、各所に轉戦し、其兵權小笠原氏と拮抗せしことは「市河文書」等に徴して明なり。而して其孫に當る村上満信の時には、宮方の發奮たる大文字一騎に與して、黨與を糾合し、應永七年九月新守讓小笠原長秀と中川高の平野に戦ひ、終に小笠原氏を京師に追ひ返せしは、既記の大塔合戦にして、佐久の大井氏は兩端を持し居たりしが、平賀、伴野、田口の三家及び小縣の遺野一族等は、皆一揆に屬し、村上満信は實に聯合軍の盟主たり。満信甥頼清次で忽領職となるに及び、又小笠原家の當主政康と権を争ひ、既記の如く傾を鎌倉に及ぼせり。この時に當り村上氏は既に埴科郡坂木の一家主たるに満足せず、時代思潮の下剋上の氣運に乗じ、四方に領地の開拓に懸念せる如し。

而して佐久の大井氏に對する壓迫は何時より始りしか、佐久侵入の始めは何時頃なりしか、其説種々に岐れて明ならず。吉澤好雄の「四郡譚叢」には「應仁元年村上氏一万騎を引率し大井を實む、城主大井原に戦ひ敗れて申州に走る」と明記し、埴科郡志には此の大井原の戦を以て其前々年即ち寛正六年となし、當時の村上氏は兵部大輔政清と斷ぜり。何れにせよ寛正六年より應仁元年に至るの間に於て、村上氏の武力東漸せしは事實なり。「御符禮之古書」によれば文正二年即ち應仁元年の條に「此年海野大乳村

上切勝所領被持候」と同年又「若下滋野滿幸此年十二月十四日於海野打死候」と、前後の關係より推測すれば、これ亦村上氏の戦争なるべし。翌應仁二年の條に「坂木村上兵部少輔政清（中略）海野千重城のつめ口を取被座候、自陣中返事候」と見ゆ。畢竟村上氏の武力東漸に當り、第一に衝突すべきものは小縣郡の諸家なり。小縣郡は古來滋野一族の勢力範圍に屬し、瀨等の中心點は海野地方なれば、當然此地方に於て兩者の衝突は免るべからざるなり。而して應仁元年村上氏既に海野氏に勝ちしより、村上氏の武威直ちに滋野氏を越えて大井氏に加はりしは想像し得らるべし。但大井家の戦争なるものが、其時なりしか、其以前の寛正六年なりしか未だ詳らかならず。「御符禮之古書」によれば當時の大井城主は大井政光にして、其代官に依田新左衛門忠長あり而して大井氏の配下と見るべき者には小諸に大井尾張守光頼、望月に望月遠江守光盛、平賀に代官吉澤政宗、田口に田口民部少輔長綱、矢島に矢島光友等ありて、田口平賀を除くの外、南佐久地方は寧ろ伴野氏の勢力範圍に屬したり。

應仁以來は戰國時代にして、京師にては山名細川の兩氏天下の諸侯を二分して鎮を削りし所謂應仁の大亂あり。其影響地方に波及し、遂ての秩序習慣悉く破壊せられたり。此の時に當り佐久の大井氏は一方に拮抗すべき伴野氏あり、今又村上氏の壓迫を受け、頗る苦境に陥りしものならん。而して文明十五年大井政光死し、其弟安房丸家督を相續せしが、其の翌年村上政清の大襲撃を受け、大井城下（現今の岩村田）兵燹の災禍を蒙り、大井の宗家故に事實上滅亡を告げ、大井氏の勢力の範圍即ち伴野氏の所有を除くの外、佐久地方悉く村上氏の配下となるに至れり。此の前後に於て平賀に大井美作守光廣、小諸に大井紀守光次、田口に田口山城守長慶、矢島に矢島入道慶相木に阿江木入道沙彌常榮等の人々雄飛せり。

村上政清は明應三年十月十一日卒し、其子顯國之に代る埴科郡村上藩によるに「是より先延徳元年甲斐の武田氏佐久郡を侵し、六月五日岩尾城を焼き、八月倉頭を渡りて産田城を攻む。顯國兵を遣はし大井氏を助け、甲軍を却そく、是より佐久の豪族多く村上氏に従ふ」と。大井氏の一族斯く村上氏の勢力に包圍せらるゝと略々同時代に於て、伴野氏の一族は甲斐の武田氏と或は交渉有りしならん。是より佐久に於ける武田、村上兩氏の衝突時代を現出せり。

五 武田氏の侵略

武田氏の初めて佐久地方を侵略せしは、其時代定かならず。「四郡譚載」によるに父老雜傳として「延徳元年六月五日甲斐武田勢佐久郡に亂入云々」と、(前埴埴科郡埴村上譜の記事と大同小異也)當時武田の主將は武田信種にして、信玄の祖父なり。或は信種之父信昌なりとの説をなすものあり。延徳元年亂入以後武田勢の屢々佐久を侵略せることにつき「四郡譚載」には次の如く叙述せり。「其後亂入度なし、岩村田を取、岩屋を取る、國中嶺の如くにわかれて鬪争やむ時なし、郷士鎌山帶水城を築く、天變地妖かはるはがるあらはれ天下飢饉す」と。

武田村上の兩氏佐久地方を戦地として、争鬪の幕を開きし時は、恰も日本は戰國の初期にして、國內に戦亂の威勢制度は打破せられ、新勢力勃興の氣運充ち居れり佐久に於ても大井氏の宗家一敗地に墮ると共に、其下風に立ち居たりし土豪輩、表面は新勢力の村上氏に面従の姿なりしが、下剋上の時代思潮に驅られ、一村にても一部藩にても己れの勢力範圍あれば、其處の山嶺從處の水源地の宜しきを相して直ちに城砦を作り、常に戰鬪準備に汲たり。「信陽雜志」永正二年の條にある當時佐久小縣兩郡に割據せる土

豪の重なる人々を拔萃すれば、

平賀佐京大夫成頼(佐久平賀城主)、大井彌正忠行滿(佐久尾城城主岩尾長土呂知行)、大井民部少輔信直(耳取城主)、大井伊賀守光忠(小諸城主)、大井美作入道玄岑(内山城主)、望月滋野昌純(望月城主)、相木周防(相木城主)、伴野刑部大夫貞慶(伴野城主)、市河丹波守信光(或云金井ノ住、岩村田、小田井ノ内知行)、小野海太郎義經、長登左衛門貞隆(長登城主)、大井大和守信廣(武石城主)、貞田、

此の外多くの小豪將に至る所に設けられ、地頭や代官位の人々弓馬を貯へて割讓せり。是等の人々は強者に對しては城守の態度を取り居るも、別に參觀の制度あるにあらず、常に居城にありて自分勝手なる攻掠にのみ専心せり。

『信陽雜志』永正十六年の條に「十月平賀成頼兵四千五百人を引率して甲州若御子駒井に攻め入り、三千の武田勢に逆撃せられ敗走せり、世に之を鹽川の敗北と云ふ」と此頃武田氏は信濃の子信虎の時代にして、野心満々たる猛將なれば、屢々佐久出兵を試む。又村上氏は村上顯國の後を嗣ぎし頼平、頼平の子義清、何れも兵を佐久に出し、惡戦を試み、佐久は戦亂の巷となりて、人民は塗炭の苦境に陥り、兵災の災禍靡なりき(武田三代記)に大永年中信虎佐久を侵し、岩村田に於て律宗二寺に放火し、寺僧六十餘人焼死す云々」と此の二寺の一は大井の名刹眞光寺なりと。

斯る際佐久諸豪の向背は如何なりしか、既に前に述べし如く、大井伴野の兩氏は互ひに鬭争を事とし、大井氏の一統村上氏に頼れば、伴野氏は武田氏に依るの風あり。これ元より戰國時代なれば論ずるに足らず今日の味方は明日の敵、御都合次第去就を決すること一種の習慣となりて、遂に「街道被官」の名稱さへあるに至る。『妙法寺記』は大永七年、信州佐久郡

前山城主伴野貞慶、郡中諸侯と稱號して吾境に陥り、武田氏に援兵を請ひしに、信虎應じて直ちに出兵し、干戈に訴へ和議を望へしめしにより、伴野貞慶より武田氏に所領を贈りたることを記載せり。

參考

〔一〕郡誌(吉澤好謙著卷之七)

〔新〕時應仁元年村上氏襲來て大井黨と大井原に戰ふ。其後攻戰たびたびにて郡誌は瓦の如くくだだけ、櫛の如くに崩る。文明十六年二月二十七日終に大井城灰燼と成て、神社佛閣民屋にいたるまで次第に沈没し、寺は骨を供給するに足らず、定額皆おとろふ。いたましや講經斷絶し、行法退轉す。修學の器はおのづから刑釀ふさかり、十二寺院は傾き倒て春の草秋の風に驚かれぬ。(中略)其頃大井伊賀守いたく此事をなげきて、東芝間に散在の六坊を小請うとう坂にうつせりと云。其後永正年中武田信虎、かつらをの村上頼平、佐久郡を争ふ。連年台戦やむ事なし諸國亂て貨物を京都に傳へず、一庄一村の瘡土山に墜り水を帶て陣城をかまふ平賀の入道(成頼)甲州を襲ひ若神子に亂入す。甲斐の軍將も佐久郡に出張す。大永年中岩村田に襲來て此寺敵に内應のものやうありとて火を放て焼く之、院々方丈庫裏應堂を焦して焼亡す、(中略)此時郡國兵革にくるしみ、寺終に起る事なし、空院には夜月軒のひまより漏、衆僧に鳴き、孤草むらにはしいまも也云々。

六 平賀成頼の滅亡

武田村上の兩氏が佐久地方に於て争奪戦を試みし際に、佐久の土豪中にありて断然頭角を顯はせしは業に己に逃べし平賀の城主成頼入道源心なり。平賀氏は源平時代及び鎌倉の初期に於て、平賀義信並に平賀朝信等により

て日本歴史上に一時著名なりしが、朝雅誅せられてより後は其消息詳らかなり、南北朝より室町時代までは既に屢々記せし如く、平賀氏は何時しか大井氏に併せられ、「御符遺之古書」等には大井知行とありて、其代官の姓名に平賀氏所々に散見せり、而して文明十六年大井氏の宗家滅亡以前平賀には、大井氏の代官美作守光廣居りしが、其以後は此光廣獨立せるものか、文明十七年の條に「平賀庄大井美作守光廣云々代官藤野左衛門助本清」とあり、茲に松野万なりし藤野本清を祖下とし居りしより推考すれば、岩村田の大井氏没落後の美作守光廣は、毎るべからざる勢力を有し、又領域も追々擴張せしならん。「御符遺之古書」文明十八年の條に、都村内山は依田美濃守光俊の名を以て代表せらる。「千曲之眞砂」には、某書を引きて永正十七年内山城主大井美作守玄岑、同小次郎隆景と記し、又内山城は往古平賀氏の本城なりと記せり。而して内山村の名利正安寺は文龜年間内山美作守再聞基と、同寺の記録に見ゆ。文龜は永正の前なれば、或は此の美作守は大井玄岑と同一人にして、其内山城に居たりしより内山を氏とせしにあらざるか。而して、又文明時代の大井美作守光廣は、老年に及び美作守玄岑と稱せしにはあらざるか。

平賀氏が栄加として頭角を顯はせし理由に就ては、何等の記録もなく、甚だ明瞭を欠く。一説に曰く、此平賀氏は世に傳ふるが如く、鎌倉時代の平賀氏の末裔にあらずして、大井氏の一族ならんと、北佐久郡三岡村字耳取玄江院に現存する大井系圖によれば、成徳入道玄信は大井氏の一族にして、大井忠次大井隆盛等と兄弟の如く記載せらる。併し下剋上の時代なれば、或は平賀義信の後裔が、祖先の遺傳に衝動せられて奮起せしものなるやもはかり難し、何れにせよ平賀成頼の物異は佐久の歴史にありては一大史疑にして、興味ある題目と云ひ得べし。

平賀成頼は村上氏に志を遺せし一人にして、村上氏は、成頼の助勢を得て全部を風靡せり。而して前述の如く成頼は永正十六年十月自ら三千の兵に將とし、甲州に侵入し、武田信虎の本據を衝かんと試み失敗せり此甲州侵入の一舉は或は大永二年八月信虎佐久に入り岩村田城主大井隆盛を圍むや、村上頼平子義清と出て救ひ、信虎と大井原に戦ひ之を逐けし時、村上氏の別軍となりて信虎の處に乘じて甲斐を侵して、甲斐馬場伊豆守虎貞と藪崎に戦ひ利あらずして歸へりし時の事とし、諸書一致せず。

佐久郡に於ける此平和の時期は、僅か大永七年より十年間にして、天文五年十一月に至り復び武田氏と平賀氏との間に戦雲漲るに至れり。其邊疆は「村上家傳」によると、村上氏の幕下たる平賀成頼入道源心の領民甲州に入り、至る所に狼藉を種めしかば、武田方にては彼等を捕へ、平賀氏に談判を試みしに、成頼之を受けざるのみならず、却つて傲然武田氏を輕侮せるより短慮なる信虎怒ち戰端を開き信虎の嫡子晴信當年十六歳の少年なりしが、父に従ひて初陣の鏑を著飾りて出馬せりと、これ「甲陽軍鑑」に所謂海ノ口の要營戰にして晴信初陣の大功名に引替へ信州方に於ては平賀源心の討死となりて著せり。

参 考

【甲陽軍鑑】

（前略）又同年の霜月晴信公初陣にて候、其敵は海野口とて信濃の内に城あり、是へ信虎公駿向なされ取つめられ候所に、城の内に人数多又平賀の源心法師が加勢に來てこもり候、就中大雪ふりて中々城の落べきやうさらになし、甲州の衆打寄談合申され候は、城の内に三千程人数候由申候へば、がぞめには如何にて候、又御味方的人数も七八千にはよも過敷まじ、けふははや極月廿六日なれば年もつまり候。先朝

圖へ御陣陣被成來春の事に可被成候。敵も大勢と申、節季と申、跡を
 したふ事ゆめゆめ思もよらず候と申上候へば、信虎公御合點にて、さ
 らば明日早々と引とるべきと相定らるゝ所に、晴信公御出有てさらば
 しんがりを被仰付候へと御望候。信虎公聞召大きにわらひ、武田の家
 のなほ被申物哉、敵のつくまじきと功者其申候に、縱、某しんがり
 と申付候共、二郎に被仰付候へなど、申てこう懸領とも云べきに、次
 郎ならば中々斯様の事は望申まじきとて、御しかり被成候へば、晴信
 公奔りに御望しんがりを申請られ候、其儀ならば跡に引候へとて、信
 虎公廿七日の曉うち立御馬を被入候。晴信公は東道三十里ほど跡に
 残り、いかにも用心したる體にて、漸々三百ばかりの人数を下知し、
 其夜は食を一人にて三人前計こしらへ、早々打たゝん支度をし、たび
 はゞき物具をも其儘きこみにし、馬に物をよくかふて、くらしをも置づ
 めにし、寒天なれば明日打立時分は上戸下戸によらず酒をすこし、夜
 の七つ時分ならば懸出べき分別仕候へと自身ふられ候。内衆も晴
 信公の深き御分別をば不存まことに父信虎公の御せしうなさるゝも御
 尤も也、此寒天に何として敷跡をしたひつき申べきやとて、下々にて
 皆つぶやき申。さて七つ時分に打立て甲府へは不_レ行跡へ歸りもとの
 歸りきたる誠へ取懸、廿八日の曉其勢三百計にて何の造作もなく城を
 乗取玉ふ。城の内には平賀の源心計、巴が内の者もは廿七日に返し、
 源心は一日心をのべ、寒天なれば廿八日のひる立にいたすべきとて、
 ゆるゆるとしてゐる。地の侍共年取用意に替さとへ下りて、城にはか
 ち武者七八十あり、さて源心をはじめ番の者共五六十討ちころし、高
 名も無用平賀の源心が首ばかり是へもちてまいれとて、晴信公の御前
 に御覽、ねごやを焼はらひ、こゝかしこにゆだんしたる侍共一所にて

二十三十づゝ討てすつ。ようよりの加勢の者は在郷にゐて此糧の休
 息一日いたし歸らんと申て罷在候。此者共は猶以取あはずにけて行く、
 敵の中に剛兵もあまたありといへ共はや城をとられ候其上、晴信公一
 頭とはしらず信虎公の返して働給ふと存知、一万に及ぶ人数がをしこ
 みたらんに、何の働きも成まじきとて女子をつれてにぐるを本にせよ
 と云て、山のほら谷に落してしぬる。中々晴信公の御手柄古今種に有べ
 しと、よその家中までも申ならはしたりさて此平賀源心法師は大剛強
 の兵者にて、既に力七十人力と申ならは候。定めて十人刀も之有べ
 し。四尺三寸斗りの刀を常に取持仕る大人にて、敷度のあらけなきは
 たらきの兵にて候。是を晴信公初陣の手柄にて討取給ふ。是信玄公の
 十六の御年也云々。

七 武田信虎と村上義清

天文五年十二月、平賀成親、武田の爲めに滅されてより、佐久郡内は大
 動搖を來たし、志を武田氏に通せるもの多々ありし如し、此時に當り去る
 大永五年十一月、父頼平の遺志を継ぎ坂木城主となりし村上義清は北條の
 頭主を以て自ら任ぜしに、豫て巴れに志を通じ居りし平賀成親敵の奇計に
 陥り、敢なく討死せしを聞き、熱過すことを得ず。此より武田村上二氏
 の衝突は益々激し。即ち甲陽軍鑑によれば左の如し

一 甲州若神子合戦

天文八年閏六月村上義清の將佐久より甲斐を侵す二十日武田氏の將飯
 富兵部と若神子に戦て敗れ歸る。

二 南佐久源氏合戦

天文九年正月十六日武田氏の將飯坂信形、督將を以て源氏城を陥れ、

本城小山田備中守昌行に、二の窟を日向大和守昌時に三の窟を長坂左衛門國清に守らしむ。されど海尻の地土一獲等意を村上氏に通す。玆に於て村上義清直に部將頼岸寺光氏を遣はし、城を圍ましむ。光氏攻めて既に二の丸まで陥れしが本城は小山田昌行固く守りて降らず既にして同月晦日甲州の援軍至るに逢ひ、村上勢遂に圍を解きて去る。

三甲州小荒間合戦

天文九年二月村上義清の將清野、高梨、井上、須田等義清の命を帯び、留を留して甲斐に入り、火を放ち狼藉を極む。此月十八日の夜武田晴信これを小荒間に逼へ撃つ、村上氏の諸將敗れ歸る。

甲斐軍は年代の錯誤甚しく、之に加ふるに假設的人物もあり、後人の竄入等もあるが如し、同書には晴信又信虎を今川家に押し込めしは天文六年と記し、前記の三戦は晴信時代の如く記さるゝも、當時の記録たる「妙法寺記」によれば信虎の駿河行は天文十年六月にして、三戦共に信虎時代の出来事なり。此の三戦の中に於て南佐久歴史に最も深き關係あるは海尻合戦なり。「妙法寺記」によりて想像するに、天文九年五月以後佐久に於て大戦争ありしものゝ如く、海尻合戦も其時ならんと推測する専門家もあり。即ち「妙法寺記」天文九年の條に。

（前略）此年五月より武田殿信州へ取懸被食候。去程に弓矢に切勝被食候而、一日に城を三十六落し被食候と聞え候。去共佐久郡と中俣を御手に入候小山田殿の代と而、小林宮内助敵一城をかまへ候。去間此方寄手近付陣立しけく候而、皆々迷惑いたし候。

と文章の意味は單に香州の三十六城を陥れ、佐久郡を手に入れ、小山田の代理として小林宮内助に一城を擣させたりと云ふのみにして、三十六城の位置の如き判明せざるも、其佐久郡なりしは文章の上より見るも明らか

なり。而して怪むべきは此重要事件の、甲斐軍遂には少しも見えざることなり。これを以て人或は海尻の陥落は五月以後にして、更に村上勢の浦尻を包圍せしは翌十年正月にして、小荒間合戦も從て十年二月ならずやと。甲斐軍遂廿一の終に。

天文十年辛丑（前略）其歳中も敵味方共に埜目の仕置きにて、合戦は是なし、但海野口海尻をきり、岩村田或はつたき（前略）青柳をきり、番手の一衆は日々足籠せりあひなり。

とあるを見れば、同書の著者も亦十年に海野口、海尻に事件の發生せしを肯定し語りしものならん。これを要するに天文九年より十年の初めに至るの間、海尻城の武田氏の有に歸せし以來、佐久郡内の諸城其多くは武田氏の陥るゝ處となりしならん。

八 海野本姓滋野氏の没落

天文九年より十年に至りて、佐久郡の大勢略々武田氏の勢力範圍に歸せしことを證すべき事實は、十年の五月に起りし海野合戦なり。前に引證せし甲斐軍遂の文に、天文十年には敵味方共境目の仕置にて合戦是なしと然れども信州に滋野氏没落の大事件のあるあり、滋野氏は鎌倉時代以後小縣郡海野邊を中心として、殆んど小縣郡の全部及び佐久郡の川西地方、驛月蘆田邊に跨がる一大雄族にして、應永の頃には大文字一揆に與して小笠原氏に反抗し、其頃より餘儀なく村上氏の下風に立ち、應仁前後に於ては村上政清の爲めに大に苦境に陥り、頗る萎靡の姿なりしが、蓋多年蓄積せる勢力の根柢を存し、加ふるに關東地方の後援もありしにより、全然武田氏又は村上氏に降服するの状態には至らざりき。滋野氏にして小縣の一角を維持するは、村上氏の東方經營にも、武田氏の北信經營にも大障害にして、

殊に武田氏は既に佐久郡を其勢力範圍となせしに、其一部たる川西望月地方に遊野の勢力あるは好まじからず、尚進みて小縣を經營し更に進みて村上氏の根柢を衝き、又一方諏訪を經略せんには到底遊野氏の存続を許さず、故に於て信虎諏訪頼重を懐柔して味方となし、更に村上氏と聯合し三方より海野平に攻め入りて、遂に遊野一族の没落を見るに至り、其宗家たる海野氏より、嗣津、葦田、矢澤の諸氏に至るまで皆獨立を保つ能はざるに至れり。「村上家譜」によると、天文元年に海野幸義戦死し、海野悉く村上氏に歸し、遊野一族の領土村上氏の所有となると。これ大に疑ふべきものなり。「諏訪神使御頭之日記」にある如く、武田信虎を盟主とせる聯合軍によりて蹂躪せられしものにして、信虎は天文九年より十年の始に亘りて佐久の大部分其領有に歸せしより、更に一步を進めて小縣經略に指を染め之を

決行したるなり。

參考

【諏訪神使御頭之日記】 野訪野久義家

天文十年の條

(前) 此年五月十三日頼重武田信虎爲合力海野へ出張、同村上殿三大將同心にて尾山せめおとされ候。次日海野平、同頼津悉破候。此時從頼重神長にさいはいを被切候間、如此御本意満満足候。此陣中に大南近年なき高水候。頼津之事國神家之條從此方被召歸候。矢澤殿も色々佐賀被申候。海野殿は關東へ越上杉殿頼被申七月關東東三千騎計にて、佐久海野へ歸候。頼重七月四日に東國之向人數長登まで出張候。然處此方之様体能候て、關東と和談分に候。甲州の人数も村上殿も身をぬかるゝ分に候て。此方までのヤリに候處、長澤へは關東の人数不相備、葦田郷をちらし候て、其儘歸陣候。葦田の郷にはぬしもなき体に候間、

頼重知行候て葦田殿の子息此方の家風になられ候間、其かたへ後郷をいたさせられ、同十七日御歸陣候云々。

九 武田晴信の襲封

武田信虎の經略著々として進み、結婚政策によりて諏訪頼重を味方に加へ、更に村上義清と一時同盟し、海野氏を包圍して、遂に没落せしめしは、信州を席捲する絶好の機會なりしが、俄然一大事件突發し、武田氏の計畫に一大頓挫を與へたり。是は武田信虎、嫡子晴信の爲めに天文十年六月十四日体よく關を逐はれ、駿河の今川氏に寄寓の身となり、甲斐の金權新主晴信に歸せし一事なり。これ遊野氏没落を距る僅かに六閱月にして、中陽軍艦によれば、天文七年の事となすも茲には當時の記録たる「妙法寺記」及「甲斐國志」を採用せり。何れにせよ武田氏勢力の下に威壓せられ、止むを得ず服従を強むられし人々にとりては、權力の恢復を圖る好機會なりき。當時の形勢を見るべき記録傳はらざるも、其前後の事情より推すに、海尻、湖の口を除くの外、佐久の大部分は此際悉く叛旗を翻へせしなるべし。特に七月は前項記載せし如く、海野氏の恢復を圖らんとし、關東勢三千騎佐久及び海野の地方に侵入し、武田氏に對する人心は殆んど北信の地を拂ふに至り、志を上州に過ずるもの多きを加ふるに至る。「甲斐軍艦」によると、天文十一年三月信州大身兼、小笠原長時、諏訪頼茂、村上義清、木曾義康等聯合して甲斐を侵し、九日諏訪口の湖澤に戰ひ、晴信の爲めに敗る。續いて閏三月二十日、村上氏被官の人々等佐久より甲斐を侵し、佐久口の平澤に戰ひ、亦敗れ歸る。是に於て武田の老臣等佐久小縣に侵入の計を立て晴信に勧めて曰く、

先月當月兩度の合戦に、兩度ながら御理運にあそばし候間如レ此の觀に、

さく、ちいさかた、敵の持分を焼き拂ひ給へかし、左儀らは信虎公の御代に、御被官に罷成たる信濃侍大將とも、今度大形歸参いたし候らはん。五年以前に信虎公退出なさるゝ時、あやうく存じ、而々居城へ引籠り、此頃は村上殿へなりては又しかしかと、村上殿をもあかぬ待共も皆御したへ、前代のごとく召寄せらるゝ御分別肝要に候(信濃志)

この文中に五年以前とあるは、著者の誤想なるべく、代替りの機會に乘じて、佐久の諸氏が悉く武田氏を去りし事は、前文によりて明瞭なるべし。併し晴信は此勅告を退き、二十三日甲府に歸り、英氣を養ふこと二ヶ月の後即ち六月四日諏訪に入り、頼重を窮地に陥れ、遂に甲府に押籠めて自殺せしめ、諏訪全部武田氏の版圖に歸せり。

諏訪平定の後晴信更に進みて伊那を侵し、伊那勢破れ戦死三千に及ぶ。頼て馬首を回して甲府に歸還し、人馬を休養すること二ヶ月、十月に至り北信經路の途に上り、一甲陽軍艦一によれば、天文十一年十月七日甲府立、諏訪の真徑に逗留すること三日、大門峠の麓諏訪の湯川に逗留二日、十二日峠を越え小縣の大門に働き逗留三日、十五日進みて長窪に至り、火を民家に放ち、逗留一日、退きて復ひ大門峠を越え、木管を湯川に設け、滞在七日、此月廿五日を期し佐久の海尻に向はんとせり。廿三日に至り村上義清佐久小縣の聯合軍を率ゐりて戦を挑む。晴信自ら兵を督して應戦し、大に信州勢を破る。斯くて晴信湯川より南佐久海尻に至り、境目の仕置をなし、滞在して十一月末に至る。當時南佐久は海尻まで武田氏の勢力範圍にして海尻の守將は小山田備中守昌行なりき。而して交通上より云はゞ、當時諏訪の湯川より八ヶ嶽山脈を横断して海尻へ直行の道路のありしことは「甲陽軍艦」の記事によりて悟り得らる。此の戦勝の結果、相木村の相木市兵衛昌朝は八十騎を率ゐて降を武田氏に請ひ、甲府へ出仕せり。

當時佐久の諸將多く意を村上氏に通ずるも、其配下にあらざして、各自獨立の憂なりしかば一舉之を平定するに困難なりき。「甲陽軍艦」に信濃國武士氣質を説くのは、主として佐久の士氣を對象とせしものなり。

参考

【甲陽軍艦】第八

(前略) 去程に晴信公天文十一年虎の十一月二十三日、信州大門峠下において軍に勝ち、海尻迄御馬をよせられ、さかひめの仕置なさるゝ。信州衆敵の故おくれたる色もなく味方申人もなし、よその國には合戦に負、おくれを取たる方の城二つも三つも必おつると聞及ぶに信濃の國は餘圖にかはり、勝たるきほひを以て敵の小城へも取つむれば、始め負たる口惜きに、衆にて仕返さんと存知、城を持ちかため、味方のごつめを待ちてあひさゝゆる。狙ごつめの人は親子、兄弟、叔父、甥、従弟、はとこ、遠類知音ちかづきをうたれ、いきる人は又敵におしつけをみせ、旁以て口惜きに、是非共一度仕返し、味方のうたれたることく敵を討ち、或はおひくつし、敵のおしつけを見ずんば、武士の弓矢を取るかひはなしと、宥諭する體なるにより、競ひ過ぎたる働きありては、跡々の勝利を無にせられんと、勝ちて後は着以て大事にし給ふなり。但し佐久の郡あひ木殿三年以前より内通故霜月末に御馬入候へば、十二月十日に甲府へ出仕にて、次の年正月命弟を甲府へ人質に進上申さるゝ以上。

十 武田晴信の佐久平定

【妙法寺記】によれば天文十二年及十三年の兩年は、甲州も至つて平亂無事にして、武田氏が軍を動せしこと見えざれども「甲陽軍艦」には天文十二年十一月中旬晴信信濃に出馬し、翌十二月十五日に至るの間に於て計略

を以て九城を降せしことを記載せり。前後の事情より推測するに、諏訪は前年既に平定し、小笠原家の領地たる筑摩地方への侵入は、天文十七年七月塩尻峠の戦捷後なり。伊那は天文十四年其關門たる箕輪城陥落の後なるべく、小縣は鹽田原の合戦、天文十七年に於て、戸石の城攻め十九年なれば、其以前に九城の散在すべき地あらざるなり。されば、九城とは佐久郡内たらざるべからず。「信濃雜志」「千曲之眞砂」は共に九城を佐久と断定し、眞砂には小諸、内山、岩尾、前山、平原、蘆田、望月、依羅、小田井の諸城とし、雜志には此等諸城の陥落は天文十三年となし、城の名も多少の異同あり。何れにせよ佐久の諸城の大部分、武田氏の有に歸せしは十二年より十三年の事にして、當時此等諸城に割據の諸家族の姓名を、以上の二書によりて調査すれば左の如し。

(信濃雜志)

千曲之眞砂

- | | | |
|------|----------|--------|
| 小諸城 | 大井左馬允忠成 | 行儀又ハ行頼 |
| 岩尾城 | 松大井彈正行頼 | 同上 |
| 前山城 | 伴野左衛門依信兼 | 同上 |
| 蘆田城 | 板屋田下野守守守 | 同又ハ陸家 |
| 内山城 | 松大井小二郎陸景 | 同上 |
| 望月城 | 松野野邊江守信雅 | 同上 |
| 耳取城 | 松大井民部大輔 | 大井民部滿安 |
| 小田井城 | 小田井又六郎兄弟 | 同上 |
| 平原城 | 平原入道 | 同上 |
| 依羅城 | 依羅氏 | 與良邊江 |
- 此の他信濃雜志には、平原の平地左近守芳、森山の森山豊後守滿繁、森山兵部助成繁、田口の田口左近將監長能等の、武田氏に降参せしことを記

せり。併し天文十七年に田口城に包圍戦のありし記事が、「妙法寺記」にあるを見れば、田口長能の降参は頗る疑問なるも、或は此時既に降を請ふて更に復背きしものか、尚此九城につきては疑ひなきにあらず。

此の如くに佐久の大部分は、既に武田氏の領有に歸せしが、尚も頑強に抵抗を試みしは、北佐久志賀の城主菅原新三郎昌朝なりき。元來佐久は東方上野に境し、兩國間は峠を以て通じ、往來頻繁なりしを以て此國境近く居を構へたる兩國の郷土は、常に連絡を保ちし形跡あり。志賀城主菅原氏の如きも、關東勢の後援を頼みて容易に屈せざりしを、天文十五年八月武田晴信自ら甲信二州の部下を引率して之を包圍し、城遂に陥り、一門多く打死せり。是より先き上州の援軍澁岡山麓を迂回し來りしを、晴信の老臣板垣信形以下邀へ撃ちて大に之を破りたり。此戦に就きては「妙法寺記」に詳なり。甲陽軍鑑には此戦を十六年の出来事とせり。

次きて天文十七年八月十八日、小山田出羽守を將として、田ノ口城主田口長能を攻む。時に附近の情實族長能に同情し、武田勢を包圍して苦境に陥れしかば晴信之を聞きて九月十二日自ら將とし來りてこれを攻め、長能をして遂に戦死せむ。此戦に甲軍の獲たりし首級五千の多き事と註せらるゝより推考すれば、決して一局部の戦争にあらず。伴野城主伴野信豊の如きも當時田ノ口應援の一人なりしが、後復び降を武田氏に請ひたりと傳ふ。

以上志賀城及び田ノ口城の二戦によりて、佐久郡は全く晴信の配下に歸せるが如しと雖も、村上義清補料小懸の間に於て勢力を有するより、其與黨尚多く佐久にも散在せしもの如く、「妙法寺記」によるに天文廿二年村上義清没落し、翌廿三年七月廿四日晴信信州に出馬し、八月六日佐久の要害九ヶ所を一夜に落す。この年小室も落城し云々と。

然れども先に述べし『甲陽軍鑑』の天文十二年十一月中旬より、同十二月中旬に至るの間に、信州の九城を攻陥せる記事に暨けは海ノ口、海尻、志賀、田ノ口を除くの外、前後十八城の陥落を見る。『信陽鑑』及び『千曲之真砂』は何れも甲陽軍鑑を信し、既記の如く城の名をも明記せるが『妙法寺記』によれば唯小諸城のみは二十三年に陥落と明記せり。これ或は十二年一旦陥落したるも、其後再び之に據りて謀叛を企てたるものならんか。要するに武田氏の佐久全部の平定は、天文十一年庚より廿三年頃に至るの間、十二年の歳月を要したるは明なり。

十一 武田信玄の諸將配置

上述の如く佐久は漸く平定せり。今當時に於ける諸將の配置を見るに、田口城には田口長能没落の後を承けて依田能登あり、(相木城主相木市兵衛改名して依田能登と云ひ、天文十九年八月十二日死す、其子美濃守父の名を襲ふて八十騎の將たり)

前山城には武田氏に仕へて百騎の部將たりし伴野信豊あり、信豊死するに及び、野澤村なる合弟貞頼留く遺領を領領し、天文の末に至り信豊の子貞祥(初名貞範)貞頼を排して父の遺領を恢復せり。

内山城には武田家譜代の臣飯富虎島を置く(飯富永祿八年武田義信の謀反に與みし自殺し、小山田備中守昌辰の子昌行之に代はると傳ふるも「高山山運奉定院文書」中に永祿七年既に小山田備中守玄恰内山の土地寄進状あるを見れば小山田氏の内山城主となりしは永祿八年以前なりしなるべし)

以上田ノ口、前山、内山の三城は南佐久にては主なるものなりしならん。野澤の野澤城、大澤の荒山城等は皆前山の伴野氏の屬城にして、相木は田

ノ口に屬せしものと見ゆ。北佐久は武田家の直參として、小諸に小山田昌行、岩尾に真田幸隆(岩尾にすとの勢あり)居城して内山の飯富氏と呼應し、佐久の雄鎮なりき。その他、地傳としては望月の望月信雅、葦田の依田信守、平原の平原全真、平尾の平尾白龍、耳取の大井満安等其重なるものなりき。この中葦田の依田信守の如きは百五十騎の軍役なるより見れば、其頗る重んぜられしを知るに足る。

斯くて晴信は諸神社の祭禮の如き何れも其舊規に復せしめたり。此消息は松原諏訪神社現存の天文十七年の下知狀によつて窺ふに足らん。晴信は兵を小縣以北に出すにも、上州地方に出すにも、其多くは佐久を經過し、隨つて佐久の諸將は常に信濃先方衆に加へられ、兵役の慘禍を味へり。下記「運奉定院古文書」望月信雅の書狀は、天文廿二年ものゝ如く、當時に於ける眞面の一部を洩したるなり。

參考

【運奉定院文書】 高山山運奉定院藏

内山之内五百疋之所永代寄進中候爲後日手形致進上候仍如件

永祿七年甲辰月廿日 小山田備中守玄恰(花押)

高野山

運奉定院 參

蓬田之内三百疋之地寄進候爲後日一筆如件

天文廿年十月十四日 望月信雅(花押)

如毎年御營數並土産給日出珍重候當國無限限御弓矢節々不申承意外此奉候時又雖上落望候不能成乍去只今三分考大形事都迄靜論之形二候可御心易候受元之様休者願良可有御傳達候條不能具書候恐々謹言

卯月六日

望月左衛門左衛門(花押)

【松原諏訪神社文書】北牧村松原諏訪神社藏

(龍朱印)

松原御社領之事從去癸卯年今戊申年迄如勅來祭禮不可有意慢者也仍如

件

天文拾七庚申卯月廿一日

松原 □ □ 社人

一二 武田信玄の宗教政策

戦國の武將は何れも敬虔なる宗教信者なりき渠等の手によりて建立せられたる神社佛閣又其處に納められたる器物古文書の類は普通の民家より比較的保存の方法行はれて今日の歴史家斯る材料によりて多くの史料を獲得し従つて此の方面のみ著るしく後世人士の眼に映せり特に武田晴信が神佛を崇敬せしことは有名なるものにして就中彼れは信州の諏訪神社に對しては非常なる崇敬の念を拂へり今迄等神社佛閣に保存せらるゝ多くの材料によりて彼れの宗教政策を窺ふと同時に其れを通じて又彼れの進退行動を推知するを得南佐久に於ける此種の資料は北牧村松原神社田口村山宮家(田口神社に關するもの)及び諸所の寺院に秘藏せらるゝ就中第一に擧ぐべきは晴信の松原、新遷兩社の神前に捧げし白筆の願文なり 松原神社にあるものは永祿三年九月兵を率ひて奥郡即ち川中島に馳く途上松原三所大明神に應護を祈りしもの一通と永祿四年十一月川中嶋の大戦争が終りて上州の西牧、高田、諏訪の三城を包圍すべく其征途に上るに當りて神明保護を祈りしもの一通となり山宮家秘藏の新海神社に關するものは永祿八年二月上州箕輪を攻むる際に神前に捧げしものにして何れも晴信入道信玄の宗教政

策を看取し得へきのみならず彼れの人格を知ることを得、川中嶋の戦争及び上州攻の記録として第一等の史料なり左に其全文を掲げん。

参考

【松原諏訪神社文書】北牧村松原諏訪神社藏

敬白願狀

今度任卜問最吉引率申兵於信之奥郡日不經十日而集藏城自退敗如之向干越則如信玄存分得勝利者併可有松原三所大明神應護仍素願成就日大刀一腰 具足重糖
可奉社納者也

永祿三年庚申九月吉日 德榮軒(信玄花)

敬白願狀

今度任卜問最吉引率吾軍於上州之日語 松原上下大明神寶殿共意施_ニ殆西牧高田陳方之三城不經二十有日而或降幕下或擊碎散亡者備可有當社保護焉

一來三月可興行之集三十三人 義衆於干松原寶殿可讀誦三十三部法華妙兵之事

一只奉納之太刀一腰神馬疋三疋可奉社納之事 此内一疋壬辰二月五日奉納所似神馬三疋庚辰三月五日奉納

右願滿昇平日可合當者必

干時永祿四年癸卯十一月二日 信玄(花)

【山宮文書】田口村山宮家藏

願書

今茲永祿八乙丑春皇二月七日治爲吉日良刻任天道運數而引率吾軍於上

州箕輪之日先獻願狀於新海大明神祠前其意趣殆箕輪之城不過十日擊碎散亡者必矣夫當社者皆賢備獲之靈跡也乘人之願較救若救難加之納軟衣爲無罪冠爲甲如意鐵爲干戈大白象爲鞍馬百變化身瀟灑善方者可無干礙專 太刀一腰 孔方五辨所令進納也神感猶有餘怨社白井嶽山尻高等之五區纏纏于牽提者則必乘於干 神前讀誦三百部法華經王以可報謝 神德焉 急々如律令

下時永祿八戊二月宮辰

信玄(花押)

尚信文は是等の神社佛閣を保存する爲には、大に力を盡したり。其一例として『山宮文書』中にある天正四年八月六日、田ノ口領主依田美濃守より、信玄の臣原隼人佐に宛てし遺書報告の書狀を抄録せん。

【山宮文書】田ノ口山宮第三區

新海大明神御造營被仰付之候

修造仕分奉言上之事

一 三社之御戸内金外ニ者 御文ヲ仕井金物鎖已下調候 右分廿貫七百文

一 二社之御戸帳唐銘 八貫文

一 明神御本地上番 高岩岩仕り口候仕仰之分 廿九貫四百六十文

一 西之長廊 拾貫八百文是は大材木高岩賣求候

一 東之長廊 八貫仁百文是ハ山宮修理充材木客進仕候

一 玉垣 仁貫五百文

都合七拾九貫八百六拾文候

一 自元龜三年壬申至今天正丙子七月悪盜之妻子雜物等辨濟分都合八拾

貫百參拾文候從御奉行所農妻雜物等御日記持參仕候

一 右之外道野志實早秋兩三ヶ所より悪盜三人の妻子雜物從下會期近日

御渡候條于今都合不到之候此等之趣心宜預御披露候已上

八月六日

依田美濃守

原隼人佐殿

此の外信玄か神社佛閣に下せる制札、所領安堵狀、寄進狀の如きもの所々散見するも餘り、煩雜を來すを以て省略す。唯特筆すべきは信玄が諏訪神社の祭紙の復興を圖りし一事なり。『諏訪上下宮祭記再興次第』永祿八年の下知狀に、御射山の鳥居は佐久郡山田郷に於て建立の由、本帳書載しあるも、山田郷の所在不明なる故とありて、更に翌九年の下知狀に山田郷分明せるも、既に斷絶せる事故之を改むるに及ばぬ云々とあり。元來諏方の造營及祭祀等の事は、信濃全國より役饑人夫を出して執行せしものなるが、戰國擾亂の世となりてより、其儀遺轉せしを信玄之が復興を試みしものにして、其命令の如きは古例の通り、信濃全國に及べり。佐久郡の内十一郷は大宮一之鳥居を建設する役なりしが、永祿九年百姓難産の故を以て、免役を神長官守矢氏に申請せしより、更に是等百姓を召喚し、嚴重に之か服役を命ぜり。此の遺宮帳は十一郷にて都合十七貫九百文にして、之を總別にすれば

一 貫五百文 平井之郷

一 貫八百文 安原之郷

一 貫八百文 市村之郷

一 貫三百文 金井之郷

一 貫三百文 小島之郷

一 貫文 南阿江水之郷

一 貫文 南阿江水之郷

一 貫文 南阿江水之郷

にして、その『諏訪神使頭番役定書』等令體部内にも殘存せり。又神長官たりし守矢家には、天正六年二月十三日佐久郡内の平井、塚原、安原、

今井、香坂、島田、白和順、小海、市村、阿江木兩郷、岩村田等通帯にて出せし諏訪造宮手形現存し居れり。

一三 武田信玄の民政

佐久郡全く武田氏の爲に併吞せられ、住民其の仕儀を奉ぜしは天文十五
年頃より、天正十年即ち武田勝頼没落まで、約三十ヶ年に亘る。而して佐
久郡の中特に南佐久地方は、甲州と境を接せるにより、武田氏の影響を被
りしは信玄の父信虎の時代、若しくは其以前よりなりしなるべし。信玄佐
久を領有すると共に、本部を以て西北は北信地方一帯、東は西上野に兵を
出たすの策源れとなせしにより、佐久は諏訪と共に武田氏の爲めには、軍
事上極要なる領土なりしを以て、信玄は其股肱の臣たる小山田備中を小諸
に、飯富兵部を内山に駐め、一方地の監督と共に、領土の統治を圖らしめ
たり。信玄の民政大本とも云ふべき甲州法度は、全部五十七條より成り、
其の五十五ヶ條は天文十六年六月發布し、残る二ヶ條は同二十三年五月追
加せしものなり。此の五十七ヶ條は、信玄の其領土住民に對する態度を想
像するに足るのみならず、佐久地方の人民は勿論此法度を遵奉せるものな
れば、其内田島及ひ年貢に關するものも、大意を抄記すれば次の如し。

一、國中の地頭人等子細を申さずして、恣に罪科の跡と稱して人民の田島
を没収すべからず。若し其犯罪人が晴信親官のものならば、地頭はこ
れに關係すべからず云々。

一、札、狼籍、田島の事は年貢地に於ては地頭の計となし、恩地に於ては
下知を以て之を定む。

一、百姓が年貢を抑留する事は罪科輕からず、百姓地に於ては地頭の覺悟
に任せて所務せしむ。若し非分の儀あらば檢便を以て之を改む。

一、名田の地を理由なく取り放つ事は非法の至りなり但し抑留等の沙汰二
ヶ年に及ぶ者は是非に及ばず

一、新たなる山野を開墾したる場合四至の境を論ずる者あらは本跡を札明
して之を定むべし若し又舊境に依つて分別に及ばざる者は之を中分し
其上猶爭論あらば別人に付する事

一、地頭の命令に對して不平を抱き作毛を其儘にして立退く者は翌年より
其田地は地頭の處分に任す。但し作毛は刈取らずとも別に年貢を辨濟
せば差支なし又地頭が斯かる場合に非分の行爲をなす時は知行半分を
召上ぐ。

一、恩地に於ては自然水旱の兩損あるも替地を許さず但し忠勤を洩でしも
のは相當の土地を充て行ふ。

一、私領の名田の外恩地領に於ては之を他に法却する事を得ず。止むを得
ざる場合には其の子細によりて年貢を定めて賣買することを得。

一、金錢の債務者其債務を果さざる場合には其所有の田地を債權者が相
集つて差押へる事を得。而して證書の日付の早きものに權利あり。

一、恩地を債務の抵當にする事は一應届け出てざるべからず。而して債務
者たる領主逐電せし時は、其事情により恩地處分の沙汰を行ふ。

一、逐電の人の田地を借錢の抵當に取りしものは年貢夫公事一切其人に代
りて地頭に辨濟すへき事。

一、百姓にして開田を有する者は從令數十年を経ると雖發覺次第之を改む
る事、此場合百姓が異議を申立し時は、對決に及び、尚不分明ならば
實檢便を遣はす。若し又地頭に非分あらば之を罰す。

斯くの如く土地を恩地と年貢地とに區別し、之に就きて複雑なる規定を
定めしは、一は以て土地の荒廢と人民の離散とを防ぎ、一は以て年貢其他

の収入を多くし、軍國の經濟を豊かならしめんとせしに外ならざるなり。而して其恩地なるものは、戦功或は其他の理由により、武田家より賜はりたる土地にして、其の領主は武士又は社寺なり。又年貢地なるものは武田氏の直轄地にして、其多くは甲州本國内なり。佐久地方の如きは多くは恩地なり。武田氏は土地に關する法規を嚴重に定むると共に、一方に於ては人民の難散を顧慮したり。これ元より兵馬恫喝の際、軍事費多端なりしより、人民には年貢の外種別納を課し、逕電者ある時は其郡中に於て之を負せしめ、其行衛明せば飽くまでも追跡して之を徵收せり。其他百姓に種々の夫役を課し、後世江戸時代に於て盛んに行はれし道中傳馬役制度の如きは、既に其領土内に實行せしものなり。これが爲め百姓の困苦に陥りしことは、古文書に就きて窺はる。

武田信玄はかく民政に意を用ゐる又一面に於ては戰國群雄割據の間に介在して、領土を擴張し、強兵の實[□]學くるには、多大の軍費を要するを以て、百姓に對し苛款請求するは勢ひ止むを得ざるの事なり。今日甲斐の國人信玄の施政に對しては悉く悅服の姿なるも、『妙法寺記』には「今年も信州甲州取合不止、一年二度と働き被成候。はや奉公の人々は信州御陣に迷惑致候而不及言語とか、又戰爭の爲めに過料錢を徵收せられ、地下衆の困難一方ならずとの如き意味の記事諸所に散見せり。甲州既に如此、信州人民、塗炭に苦しむ有様は『大須賀文書』及び『井出文書』にて窺知せらる。然れども信玄は流石に名將なり。斯る社會狀態の間に於て、常に救済の策を講じたり、彼の金山發掘の如きは即ち其一策と見るに足らん。南佐久郡川上村川堀下なる長尾金山は、永祿年中信玄の命によりて發掘せられ、信玄の歿後其子勝頼之に代りて採掘を續けしより、當時同村の秋山はこれが爲めに戸口増殖し、其戸數の如き一時千を以て數ふるに至りしも、今は唯其

遺跡を存するのみ。

參考

【大須賀文書】更級郡村上村大須賀家藏 永年

其方被官他所命徘徊者任法慶當主人并地頭人再三相理可取返若有難避之人者早々可及注進任道理可加下知者也仍如件

壬戌三月廿四日（永祿五年か）

大須賀久兵衛尉殿

【井出文書】白田町井出藏

乙丑丙寅兩歲田島之作毛不熟因致庶民令困竊過半還電之由被聞召及候之間爲御憐愍自當丁卯三月至千來歲庚午之三月傳馬役被成御免許畢然者分敗之地下人等可相集郡中之難嚴重之御下知候者也仍如件

永祿十年卯二月廿六日 淺利右馬助 奉之

幸 桂 齋

（龍 朱 印）

海之口郷

一四 武田氏の末略と佐久諸族

天正元年四月十二日武田信玄伊那郡駒場に於て病歿せし後は、嫡子勝頼其の後を嗣きて、領土内の民政は信玄在世當時の如く行はれしが、天下の形勢最早戰國時代の群雄割據にあらざりて、統一の氣運著々と實現せられたり。此際に於ける勝頼の眞價は、天正三年三月長篠の攻城戦によりて殘る所なく暴露せられたり。信玄の軍事的天才によりて組織せられたる武田家の軍隊には、甲信二州の勇將猛卒星の如く群りしが、彼等の戰術術は最早舊式となりて、織田、徳川二氏の聯合軍の爲めに未曾有の敗戦を見るに

至り、領土内の人心は忽ちにして動搖を來たせり。而して織田氏は西より、徳川氏は南より、北條氏は東より、背隙を窺ふて虎視耽々之憂なりき。此形勢は天正十年の初めに至りて其極に達し、先づ南信濃の一角崩潰し、織田氏の大軍潮の如く侵入せしより、武田氏の社稷は瞬間に瓦解の悲運に陥り、勝頼は非運にして三月十日甲州田野(天目山)に於て重圍の間に戦死を遂げ、茲に於て武田氏の版圖悉く織田氏の有に歸せり。

是より先き永祿二年、信玄在任中佐久小諸城に、甥武田信豊を封せしは、單に小諸城主と謂ふにあらずして、佐久地方の全部統一の爲めなりき。而して下曾根内匠入道兼雲を小諸城代となし、佐久の行政を監督せしむ。信豊郡中の郷士に號令を下せし一例としては、『蓮花定院文書』中に望月城主望月甚八郎(印月齋一峯と號す遠江守信雅の子)に送りし天正八年の出来事と認むべき書狀あり。又武田勝頼の施政一に信玄の遺法を守りしことは、現に蒲社寺に保存せらるゝ古文書によりて明らかなり。勝頼は重なる家族社寺には一々安堵の狀を下して、民心の動搖を鎮撫したれば、天正三年長條の敗戦以後と雖、佐久の人心は武田氏に信頼して、動搖なきものゝ如し。併し郡中の豪族に至りては常に兵を率ひて、武田氏の爲めに各地に轉戦し、彼の長條合戦の當時の如き、葦田城主依田信蕃遠州二侯城にありて、徳川勢を押し、天正九年三月相木の相木市兵衛信房は遠州高天神城に戦死し、天正十年依田信蕃は勝頼の爲めに駿州田中城を守り、同年三月武田勝頼戦死の際、前山の伴野又四郎(伴野貞祥の孫)勝頼に隨て戦死せりと(十曲の風抄)云ふ。以上を綜合するに佐久郡の人々は一致して最後まで武田氏の爲めに盡瘁せしものなり。

参考

【蓮花定院文書】高野山蓮花定院藏

高野山蓮花定院者累代望月領之人民爲山室之由候先規師且之契約不知
案内候間不可違舊例之趣從當邊爲證據可被啓一封巻輸入候恐々謹言

三月十一日

相摸守信豊 拜

印月齋

如先例望月領之僧侶高野山一心境蓮花定院可爲宿坊候爲後日一筆遠候

天正八年甲子三月廿六日 望月入道一峯(在傳)

蓮花定院

【正安寺文書】 内山村正安藏

定

爲小山田備中牌所從善規之寺領無異儀令寄附之上者自今已後彌不可有
相違候恐々敬白

元龜四年癸卯九月十六日 勝 頼(在傳)

正安寺衣鉢

閣下

【今井文書】 北佐久郡今井六藏

定

父式部大夫令死去之上者遂續流筋目神職以下無異儀可動仕者長望有坂
和田三ヶ郷拜領之事も如式部大夫時不可有御相違事免祭職造營等不可
有該略之儀被 仰出候者也仍加件

天正九年己未十月廿一日(龍朱印) 跡部民從守率之神頭大夫殿

第八章 安土桃山時代

一 織田氏の滅亡と北條氏の侵入

武田氏滅亡の後には、信濃全圖津田信長の領有に歸し、悉く其功臣に分與せられたり。即ち木曾義昌に筑摩安曇の二郡を、毛利秀頼に伊那郡を、川尻重能に甲斐及諏訪郡を、森長一に更級、高井、水内、埴科の四郡を分與し、而して佐久、小縣の二郡と上野とを瀧川一益に兼領せしむ。玆に於て一益は其嫡道家彦八郎正榮を小諸に置き、二郡の行政を可らしむ。此分封の命令信長より發せられしは天正十年三月二十三日の事なるが「盧田記」によれば、是より先き武田氏の爲めに鞍州田中城を守り、徳川勢を抑留せし依田常陸介信蕃、勝頼の没落を聞き城を徳川氏に致し、單身歸國して三月十四日小諸に到り、當時小諸に居りし森勝藏長一に謁し、善後の策を講せりと、これに據れば武田信豊の代官下首根覺齋齋より小諸城を受け取りて、佐久小縣二郡を仕置せしは森長一にして、瀧川の代官道家正榮の小諸入城は其後なり。彼の瀧川、道家共に佐久歴史にありては僅かに名を知られしのみにして、事業治績には殆んど何等史料を残さざりき。織田氏の部下たる東國の諸將は、新領土に於て席末だ暖ならざるに、此年六月二日織田信長京都本能寺に於て明智光秀の爲めに弑せらる、其凶報を聞くや、周章狼狽馬首を西に廻らせり。此際瀧川左近將監一益は、關東管領職として上野國原稿の城に居りしが、凶報を得て兵を動して西上せんとするの處に乘じ、北條氏政大軍を率ゐて來り攻むるに會し、一敗地に塗れ倉橋政軍を取め小諸に來り、暫く人馬を休養せしめたり。是より先き信蕃は三月十四

日小諸に於て森長一と分れ、後諏訪に行き織田氏に依らんとす、然るに徳川氏の急使を馳せて招くに會し、再び馬首を轉じて甲斐に入り、家康に謁し、其の指揮によりて暫く遠江の山の中に隠れ居りしが、六月家康信長の凶變を傳へ且驅するに此機を逸せず、甲斐兩國に入り、國中善好の士を集め徳川氏に盡すへきを以てす。信蕃即ち甲斐に入り、旗を柏坂峠に擧げ、武田氏の遺臣を招き三千人を得て佐久に入る。これ家康信蕃の勇を受し、異日の用をなさしめんが爲めなり。信蕃佐久に入りし當時、瀧川一益未だ小諸城に居りしが、上益の西上するに及び、信蕃の後を承けて城代となり小諸城に入る。幾ばくもなく北條氏大導寺駿河守政繁を先鋒とし、碓氷口より佐久に侵入し、小諸城に迫る、然るに信蕃これを避けて善領地春日村に據りしかば、政繁一兵を損せずして、小諸城を略取せり。これより佐久は徳川北條兩氏兵を争ふの地となれり。當時佐久人士は未だ重を徳川氏に置かず、且之れが勢力を代表すべき依田信蕃は佐久出身なるにより、之が指揮を受け下風に立つを快とせず、而して北條氏の關八州を風靡せしことを知り、領主を失ふて遷徙する處に迷ひ居たりしが此地の郷土は、雖も次て北條氏の麾下に屬するもの多かりき。然るに氏政の子氏直七騎將に將とし、佐久小縣を通過し大門峠を越え、諏訪郡を経て甲斐に入り、新府城の瀧川家康と對陣せり。時に依田信蕃先きに兵を春日村の山中穴小窟に取め、機を窺ひ居りしが、北條氏の隙に乘じ山より下り其輜重隊を襲撃し、其輜重を斷ちしかば、北條氏は辟易して、遂に軍を取めて關東を歸る。この時に當り信蕃の妻族多く徳川氏に屬したりしが、小諸城には北條氏の臣大寺政繁居りしより、北條氏の勢力全然失墜には至らざれば依田信蕃飛躍の時期は到來せり。

二 依田信蕃の経路

依田信蕃は先づ小縣の眞田昌幸と和議を調へ、後顧の憂ひを絶ちたる後、天正十年十月下旬兵を出して大井氏を岩村田城に攻め、鹽名岩村田出陣に於て大捷を得、遂に岩村田を陥り、依田勲助をして之を守らしめ十一月七日伴野利部少輔信守を西伴野前山城に攻めて、之を陥る。信守は南佐久川の地方に聚を稱し、野澤、荒山の浦城を屬城とし、一族郡中に募りしが信蕃とは善からざるものゝ如し。〔四郎護衛〕に永祿七年佐久郡石付及根原の郷に於て、依田伴野兩家領地の境界を争ふの事あり、當時武田信玄岩村田善堅軍に於て其訴訟を遮断し、蓋田氏即ち依田氏を以て曲となし、其争地伴野氏の有に歸せしより、兩家互ひに疾視するに至り、天正十年兩家屢々兵を交へ、此年十一月七日遂に前山城陥り、城主伴野信守戦死せりと。或は曰く信守逃れて翌年二月十日刑みて死すと、信守子あり長を又四郎と云ふ、蓋に武田勝頼に従ひて田野に戦死し、次子貞長前山城陥落の際脱れて小田原に奔り、北條氏に寄寓せり。當時の實見談として「四郎護衛」に諫訪十物論なるもの轉錄せられ、其當時の状況推知せらるゝを以て左に轉錄す。

伴野家の土樓井某の子諫訪十と云ふ童あり、九歳ばかりの時樓井村において七月十六日里童とつれて川邊に遊ぶ、かねて其父堂にしめて云く、もし門戸を守ることあらば城に事ありと知て彼所に来るへしと此日午時家に歸れば門戸閉ちて人なし、諫訪十をしへの如く込山口の畔つたひ西に行、左右深田にて敵と城との間に出る、かゝる所へ盡たる武者一人來て諫訪十がぬれ髪を取はづしはづし追來る所に、後に物首して一人聲をばげまじ敷に突てかゝる。敵も逆取直しいどみしばらくして去る。敵を

追しは諫訪十が伯父なり、伯父聲をかけて諫のひくき所より諫訪十をなげ入るゝに城中のちも塚に落ちたり。絶入てや有けるやゝありて四方をみれば、城中白髪の大將有つて下知をなす、諫訪十は鼻に添て尿をする所に、敵ときの聲をあけて湖のわくわく如く鐵砲を打事あられぬ如し、其矢諫訪十が前髪を射けつて戸外の柱に當る、其時東の塀に敵大勢付て曳や聲を出し、數十間に手をかけたなり。此時城中に腹巻したる女將一人、長刀取のべ擲にかけたる手を縦横にはらへば、しばらくして敵兵皆退散したり。終に其日の軍やみて城外をみれば、田間にむくろあまた伏てあり、首なければかたち似たりとかや、稻も畔も血しほに染れり、その餘、靈心にして始終をつまびらかにせずと語る。其後前山落城の事あり、夜明かたに皆討死の別をなげきかなしめるをみる、ともに事うつゝの如しとぞ。此人寛文年中九十歳にて死せり。世に諫訪十物がたりと傳へ侍り、是則天正十年六月より十一月廿七日夜（七日の誤か）伴野の城落城の時にあたりたるなるべし。

前山城陥るに及び、信蕃穴小屋城を出で居を此所に移し、次で高瀬小田井の兩城を陥れしかば、其他の諸城風を望みて信蕃の幕下に屬す。唯岩尾城主岩尾行吉降らず、鹽田記によれば此の際信蕃の掌中に歸せし諸城及び城主は左の如し。

- | | |
|-----|---------------------|
| 岩村田 | 岩村田町 |
| 前山 | 前山村 城主 伴野信守（戦死成は遺出） |
| 高瀬 | 志賀村 城主 志賀貞三左衛門（降参） |
| 小田井 | 御代田町 |
| 平原 | 南大井村 城主 平原金真（降参） |
| 柏木 | 北大井村 城主 柏木六郎（降参） |

望月 本牧村 城主 望月印月(遺書)

森山 三間村 城主 森山豊後(傳書)

耳取 三間村 城主 大井氏部介(傳書)

内山 内山村 城主 小山田六左衛門(傳書)

田口 田口村 城主 依田能登守(説書)

かく、小諸岩尾兩城を除くの外、佐久郡の全部信書の征服する所となりしより、佐久郡に於ける信書の功或は隆々たるものなりき。これより先き即ち此年七月二十六日信書北條氏に對するの戦功により、家康より佐久諏訪の兩郡を宛行はれしも、諏訪郡は眞田氏に譲り固辭して受けず。此際家康の命によりて來りし軍監柴田七九郎康忠は信書の陣中に居りたり。

參考

【讀田文書】北佐久郡史料(重刊)

信州諏訪佐久兩郡事今度依被相忠節爲其當所宛行也兼又前々付來興力事不可有相違次同名類類等直思事任所望別可而宛行之者類可被存忠信之狀如件

天正十年七月二十六日 家 康 (花押)

依田右衛門佐康

三 佐久郡德川氏に對す

天正十一年二月二十日、依田右衛門佐信書は軍監柴田康忠と共に田の口城に上り、佐久の平野を瞰下し、帳下に展開する平原の中央に唯岩尾の一城のみ頭として服せざるを語り、康忠に約するに明日の攻陥を以てし、直ちに軍備を整へ、二十一日岩尾城を包圍す。城將大井行吉善く防ぎ降す能はず、二十二日黎明信書自ら城に降り、城外に至り馬より下り舟を越え入

らんとし、大井行吉の部下山中嘉介の狙撃する所となりて死す。時に年三十六なり。信書の弟源八郎信書亦舟を越えんとし、榎垣右衛門の狙撃する所となる。かく信書兄弟戦死せしも、岩尾城は孤立援なくして大勢挽回に至らず、「岩尾家譜」によるに此年三月七日行吉城を柴田康忠に致し上州に走り、南牧谷に隠棲し、年を經て病死せりと云ふ。

信書兄弟戦死の報政府に至るや、家康之が忠死を憐み、信書の嫡子竹福丸に諱の一字を與へ、修理亮康國と改め、松平姓を習さしめ、且つ父の遺領を賜ひ、新に小諸城に據り佐久金野平定の任に當らしめ、添ふるに徳川氏の老臣大久保七郎右衛門忠世を以てす。時に康國十四歳なりき。是より先き小諸城を守りし大道寺駿河守は衆寡敵せざるを知り、守を撤して關東に去りしより以て起らずして小諸城は大久保守の手に歸したり故に於ては佐久郡内の郷士等は信書の威壓を受け、止を得ず信書に服従を誓ひ居りしが、信書兄弟の戦死を機とし、二心を抱藏し北條氏を誦歌するもの影からざりき。これ家康の大久保忠世を康國が後見たらしめし所以なり。

然るに天下の形勢は織田信長滅亡後、豊臣秀吉近畿の間に漸く頭角を顯はし、柴田勝家、織田信孝等、秀吉の爲めに誅はされ、前田利家、丹羽長秀、瀧川一益等相次ぎて秀吉の旗下に集まれり。徳川家康は上國の形勢此の如きを見、北條氏と桶牛角上の争闘を試むるの愚を悟り、兼ねて又秀吉に對する放棄上より、天正十年十月北條氏と、和を講じ、北條氏は信州の佐久甲州の郡内地方の兵を悉く撤せり。此際佐久郡内にて常に心を北條氏に寄せ居りし人々相率ゐて或は上野に移轉し、或は小田原に赴けり。『蓮花定院古文書』中には依田源五信孝、依田半一郎季康、神野等九部信書、依田能登守入道、依田大和守春賢、阿江水入道常高、須戸丹波守、市河丹波入道道善等が上州より脱せし書状と、又依田平三福朝、平原全貞、依田右

衛門大夫隆昌、依田肥前入道慶珍、森山兵部助成輝、森山墨後守清盛、大井兵部少輔隆世、大井左衛門尉貞清、大井治部信景等が借州より發せし書狀保存せらる。而して前者は當時北條氏に屬して居を移せしもの、後者は依田氏の部下に甘んじて郷土に居りしものならん。

參考

【若尾家譜】北史傳抄卷四

【前略】同十一年癸未（天正）二月、行吉與徒者語曰、今郡中諸士盡降依田、然後滋野庶茂、我小笠原餘裔、有何面目而立彼下風耶、去年以依田拔同姓准樂助之若村田城、類族遷勢從後、是豈非卿先祖哉、吾甚愧之、不如汝輩得依田來擊戰死、時與井邊前入道齊美、（大井一統自其母傳）手授淺沼高、二十三日與齊美請殺於家康（時在淺沼）云々。

原、中澤、小林、小山並好通干敵也、僕亦愧之、於我同志決死而已、誠兵有二心者可速降、於是士卒咸約敵死、行吉大喜、乃分兵使大井內藏助行連（行連、淺沼平兵衛）及常陸平六左衛門（平六、野六郎之亮也）等守大手臺曲輪、阿久津藤十郎、東條新助、神津邦左衛門守三丸、依田丹波（丹波、高野）、柏山利部左衛門（守三丸）、岡村式部守二丸、根々井青雲及清水、青木等守搦手西丸矣。依田信春聞之謂笑曰、雖若尾成堅守何足勢兵、余一朝攻之、應速拔耳、二十日、依田來圍城、柴田監高、誠兵防戰、敵軍死傷多、依田遂解圍、而陣于桃源院之山陰、柴田驅川屯于藩川新、二十一日、及晚柴田使人告依田曰、城未陷足下何食言、且今日不圍將何故乎、依田答曰、非敢解、明日拔城朝食焉、二十二日黎明、急圍城、大井、淺沼、根々井等圍拍之、時望月氏某（行吉）使兵五騎炮卒二十員攻城、雖然敵軍圍繞不能收入城、使隨千曲川之西意嶺岸、放炮於鷲尾島邊之敵、而為後援之勢、雖到夕陽城墮、時淺沼平兵衛

在臺曲輪之橋、指揮士卒、且躬放鎗火、敵入鎗囊忽無手足、餘炎延

及城舍、依田乘其急進攻之、大井、淺沼經死力戰、敵兵平尾平藏、平原金真等、察臺曲輪已危狼入三丸之隙、直欲破城壁、阿久津、東條拒之、神津邦左衛門勝兼苦戰、斬敵數人、被十三創力既竭而來本丸、認行言曰、城兵戰疲我亦如此、一欲揮面歸來、行吉六騎其勢、乃動酒、神津流涕語息不及飲而死、城門已破敵入臺曲輪、大井、淺沼習防戰、信番及弟源八郎信幸、躬來臨陣指揮士卒、時淺沼令從平山中嘉介、紺垣武右衛門、篋界內各放炮倒信番信幸、幸是敵大亂、弟源九郎信幸速扶二人而引兵去、其夜二人遂死、行吉大喜之、解所愛之腰刀（刀王作伴自其母傳）手授淺沼高、二十三日與齊美請殺於家康（時在淺沼）云々。

【蓮花定院文書】高野山藩文書

御懇懇拜見快然此事候如仰近年若不申通候云亂入之到者黃山之御事も御苦勞之体共之由令暫存候我等事者、信長御滅後北條家相源候之應家康與和與之節信州家康へ被相渡候故不應に當國上野へ令半人忽社と中地に仕居仕候御使情是迄御尋候御慮實之至恭存候如何様歸國之上御禮可申入候猶使情へ申通候付不能具候恐々敬白

霜月八日 依田源五信季（花押）

高野山蓮花定院 附

珍輪遠路過當至理無他事候如御身意近年者節々亂入雖然其御山御側繁榮日出度事存候仍我等進退以不計儀辨忍信之旨家康與、氏直國分之御無事故無端在所退出若輩與中萬端苦勞可爲御察候如何様にも令本意御下國之賜於在國面話奉拜請御祈念所仰候隨而母方へ御是米羅並御言物我方へも種々被送下候過分至極無下事候委由御使想入候様恐惶敬白

霜月十日

伴野毒九郎信春（花押）

高野山蓮花定院

御書

如御貴意之久敷不申通候亂入故御物邊に罷過候然遠路御尋之儀長入奉
候信州他之國に就罷成上州に致奉人居住仕候處有御祈念配帳並御音信
被懸御意候一段過到之至無申事候爲御取花わた一わ連上申候日細之致
御使僧可有御口安候具略候恐々謹言

霜月十日

依田能登入道當口（花押）

高野山蓮花定院

御書

御札邊分に奉存候仍當邪亂入之刻我等進退無何事罷在候是以可御心易
候御當方其國與御無事に候間明春には御下奉待候時亦色々御音信之至
極に候如何様御使僧可有御報談候恐々謹言

自岩村田

卯月五日

依田平三昌朝（花押）

追而老父月喬之末末今度進置候委此僧可被申候以上

蓮花定院

御書

不寄存候之處遠路預御貴札候悉長入存候仍佐久郡不慮之亂入定而口情
可被思石候雖然去年夏に來各々本意之候候可有御心易候彼之御使僧口
上奉頼候之様早々及御報談候恐々敬白

十月七日

依田肥前守入道慶珍（花押）

蓮上 蓮花定院

御書

如賀例有御祈念卷數御結候目出度御取繼申候當郡長久之御精誠事意計
候殊更恐へ墨筆送給候存候何様重而可申宣候恐々敬白

九月二十七日

大井兵部少輔隆世（花押）

就幸便被給札抑先年以来者亂劇致相煩煩音問無何事御堅固之由申來
候愚拙も運著に殊に只今之事は遠州へ致出仕別家讓御入魂候路次中無
相連之生由申來候當國に御使僧御下七候委曲期後音候恐々謹言

八月十日

從望月 印月齋一峰（花押）

一心院之蓮花定院御書

四 松平康國の北條氏殘黨討伐

北條氏の佐久より兵を撤するや、武士の意地を以て上州に走り、浪士と
なりし者は遠く他國に彷徨し、胸中常に不平濁々事端を持ち構へ居れり。
雖し天正十三年六月徳川勢の眞田昌幸を上田城に攻むるや、松平康國大久
保忠世と共に殊勲を立てしが、一方徳川氏と和議を結びし北條氏直は、八
月一族氏邦、氏房を將とし兵を率ゐて上州北部なる眞田領を侵さしむ。此
際上州に隠れ居りし浪士中には、此の軍に参加して多少の功を奏せしもの
もありしならん。而して彼の浪士等の明かに復讐を試みしは、天正十八年
三月の事なり。當時恰も豊臣秀吉と小田原の北條氏政と不和を生ぜしよ
り豫て北條氏に寄寓せる浪士齋田の口城主依田能登守（入道常林か）、舊前
山城主伴野刑部貞長共に相諮り、北條氏の復讐を得て佐久に入り、依田氏
の出身地たる阿江木を風譚し、白岩に集きて之に據る。報、小藤隆に達せ
しかば、三月十五日城主松平康國弟康勝と共に兵を率ゐて南佐久に入り、

勝間に一泊、翌十六日白岩を包圍し、功戦甚だ努め、斬首三百八十餘級、悉く小田原勢を追ふ。此の時伴野刑部戦死し、依田能登守は行く所を知らず、此の戦況に關しては當時寄手の大將たりし依田康勝(栗園の弟新六郎後康侯又康寛)自ら見聞を記し駿河大納言忠長に致せし『蘆田記』中に詳らかなり。康侯は其後小田原の役に参加し、前田利家の部下となり上州の各地に轉戦せしが、天正十八年五月石倉城取の陣降將長根越助助の爲に横死を遂ぐ。家康康侯が死を憐み、遺恨を擧げて弟康勝に與へ其後を繼がしむ。後文祿三年十一月三日從五位下右衛門大夫に叙任し、京師にありて伏見城普請に盡瘁せしが、後縁を捨て高野に入り、剃髮して加藤宗月を號し、越前福井に住せりと云ふ。

是より先き天正十八年九月康勝上野國藤岡に移封せられしかば、仙石越前守秀久小田原の戦功により五万石に對せられ、小諸城に入り佐久を領せり。

參考

【蘆田記】 信濃文獻會刊五卷四章

【前略】 一天正十八年寅小田原御降の時、家康様へ秀吉公より之御書一通寫上申候。此書委細不申上候へば御合點參無可申候と存候。具に申上候。此阿江木と申は所の名にて御連候。持主は依田能登守と申候。彼能登守田の口と申城に籠在候つる所に、前山の城右衛門佐(信書)きびしく攻取申候成勢に恐れ、田の口城を明邊關東へ卒人仕候。八九年卒人分にて小田原に籠在候處秀吉公氏政と手切に罷成候。小田原へ出陣を承り氏政へ内意申、信州佐久郡阿江木谷へ彼卒人の依田能登守伴野刑部兩將にて働掛申候。譜代の主にて候、故阿江木の者ども悉く能登守に一昧仕。敵に罷成候通、三月十五日の申刻に告來申に付、兒

にて候松平修理太夫康國並抽者打つれ小諸を則刻に乗出、一騎克に出會道三里程參候へば勝間と申城へ參着、十六日の早朝に人数を調査而、うとり坂と申山を打越敵合近く參候へば日暮半時足輕追合御座候内に、旗の色も見え不申候程に、夜に入申に付て其夜は陣を焼其所に夜を明し、曉より取掛申候得ば、白岩と申小城に籠申候を則乘崩し、平村と申所に敵を追詰。敵も取て反し、敵味方入互れて合戦御座候。其より山の繁みへ敵通上り候所を、先手の者追掛申候へば、木立の内に敵波をとつと上申候に付て、木立の内にて取て返し、味方崩候かと存抽者馬より下り立、繼取持掛申候得共、又味方より押返し不殘追討に仕、上州栗谷と申所迄悉く追討に仕、分捕高名仕候能登守は何と過延候やらん、首も見不申候。刑部をば討取申候、此仕合爲始抽者働の一ツ番を仕、修理太夫方より夜通しに家康様へ注進仕候所、則秀吉公へ被掛御目、秀吉公より家康様へ御書御座候。此御書御感狀にて候由、家康様御意にて頂戴、今に所持仕候を寫申上候。

【蘆田文書】 佐久久郡佐野左衛門家

一昨日十六、芳墨令被見候。並松平修理太夫在進狀馳具相連候信州卒人原阿江木白岩え取置之處早速追討三百八十餘討捕之由尤之任合に要務骨之御神妙旨能々松平に可被加調候體而今日十八、至干日中城相着候之間府中迄可打越候一兩日右邊留三枚塙に可被移御座候然者其間濟見寺に可爲一泊之餘可有其意候期對面入候請。

三月十八日 秀吉(元花押)

駿河大納言殿

「建武中興を中心としたる信濃勤王史攷」
 第一編鎌倉時代第二章新興の諸族上巻頁六九

第二章 新興の諸族

第一 小笠原氏

一 小笠原氏の出自

小笠原氏は甲斐に發祥した源氏であった。鎌倉時代、移って信濃の住人となり、新興の大族として、後には守護職を世襲して國內の藩譜其を凌がなければかりの勢を馴致した。小笠原氏は源義家の弟新羅三郎義光を始祖とする。義光は弓馬達者の名將にして後三年の戦に功あり、常陸介・右馬允・刑部少輔となり、その子孫は諸國に繁衍した。義光の子義業は常陸に居って佐竹・山本諸氏の祖となり、義清は甲斐に住して武田清胤の祖となり、盛義は信濃に住みて平賀・大内の祖となり、親義は同じく信濃に住み岡田氏の祖となる。甲斐の源氏義清の子清光、清光の子信義始めて武田氏を稱し、信義の弟遠光は小笠原諸流の元祖となつた。

遠光は甲斐國加賀美(中巨摩郡三惠・鏡中條の二村)に住して加賀美二郎と稱し六子あり、第二子長清は同國小笠原に家分ち、初め加賀美小二郎と稱したが、後其の居住の地に因んで小笠原氏を名乗り、信濃及び諸國小笠原の祖となつた。

註(1)專車分脈。

(2)長子光朝は甲斐國秋山氏、第二子光行は同國南部氏、第六子光俊は同國於曾氏の祖。

(3)甲斐には小笠原といふ地が二ヶ所にある。其の一、巨摩郡西郡新見在中巨摩郡明穂村小笠原の御所庭は長清居館の南庭と稱へられ、其

の二、同郡邊見筋現在北巨摩郡小笠原村も長清所起の地といはれる。その地の幅性既には長清増と稱する跡場を存する。この小笠原は平安の頃邊見牧のあつた古い地ではあるが、中巨摩の小笠原は父遠光の居館の地加賀美の西一里許の近くであるから、小笠原の發祥地は此の方であらう。中巨摩の小笠原には小笠原神社(明治三十四年建立)がある。

(4)專車分脈・小笠原系圖。

二 遠光及び長清の征戰

治承四年、源頼朝が以仁王の令旨を奉じて兵を擧ぐるに當つて、甲斐の諸源武田・一條・伊澤・安田・洩見の名氏は直に起つて頼朝に應じた。當時、加賀美二郎長清は京都に在り、兄秋山太郎光朝と共に平知盛に仕へてゐたが、東國の變を聞いて、老母の病を省するに託して下關を請うたが許されなかつた。高橋盛綱これを聞いて大いに同情し、知盛に善狀を送つた所漸く許され、急遽甲斐に下著し、十月十九日實瀬川に於て頼朝の軍に會同することができた。長清は富士川の戰後、父遠光と共に頼朝に屬して近江國勢多に木曾氏の軍を破り、元暦元年五月には御家人を伴つて甲斐國に下向して清水冠者義高(頼義仲の子)等の殘黨を搜索し、同年八月には甲斐の諸源と共に頼朝に隨ひ西上して一の谷に戰ひ、尋で西海道に進發し豊後に留りて平軍の背後を脅かし、義經をして平軍破滅の業を専らにするを得せしめた。

長清が老母の病と偽りて遙々京都から實瀬川に會したことを、又長清が鼻祖以來傳ふる武家の式作法に精しく、京都に在住して時々榮園にも出入りしたることなどは頼朝の信任を得る原因となり、頼朝寵臣の一に數へられ

るやうになつた。つぎに其の二三の例を擧げるならば、鎌倉大藏卿に新羅成り、治承四年十二月十二日移御の儀を行ふ。長清は和田義盛・足利義兼等と頼朝の駕に候して、榮えある行列の先頭に立つた。兼和元年二月、頼朝命じて平廣常の女を長清に嫁せしめた。元暦二年正月頼朝が西海に在る頼朝の許に送つた書狀の末尾に、

御下文一まい進し候、國の者共に見せさせ給へく候、わうわく法師の事用させ給へからず候、穴賀□□、甲斐の殿内中には、いさわ殿、かみみ殿、まにいとをしく申させ給へく候、かみみ太郎殿は、二郎殿の兄にて御運候へ共、平家に付、又木曾に付て、心ふせんにつかひたりし人にて候へば、所知など奉へきには及ばぬ人にて候なり、たゞ二郎殿をいとをしくして、是をばくみ候へきなり、

いさは殿は武田信義の五男石澤五郎信光、かみみ殿は加賀美次郎長清、かみみ太郎は長清の兄秋山太郎光朝である。光朝は平重盛の婿で、頼朝學兵の時にも京都に留つて不参であり、平家部落の後は義仲に通じて居たのである。即ち「心を不善につかひたりし人」なれば、所知など與ふる限にあらざと疎外した。これに反し、信光・長清兩人をば「いとをしく申させ給へく候」とある。平家に味方したる兄光朝との對照があつたので、長清は頼朝から一層親愛せられることになつたらしい。

註(1)吾妻鏡。

(2)源平盛衰記。

(3)吾妻鏡。

(4)長清が頼朝に従つて一ノ谷の戦に加はつたことは確かであると思はれるが、然し、源平盛衰記・吾妻鏡何れも遠光・長清を記していない。従軍はしてゐたが、特殊の事情がなかつたためであらう。

(5)吾妻鏡。

(6)同上。

(7)同上。

三 加賀美遠光信濃守となる

文治元年八月十六日に藤時小除目が行はれ、源義經は伊豫守、山名義範は伊豆守、大内惟義は相模守・足利義兼は上總介、加賀美遠光は信濃守、安田義資は越後守に任せられた。これを源氏六人受領と稱する。これは義仲及び平氏遠討の論功行賞であつて、そのうち義經だけは偏に勅命にまかせられたのであるが、其の他の五ヶ國は名人の懸望によつて、頼朝の素意に係るものであつた。玉海に

六ヶ國皆源氏也、道路以目、不能二左右一、此中義經任二伊豫

とある。藤原氏にあらず、東國の野人として蔑視されてゐた田舎武士が六人までも除目を受けたことは實に古今未嘗有で、衆人望望の的となつた有様現るが如くである。此の時に至り、國司制は既に紊亂して別據の邊程をたどり、國司は悉く逃擧にして年給を賜はるに過ぎぬ有名無實のものであつたのであるが、文治の源氏六人受領はそれとは事情を異にし、新興勢力たる鎌倉殿の御家人が任命されたのであるから、遠光も自ら國書の所在地たる松本附近に來住して國務を管掌した。武家出の國司は地方に實効力を有するものであつたから、信濃國を始め、相模・武蔵・伊豆・駿河・上總・下總・越後・豊後の九國は鎌倉の分國として頼朝の直接知行する所となつたのである。遠光は文治元年に補任せられてから、十年後の建久五年別當守であつた。而して遠光の子長清もまた信濃守たり、以後小笠原氏

は歴世信濃守を相承した。

源平の戦亂に當つて信濃武士の大多數は義仲に黨し、義仲と共に没落した者はなかなかなかつた。また頼朝・義經に應じたものにも殊勲者がなかつた爲、隣國の甲斐源氏にしてその信任を得た遠光・長清を起用して信濃を管制せしめたものであつた。義仲没落後新興の小笠原氏は信濃の源氏族の間に割り込んで来て、これを監視する位置に据ゑられたわけである。鎌倉以前に故郷族、諏訪・源野・南北信濃源氏は悉く新興勢力たる小笠原氏の制を受けねばならぬことになつた。兎に角、加賀美遠光の受領は信濃の形勢に一新时期を劃した。信濃の鎌倉時代はこれより始まるのである。

註(1)源氏六人受領の日付、尊卑分脈・百鍊抄には八月十四日とある。

(2)香妻鏡・源平盛衰記。

(3)神皇正統傳。

(4)分國とは知行分の國の意義。尚、本志第八章國司・關東御分信濃國の條參照。

(5)尊卑分脈。鎌倉時代に於ける小笠原氏歴代中信濃守でなかつたのは長清の子長經のみである。

四 小笠原氏の信濃土著

信濃小笠原氏の本據地は伊那郡伊賀良庄であつた。併し乍ら、小笠原氏の信濃來任土著に關しては異説が頗る多い。

第一 遠光が信濃守に任補せられた文治元年に其の子の小笠原長清と共に信濃に移つた、とするもので、寛政重修諸家譜や笠原大成の説く所である。また信濃雜誌は長清以後歴代(第二代長經を除く)を、勝山小笠原家

譜・千曲之眞砂は第三代長忠以後を松本城主としてある。今井兼志喜氏の談によれば、故八代博士も小笠原氏は鎌倉初期から松本に在住したといふ見解を持つて居られたとの事である。當時の國司は任地に就くのを本體としたから、遠光以後信濃の國司たる小笠原氏が國衛の松本に在住したのであらうことを推論されたものと思はれる。

第二 伊那遠知兼・伊那志喜は長清文治中伊那郡伴野に來り、尋で伊賀良庄松尾に居館を構へたと説いてゐる。これは百香鏡文治二年十月二十七日の條に、長清伴野庄地頭とあるに據つたものであるが、その伴野は伊那ではなく佐久郡の伴野であつたやうだから、移つたといふことに、先づ佐久郡に、次に伊那に移つたといふことに變形する。

第三 浦家系圖系本の小笠原系圖、第二代長經の譜に「高倉院御宇、治承三己亥五月十七日生、二於山城國六波羅……」とあり、第三代長忠の譜に「建仁二壬戌四月廿六日生、二於信州伊那郡松尾館……」建保二甲戌二月十二日於二祖神社壇二元説……」、これに依ると、小笠原氏の伊那土著は長經の時であつたことになる。當時豪族の居館は本國の外に鎌倉にもあつた。小笠原氏は禮式の家で京都に在ることが多かつたから、京都と本國の甲斐小笠原、鎌倉にも居館があつた。晩年の長清は京都に常任したものと考へられ、京都に卒してゐる。長經も鎌倉又は京都に在る日が多かつた。されば小笠原氏の伊那移任は長經の晩年であらう。

以上の諸説を分類すると、年代に關しては、遠光の時、初代長清の時、第二代長經の時の三説となり、場所に關しては、文治以後松本説、最初佐久、次伊那説、伊那來任説の三となる。寛政以下の史書は何れも江戸中期以後、所傳によつて編纂せられ、史料が示されて居ないから、所説の當否を推定決定せんことは困難である。そのうち係圖系本の小笠原系圖は家傳

ではあるが、元祿以前（寛永ならん）の古寫で、比較的値を描かれる。これを考證すべき他の史料を闕くが故に、正確な年代は定め難いが、今のところ係圖にいふ小笠原氏は長經の晩年（或は長忠の初め）に伊賀良庄に土著し、松尾に居館を構へたとする説に従ふのが適當であるやうに思ふ。

鎌倉時代に小笠原氏が伊賀良庄の地頭であつたことを證する直接史料は現在のところ見當らない。けれども、武家出身の國司は當該國內に若干の莊園を有して居た。例へば信濃守三善時通が水内郡市村高田庄の地頭であつた如くである。小笠原氏もまた此の如く初祖遠光以來伊賀良庄の地頭であつたと考へたい。下伊那郡松尾村に現存する小笠原氏の祖神朝八幡社には鎌倉時代の造立にかかる等身大、衣冠束帶の木造八幡神坐像があつて、其の胎内墨書銘に「……建治三年丁丑春、造二始御頭一十二年、弘安戊子五月中、勸進増造立巳……」とある。造始御頭の御頭は御社頭の義であるとする、建治三年に社殿の改築を計畫し、十二年後の弘安十一年（正応元年）に完成し、御神像も落成されたことになる。銘文に施主の名が記されていないから、或は當時伊賀良庄の地頭であつた北條氏の造立かとも考へられるが、平姓北條氏が八幡様を氏神としたとは常識的にも首肯し難い。「正嘉元丁巳十二月二日、奉上首八幡三所御買殿、大氏子小笠原信濃守長政」とある札（寫）もあることだから、この御神像を以て當代小笠原氏が伊賀良庄の地頭職たりし第一證としたい。その他建武二年に小笠原貞宗が元僧大德神師を請ひて伊賀良庄に開善寺を創設し、庄内の河路・中村兩郷を捨て永遠の僧坊としてゐる、これを建武以前から小笠原氏が伊賀良庄を領有してゐた第二證としたい。興國五年（北、康永三年）貞宗が其の所領を嫡子政長に與へた額狀がある。

義興 所領事

嫡子兵庫助政長

- 壹 所 甲斐高原小笠原庄 後述可、高、松、千九分、吉田
- 壹 所 信濃國伊賀良庄 後述可、高、松、千九分、吉田
- 壹 所 同國守護殿 後述可、高、松、千九分、吉田
- 壹 所 讚岐國渡瀨庄 武田領、高、松、千九分、吉田
- 壹 所 上總國國時社 即長島郡、高、松、千九分、吉田

（下略）

（藤山小笠原支圖）

吉野時代小笠原氏の所領はこの外に建武以後の勤功による新恩地として美濃中川御野、信濃任吉庄・同國春近領等があつて、この額狀のは嫡子分である。初めに駁詳地たる甲斐小笠原庄につづいて伊賀良庄が記され、註に「一可レ為二松王丸分一」とある。松王丸は松尾館に因む小笠原綱長の童名であるから、この兩庄が小笠原綱長傳家の所領であつたことを示してゐる。此の狀は北條氏滅後十二年に出したものであるけれども、小笠原氏が前代より伊賀良庄に地頭たりしことを逆推し得べき史料と思はれる。

要するに、長清の父遠光、信濃守となりし時、小笠原氏は佐久伴野庄、伊那伊賀良庄等の地頭に補せられたが、それは庄全體の地頭ではなかつたであらう。北條氏も庄内に地頭職を持つてゐた。長清・長經は京都に在任することが多かつたから、小笠原氏は三代長忠の頃より伊賀良庄に土著したのであると推斷したい。

註(1)長清及び長經事蹟の概観により推定。

(2)島田八幡社神像胎内銘全文は本書本編第十章第五節に収める。

(3)本朝高僧傳・京兆南禪寺沙門正澄傳・小笠原貞宗肖像畫卷、尚本

書第三編第十五章第五節參照。

第一編鎌倉時代第十章社寺の発展と信仰上巻頁二七二
松原神社銅鐘

この鐘はもと北佐久郡高浪村大字鳴瀬字落合の慈壽寺(新善光寺)にあつたのを、延徳元年六月武田軍が岩尾城焼討の際これを略取して松原(南佐久郡北牧村)へ持ち去つたのだといはれ、現在は同地松原湖畔諏訪神社境内に雨ざらしのまま用されてある。鐘銘(池の間)に、

敬白

信州佐久郡大井庄落合

新善光寺

奉施入額鐘一口長四尺二寸
口二尺六寸

右志者為^レ法界衆生往生極樂也

弘安二年^{甲辰}八月十五日

大勧進法阿弥陀佛

勧進説法者二人^{兼空}

大旦那源朝臣光長

并諸旦那 大工伴長

又駒の爪の下面(厚さ二寸五分)には一列に左の如き陰刻がある。

寛元二年^{甲辰}七月十日奉^レ鑄^二移本前阿弥陀如来^一、同八月奉^レ鑄^二

移観音勢至一光三尊三金剛一、建長元年^{丙午}十月二日、不斷念佛始

^レ之、勧進法阿弥陀佛

銘によればこの鐘は弘安二年八月大井庄地頭大井光長(朝光の子)が法界衆生、往生極樂の為に新鑄する所である。

尚光長は三十五年前の寛元二年に本尊阿彌陀如来と脇侍観音勢至の金銅佛を鑄造し、六年後の建長元年より不斷の念佛を始めたが、弘安二年更に梵

鐘を造つたことがわかる。これは下伊那郡文水寺の鐘と共に信州最古のもので、全形及び細部の手法優秀、當代の特徴がよくあらはれてゐる。かくて大井氏は善光寺を手近な所へ移して念佛三昧の境地に入つたのであつた。元の僧石染仁恭は一山國師の弟子である。正安の頃師と共に來朝して下諏訪慈雲寺に住し、後慈壽寺を創め、九州の聖福、洛の建仁寺に遷れることと本朝高僧傳に見え、又使渡譯利には

慈壽寺 佛國山開山石染和上惠灯禪師

と記してゐる。慈壽寺は其の後一たび遷轉し、天正十八年勝巖を開山として再興、時宗寺と云ひたること北佐久郡誌に見える。弘安の頃は念佛門であつたのが、正安には石染を開山とする禪門となり、天正には時宗に歸つてゐるのである。あまりにも宗派の變轉が甚だしいのは何故か、新善光寺と慈壽寺とは別寺であつたのかも知れない。

註(1)小林尙二氏「松原神社と古鐘」及び同書所収の鐘銘拓本。

(2)阿部芳春氏信濃名僧時傳集五一三頁所収。

金堂寺及び十念寺の一廻上人關係遺物

時宗の開祖一廻上人は文水・弘安の頃、北信濃を遊歴して民衆を化した。この派は文藝的方法を以て布教し、むずかしい教理よりも俗間に適合した樂器や舞踊によつて諸行無常を教へた効果的のもので、これを踊蓮念佛と云ひ、師依者が甚だ多かつたことは前述の如くである。一廻上人は弘安二年冬佐久地方に入った。伴野庄野澤城主伴野太郎時信(一説時直)は上人を城中に留め置き痛くこれを尊信した。此の時金堂寺が野澤に開創されたと傳へられる。同寺所藏の紙本著色一廻上人繪詞傳は勝澤道場本の系統に屬するもので、十卷中第二の一巻である。奥書に、

右此紙卷之餘起慈懺、故修二覆之者也。

元祿十二年九月 日 遊行四十五世記之

此の一卷者二祖上人之眞跡前、最初之二段者十九代上人之補寫也、右爲二本山代々之交割、然信州金峯寺者、依レ有二由緒、今以レ之令レ寄二附彼寺一者也、

維時寶曆丁丑冬

遊行五十二世他阿一海

とある通り、寶曆七年に藤本山の清淨光寺から、由緒有るに依つて寄附されたものである。特別の由緒とは、此の巻の冒頭に左のやうな佐久地方教化の一語が書かれてあるのを指すのである。

(弘文)

同二年信濃國佐久郡野野といふ所にて、歳末の別時に、紫雲はしめて

立待けり、さて其所に念佛往生をねかふ人有て、聖を留奉ける比、そ

そこに心すみて念佛の信心もおこり、誦經歡喜の深いともろくまぢけ

れは、同行ともに聲をと、のへて念佛し、提をたたいておとり捨ける

を、見るもの隨喜し、聞人高仰して、金輪をみかき歸させて聖に奉け

り、然ハ行者の信心を隨の只に示し、報佛の願許を金輪のひまきにあ

らはして、長き眠の衆生をおとろかし、群迷の結縁をすむ(禮時)

また信濃寺路録三には

今此邊、誦經念佛と名つけて、大鼓を打、鉦うち鳴して唱るものこれ

よりはしまる。

地頭の伴野太郎は八箇の金輪を纏させて上人に贈り、それは清淨光寺の什寶となつた。野澤町跡部の鉦鐘場はこれを鑄造した所であるといふ。金峯寺現藏の鉦鼓は此の時に贈られた八箇の中の一と稱せられ、既述高井郡出土運慶のものと同型同大で、繪押と併せて上人運化の跡を類ふべき遺品であるとある。

ある。

尚金峯寺には遊行第二祖他阿上人日筆の紙本墨書假名清息一幅あり、繪傳と共に昭和九年一月三十日國寶に指定せられてある。其の本文は、

鎌倉をひたしききはきにて候つれとも、道場ハ殊に閑に候つる也、

其故ハしけく來候殿原ハ皆合戦の場ヘ向候、これは留守の跡にて無二

別事、候、たたかひの中にも、よせ手城のうちとも、皆念佛にて候

ける、としうちしたりとて後日に類めさる、殿原、これの御房達はま

へ出て念佛者には皆念佛す、めて往生を遂させ、いくさの後へこれら

を皆見知して、人々念佛の信心強興行し候、命延續は又々可一申承、

あなかしく、

南無阿彌陀佛

五月廿八日

他阿彌陀佛

返事

北條氏の勢衰へて鎌倉に動亂起り、念仏に來てみた武士は皆戰場に向ひ

たれば、道場は閑散になつた。戦のうちにも城の外内には念仏の聲みちみ

ちた、同士討したる各により、斬に處せらるる武士に念仏を勧めて往生を

遂げさせ、念佛意々狂盛なるを響き送つたものである。以て當時鎌倉附近に

於ける念仏流布の情況を窺ふことの出来る興味ある消息である。本書は年

紀を關してある。文中の「おひたしきさはき」は元弘三年五月の新田義

貞の鎌倉攻の時と推定する一説もあるが、他阿上人の示寂は十五年前の元

應元年であるから、其の時でないことは明らかである。何れにしても、こ

の消息は清淨光寺と金峯寺との間には日常文書の往復が絶えなかつたこと

弘安二年の冬、信州佐久郡の大井太郎と申ける武士、此の聖にかひ奉りて、發心して一向に極樂をねかひけり、かの前にてはへりけるものは佛法師依の心なかくたえはて、念佛誦經のおもひなかりけるか、ある夜夢に見るやう、家のめぐりに小佛のあまた行道し給ふ中に、たけの高きを一遍上人と申と見ておとろきて陰陽師をよひて、今見る事は悦かうれへかと問、陰陽師目出度悦なりとらなひけり、此の時發心して聖を誦し奉りて三日三夜供養をのへて念仏を申き、越願して聖は焼り給ぬ、數百人おとりまはりける程に、板敷ふみおとしなしたりけるをつくらふへき由、人申ければ、是をは一遍聖のかたみとすへし、つくろふへからすとて、そのままにて置侍りけり、かの漢の成帝、直臣の諫言をしのひて、朱檻のおれたるをつくろはさりけんも思ひあはせられて、ことにわりなくこそおほえはへれ、かの女、其のものも専修の行者となつて、つゝるに往生をとけにけり、(繪略)

〔一遍聖繪第五〕

これは北佐久郡南大井村平原十念寺の靈廟を語るものである。大井庄の地頭大井太郎某は上人の教化によりて發心し極樂を肴うたが、その姉は佛法歸依の心なき者であつた。或る夜の夢に小佛が數多行道し給ふ中に丈の高いのが一遍上人だと告げられ、陰陽師に占はせられた所めでたい事だと言はれて大に喜び、そこで三日三夜の供養を行ひ、念佛を唱へ、數百人踊りまはつた。かかる機縁によつて一道場が建立せられた。それが十念寺であるといふのである。十念寺の寶物として二十五菩薩面が所藏せられ、その由来は同じく寺藏、永正三年丙子筆の「阿彌陀如來二十五菩薩御來邊緣起勸進帳之事」に評述せられてある。この面をかぶつて踊るのが近郷に名高い平原念佛である。この二十五菩薩面は様式から見て鎌倉に上るものではない

い。縁起の作られたのと同時代と推定せられるが、融通念佛系保の遺物であることだけは動かないであらう。

註(1)この紙鈔の刻銘は故意に消抹せられて讀み得ない。(小林尚二氏談)南佐久郡誌 地理篇五三六頁・中野効四郎氏(一遍上人と信濃について)〔信濃第一卷第二號〕

(2)この寺にはその外に一遍上人の著衣と傳へられる麻の袷衣がある。信濃赤勝録三 紫雲山什寶を参照せよ。

(3)北條九代記下に、北條時村が嘉元三年四月廿三日誤つて謀殺されたことを記してある。文書に「としうちしたりとて云云」とあれば、「鎌倉はをひたしきさはき」は此の騒擾をさしたものではなからうかと想はれる。

(4)望月華山氏 一遍上人及絵圖傳に就きて。

(5)寺傳。明治十三年上帳の村誌には正和二年十一月僧大元の開基創建とある。

(6)同上、北佐久郡誌訂村南大井村、及び信濃第一卷第一號附録阿善薩重寫真、同第三、四號、二十五菩薩御來邊緣起等

第二篇建武中興時代第三章足利尊氏の叛と大井城の戦上巻 頁四五四

第三節 大井城の戦

東山道は官軍は弱手であるからとあつて、海軍軍よりは二三日後れて都を出發した。彈正尹富島土は湖院實世等を始めとして島津・忽那以下九州・四國の大名、さては案内知つたる仁科・高梨・志實・村上等の信濃武士を従へ給ひ、黒田宿より左折し、東山道によりて信濃に打入つた。國可堀川

光繼は官軍を退へてこれに馳せ加はつた。

大平記卷十四載貞鳥、二野史一、附一宮御東、二野史一、事

其大將ニハ先大智院宮、彈正尹宮、洞院左衛門督實世、持明院兵衛督入道道隆、園中將基隆、二條中將爲冬、侍大將ニハ江田修理允行義、大館左京大夫氏義、高津上總入道、同筑後前司、斐麻呂、石谷、藤子、落合、仁科、伊木、津志、中村、村上、藤原、高梨、志賀、眞壁十郎、美濃権介助重、是等ヲ衆徒ノ侍トシテ、其勢都合五千餘騎、黒田宿ヨリ東山道ヲ經テ、信濃國(入ケレハ、當國司堀河中納言二千餘騎ニテ馳加ル、其勢ヲ合テ一萬餘騎、大井ノ城ヲ攻落シテ、同時ニ鎌倉(寄シテ大手ノ相國ヲシテタリケリ、

官軍は進んで佐久郡に入り、大井城に押し寄せた。城將大井朝行は疊を固くして防戦すること數日、此の時賊系小笠原貞宗・村上信貞は大井の圍急なるを聞き、兵を合せて來援したが、官軍の勢銳くして城兵支ふる能はず、廿三日城は遂に陥つた。此の戦に伊豫の人忽那重清は官軍島津上總入道貞久の手に屬して勇戦し、四國の河野通増もまた軍忠を抽んでた。

一 (同野史ナレバシ)
一 見了(花押)

伊豫國忽那島東浦地頭備次郎重清致二軍忠二子細事、
右尊氏直義爲二謀計一、自二京都一發二向山道一之處、小笠原信濃前司、村上源藏人以下凶徒等、爲二朝敵人之間、被二謀計一之計、去廿三日於二信州大井莊一、致二合戦一了、且島津上總入道之手木村三郎入道、東條國重助等見知之上者、不レ及二子細一、所登、被レ成二下御判一、爲レ備二河筋之面目一、言上加レ件、

建武二年臘月廿五日

二

無相違

(同野史ナレバシ)
(花押)

伊豫國忽那島東浦地頭備次郎重清致二軍忠一由事、

右尊氏直義爲二謀計一、下二賜討手檢旨一、屬二大將軍洞院左衛門督殿御手一、發二向山陽道一之、致二隨分之軍忠一、令二參落一畢(中略)
(翌年正月廿七日八日夏茂河原の戦功を述ぶ)此等子細御見知之上者、賜一御一見書一、備二向後總領一、彈爲レ致二河筋面目一、言上加レ件、
建武三年二月三日
三
〔忽那文書〕

山道道合戦、大將洞院右大將殿、于レ時左衛門督、

建武二年至二于同三年一

四

通増(同野史九載、任二伊豫國小笠原、建武二年乙亥十二月、属二新田義貞將幕下、
轉二河野、始二河野七郎治兵衛、建武二年乙亥十二月、属二新田義貞將幕下、
自二京都一發二向山道一、於二信州大井莊一合戦抽二軍忠一、
〔河野土唐承圖〕

大井城を攻陥したる東山道の官軍は勢大に振ひ、進んで鎌倉に入った。

懸ル處ニ、去年十二月ニ、當レ十一月、建武二年乙亥十二月、属二新田義貞將幕下、
十一月一宮關東(御下有シ時、獨手ニテ東山道ヨリ、鎌倉へ御下有シ大智院宮、彈正尹宮、藤原朝光、高梨朝光、志賀朝光、眞壁朝光、美濃朝光、
相國相達シテ、逢セ給ヘサリシカトモ、甲斐、信濃、上野、下野ノ勢トモ馳參シカハ、御勢雲霞ノ如クニ成テ、鎌倉へ入セ給フ、
〔參考太平記第十五〕

註(1)東山道の主將を太平記には大智院宮・彈正尹宮御二人となし、續史愚抄には御一人として「彈正尹忠房親王^{（即ち信濃親王）}」といひてある。

彈正尹宮は天正本太平記尾崎宮に作り、今川家、金勝院、南都本太平記等尾張宮に作る。而して公卿補任（正慶二年）には「從三位 忠王 五月廿四日叙、元無位無官、六月十二日任彈正尹、八月五日兼治部卿、^{（兼）}親親王曾孫、^{（母）}」とあり、また本朝皇統系譜は惟明親王（高倉天皇御子）曾孫として尾崎宮を載せてゐる。以上を合考すれば、尾崎宮は即ち彈正尹忠王なること明かである。太平記諸真本の尾張宮は尾崎宮の誤である。

参考太平記及び續史愚抄に彈正尹宮を順徳天皇御曾孫忠房親王に於てある。これは公卿補任（貞和三年）に「源彦良左中將、七月日喪、父入道彈正尹忠房親王」とあるによつたものであらうが、この説は前引諸史料により誤なることを知り得る。大日本史料は彈正尹宮忠王説を採用してゐる。

(2)尾張國桑葉郡木曾川町黒田、織道東海道津木曾川驛の在るところ、尾張街道の古驛であつて北宿の名が残つて居る。

(3)仁科・高梨・志賀・村上等は信濃に於て國司の軍に加はり、東山道軍を迎へたと解釋することが出来る。

(4)参考太平記に、「仁科、毛利家、北條家、金勝院、西郷院、南都本有二人道字」、而金勝院本云、「號元好」とある。

(5)この村上は信濃の人と推定せられるが、稍々疑問のところもある。

(6)参考太平記に「高梨、毛利家、北條家、西郷院、南都本云、高梨左近將監、金勝院本作二左近將官公孫」とある。この左近將監は建武武者所結番交名に見ゆる義繁である。

(7)参考太平記に「志賀、金勝院本有二出納子」とある。

(8)眞經氏は常陸國眞壁に起り、眞壁城に居る。正平の頃美濃小木曾庄の頭に眞壁小太郎政幹がある。（高山寺文書）

この眞壁十郎と政幹との權柄は不明である。政朝は北黨であつたやうだが、其の祖父高幹は勤王した。なほ本書第四章第十節參看のこと。
(9)北佐久郡岩村田町の東方に按して黒岩城がある。文明年間大井光照の後再築して居城とした。黒岩城の北に環いで土城がある。王城は正暦の頃村上天皇皇子の住み給ふ所と傳へられる。更にその北に続いて石並城がある。（岩村田町誌、北佐久郡誌）東山道軍の攻陥した大井城は黒岩城等のことであらう。（岩崎長忠氏説）

⑩忽那氏は伊富國風早郡忽那より起る。忽那七島は二津濱の北海上、與居島の險に聯綴し、瀬戸海の咽喉を占めて居る。平安末忽那長者親朝この島に居り、藤原氏を稱した。曾孫兼平鎌倉の始、この地頭物追補使となる。所請海賊（水筋）の一である。玄孫重明、子重義、子重清は建武以後勤王した。重清の日記である。「忽那一族軍忠次第」は當代の有力なる史料としてあらはれてゐる。（史稿卷實考二編第二卷）

⑪河野氏は伊豫第一の大族、同國風早郡河野郷に起る。孝靈天皇の後嗣と稱せられる。通増は通繼（第四十七世）の子、通竹の弟で、土井彦九郎と稱し、伊豫權介であつた。

第二節 大塔の戦

この戦は守護長秀と、村上滿信を盟主とする反守護黨との間に行はれ、其の場所は更級郡藤ノ井附近にして、これに参加せるは南北信濃に於ける大小名の殆んど全部であつた。守護方は長秀の根據地たる伊那の將士及び市河氏にして、反守護方は北信濃・東信濃・安曇・諏訪の諸族を悉く網羅してゐたのだから、まさに信濃全體の混戦であつた。されば、ある人はこれを信濃の南北戦と云うてゐる。戦はあまり長期には亙らなかつたが、よほどの激戦であつた。亂の遠因は南北分立の餘波であることは勿論だが、其の直接動因は義隆の統一政策に對する國內大小家族の反抗であり、或はまた小笠原長秀應永六年の島津原野戦の延長とも見られるべきものであつた。

父長秀の後を受けて小笠原家の總領となつた守護となつた長秀は、京都に生長して弓馬の式作法に精通する武人としてよりは寧ろ郡風の貴公子であつた。大内の亂平定の翌應永七年七月長秀は郡を打ち立つて、先づ伊那郡伊賀良庄に至り、尋で佐久郡に入り、同族大井光矩に將軍の御教書を示し、守護權の確立、一國統平の實を擧げんことに協力を求め、且これを國內の諸族に觸れしめた。村上・高梨・諏訪上下社を始め、佐久・小縣・高井の諸族多くは其の旨を領承したが、年來の仇敵たる大文字一揆の徒は反抗の氣勢を示した。

かくて長秀は諸人の目を驚かさずばかり郡風の綺麗びやかなる行粧を整へ、伊那兼二百余騎を従へ、悠々と秋たけなはなる河中島の平野を踐りあるか、

せ善光寺に打ち入つた。寺家に落ちついた長秀は先づ率行人を定め、大犯三ヶ条を察として制札を立て、諸人に其の沙汰を遊行せしめた。恭敬の意を表せん爲め國人は群集して伺候したれども、長秀等大にかまへて、扇をも帶せず、また一獻の沙汰にも及ばなかつた。彼の物々しい行装とこの微岸なる態度とは北信濃武士の反感を激發せしむるに十分であつた。大文字一揆の徒は薩寺に背合、衆議區々であつたが、先づ總便の儀に従つて對面を違け、然る後ち露櫓の處置に従ふべしと評決し、馬・太刀を送りて名・聲敵の陣を致したから長秀も喜悅の眉を開いた。

河中島の多くは村上氏の知行にして、折柄秋の收穫に際してゐた。長秀は非分の押領と稱し、且は守護の請役に事寄せ、村上氏に命じて入郡の諸務を致さしめた。村上滿信の憤懣一方ならず、遂に反旗を翻さんことを決意して國內の諸族に檄を飛ばした。かくて大文字一揆の人々は勿論のこと、佐久三家・高梨・井上・島津さては諏訪神家の一黨に至るまで悉く之に應じ、集り来る軍兵凡四千騎、これに對する長秀の兵は僅に八百騎に充たず、守護軍に馳せ加はつたのは獨り市河氏のみであつた。

長秀は將軍家弓矢の簡範としてお覺え殊に目出度きものから、之を並に所謂麗々蕩々の行粧を纏らして善光寺に乗り込み、其の勢威を示して土着を壓服しようとしたが、一方では、ここで膝を屈してしまへば領土削滅・公議増徴の不安がある。殊に累代の怨敵である、怨も協力一致して軍兵に及んだのであつて、是等の消息を知らないで、故らに偶敵尊大に構へたり入部の所務を致さしめようとしたのは長秀の不覺であつた。

懸軍萬里、寡兵の長秀に勝算は立たないが、退いて恥を辱さんよりは進んで雌雄を決するに若かずとなし、長秀は寺家を打ち出で、九月廿四日更級郡橋田河原に進んだ。密子之を見て八方より押取り圍み、兩軍大に四

宮河原に戦うた。守護軍は三たび敵陣を駆け破り、長秀は隙に乘じて手兵を率し、辛うじて赤澤氏の驍騎城に馳せ移るを得たが、殿軍たる飯田・坂西・古米等の率ゐる三百余騎は敵兵の爲に中斷するて續く能はず、止むを得ずして大塔の古栗寄に走り込み、俄に植木を剪つて鹿項を結び堀を浚へ、これに籠城することになった。敵兵雲集して隙間もなく攻め立てた。被兵困せず廿日餘を支へたけれども、時は神無月、寒風に暴され、糧食既に竭き、馬を刺してその肉を食ふに至つた。驍騎に在りたる長秀は大塔の急に杜かんとあせりたれども、兵寡く且傷きて力及ばず、唯座視するのみであつた。此の時大井光矩は五百騎を以て丸子に在陣した。長秀使を以て切に合力を慫みたれど、兩軍の形勢を觀望して容易に動かなかつた。救援全く絶望となりたる大塔の城兵は十月十七日に至り、遂に城門を開いて最後の突撃を試み、或は敵中に駆け入りて鬪死するもの、或は臂中に止りて自害するもの、坂西長國・飯田入道・常業入道以下三百有餘人、難云の死するもの其の數を知らずと稱せられた。

大塔の要害全く陥るや、惣軍は直に驍騎城に押寄せたれば、陥落は且夕に迫つた。この時に當り、丸子に在りたる大井光矩の居中調停によりて兩軍の間に和議成立し、寄手は兵を收めたから、危地を脱した長秀は入國の花々しさに似もやらで、悄然として京都に歸り去つた。是に於て村上滿信等連署して、

小笠原信濃守長秀賜_レ安堵_ノ之御下文、去七月廿一日令_二下國_一、救_二一國平均沙汰_一之條、無_レ相違_一之虞、事於寄_二守護諸役_一掠_レ禮代相傳之私領一行_二非違_一之間、懇訴至極而、不_レ圖_二迄_二于合戰_一一處也、云々、

と、長秀の罪狀を幕府に申告して其の立場を明にした。

大塔合戦は信濃に於ける南北紛争の延長にしてまたその餘波でもある。主將の村上及び高梨・島津等を除く反守護軍の大多數は官方の武士であつた。大塔物語は此の戦に於ける敵味方の人名を詳細に傳へ、それは測りて吉野時代に於ける官方・武家方の分野を逆推すべき好資料であるから、稍煩雜になるが、これに市河文書に見える分を加へ、兩陣の將士名を列記することとする。

守護軍

長秀勢(伊那衆が最も多い、然し他部の將士も交つてゐる。)

小笠原長秀	中河三郎	飯田左馬助入道
坂西次郎長國	宮内省宮内正衛門尉	山寺五郎
武田上野守	於曾七郎	住吉五郎
古米左近將監入道	(子息)岡格監	下條伊豆守
同 美作守	山中常陸守	赤澤但馬守(滿經)
同 駿河守(經治)	同 對馬守秀國	伊豆木美作守
下枝尾張守	同 河内守	櫻葉出羽守
同 若狹守	同 七郎	樺戸肥後守
井深勘解由左衛門	瑞壽式部丞	關兼後守
常業入道	(種子)同下總守	(次男)同五郎
(三男)同八郎	檜木石見入道清忠	同五郎太郎
大井大藏胤	布地兵庫介	宇木
中島	駒澤	荒原
柴白四郎	稻富源四郎	大境中務

反守護軍

島津大藏 和田太郎 於利六郎
 橋爪小三郎 落合三郎 飯沼六郎
 赤須又三郎 中越備中守 松岡次郎
 知久佐渡守 宮田大和守

市河勢(高井郡志久見) (嫡子)同新次郎 岡六郎頼重
 市河刑部大輔入道眞仙 島田彦太郎

村上勢(主として更埴地方、水内も加はる)

村上中務少輔滿信 飯沼四郎

風間宮内少輔 入山遠江守 菅相肥前守

雨ノ宮孫五郎 同方三 牛身大和守

重富四郎 小幡刑部少輔 飯野宮内少輔

横田美作守 廣田播磨助 吉谷藏人

麻織山城守 浦野式部丞

佐久勢 田ノ口

伴野 平賀 高沼

望月 櫻井

洲吉 小野澤

浪野勢(小懸・筑摩地方)

海野宮内少輔幸義 (舎弟)中村彌平四郎

岩下 大草 飛賀留

田澤 塔ノ原 深井

土肥 矢嶋

高梨勢(主として高井地方)

高梨薩摩守友尊 (嫡子)粹照次郎

江部山城 草間大藏 木嶋

吉田 菅間

井上勢(高井・水内地方)

井上左馬助光頼 (舎弟)同遠江守 萬年 小柳

布野 中俣 須田伊豆守 嶋津刑部少輔

大文字一揆

仁科勢(安曇地方)

仁科輝正少弼盛房 同駿河守盛光 穂高

戸渡日木 池田 庄科

千國鬼八郎 澤戸五郎

綱津勢(小懸地方)

綱津兼漢入道法津 同越後守遠光 同淡路守貞等

同右京亮宗直 同上總守貞信 三村孫三郎種貞

根津宮内少輔時貞 同下總守種宗 櫻井

別府 小田中 實田

横尾 曲尾

其他(更級・水内山間地帯及び安曇)

香坂左馬亮入道宗繼 春日 菅谷

小田切 窪寺 西牧

官高下總守貞兼

浪野勢(上下兩社共唯催促に違うたのみにて参戦せざりしものと如くである。)

市河氏は行中に馳せ参じ、在々所々に宿直し、營固の任に當つた。

應永十年七月、村上・大井・友野・井上・須田氏等聯合してまた兵を擧げた。慈忠即ち氏貞等を率ゐて鷹原に、尋で生仁城に之を討ち、十月また鹽崎新城に戦ひ、漸くして之れを鎮定するを得た。十一年九月高梨左馬介また叛いた。慈忠再び奥郡に發向し、朝原・若槻・下市河(何れも水内郡)の各要害を攻め落し、加佐・藤より東条に至つて蒲原した。この戦に市河氏また軍忠を致した。應永二十二年七月須田信濃守爲雄叛したるにより、慈忠これを行。市河越中守その軍に従ひて志勳を抽んでた。

大塔の戦後五年を経たる應永十二年十一月、小笠原長秀は其所領を弟政康に譲與した。同廿三年十月、足利滿隆・上杉禪秀(氏憲)鎌倉に叛し、管領持氏の邸を襲うた。持氏駿河に走り、禪秀は一たび鎌倉を占領した。是に於て將軍義持は山名時顯を遣し、且東國の將士に命じて禪秀を討たしめた。政康は始め甲斐の武田信滿と共に禪秀に味方せんとしたが、義持の御教書に接したるに依り持氏を援助することとなり、信滿の兵を設し、駿河の今川範政等と兵を合せ十二月禪秀の軍と相撲國小幡に戦うて之を破つた。翌年正月、滿隆・禪秀等自殺して亂平ぎ、政康等は歸國した。

應永三十二年十二月將軍義持は小笠原政康を信濃守護職に補した。此の頃信濃は小笠原氏の單獨守護であつたが、甲斐國には二人の守護あり、武田氏は東部、逸見氏は西部を分領した。然るに曩に禪秀に與したる武田信滿は持氏に攻められ、応永二十四年二月都留郡木殿山に自殺し、長子信元高野山に逃れたるにより、逸見氏は甲斐全國を領有するに至つた。然るに應永二十九年六月信滿の二男信長國に歸り、逸見氏と戦うて之を撃破した。そこで持氏は一色持家を將として信長を攻めしめ、八月信長は遂に持氏に

降つた。是に於て持氏は逸見氏に甲斐を領せしめんとしたるに、幕府は却つて信元を召し出して陸奥守となし、甲斐に入部せしめた。隨國の守護たる小笠原政康はこのたび信元の入部につき種々駭旋奔走した。義持は十月書を政康に送つて信元に合力せしめ、且甲斐の國情を注申せしめた。

應永の終頃、越後の守護は上杉房朝(朝方の子)であつた。其の宰上杉顯勝・長尾朝景(信濃守)等は關東の持氏に應ぜんとし、長尾朝景(上野介・三篠長經)等は京都將軍の命を奉じた。是に於て越後國分領し進年兵亂絶えず、守護朝房は遂に國を脱出した。此の時、幕府は書を小笠原政康に送り、越後の亂を鎮定して上落すべきことを命じてゐる。

政康は越後の亂鎮定せる後上落した。正長元年八月幕府は其の勤功の賞として信濃守近領一園を沙汰せしめ、或はまた將軍義教は政康に就いて射を學ぶ等、重用せられた。

註(1)吉田家日記。

(2)市河文書。

(3)同上。

(4)同上。

(5)同上。

(6)應永十二年十一月九日 勝山小笠原文書。

(7)史料總覽卷七・田中義成氏 足利時代史・渡邊世祐氏 室町時代史。

(8)應永卅二年十二月九日 勝山小笠原文書。

(9)田中義成氏 足利時代史・渡邊世祐氏 室町時代史。

(10)應永卅卅年二月十四日 勝山小笠原文書。

(11)同州四年二月十八日、同年六月廿九日 勝山小笠原文書。

(12)正長元年八月二十八日 勝山小笠原文書。

有賀美濃入道性存

尾澤豊後守泰時

上原

矢輪

古田

中立軍

大井治部少輔光矩

註(1)大塔物語。

(2)同上。

(3)同上及び市河文書。

(4)町田禮助氏 異本對於大塔物語解題。

(5)更級郡川柳村大宮。鐵道信越線津ノ井線交又點の兩方數町のところ。

水流の爲、地型崩れて疊跡を認め難い。市河文書には二槻城とある。

大宮は四方平地にして、寡兵を以て廿日余りを支へんことは至難と思はれる。大塔要旨は或は二槻西方の丘陵地帯ではなかつたらうか。

(6)大塔物語・市河文書。

(7)佛和の際、小笠原は更級郡四宮を村上に割譲したのであると更級郡誌に説いてある。

(8)此の時長秀の父長基猶覺醒として井川に在館せるに、父子互に反目睽離したるものやうだ。何となれば長秀は伊勢勢のみを率ふるで井川勢を率へない事、出發の際佐久の大井を訪ひしも井川の父を訪ひし形跡なき事、鹽崎と井川とは一日里短なるに長基これを援けたる事實がないこと等である。思ふに長基は前年守護代二宮を放逐せし難にて、幕府より同じ使命を帯び來れる子息長秀と意見を異にしたるものと覺える。長秀父を脱伏する能はず、其の失敗せること勿論である。(松本市史)

(9)大塔物語

①大塔物語の類本に大塔記あり、藤原拾葉に收められてある。大塔記は後代に編纂せられ、大塔物語の記事を間略に書きかへ、且參戰將士を附會増補してある。信用を措き難いものであるから、これを採らず、大塔物語のみに據ることにした。表中、高梨勢は市河文書、

其の他は大塔物語より、長秀勢中赤澤但馬守と權置石見守入道の名は市河文書より補入した。

②中川三郎は或は小笠原政康か。(松本市史)

③原原は原本に或は棟原とある。

④三村兄弟の彌津一黨中にあること既に、三村條圖に、此の合戦にて兄弟共に討死とある。以前より三村氏は筑摩郡洗馬の地頭らしく、小笠原の隨身であつたと思はれる。(松本市史)

第三節 北信濃動亂相次ぐ

應永六年小笠原長秀は信濃守護職となつて入部したが、國人等其所動に從はず、度々亂を起し、長秀遂に京都に還りたること既に述べた如くである。大塔戦の行はれた次の年應永八年二月十七日、幕府は新波義將をして代つて信濃守護たらしめた。そこで義將は輪田達江入道常業を守護代となし、四月五日京都を發して信濃に下向せしめた。五月幕府は信濃國を御料國となし、代官として依田左衛門大夫某及び飯尾左近將監某をして下向せしめた。かくの如く頻々として代官の交送せしは、國人の反抗依然として止まず治績學らざるに由るものであらう。此の間にあつて、市河氏はかほることなき幕府の忠勤者であつた。應永十年の頃、守護代官細川慈忠入部の際、

③小笠原系圖（諸家系圖新）

第四節 小笠原・村上兩氏の交渉と信濃の統平

ここに關つて幕府と關東管領の關係について述べておく必要がある。室町幕府の初め、信濃・越後・駿河以西は將軍の分國にして幕府の管治する所であり、甲斐以東の十箇國は鎌倉府の分國と定められた。然るに關東は第三代氏滿の時より奥羽二州をも所管することとなり、其の勢力益々増大するに従つて、關東管領の足利氏は心漸く驕り、自ら公方と稱し、後には己れ本家に代つて將軍たらんの野望を有するに至り、遂に京師・鎌倉對立の形勢を現出した。そこで幕府は關東の分國內に干渉を加へ、以て鎌倉を制肘せんとした。將軍は關東所管の分國甲斐・常陸等に幕府扶持衆（幕府の任命した守護）を新に任補してその勢力を殺ぎ、幕府の威權を確立せんとするに至つたから、幕府と關東との確執は漸く高し來つた。最近、神秀亂後甲斐に於ける紛擾、越後の分裂の如きは何れもその現れに外ならない。義持薨じて後嗣缺斷の義教が將軍となるに及び、兩者の反目は一層激しくなつて來た。信濃・越後は京都將軍の分國であるが、鎌倉の分國たる甲斐・上野と境を接し、謂はば二大勢力の衝突地點となつたわけである。随つて吉野朝敵除上野・越後の新氏族は信濃の佐久・三家・村上・諏訪諸氏と氣脈を通じて鎌倉と連絡し、幕府の勢力を代表する守護小笠原氏に對抗することになつたから、守護對それら豪族間の大小紛争が断起しつゝあつたのである。かくて信濃に於けるこの兩勢力の對立は北信濃の強豪村上氏と守護小笠原氏との衝突を結果するに至つた。

正長元年八月越後守護代長尾朝景は、持氏が御教書を發して越後の國人を誘引することを幕府に報じ、また蘆田下野守某なるもの信濃佐久郡に兵

を起して鎌倉に應じ、北國より東國に通ずる要衝を扼すとの知らせがあつた。幕府は信濃守護政忠及び駿河守護今川範政を國に就かしめ、これに備ふる所があつた。

永享五年閏七月政康はまた西上した。かかる間に東國に於ける幕府對鎌倉の事情は次第に急迫して來た。七年正月駿河の今川範忠は押氏出氏の全を報じ、持氏が密書を三河の義隆六家に送つて之を誘ひ鎌倉に應ぜしむる由を報じて來た。是に於て幕府は小笠原政康を師團せしめ、信濃を警戒せしめた。

此の時に當り、村上滿信の子中務大輔頼清は、龜野・望月・頼宗・井上・高梨及び大文字一揆の諸族と謀し合せ、蘆田氏と聯合して守護に抗せんとした。守護小笠原氏としても、これらの諸族は大船の船敵でもあるわけであるから、この兩勢力の衝突は早晩免るべからざるものであつたのである。佐久の大井持光は國境の蘆田氏と隙あり、將に交戦しようとした。小笠原氏は大井氏と同族であるから、永享七年二月義教は政康に命じてこれを調停せしめた。政康は雙方を諭したが調整はずして干戈に及んだ。政康即ち兵を發して大井氏を援け、蘆田氏を討たんとした。會し持氏が陸奥の佐竹義重を討たんとするにより、幕府は政康に命じ、蘆田を討つを停めて義重を援けしめた。

政康の常陸出動により蘆田氏の治野は延引したが、永享八年三月政康は兵を率ゐて東信濃に入り、大井持光、越後の守護代長尾上野介邦景等と合し、千曲川を渡つて先ず蘆田氏の奥津澤氏を小懸に攻め、芝生田・別府兩城を陥れ、八月龜野頼清聯合軍を撃破し、進んで佐久郡に入り終に蘆田氏を降した。

守護軍の策戦は佐久・小懸を略し、然る後蘆田より村上氏の太田川中島

を動かんとするにあつた。頼清之を殺し、家臣布麻伊豆守を鎌倉に遣し援を請はしめた。總くまで將軍に就せんとする持氏は直に出兵せんとしたが、執事上杉憲實の諫止により村上氏の援助を實行し得なかつた。

同八年、信州守護人小笠原大納大夫入道村上中務大輔頼朝ノ事アリ、村上ハ連々持氏へ心サシテ通ルニヨリテ、村上カ合力トシテ筑井左衛門督ヲ大將トシテ、上州一揆武州新一揆ヲ信州總シム、管領上杉安房守憲實是ヲ聞テ、信濃・京都公方ノ御分國ナリ、小笠原其守護タレハ、村上是ニ敵對スル事イハレナシ、鎌倉ヨリノ加勢然ルヘカラスト思ニヨリテ、上州ハ憲實カ守護タル故ニ、彼一揆ハ出陣ストイヘトモ、憲實カハカライニテ國境ヲ越ヘス、是ニヨリテ其事延引ス、

〔鎌倉九代後記〕

翌九年六月持氏は上杉憲直を將とし、重ねて信州に出兵せしめようとし、又持氏、憲實を討たんとするなりとの流言もあつた。憲實の被官、舊恩恩順の士變を聞て各地より集り、鎌倉將に亂れんとした。持氏これを憂へ、自ら憲實の邸に至り、面のあたり、瞭解して漸く事なきを得た。尋で又罪を憲直に歸してこれを追うた。憲實厭居し、遂に其の子憲忠をして上野に逃げ歸らしめた。上野は憲實の配下であつたから、一揆は一旦出陣せしも憲實の命により國境を越えなかつたので、信州出兵は自ら中止さるゝに至つた。

同九年、重テ小笠原退治ノ爲ニ、上杉陸奥守憲直大將トシテ、武州本一揆ヲ差向ラルヘキ沙汰アリシカ、其儀ナラス、管領安房守憲實ヲ討ルヘキ結構ノ由難説アリテ、憲實カ被官人等鎌倉ニ羣集ス、是ニヨリテ同六月三日四日以來衆ニ騒動ス、同七日、持氏憲實カ宿所ヘ赴キテ罵ラル、同十五日、陸奥守并其子淡路守憲家ハ憲實ニ恐テ降拜ヘ退ク、同七月廿五日、憲實

カ鎌子^ヒ忍テ上州ヘ下向ス、同廿八日ノ夜一色宮内大輔直兼モ、今度ノ議者ノ張本タル故ニ、三浦(退ク)、又憲實カ家人大石見守憲重長尾左衛門尉景仲、今度騒動ノ木人ナリ、鎌倉ヲ送キヨコシタルヘシト沙汰スレバ、憲實是ヲ用ス、同八月十三日、持氏重テ憲實カ宿所ヘ來リテ、管領職元ノ如クタルヘシト頼ニナタメラル、憲實固辭スル事叶ハスシテ備筆ス、然レ其年武州代官ニツキテ施行ノ事アレバ、判形ニ及ハスシテ心底解スト、云云

かくの如く持氏・憲實第一回の衝突は信濃の亂によりて誘發されたのである。憲實は常に正義を以て忠告を呈したるにより、しばらくは時局を維持するを得たが、しかし持氏・憲實の間は次第に悪化し、殊に信濃の問題のため意志益々疎隔し、これより形勢は一轉して持氏對憲實の關係となり、更に紛糾せる諸問題と合し、遂に京都・鎌倉の戦線となるのである。

佐久・小縣の諸城を常陸せる政康は轉じて村上氏に迫り之を連破した。同八年八月村上頼清は京都に上り、將軍義教に謁して年來抗戦の罪を謝した。天皇御劔を幕府に賜ひ、公卿以下信濃の平定を參賀した。

八月十七日晴、村上安藝上落、明日可レ有ニ御對面、御劔可レ被レ進之由、三條被レ告示、南御方御座可レ有ニ御參一之由入江殿より被レ申、
 十八日雨降、早且御劔付ニ三條進ニシテ、南御方被レ參、有ニ御對面、
 (同日日記)
 十八日丙子、雨降、早且參ニ相府一年來所被レ攻之信濃國任人村上安藝守某降參、今日入ニ相府一見參、仍人々賀ニ申之一、日レ内被レ遣ニ御劔

一、豫爲二御使一參内、要下令一給申之由、

などある。長期に亘つた信濃の擾亂について、天皇深くも御軫念あらせられたること申すも畏し、公卿以下幕府當路者に至るまで、この間諺が如何に重大視されてゐたかは以上によつてよく了解せられると思ふ。

顧みれば、吉野末期兩朝の要難はざるに當り、幕府は新に信濃守護及び守護代を補して強旗を抑へ、其の權威を確保し、似て國內の和平統一を企圖したのであるが、前守護小笠原及び村上以下の國人纏つてこれに反抗し、従つて討てば従つて起り、亂雜紛擾を極めた。應永の初め幕府は方針を一變し、強を似て強を制するの方策に出で、小笠原氏を起用して再び守護たらしめた。實公子長秀は大略に失敗せしも、弟政康不世出の材を以て内外征戰の功を積み、反守護黨の領袖村上を足下に驅伏せしめ、漸くにして國內統平の實を擧げ待たのである。國人が幕府に反抗の火益を切つた元中四年よりは五十年、それが小笠原對村上の抗手に碼化した應永七年よりは三十八年の歲月が流れてゐる。かくして所領權奪問題も略々解決し、多年結んで解けなかつた新舊豪族間の感情も融和し、南北對立の餘波も取まり、國人は將軍の權力を代表する守護の管治に服した。村上氏の降伏は室町時代初期に於ける信濃史に一新時期を畫するもので、こゝしばらくは國內靜謐の日が續いた。

註 (1) 滿濟准后日記 正長元年十月十六日。

(2) 同上 永享五年閏七月十七日。

(3) 同上 永享七年正月十八日。

(4) 村上中務大輔の名類清は各種の小笠原系圖・信陽雜誌に據る。其の受領名、國政記に安藝守に作り、小笠原系圖・信陽雜誌に左京大夫に作

る。蓋し前後の改稱に係るものである。類清は寛政重修諸家譜の國譜とあるに當る。また更級郡誌には類國とある。

(5) 足利將軍家御内書案及び女房奉書(松本市史上卷一九一、一九二頁)。

(6) 永享七年九月二十二日、勝山小笠原文書。

(7) 滿濟准后日記、同年正月廿九日條に

大井モアシタモ構ニ要害一候、サク郡アトツリテ、ウスヒタクウヘモ又上野國ヘモ可ニ罷過ニ間、以ニ越後勢一大井ヲ御合力候テアシタヲ御邊治可レ然候、大井ト小笠原ト一所ニ罷成候者、信州事ハ可レ有一何程一候哉、左様ニ候者關東邊事キ又一刀ハ可ニ罷立一御自由存候、此由存中入候處、越後勢合力事以ニ赤松播磨守ニ可レ被レ仰ニ付長尾一、

とあるにより、長尾邦景は信濃に出兵して小笠原に合力したと推定した。

(8) 小縣郡澁野村芝生田。

(9) 同郡同村別府。

御永享八年八月三日 勝山小笠原文書。

御村上氏と鎌倉との交渉に關しは大日本史料・結城戰事記・喜連川列傳・鎌倉物語等を參照す。以下同じ。

① 越後賢三州志に從ふ。

② 小笠原・村上調和の條件は、曩に大塚合戦後村上氏に割讓したる更級郡四宮を小笠原氏に還附することであつたと更級郡誌に推測してゐる。これについては其の他の史料がない。

第五節 永享の亂

信濃に於ける小笠原・村上兩氏の確執は鎌倉府の持氏・憲實衝突の端緒を開いたのであるが一旦は落着した。然るに翌十年六月持氏はその子賢王丸に元服を加へようとした。憲實は先例により使者を京都に上して將軍の偏諱を請ふべきを主張した。持氏肯んぜず、鶴岡八幡社前に元服さそ名を義久と命じた。是に於て持氏・憲實の間は益々相容れざるに至つた。長尾忠政等居中調停を試みしも持氏聽かず、憲實遂に鎌倉を去つて本國上野白井に據り、二人の間は全く斷絶した。永享十年八月持氏は一色直業・同時家を大將として憲實を討たしめ、且自ら兵を率ゐて武藏高安寺に陣した。是に於て憲實使を馳せて變を幕府に訴へた。義教は最早捨て置くべきにあらずとなし、關東征伐の論旨を申請ひ、上杉持房（禪秀の子）を大將として持氏を討たしめ、小笠原政康・今川範忠・武田信重をして東海・東山の兵を以て參贊せしめた。政康は一族被官人等を率ゐ、永享十年九月六日信濃を進發、上野に入つた。

京軍は今川・武田の勢を合せ足柄・箱根兩道より進撃し、東軍は水に據りて之を拒止した。九月十日箱根の戦に京軍利を失ひ、多くの戦死者を出した。今川記この日の戦況を叙したるうちに、

第二度目の合戦に、河野、小笠原、武田一ツに成つて、同十一日攻める處に、宮根常實、大森の人々、くつきやうの惡所に引かけ、先のとく山上より懸下しければ、京勢引退き、三島にもたまり得て、沼津、眞門に陣を取て、しばらく息をそ休めける。

また、鎌倉大日記にも

九月十日、京勢駿河、河野四郎、小笠原政康、今川範忠、武田信重、

朝倉教景、左々河等於三浦根山一合戦、京勢敗北、

とあり、小笠原勢の参戦を記してゐる。併し乍ら、十月十日政康は板鼻に陣陣せること勝山小笠原文書により明なれば、この記事は信用できない。

九月二十八日京軍の足柄よりする者は通で早川尻に据り、上杉憲直と戦つて之を敗り、其の部下數十人を斬つた。持氏は相模海老名道場に移つた。十月一日義教書を政康に送り、憲實たとひ勝利を得ると雖も命を持たずして歸國すべからざる旨を申送つた。既にして上野に向つた一色氏は憲實に應ずるに至つたから諸軍戦はずして海老名に引返した。是に於て憲實は白井を設し十月十九日府中近くの分谷河原に著陣した。信濃勢の消息は明かないが、將軍義教の旨に従ひ憲實に合力したと察せられる。鎌倉の將士は憲實の出馬を聞き、持氏に叛き憲實に應ずるものが多かつた。持氏は濠ろなく和睦を申入れたけれども憲實は拒絶した。偶々三浦時高も持氏に背き、十一月一日上杉持朝の兵と大藏谷なる持氏の館を襲討したから義久は扇谷に逃れ、義久の弟奉王丸・安王丸・永壽王等亦出奔し、鎌倉府は陥つた。そこで持氏は金澤の稱名寺に入り閉居し、竊壁して哀を請うた。十一月十一日持氏を鎌倉永安寺に移し、上杉持朝・千葉胤直等交番に之を警固した。憲實使を京都に遣し、持氏の死を宥されん事を請ひしも義教許さず、翌十一年閏正月廿五日相國寺住僧周庵を關東に下して持氏を取すべきを憲實に諭し、また書を小笠原政康に與へ、武田信重・河野教通等と談合して永安寺を攻めしめ、且持氏處分の促進を下命した。二月十日憲實は革命を奉じ、持朝・胤直等をして永安寺を攻めしめたから、持氏は叔父直と共に自殺した。時に憲實は持氏の子義久をして義を嗣がしめんことを乞つたが亦許されず、同二十八日義久も報國寺に於て自殺した。年僅に十

一歳であつた。

註(1)永享十年八月十七日及び八月十九日 勝山小笠原文書。

(2)同年九月六日及び九月廿四日 同上。

(3)八月十七日付同文書封紙に「永享十年十月十日坂鼻下着」と註記あるは、政康此の時なほ上野藩陣中なるを示し、また九月六日同文書に「關東襲向事遅々不可_レ然後、既於_二海道三ヶ所_一及_二合戦一_畢、不日令_二進發_一」云々とあるによるも、政康が九月十日箱根の取に加はつてゐなかつたことは明瞭である。

(4)永享十年十月一日 勝山小笠原文書。

(5)政康は今川・武田兩氏と同一行動に出でず、直に上野に打ち入り、憲政と合同して鎌倉に進んだであらうことは、九月廿四日の勝山小笠原文書に「上杉安房守(憲實)合力事、現形以前(鎌倉の反跡發露以前の意)、被_レ仰之儀、未_レ驗越_一之旨、今月七日安房守往進到來候」とあるによりて知ることが出来る。

(6)建内記永享十一年閏正月廿五日。

(7)永享十一年閏正月廿四日 勝山小笠原文書。

(8)其の他、結城戰場記・鎌倉日記・永享記・普通川判鑑等。

第六節 結城合戦と全信濃諸將の從征

鎌倉の滅するや、持氏の二孫春王・安王は傳母に扶けられて日光山中に潛み、末子永壽王は持氏恩顧の僧侶昌に保護せられて信濃に落ち、佐久の大井持光を導んだ。持光は永壽を領内安原の安登寺に匿まひ扶持した。幕府は小笠原政康に命じて持氏の諸子を搜索せしめた。政康日光山に至つ

たが得る所なく、兵を收めて歸つた。よつて春王・安王は潛に日光を出でて管陸に落ち、永享十二年三月四日同國茂木城に旗を揚げ、尋で小栗に赴き伊佐に遷り、使を結城氏朝に遣し、持氏の遺業回復の事を依頼した。氏朝之を話して、春王・安王の其の所城に迎へた。そこで安王は御教書を關東の諸將に發して援を求めた。信濃の大井持光之を聞き、永壽王を結城に送致した。^(本傳)

鎌倉成氏は同姓持氏一亂之時、永享十一年十一月朔日、永壽王と申、五歳にて鎌倉小八幡社まで落しける。瑞泉寺昌在西堂懷して、常陸國住人筑波別當大夫郎等二人御供中、甲州へ忍て兼治が家にかくれけり、信濃へ落行、大井越前守持光を頼居たまひしが、同十三年三月四日舎兄二人常陸國中郡に崛起して逆心を企、同二十一日結城氏朝をたのみ籠城有しかば、大井持光が家臣重田清野二人をつけて六歳の時結城の城に籠城す、(鎌倉大事記)

關東の家族之が爲に二つに分れ、一は結城氏に應じ、一は上杉氏に應じ、又形勢を觀望するものもありて、その影響は信越奥羽に迄及び一大戦局を現出した。東京都に聞え、四月幕府は諸將を部署して征討せしめた。上杉憲實は伊豆國清寺に隱遁してゐたが、革命により再び立つて軍務を管する事となり、弟清方及び上杉持朝を遣して攻撃に着手せしめ、五月十一日憲實自ら兵を率ゐて神奈川に次し、次いで野本(武藏國比企郡)に陣した。かくて清方・持朝等は七月廿九日より結城に迫り、八月憲實は小山に入つた。此の時大井持光兵を信濃に起して氏朝に應じ、鎌水時を越えんとしたるを以て、上杉重房は上野に出でて之を押へた。

長持親王へ七月八日神奈河ヲ立、野本處子ニ逗留シ、同八月九日小山正取關城ニツキ給フ、其比信濃ノ住人大井越前守持光御所方ニナリ候

ヲ舉、口井崎マテ押來ト聞(ケレハ、尾ヲ訪シタメニ上杉三郎重方國分ニ陣ヲトル、(下略))

(水手記)

(元來結城は平地に設けた城であるが(結城町は其の城跡)、防禦堅固なるのみならず、城中に糧食を貯へ、持久の謀をなせるが故に、寄手は城を環圍し、上州の兵は西に陣し、持朝は房州の兵を率ゐて西北に、京軍及び宇都宮・土岐・小田・北條等の兵は東北に、武田氏及び越後・信濃の軍兵は東南に、岩松・小山・千葉氏及び武藏・上總・下總の諸士は南に陣し、清方は西方に在つて諸軍を督した。既にして諸軍大舉して攻むること半年、城兵よく拒いで下らなかつたが、城中の山内兵部少輔出でて降りたるにより寄手稍々振ひ、清方は諸將に攻撃の方略を諮ひ、十二月十二日總攻撃を行つたが猶陥らず、兩軍は對峙して年を越えた。

翌嘉吉元年四月十六日清方は議を決し、諸方面一齊に攻撃を開始した。城兵は力を竭くして固く禦いた。戰帥なる頃、城中に内應する者ありて火を放つた。燄益盛に起り、稍營督燒け、士卒糧に咽び進退を失ふ。諸軍乘じて急に之を攻め、城遂に陥り、香王丸・安王丸女孌して脱れ出でたるも、長尾因幡守實景に擒にせられ、小山四郎は水野王を生捕り、氏朝父子五人、一族男女三百八十餘人、士卒一萬八千餘人悉く斃死した。實景は香王・安王を京都に護送したが、途にして將軍の命あり、美濃國垂井金蓮寺に於て之を斬つた。永壽王は釋されて京都に在つたが、後元服して成氏と名乗り關東に下向して鎌倉の主となつた。

或は云く、香王・安王を擒にしたるは小笠原政康である。政康これを護送して垂井に斬つたのであると。

又結城没落ノ時、香王安王ハ長尾因幡守生捕リ、踏次ヲ守護シテ上洛

ス、一説小笠原政康 同五月十六日、澁川垂井ノ道場金蓮寺ニテ害セラル、守政康捕殺云云

(鎌倉九代後記)

小笠原系圖この一説に従ひたるものか、政康二孤を擒にしてこれを護送せしことを載せてある。然るに結城戰場記・永享記・鎌倉大草紙等は城者を長尾因幡守實景として政康を記さない。史料綜覽はこの説を採用してゐる。小笠原系圖にいふ所は更に研究の餘地があらう。

將軍義教は小笠原氏の功を賞し、政康には感狀及び熊太刀(女成作)を、宗康には感狀及び太刀を與へた。

永享の亂、政康は一族被官人を率して武藏に赴きたるに過ぎなかつたやうである。然るに此の結城戦は日本中興の兵四方を圍み半戰を費したほどの大戦争であつた。隨つて信濃のあらゆる大小氏族は守護の手に歸して従軍して居る。結城攻に於ける信濃勢の氏名は結城陣番帳に詳しい。それは左の如くである。

結城陣番帳

抑關東下野國結城爲一退治之、從二京都諸軍勢被一差遣一隊、然間、從二公方様一陣中奉行之儀小笠原大膳大夫被二仰付一、任一上忍一之旨、國圖諸侍關東ニ在陣之間、小笠原大膳大夫可任二下知一之中、被二仰出二候者也、俱州之諸侍並家人等光隆陣中ニ在陣、同矢倉之番次第、

- 一 番 小笠原五郎殿(實景)
- 二 番 高梨殿
- 三 番 須田殿
- 四 番 井上殿 武石殿

- 五番 若槻殿
- 六番 井上彦四郎殿
- 七番 須田式部丞殿
- 八番 村上殿代屋代殿
- 九番 栗田殿代井上孫次郎殿
- 十番 海野殿
- 十一番 藤澤殿
- 十二番 香坂殿
- 十三番 鴨津殿
- 十四番 藤方信濃守殿
大原殿代
中澤殿代
- 十五番 海合殿
小田切殿
窪寺殿(寺イ)
- 十六番 諏方兵部大將殿
知久殿
- 十七番 伴野殿
赤澤殿
和田殿
同名但馬守殿
山家殿
武石殿

- 十八番 永用殿(田)
二木殿
竹田殿(内)
熊澤殿
西坂殿(敷)
- 十九番 坂西殿
後藤殿
大池殿
波多殿
同名中殿
- 二十番 犬甘殿
平瀬殿
村井殿
三村殿
小坂殿(寺イ)
- 廿一番 山中殿
下榎殿 同名下野守殿
同名山田河内殿
柳澤殿
折野殿
山中太郎殿
飯沼上野守殿
- 廿二番 於曾殿

- 下枝殿
於曾彌太郎殿
下條將監殿
下枝河内守殿
標兼與五郎殿
關殿
同名又六郎殿
松岡殿
飯沼殿
黒田殿
名子殿
牛坂殿
吉田殿
赤須殿
河野殿
飯島殿
大島殿
片切殿
藤島殿
小井忌殿
宮田殿
山寺殿
上穂殿
桑原殿
- 同名對馬守殿
萬壽殿
大岩殿
横田殿
同名式部少輔殿
雨宮殿
清野殿
漆出殿
生仁殿
大井三河守殿
同名河内守殿
同名對馬守殿
彌津遠江守殿
生田殿
關屋殿
保科殿
寺尾殿
西條殿
同名越前守殿
小出越後守殿
同名遠江守殿
仙仁殿
今井殿
歷代大藏丞殿
- 廿五番
廿四番
廿三番
廿六番
廿七番
廿八番
廿九番

多久間殿

立屋殿

三十番
桐原殿

市村殿

同名阿波守殿

同名小次郎殿

暹羅殿

長嶋殿

右一日一夜當番被_レ勤儀者也、

(笠系大成附録 理集)

信濃勢を三十番に分ち、一日一夜の交代を以て番回及び欠番に當らしめたのである。結城戰場物語に「信濃勢三千餘騎」とあるから、一組が凡そ百騎づつであつたわけである。これによれば、永壽王を匿つた緣故で結城に應じたる大井持光の如き、首鼠兩端を持したる安保信濃守某の如き、一二の除外例はないでもなかつたが、凡そ全信濃の諸侍が出揃つて守護小笠原氏指揮の下に參戰したことがわかる。信濃の國人が此の如き統制ある行動に出でたことは建武動亂以後百有餘年、始めて見られる事象であつた。これは當時幕府の配網伸張の反映であつて、守護の威令は全信濃に及び、まさに小笠原氏全盛時代を現出したのであつた。

以上を要するに、室町時代の初め、幕府は強態にして制し難き豪族を抑へ、統一の實を擧げんとし、小笠原長秀を守護として入部せしめたが、村上滿信・大文字一揆・高梨朝高等之に抗し、應永七年の大塔合戦となり、長秀敗れて京都に走つた。其の後も紛亂絶ゆることなく、守護及び守護代の更迭は頻々として行はれた。永享の終、守護小笠原政康、村上頼清と兵を構へた。村上氏鎌倉府の兵を藉らんとして果さず、遂に屈して降を請ふ

た。この小笠原・村上の衝突を最後として建武以來凡七百年間に亘つた信濃の動亂は終熄し、守護小笠原氏は一國統平に成功するを得た。一面から觀れば此の時幕府の威力大に發揮せるに外ならない。永享の末年から嘉吉の初にかけ關東に起つた結城合戦に、全信濃の將士は守護政康に屬して參戰し、茲に新舊豪族間の感情も融和し、公武分立の摩擦も解消した。併し乍ら、それは一時的で、永續性ある統一には程遠いものであつた。結城陣後十年ならざるに、守護小笠原家は建領職を争ひて分裂し、國內の統制力を失ふと共に群雄割據の戰國時代に移り行き、小國分立して相攻戰する間に、北或は東より侵入せる英雄の混戰地としての信濃を現出するやうになる。

註(1)四隣譚載に「安原安養寺、濟家宗也、今在二將軍石一、高八九尺、是往日永壽王遊戯之地也、又尼寺跡號「光明寺」、團王丸母舊跡云々」とある。

(2)史料綜覽・石川文書。

(3)諸書に奉王十三歳、安王十二歳といへり、故に年齢より云へば奉王が兄ならんも、石川文書等の御教書の署名を見るに、皆安王より出でたり、されば安王は或は奉王より年少なりと雖も、蓋し正嫡の出にて、奉王は庶出なるが如し、とにかく持氏の相續者は安王なるが如し、(田中義成氏 足利時代史一五六、一五七頁)

(4)水事記・結城戰場記・鎌倉九代後記・渡邊世祐氏 室町時代史。

(5)同上。

(6)五月廿六日 關山小笠原文書兩通。この文書は裏與せられたる太刀を併せて宮内省の所藏となつてゐる。

(7)十二月一日(永享十二年)阿保文書の懸賞書狀(安原史料叢書古文

集英成上所収。

第四編 莊園 第四節 八條院御領第十三大井庄下巻頁 一一二九

第十三 大井庄

大井の庄名は和名抄、佐久郡大井郷に起つたものであらう。大日本地名辭書、大井郷に「今岩村田町、平根（平尾横根）、三井などの地なるべし、中世大井庄と云へるは、廣く美理、小沼二郷の地をも總べ、佐久三庄の隨一たりき」とある。美理郷はその説耳取附近、今の三岡・中佐郷の邊で、小沼郷は小沼村より長食へかけての地であるとすれば、この説は大體に於て誤なきものである。

莊園大井の初見は香妻續文治二年三月の乃實末齊庄々注文に見える「八條院御領大井庄」であらう。「八條院御領 大井庄」

續いて、同書文治四年六月四日に、

(前略)

八條院領

信濃國大井庄

(九庄名略)

信濃國伊賀良庄

以上、件庄年貢、或先々注進、或本文書紛失、(中略)時政地頭にて他人沙汰不レ可レ入之様に聞召しかは、言上不レ及二沙汰一、如レ此事、只可二計沙汰一之由、可レ被レ仰也、

また、同書建久五年七月の條に、

十六日乙亥、信濃國大井庄乃實事、於二今年一者、十一月中可レ究二濟

京都一之旨、被二仰下一云々、

と、當庄の納税期を定めてあるなどである。降つては嘉元四年六月の兩院門院御領目録に「辨分 信濃國 大井庄」などともある。之を要するに、大井庄の本家は八條院にして、領家は藤原宗雅であつたのである。

註(1)本書本編第三章第二節第一參看のこと。

(2)同 第四節第三參看のこと。

(3)同 註略傳參看のこと。

一 關係資料

大井庄關係史料を次に列擧する。

一 松原神祇雜錄

敬白 信州佐久郡大井庄落合新善光寺 奉施人種達一口(中略)弘安二年己八月十五日(中略)大旦那源朝臣光長(下略)

二

諏方上宮頭役結番下知狀(嘉慶四年三月)

一番五月會分

右頭大井庄内 矢島、湯原、榎原 大井六郎入道付小田井、東布施郷等

地頭等

渡橋馬大井庄内 長士宮總藤原五良左衛門尉付同庄内塚原地頭等并小田

切左衛門尉知行分

六番五月會分

右頭大井庄内安原、香坂郷大井又三良入道、南市村、崎田、西布籠、櫻郷

除大井三郎寄子分地頭等

九番五月曾分

〔前略〕天井庄内次郎入道知行半分

〔後略〕

〔前略〕天井庄内志津田地頭等付同庄内手足廻大井三位房、藤科孫四郎跡已下

大井光金坊

〔前略〕馬大井庄内田口郷地頭付岩間三郎兵衛知行半分

〔後略〕

御射山左頭大井庄内大井次郎入道知行分

三

願王寺阿彌陀如來像胎内銘

(前略)

奉采色 應歷三年

〔後略〕 十月十五日

願王寺 本尊一鉢

大檀那 地頭沙弥隆幸

大勧進金剛佛子顯賢

給師善光寺

參河法眼慶運

四

追分願訪神社大般若經集書

信州佐久郡大井庄長倉内邊分大明神御寶大般若經六百卷、本願檀大僧都延

誓敬白、右其地村有二損失、則時其地主可レ有二建立、無二其儀、而必

當二明神謂二七代可レ盡、

應永十七年庚申二月吉日

前山寺跡口銘 五

信州佐久郡大井庄青沼郷八幡大菩薩御寶前奉寄達跡口 願王大井美作沙彌

顯昌

天文七戌八月十五日

大工 金井四郎右衛門秀家

六

玄琳和尚壽頌

夫靈蓋原國裏東山道、信州路佐久大井庄横島郷、望月山城光禪院住持比丘、

永平道元末流香賢和尚厥裔、字以曰大圭、諱且曰玄琳、平生家業雖碎靡

屢、平沈低所成小塊、結一字、門庭清貧遠安正法、柔和平直作隣、而深式而

已、加勤爲先、聖役例十難有餘、南去北來、群相起集、員數百餘、切瑳佛器

琢磨祖話、然而任其疎節、既爲干時、以爲伏者、奉蒙天恩、欽成今世、冥虛未來

靈因也、

恭奉祝延 今上皇帝聖壽萬無疆壽也、

傳燈沙門玄琳謹啓白

寶元龜四年昭陽竹葉臘月下浣日

七

上野方御門、大佛門、御寶、造百板(今天正六年二月)一大宮之一御柱、佐久郡大

井庄)の部に記されたる地名は次の如くである。

鳴瀨郷 長土呂郷 平尾郷 根々井郷 塚原之郷 曾瀨上

下 湯原之郷 小田切上中下 矢島之郷 比田井之郷

註(1)總銘全文については本書第一編第十章第五節第二參看のこと。

(2)諏訪史料叢書 卷四。

(3) 全文本書第一編第十章第五節第二參看のこと。

(4) 北佐久郡西長倉村追分諏訪神社藏。

(5) 南佐久郡前山村宇前山前山寺、信濃庄園の研究所藏。

(6) 北佐久郡本牧村望月城光院所藏。

(7) 詳細は諏訪史料叢書卷十一、參照のこと。

二 大井庄の地頭

鎌倉初期に於ける大井庄の地頭の北條時政であつたことは前引吾妻鏡に依つて明かである。後小笠原長清の七男朝光が此の地を知行し、居城を築へて土著し、大井氏を名乗つた。身半分脈に「朝光、大井太郎、信濃國大井知行」とある。朝光が大井庄地頭職を買つた時は詳かでない。或は元久二年時政失脚して伊豆に退いた時であらうか。是れより先、長清は隣庄仲野の地頭であつたから、其の勢力此の地に及びたる結果であらう。高曆の結番下知狀（前引史料二）に、矢輪・湯原・塚原に大井六郎入道、安原・香坂に大井又三郎入道、手丘郷に大井三郎、地名不詳に大井三郎等があつて御頭役を勤仕してゐるのは、庄内に於ける大井一黨の分居繁栄を物語るものである。

其の他、長土呂郷には藤原五良左衛門尉が居た。五良左衛門尉は埴科郡の坂木南北條や、小縣郡浦野庄馬越に居た藤原氏の族にして、刑部左衛門の子統宗のことである。

此の時に當り、大井庄の西部所謂滋野庄には滋野族望月氏ありて、川西地方を領有し、大井氏と比肩する雄族であつた。福王寺阿彌陀如来胎内銘（前引史料三）は望月氏の存在を立證するものである。大井・望月兩氏の分流は庄内に蕃衍して各その居住地を名字とした。鎌倉時代に於ける大井・望月兩氏間の交渉は不明であるが、建武以後南北相分れるに及び、同

じく八條院の御領下でありながら、望月氏は客方として諏訪氏と同一行動に出で、大井氏は宗家小笠原と共に武家方となつて、庄内の兩頭目相對峙する状態であつたと思はれる。

註(1) 樂岩英治氏は信濃庄園の研究に於て、「小笠原長清は最初の恩賞として佐久伴野を買ひ、承久の變の恩賞として伊賀良を得たので、寒い土地から暖かい郷土へ移り、其の後は六男時長に與へたのであらう。（中略）又大井庄の地頭でもあつたと見えて、それは七男朝光に與へてゐる」といつてゐる。但鎌倉初期大井庄の地頭は北條時政であつたことは上述の如くである。

(2) 藤原氏については本書第一編第二章第七及び第二編第二章第四節參看のこと。

三 領域

前段に掲げたる史料一乃至七のうちより、大井庄所屬郷村を擧出し、これに現在地名を配當すれば、凡そ次の如くである。

○長倉 北佐久郡經井澤町長倉・西長倉村長倉

○平尾郷 同郡平根村平尾

○安原郷 同郡三井村安原

○香坂郷 同郡岡町香坂

○長土呂郷 同郡岩村田町長土呂

○鳴澤 同郡岡町鳴澤七中西下

○曾根上下 同郡岡町曾根上中西東

○落合 同郡高瀬村落合

○塚原 同郡中佐都村塚原

○根々井 同郡岡村根々井

南市村	同郡三岡村市村
小田井	同郡御代田村小田井
矢輪郷	同郡南御牧村矢島
東布施郷・西布施郷	北佐久郡布施村牧布施・入布施、 か
横島郷	同郡本牧村茂田井
志津田郷 ^②	同郡同村望月の内
比田井郷	同郡協和村幸田・三井・小平等
田口郷	同郡同村比田井
小田切下	南佐久郡田口村田口
湯原	同郡白田町下小田切
○小田切上中	同郡切原村湯原
青・泥	同郡同村上小田切・下小田切
崎田	同郡青沼村
手厚郷	同郡種積村崎田
	(不明)

無印は鎌倉吉野時代の史料(一一三)に見える郷名、○印は室町時代の史料(四一七)に見える郷名である。

すなはち鎌倉吉野時代に於ける北佐久郡の大井庄は、東北部の長倉地方の内、北部の小諸地方、西部にありては望月牧附近等を除きたる川東六ヶ町村(三井・岩村田・高瀬・中佐郡・三岡・御代田)、川西四ヶ村(南御牧・布施・本牧・協和)に跨る廣大肥沃の畝在諸郷村を占有してゐたのである。然し、それが該地域の一部であつたかどうかは判らない。恐らくは、他領例へば公田の如きを交へてゐたにちがひない。而して岩村田附近の古名は大井であるから、岩村田・長土呂あたりが原始的の大井庄であらう。

加之、大井庄は其の南に接する伴野庄をのり越し、南佐久郡の田口・穂嶺・切原等諸村の千曲川を夾む數ヶ郷村をも包含するものであつた。かくの如く莊園の範圍は必ずしも一團の地域を限るものにあらざりて、數里隔る所に飛地、附屬郷を有する所以は莊園発達の當初、豪族又は中央に於ける權門勢家の兼併又は加盟によつて、其の領域の次第に擴大せる發展過程の痕跡に外ならないのであつて、それは莊園通有の一形態であることを注意したい。

室町時代の大井庄の範圍は前代大差ないものであつたことは前表に依つて了解し得られる。唯東部に長倉(改)附近の加はつてゐるのは牧の莊園化を示す一事例である。

註(1)天正六年二月の上諏方大宮同前宮瑞籬外垣造宮帳に、

一瑞籬三間 長倉之内 横根發地香懸三ヶ所とある。

(2)同帳に、

一瑞籬一間 志津田郷として、三井惣領分・三井之郷北殿分・官澤之分・越之分・小平之郷・原之郷とある。

附説 遊野庄

北佐久郡北御牧村下之藏字宮に鎮座する兩羽神社(舊大宮大明神)の棟札に、

信濃國佐久郡遊野庄壽原里大玉輝宮村

當社神主立神新九郎源信景

聖主中天伽陵頻伽聲 曾合社人中

奉建立大宮大明神宮一字成就之依

哀愍衆生者我等今敬禮 當村大小諸旦那石越前守殿御武運長

久

慶長十年丁未九月二十一日

下ノ城御牧ノ内大小産子

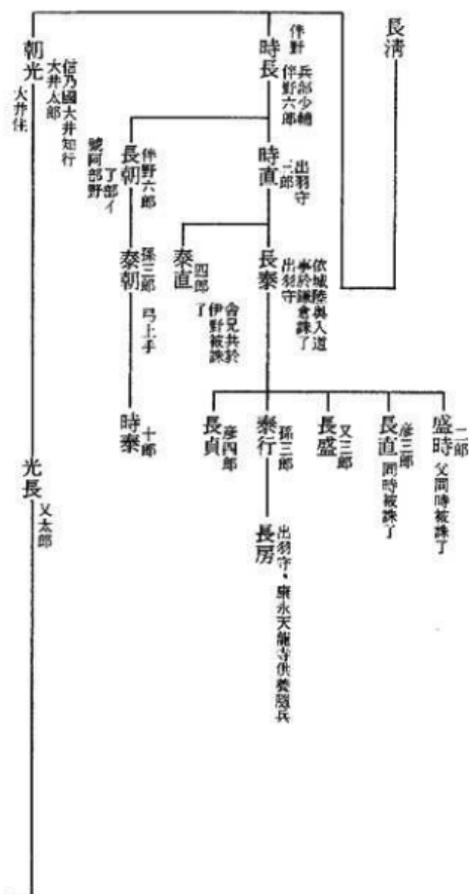
とある。これによれば慶長の頃、このあたりが滋野庄と呼ばれてゐたことがわかる。次に長野縣町村誌（北佐久郡）を見ると、布下・島河原・大日向・下之城・羽毛山・八重原（以上北御牧村）、布鹿（布施村）、蓮田・桑山（以上北御牧村）、印内（本牧村）を滋野庄というたと記してある。而して、同じ川西でも白旗の郷村は大井庄となつてゐる。即ち角曲川流域の望月牧を中心とした所が滋野庄であつたことになる。然るに、この所謂滋野庄の村々は天正の頃まで大井庄であつたことは、前に引證せる史料二に志津田郷、同六に望月が何れも大井庄であつたことにより明瞭である。されば角曲川流域の一部を滋野庄と呼ぶやうになつたのは慶長以後と思はれる。慶長十年徳川秀忠は征夷大將軍に任せられた。蓋し動亂漸くに鎮まり、江戸時代文化の曙光の閃めき初めた時だから、山間にも文字を解する者多くなり、印内・津金寺其の他滋野氏關係の遺文・遺跡・遺物に注意せられ、随つて滋野姓望月氏の本據地でもあつたことが明かになりたる爲、當時の好事家によつてかく呼びなされたものと思はれる。

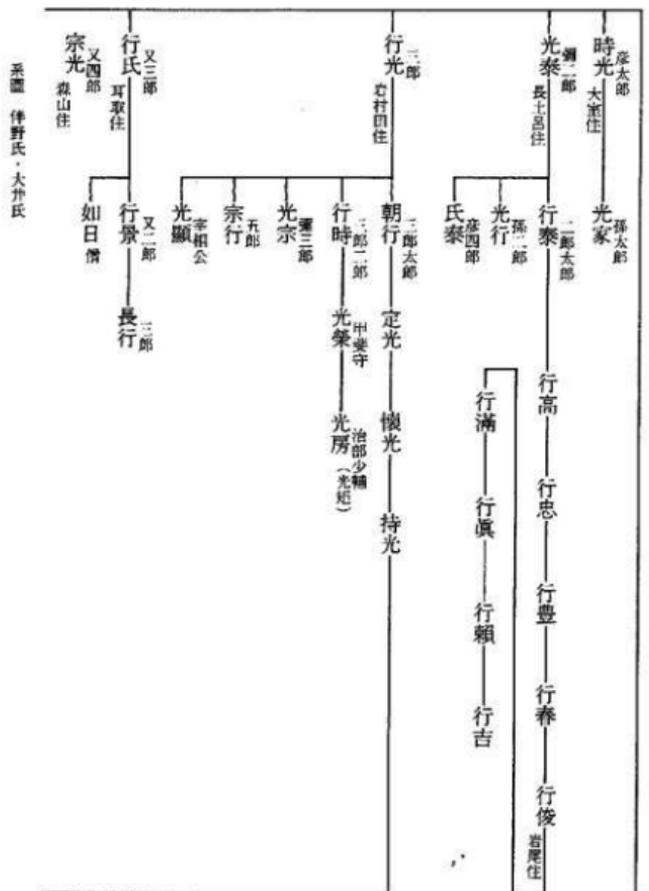
註(1)兩羽神社は古く太玉大明神と稱し、祭神は太玉命、天兒屋根命にして、望月氏の勳蹟する所なりと傳へられ、其の祖普瀧船代の像といふ古木像が二軀残つてゐる。（下之城村誌）

(2)標札は北佐久郡北御牧村渡邊辺重平氏の所藏。

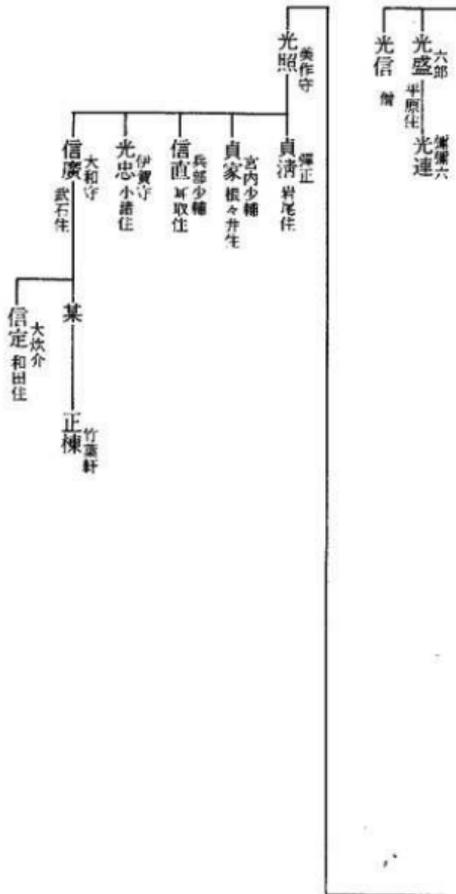
系圖 伴野氏・大井氏

伴野氏・大井氏





系圖 伴野氏・大井氏



註 伴野氏は尊卑分限、大井氏光盛以後は小縣郡史二二〇三頁に據る。

大井城址

調査委員 岩崎長忠

- 一名稱 長野県指定史蹟大井城
- 二所在地 北佐久郡岩村町大字岩村田字荒宿東王城・黒岩城・石並城。
- 三城階

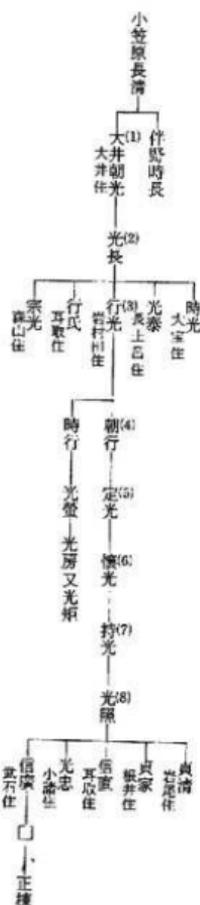
(一)大井地名考

和名鈔所載佐久郡大井郷に岩村田・平根・三井・中佐郡・御代田・南大井の各町村を當てて居ることに誤なしと認め、が大井なる字名が現存しないので郷を代表した地區がどこであつたかは今猶推考を要する。大井郷にも牧馬のあつたことは岩村田の北・御代田境に野馬除の小字があり、岩村田・平尾・安原等に宿の古地名のあることによつて推定される。佐久高原に到る處で飼はれた牧馬が大井郷でも養まれたのである。けれども大井郷であつて大井牧でなかつたのは古代米穀の方の主産地であつてここに人煙が繁華したことを告げて居る。それ故に大井は米作と離れ難い大堰と解すべきであらう。京都の大堰川から推考すれば佐久の大堰川は湯川を當てることが出来る。併し堰路として大なるは湯川系湯水中古代著名のものとしては大井城下から揚げて居る常木堰である。今日常木堰の養ふ所は岩村田・中佐郡・中津を過ぎて五千石に達する。今日産米は地たる中佐郡附近の田圃の第一開拓は自然流路たりし湯川の利用による。次は平安の初期と推定する常木堰である。徳川の初期に至つた開拓家贈從五位市川五郎兵衛はこの堰路を延長して常田新田を開いて一層田面を擴大し後更に矢張り開拓家たりし贈從五位柏木小右衛門開通の御影塚末や之等による少量の灌水

を利用して今日に至つて居る。とにかく平安初期としては常木湯水は大工事である。その流路は大堰であつた。堰の別はセギ、揚口は井口ともいふ。井口の字名及び姓氏はこれによる。堰路を井堰ともいふ。即ち大井は大堰と解する所以である。岩村田の地名は岩村の田の意、大井城脚一帯及び對岸黒岩に稱荷に岩盤露出せるによりこの村名を生じ大井郷の中一村となりその附近の田地を岩村の田と呼稱し後轉じて岩村田が村名になり、ここに人煙の繁くなるにつれて岩村田が大井郷に置換へられるに至つたものであらう。併し足利末迄は兩用であつたが徳川に入り慶長十八年頃中仙道の開通により岩村田驛が著はれて大井は失はれた。常木堰の意義はまだ考へ及ばない。

(二)大井氏

大井郷は平安末に至つて大井庄になりその地域は郷より廣い。鳥羽天皇の皇女降宇内親王即ち八條院の御領となり、藤原宗繼がその領家であつた。而してその中心地區が岩村田であつたことは前記大井地名考によつて明かである。大井庄内での豪族に遊野氏の一系根井氏があつた。その遺蹟は中佐郡根井に在る。根井妻親は義仲の部下四天王の一人であつたが義仲の陣歿に殉じてから根井一族は解消し、數年後北條時政がこの庄の地頭であつたことは東鑑文治四年六月四日の記録によつて明かである。時政失脚後甲斐の小笠原氏の管する所となり、承久の頃信濃の守護小笠原長清の子時長は伴野庄を管して、前山に居住し伴野を氏稱し、弟朝光は大井庄を管し大井即ち岩村田に居住して大井を氏稱し、佐久平を南北に二分して小笠原の勢力範圍に歸し、その後盛衰はあつたが足利末迄續いた。朝光以後大井氏の世系は次の通りであつた。



大井氏初代朝光及び第二代光長の所所はまだ明かでない。四隣譚は「朝光嘉祿元年三月九日於岩村田館卒せられ時二十八歳」とあり。龍雲寺所藏東京帝大所収文書弘治元年同寺第六代桂室實文大井殿敷代の法名中に朝光の法名は松山榮公大禪定門、光長のは萬年存公大禪定門とある所から見れば朝光・光長共に単に逐任ではあるまい。第三代行光以後は岩村田館居住である。その館院がどこであつたかの跡付けは困難であるが地名地形等から見て武家の居館としては岩村田町宇荒宿から王城附近一帯で被野居館と推定する。伴野氏については岩村田町宇荒宿から王城附近一帯で被野居館と推定する。伴野氏については見れば前山及び野澤の遺跡は誠即居館である。王城とは四隣譚載採録の「雜記」によれば「村上天皇の皇子信濃に下向、佐久郡春日に伴給ひ、後甲州へ御勅座になって勝間にて王城を建て、翌年岩村田に王城を立て爰に住み給へり」とある。この傳説が真ならずとも王城は石井・黒岩兩城の中央に位し三城中最初の構と見ることが出来る。氏神は傳承によれば朝光が鎌倉から勧請した若宮八幡だとなつて居る。歸依寺は岩村田の龍雲寺と三井村安原の安養寺である。舊地は岩村田町上ノ城及び安原の舊城附近にあつたといふが今は明でない。

第四代朝行の代理武二年十二月廿三日東山道の官軍當城に來攻、時に同族小笠原長宗や北信の總村上信實等來り援けたが遂に陥落した(太平記・忠那文書に依る)。第五代光榮をへて第六代光輝(又光桓)の代應永七年川中島大塔の戦には光輝中立を守り終りに小笠原勢と東北信武旗との和解を遂げた。第七代大井持光は永享十一年その甥關東管領足利持氏の季子永壽王七歳をその乳母の兄なる三井安原なる安養寺住僧に託して鞠習し、永壽王十五歳に至り足利成氏と稱しそれより威を關東に振ふに及び持光の威も鎌倉に加はり聲形と稱し連枝に列した。ここに於いて四隣大井領に歸屬し大井氏に動行し且近國の藩侯を來つて謁を持光に請ふに至つた。その所領は佐久三十六郷中廿四郡邑六十と稱せられ、大井氏最盛の時期であり、從つて岩村田の最も殷盛な時代である。

第八代光照は甲斐源氏から入つて大井氏を嗣いたが應仁元年には村上政國と大井ヶ原に戦つて敗れて甲州に奔り、成氏の威望衰ふると共に大井氏も勢傾き、文明十一年には伴野氏と戦つて破れ、同十六年には村上伴野の兩軍大井城を攻め寄手に火を放つ、折ふし猛風吹きわたり城郭を灰にし並木を燒きつくし猶火勢は四方に廣まつて神社佛國民家を灰燼に歸し光照支へるに由なく遂に降服した。かくて大井氏は承久年間その祖朝光ここに遷居

以來八代凡二百六十餘年にして衰微し、その後村上氏次いで平賀氏に管理され更に武田氏の入佐によつて大井城の存在はその跡を薄くしてしまつた。岩村田も足利の中期には散敷な町であつたが應仁文明以後住民四散して小村となり多くの寺院も荒廢してしまひ大井氏の武備も文化も分り兼ねるようになつた。

四 城跡

岩村田町荒蹟の東から東北に亘る南北約七百米、東南約百米から二百米近い幅を持つ南北に細長い臺地がある。地層は淺間山流出の岩礫を基岩として居る。東は絶壁でよち窪く湯川に臨んで對岸の三井平根の臺地と相對し湯川方面から臨めば自然の城郭景觀を具備して居る。南から西を巡り北にかけて淺間山麓によく發達して居る田切を利用した臺地がある。この細長い臺地が史上にある大井城址である。この細長の地域は切通しによつて三分されて居る。平根村に通ずる切通し以南の一郭南北約二百米位の地域を黒岩城と稱し、その西南の岩壁の黒い所からこの名を得て居る。その頂上一帯はほぼ平な島地である。この平根行切通から北岩子廣果行切通迄これも南北約二百米位が王城である。中央に臺地を横切る臺地あり幅六米深さ二米位、南半は畑地となり、北半は畑地の間に墓地が多い。岩子行切通以北は約三百米は石並城又はいせなみ城と稱へ松林間に墓地島地臺地がある。以上の三城を合せて大井城といふ。

岩村田附近に大井一族の居城址が前記大井氏世系で示した大臺・長土呂・耳取・森山・岩尾・根井・小諸の六城の外上ノ城・燕城がある。上ノ城は岩村田の南にあり大井氏詰の城といはれて居る。徳川末岩村田藩城の構築によつてその原形は認められないが自然の城郭景觀を持つて居ることは大井城と同様である。今は徳川幕末の城址として本縣の史蹟に指定されて

居る。燕城は三井村安原の北約百米の獨立せる山の頂にあり、大井城を東に去る約三行四圍の眺望開け矢張り自然の城地である。現在上面は多く耕されて畑地となり處々林樹ありその基礫は安原石の産地をなし古の城郭遺蹟はない。併し山下にはこの古城址にちなむ字名がある。

長土呂の城址は岩村田町大字長土呂の中央にあり、古來障城と呼ばれ東西五十八間南北六十七間の長方形をなし面積三千八百八十六坪を有し東南の隅が徳川時代からの郷倉や明治時代からの長土呂分教場等によつて破壊されて居る外土層址・濠址等殘存しいかにも足利時代型の居館址らしい風格を備へて居る。土固の内部は大臺畑地となつて居る。長土呂部落は元河村西約一軒半の叢林附近にあつたがここに移つたといふ。或はこの城郭築造と關係あるか。

五 保存

大井城址は畑地や墓地になつてその原形を大部分失ひ殘存の部分も將來全く現状保存は困難である。併し大井庄の地頭の居城址を明にすることは必要なることなるが故に黒岩城中央の見晴らしに標柱を建て、大井城中の黒岩城を示し他の二城をここに附設したい。燕城・長土呂の障城にも標柱を要する。

『日本城郭大系』長野県

佐久市頁一四一

大井城

①佐久市岩村田子古蹟(岩村田城)鎌倉時代初期②大井城跡③平山城④地切の西〇〇m×一〇〇m⑤城址指定史跡⑥太平記⑦太平記⑧源朝野史⑨軍記⑩

【沿革】(佐久市史)

大井城は岩村田の東北部にあり、東側は一〇m内外の断崖となつて湯川に臨んでいるが、他の三方はほとんど高低差がなく、岩村田の市街地に続いている。北側から石並城・王城・黒岩城と並び、構築年代は石並城が最も古く、続いて王城、黒岩城の順とされている。三城を合わせて大井城あるいは岩村田城とよび、文明十六年(一四八四)までは大井庄地頭として佐久郡東北部を中心に勢力を振るつた大井宗家が、のちにその支族が本拠地とした。現在、長野県指定史跡となつているが、その遺構はほとんど無に近い。

大井氏は甲斐源氏の流れを汲み、小笠原氏を称した長清は「鎌倉方無二人の人なりけれ、信濃・阿波二ヶ国の太守となりて、息子に領采地、各庄園に付られたり。朝光も大井に人部あり、いくはとなく嘉禄元年三月十九日、於岩村田築せらる」と『四部譯註』にあるとおり、朝光は大井庄の地頭として岩村田館に居を構えた。この館は石並城であつたとされているが、地頭得分に充当できる水田地帯の存在や館の構造などから長土呂部がそれではなかつたかとする説もある。

当時、佐久郡には遊野氏に属する望月氏らの旧勢力があつたが、その間

を離つて朝光の子太郎光長は、中央の鎌倉でも活躍しながら、地元でも地歩を拡大し、その子は長土呂・耳取・森山・平原らに館を構えた。

建武二年(一三三五)、北条時行を奉じて鎌倉に攻め入つた北条光の季兵(中先代の乱)は、足利軍氏に時行討伐の口実を与えた。鎌倉に下つた時氏は自ら征夷大将軍を称し、朝廷の命に従わず、かえつて新田義貞の討伐を請願に依えた。信濃では前守護小笠原貞宗や村上信貞らがこれに応じたが、小笠原氏系である大井氏もこれに加つた。そこで弾正尹富(長土呂)王を大将に、四国・九州の大名、信濃の仁科・高梨氏ら一万余の朝廷軍は、東山道を佐久郡に入り、「於大井庄合戦」(『惣州文書』など)が行われた。城將大井朝行は奮戦数日に及んだが、十二月二十三日に落城した。大井庄合戦とあるのみで、現地については詳らかでない戦場も、城將大井朝行とあるからには大井氏の居城大井城―石並城であつたに違いない。石並城はこの際、破壊され、以後、大井城―王城となつたのではあるまいか。

大井氏は、中先代の乱に続く大井庄合戦で敗れたが、足利氏が権力を握るに及んで再び勢力を盛り返し、繁栄を続けた。大井氏は永享十年(一四三八)、関東管領の圧力に反抗して鎌倉へ攻め入つた鎌倉以来の旧勢力、信濃の守護小笠原政康らの軍には同系統でありながら加わらず、かえつてこの戦い(永享の乱)で敗れた北条時氏の末子永寿王を安原の安養寺にかくまつた。このような関係で永享の乱に続いて行なわれた越後合戦(永享十二年)には、大井一族がほとんど小笠原政康に従つて幕府軍に属したにもかかわらず、ひとり岩村田大井宗家のみはこれに加わらなかつた。そのため、一時は非違の時もあつたが、永寿王が成人して古河公方となるに及んで再び勢力を盛り返し、文明十六年(一四八四)まで、岩村田大井氏の繁栄期を迎えるのである。

繁栄期の大井城下を「四郎遺跡」は「応永年中、大井越前守、関東管領足利持氏公に仕て、武功三軍に出たり、したがって大井の城も盛大也」民家六千軒、交易四通し、賑ひ国府にまさり、八日町通石橋といふ所、城外市店の中央なりとそ、「大井城外の広狭を按、南北凡四十丁許、東西凡三十四五丁、或へ四十三五丁許、交易利達之地也」としており、真光寺・龍雲寺、その他の寺社が立ち並んでいた。しかし、文明十六年、更級・堀科両部から小泉郡にかけて勢力のあった村上氏が大兵をもって岩村田の宿城を攻撃し、火を放ったので、城は落ち、城下町は一挙に灰燼に帰し、城主大井安房丸は小路に逃れ、鎌倉時代からの岩村田大井宗家もここに滅亡した。

天文九年（一五四〇）頃から本格的に開始された甲斐武田氏の佐久侵入で、同十二―十三年頃までには内山・志賀城を除いて佐久はほぼ武田氏の手中に落ちた。岩村田城主大井貞隆は追われて小泉郡長窪に移り、そこも攻められて逃げ捕られ、甲府へ送られたのが同十二年九月である。この戦いで岩村田城は兵火に遭ったらしく、同二十年には武田信玄の手で大改修が行なわれている。信玄はまた北高禪師を招いて龍雲寺を再興するなど、城下の再建にも力をいたし、「岩村田一郡の大小の内、先志の者に候とも、当任に對し奉り機忍を企つれば、分國を治せざるべき事」（『蒲州古文書』）などの触れを出して旧勢力の一掃と民心の安定に努めた。そして越後上杉氏との抗争の間は、ここを中間の基地とした。

大井城

天文十年（一五八一）、武田氏が滅亡すると、佐久郡へは関東から北条氏直の軍が入り、武田氏の旧臣である岩村田城主大井美作守（大炊助、雅末助）をはじめ、佐久の大勢はこれに従った。一方、徳川家康も佐久郡の平定を望み、遠江二侯にあった麾下の依田信蕃を佐久に帰し、春日の穴小屋

に籠もって北条軍の糧道を断たせたため、北条軍は徳川氏と和睦を結び、関東に引き揚げるをえなかつた。そこで、信蕃はいっきに佐久の平定に乗り出し、まず岩村田城を攻略した。この時の戦いについて「依田記」は「真田（真守）も御味方ニ罷成候に申、右衛門佐（信蕃）と申合、岩村田と申地ヲ東取候半と申、八幡原と申所ニ陣を取、筑摩川の左ニ人数を立ならべ罷有候、右衛門佐ハ筑摩川を打越、塩名田と申所を越上り、則川ニ而渡候人数を棄て、夫より岩村田江御々、其川口ニ敵突掛り候所ニ、右衛門佐自身真先（馬）を入、乗別、人数二百も討捕申候（中略）其時家康様より御感状御置判頂戴之者へ、依田左近之助・依田主膳・奥平金弥此者云にて御座候、（中略）岩村田石衛門佐手ニ入申ニ付て、名代ニ依田勤助と申者を指置申候」と述べている。

大井城の遺構は、現在ほとんどみることが残っていないが、元文年間（一七三六―一七四一）に書かれた『四郎遺跡』には「古城跡凡南北七町余、東西惣丁半或式丁余、今の荒町此郡内なるへし、中に切通シ二ヶ処あり、中央を王城と云、北をいせならびと云、前に御坪という所あり、南を黒岩といふ、上田軍記にはゆる黒岩の陣城是也、今十二といふ河あり、天正年中の、大手の橋跡とそ、中央わうちやうの切通し、精進橋といふ内に穴あり、二重堀あり、井水あり、赤崖垣外といふ所より水を取たる遺形あり、北にも門台・竈台皆残れり、本丸に米穀の砂利出る所あり、大石を覆ふたる所あり」とある。

つばめ 燕 城

①佐久市安曇野市香取の②大井氏から岩山城の③一七九〇年七〇日、標高七三〇m、比高〇m④一七

『長野町誌』(北久志)

燕城は関東山地の最西端に属する小丘段上にある。西側一帯は高燥性の土地で、佐久平に続き、安原の集落が南側に隣接する。このあたりは古くから開けた地域で、城の近辺は古墳地帯で、南西部には安原大塚古墳(其ノ塚市指定史跡)があり、また東方九〇〇mのあたりには佐久における式内社の一つに比定されている英多神社がある。

城跡は現在、石材採取場となつて、まったく原形を残しておらず、『長野県町村誌』には「嶺上平坦にして東西五十八間、南北四十二間、今林となる。姓保年中大井太郎朝光旧館、後安原某住居大井氏、安原某成氏に従ひ関東へ移る」とある。ここが大井氏一族の支配地であったことは、嘉暦四年(一二三九)の『鎌倉幕府下知状案』に六番五月会分として「石頭、大井庄内安原・番坂郷大井又三郎入道」とあることで明らかである。

大井城関係年表

- 九三一 承平年間 匿名類聚鈔できる。佐久郡美理・大村・大井・刑部・青治(沼)・茂里・小治・餘戸の郷名記される。
- 一一八六 文治二 後白河法皇、佐久郡伴野庄(院御領)・大井庄(八条院)等の年貢の未納を頼朝に督促させる。〔吾妻鏡〕
- 一一八八 文治四 頼朝、大井庄等関東知行国等の去年以前ノ未済の年貢を免ぜられんことを請う。〔吾妻鏡〕
- 一一九四 建久五 信濃國大井庄の今年年貢を十一月中に京都に宛済の旨仰下さる。〔吾妻鏡〕
- 一二三八 曆仁元 大井太郎(光長)、將軍藤原頼経の人格の隨兵となる。〔吾妻鏡〕
- 一二四〇 仁治元 大井太郎(光長)、將軍家箱根社・三島社參詣の後陣隨兵を勤める。〔吾妻鏡〕
- 一二四四 寛元二 大井太郎(光長)、落合の新善光寺三尊を鈔造する。〔新善光寺銅鑪銘〕
- 一二四六 寛元四 大井太郎(光長)、御弓始の一善射手をつとめる。〔吾妻鏡〕
- 一二五〇 建長二 大井太郎等、幕府關院内農造營に銅地用材を調進する。
- 一二七九 弘安二 小笠原光長、落合の新善光寺に銅鐘を寄進する。
- 一二八〇 弘安三 大井朝氏、流鏑馬の射手を勤める。〔吾妻鏡〕
- 一三〇二 乾元元 大井庄、御宇多上屋の御領となる。
- 一三〇六 徳治元 大井庄、昭慶門院領として安堵される。
- 一三一九 元徳元 關方上宮五月会に佐久郡の大井庄等郷名あり。〔守矢文書〕
- 一三三五 建武二 鎌倉で御醍醐天皇に叛いた足利尊氏直義を討討のため京都を発した東山道軍は、佐久郡大井庄において、尊氏兄の小笠原宗・村上信貞と戦った。〔忽那文書〕〔忽那繪圖卷記〕〔河野土居承因〕
- 一三四九 正平四 信濃國大田庄内大倉郷地頭職の違乱を守護代大井光長に命じて止めさせる。〔金澤文庫文書〕
- 一四〇〇 応永七 村上潤信・伴野・平賀・田口・望月・桜井・高沼・洲吉・小野沢等の佐久勢をはじめ信濃國人を誦らい、信濃守護小笠原長秀と四宮河原・塩崎城・大塔城に戦う。大井光矩丸手にひかえて長秀の命に応じない。大井光矩講和を斡旋し、長秀京都に帰る。〔大塔物語〕〔市河文書〕
- 一四〇三 応永十 信濃の守護代人國の限、村上・大井・友野・井上・須田はこれに従わず戦う。〔市河文書〕
- 一四三五 永享七 佐久の大井と戸田争う。足利義教は信濃守護小笠原政康に大井持光を授けて戸田下野守を討つことを命じたが、ついで両者を和睦さ

せることを命じた。〔満濟准后日記〕〔足利將軍御内書并奉書留〕

- 一四三九 永享一一 關東管領足利持氏鎌倉で自刃。持氏の子永寿王丸（五歳）信濃に落ち、大井持光に頼り、安樂寺にかくまわれる。〔鎌倉大草紙〕
- 一四四〇 永享十二 結城氏朝足利持氏の遺子春王丸・安王丸を結城に迎えて幕府に反す。大井持光は幕臣をつけて永寿王丸を結城に送る。〔蒙古文書〕

〔鎌倉大草紙〕

大井持光、結城氏朝に応じて種水峠に陣を進めたが上杉にはばまれる。〔永享記〕〔南方紀傳〕

- 一四四一 嘉吉元 再び永寿王大井持光のもとにかくまわれる。〔足利系図〕〔上杉略譜〕〔永享後記〕〔結城戦場別記〕〔足利治乱記〕〔湘山星移案〕
- 一四四七 文安四 永寿王関東管領に補せらる。〔鎌倉大草紙〕〔鎌倉九代後記〕〔善通川判鑑〕〔上杉略譜〕〔足利系図〕〔永享後記〕〔永享記〕

諏訪上社御射山祭頭役、岩村田大井播磨守持光が勤める。〔諏訪社御符禮之古書〕

- 一四五四 享徳三

岩村田庄、大井太郎政光勤める。〔 〕

- 一四六一 寛正二 諏訪上社頭役、岩村田、大井刑部少輔政光勤める。〔 〕

- 一四六四 寛正五 諏訪信満父子、佐久の大井殿と申し合わせて、甲斐に攻め入ったが御柱引のため軍を引いた。

- 一四六五 寛正六 室町幕府奉行入伊勢貞親は、大井刑部少輔が馬を贈ったのを謝する。〔寛元日記〕

- 一四七二 文明四 大井氏甲州に侵入し、八代郡花取山に戦う。〔妙法寺記〕〔王代記〕

- 一四七四 文明六 岩村田の大井政光は京都相国寺常徳院小補軒主横川景三に、表徳号を請い、その説を作ってもらった。また、信濃の御一音を法願として上洛させ、幕府に上奉した。〔播磨京華集〕

- 一四七八 文明一〇 諏訪上社頭役、岩村田、大井源政朝代初……〔諏訪社御符禮之古書〕

- 一四七九 文明一一 伴野火井大乱、大井殿伴野へ生取り、後掃す。〔 〕

- 一四八三 文明一五 岩村田大井源安房丸代始、……〔 〕

- 一四八四 文明一六 岩村田の大井城陥り、兵火によって全町焼失。〔龍雲寺文書〕〔太田山實録〕〔新撰和漢合図〕

信濃の僧瑞知客、佐久郡慶雲寺の住持蓮可長宗の伝言をもって和泉海会寺の住持大叙を訪い、大井、伴野、田口等の情勢を物語る。

大井は千騎の大將、執事は吉田と相木

- 一四九三 明応二 岩村田郷大井駿河守康光、佐久郡成身院に金襴襦を寄進する。

佐久郡大井城主大井玄隆、龍雲寺を再興。〔太田山實録〕

- 一五〇九 永正六 將軍、上杉顯定等に命じて、伴野六郎と大井太郎の争を和解させる。〔御案内書〕

- 一五二三 大永三 大井貞隆、紀伊高野山蓮華定院をもつて領内住民の宿坊と定める。〔蓮華定院文書〕
- 一五四〇 天文九 武田信虎、佐久郡に攻入り落城をおとす。〔勝山記〕
- 一五四一 天文十 武田信虎、岩村田龍雲寺祖昌に便りをする。〔龍雲寺文書〕
- 一五四三 天文一二 武田晴信、大井貞隆を小泉郡長徑に攻めてこれを生けどり、甲府に送る。〔高白斎記〕
- 一五五一 天文廿 武田晴信、桜井山城に入り、岩尾・岩村田城を修理する。〔高白斎記〕

大井城—大井城関係文献史料集—

発行日 昭和59年3月31日

編集者 大井城跡総合調査団

発行者 長野県佐久市教育委員会

佐久市大字中込3056 〒384-01

電話 (02676) 2-2111

印刷所 株式会社 佐久印刷所